

平成 24 年 第 1 回

宿毛市議会定例会議録

平成24年3月5日開会
平成24年3月26日閉会

宿毛市議会事務局

平成24年第1回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成24年3月 5日 月曜日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
事務局職員出席者	3
出席要求による出席者	3
開 会 (午前10時01分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	5
○日程第2 会期の決定	5
(諸般の報告)	
(行政方針の表明)	
○日程第3 議案第1号から議案第60号まで	15
(提案理由の説明)	
市 長	15
散 会 (午前11時33分)	
陳情文書表	23

第 2 日 (平成24年3月 6日 火曜日) 休会

第 3 日 (平成24年3月 7日 水曜日) 休会

第 4 日 (平成24年3月 8日 木曜日) 休会

第 5 日 (平成24年3月 9日 金曜日) 休会

第 6 日 (平成24年3月10日 土曜日) 休会

第 7 日 (平成24年3月11日 日曜日) 休会

第 8 日 (平成24年3月12日 月曜日)

議事日程	25
本日の会議に付した事件	25

出席議員	25
欠席議員	25
事務局職員出席者	25
出席要求による出席者	25
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 一般質問	27
1 松浦英夫議員	27
市 長	32
教育委員会委員長	33
教 育 長	34
松浦英夫議員	37
市 長	39
教 育 長	39
松浦英夫議員	39
2 山上庄一議員	40
市 長	43
山上庄一議員	46
3 高倉真弓議員	47
市 長	48
教 育 長	49
高倉真弓議員	50
市 長	51
高倉真弓議員	52
4 浅木 敏議員	53
市 長	57
教 育 長	62
浅木 敏議員	64
市 長	66
浅木 敏議員	67
市 長	68
浅木 敏議員	68
5 今城誠司議員	68
市 長	69
今城誠司議員	70
市 長	71
今城誠司議員	71
市 長	71

今城誠司議員	7 2
市長	7 2
今城誠司議員	7 2
市長	7 3
今城誠司議員	7 3
市長	7 3
今城誠司議員	7 4
市長	7 4
今城誠司議員	7 5
市長	7 5
今城誠司議員	7 5
市長	7 5
今城誠司議員	7 6
市長	7 6
今城誠司議員	7 6
市長	7 7
今城誠司議員	7 7
市長	7 7
今城誠司議員	7 7
市長	7 7
今城誠司議員	7 8
市長	7 8
今城誠司議員	7 8
市長	7 8
企画課長	7 8
今城誠司議員	7 8
延 会 (午後 4時12分)	

第 9日 (平成24年3月13日 火曜日)

議事日程	8 1
本日の会議に付した事件	8 1
出席議員	8 1
欠席議員	8 1
事務局職員出席者	8 1
出席要求による出席者	8 1
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 一般質問	8 3

1 野々下昌文議員	8 3
市　　長	8 3
野々下昌文議員	8 3
市　　長	8 3
野々下昌文議員	8 4
市　　長	8 4
野々下昌文議員	8 5
市　　長	8 5
野々下昌文議員	8 5
市　　長	8 5
野々下昌文議員	8 5
市　　長	8 6
野々下昌文議員	8 6
市　　長	8 6
野々下昌文議員	8 6
市　　長	8 6
野々下昌文議員	8 7
市　　長	8 7
野々下昌文議員	8 7
市　　長	8 7
野々下昌文議員	8 7
市　　長	8 7
野々下昌文議員	8 8
市　　長	8 8
野々下昌文議員	8 8
市　　長	8 8
野々下昌文議員	8 9
市　　長	8 9
総務課長	9 0
野々下昌文議員	9 1
市　　長	9 1
野々下昌文議員	9 1
市　　長	9 2
野々下昌文議員	9 2
市　　長	9 3
野々下昌文議員	9 4
市　　長	9 4
保健介護課長	9 4
野々下昌文議員	9 5

市長	95
野々下昌文議員	95
2 岡崎利久議員	96
市長	96
岡崎利久議員	96
市長	96
岡崎利久議員	96
市長	97
岡崎利久議員	97
市長	97
岡崎利久議員	98
市長	98
岡崎利久議員	98
市長	98
岡崎利久議員	99
市長	99
岡崎利久議員	99
市長	99
岡崎利久議員	99
市長	99
岡崎利久議員	99
市長	100
岡崎利久議員	100
市長	100
岡崎利久議員	100
市長	100
岡崎利久議員	101
市長	101
岡崎利久議員	101
市長	101
岡崎利久議員	101
3 浦尻和伸議員	102
市長	102
浦尻和伸議員	103
市長	103

浦尻和伸議員	104
市長	105
浦尻和伸議員	105
市長	106
浦尻和伸議員	106
市長	107
浦尻和伸議員	107
市長	108
浦尻和伸議員	108
市長	108
浦尻和伸議員	109
市長	109
浦尻和伸議員	110
市長	111
浦尻和伸議員	111
市長	111
浦尻和伸議員	112
4 濱田陸紀議員	112
市長	112
濱田陸紀議員	113
市長	113
濱田陸紀議員	113
教育長	113
濱田陸紀議員	114
教育長	114
濱田陸紀議員	115
教育長	115
濱田陸紀議員	115
市長	115
濱田陸紀議員	116
市長	117
濱田陸紀議員	117
市長	117
濱田陸紀議員	117
教育長	117
濱田陸紀議員	118
教育長	118

濱田陸紀議員	1 1 8
5 寺田公一議員	1 1 9
市　　長	1 1 9
寺田公一議員	1 1 9
市　　長	1 2 0
寺田公一議員	1 2 0
市　　長	1 2 0
寺田公一議員	1 2 1
市　　長	1 2 1
寺田公一議員	1 2 1
市　　長	1 2 2
寺田公一議員	1 2 2
市　　長	1 2 2
寺田公一議員	1 2 2
市　　長	1 2 2
建設課長	1 2 2
寺田公一議員	1 2 3
市　　長	1 2 3
寺田公一議員	1 2 3
市　　長	1 2 3
寺田公一議員	1 2 4
市　　長	1 2 4
寺田公一議員	1 2 4
建設課長	1 2 5
寺田公一議員	1 2 5
市　　長	1 2 5
寺田公一議員	1 2 6
教　　育　　長	1 2 7
寺田公一議員	1 2 7
教　　育　　長	1 2 7
寺田公一議員	1 2 8
市　　長	1 2 8
寺田公一議員	1 2 9
市　　長	1 2 9
寺田公一議員	1 3 0
市　　長	1 3 0
寺田公一議員	1 3 0

市長	130
寺田公一議員	131
市長	131
寺田公一議員	132
市長	132
寺田公一議員	132
教育長	132
寺田公一議員	133
教育長	133
寺田公一議員	135
教育長	135
寺田公一議員	135
教育長	136
寺田公一議員	136
教育長	136
寺田公一議員	136
延会（午後4時49分）	

第10日（平成24年3月14日 水曜日）

議事日程	137
本日の会議に付した事件	137
出席議員	137
欠席議員	137
事務局職員出席者	137
出席要求による出席者	137
開議（午前10時00分）	
○日程第1 一般質問	139
1 宮本有二議員	139
市長	139
宮本有二議員	139
市長	140
宮本有二議員	141
市長	141
宮本有二議員	141
市長	142
宮本有二議員	142
市長	143

宮本有二議員	1 4 3
市長	1 4 4
宮本有二議員	1 4 4
市長	1 4 4
宮本有二議員	1 4 4
市長	1 4 5
宮本有二議員	1 4 5
市長	1 4 6
宮本有二議員	1 4 6
市長	1 4 6
宮本有二議員	1 4 6
市長	1 4 7
宮本有二議員	1 4 7
市長	1 4 8
宮本有二議員	1 4 8
市長	1 4 8
宮本有二議員	1 4 9
市長	1 5 0
宮本有二議員	1 5 0
市長	1 5 2
宮本有二議員	1 5 3
市長	1 5 5
宮本有二議員	1 5 5
市長	1 5 7
宮本有二議員	1 5 7
○日程第2 議案第1号から議案第60号まで	1 5 8
質疑	1 5 8
1 松浦英夫議員	1 5 8
企画課長	1 5 9
福祉事務所長	1 6 0
環境課長	1 6 0
教育次長兼学校教育課長	1 6 1
松浦英夫議員	1 6 1
環境課長	1 6 2
教育次長兼学校教育課長	1 6 2
松浦英夫議員	1 6 2
環境課長	1 6 2

松浦英夫議員	162
2 山戸 寛議員	162
教育次長兼学校教育課長	164
総務課長	165
山戸 寛議員	165
教育次長兼学校教育課長	166
山戸 寛議員	166
3 野々下昌文議員	166
教育次長兼学校教育課長	167
企画課長	168
建設課長	169
総務課長	169
環境課長	169
野々下昌文議員	170
教育次長兼学校教育課長	170
総務課長	171
野々下昌文議員	172
4 今城誠司議員	172
建設課長	172
産業振興課長	172
総務課長	173
今城誠司議員	173
建設課長	174
総務課長	174
今城誠司議員	174
5 寺田公一議員	174
建設課長	175
学校給食センター所長兼沖の島学校給食センター所長	175
総務課長	176
寺田公一議員	177
副市長	177
教育長	177
○日程第3 議案第61号	178
(提案理由の説明)	
市長	178
質疑	178
委員会付託省略 (議案第1号)	178

委員会付託 (議案第 2 号から議案第 6 1 号まで)	1 7 8
散 会 (午後 3 時 4 3 分)	
議案付託表.....	1 8 0
----- · · ----- · · -----	
第 1 1 日 (平成 2 4 年 3 月 1 5 日 木曜日) 休会	
----- · · ----- · · -----	
第 1 2 日 (平成 2 4 年 3 月 1 6 日 金曜日) 休会	
----- · · ----- · · -----	
第 1 3 日 (平成 2 4 年 3 月 1 7 日 土曜日) 休会	
----- · · ----- · · -----	
第 1 4 日 (平成 2 4 年 3 月 1 8 日 日曜日) 休会	
----- · · ----- · · -----	
第 1 5 日 (平成 2 4 年 3 月 1 9 日 月曜日) 休会	
----- · · ----- · · -----	
第 1 6 日 (平成 2 4 年 3 月 2 0 日 火曜日) 休会	
----- · · ----- · · -----	
第 1 7 日 (平成 2 4 年 3 月 2 1 日 水曜日) 休会	
----- · · ----- · · -----	
第 1 8 日 (平成 2 4 年 3 月 2 2 日 木曜日) 休会	
----- · · ----- · · -----	
第 1 9 日 (平成 2 4 年 3 月 2 3 日 金曜日) 休会	
----- · · ----- · · -----	
第 2 0 日 (平成 2 4 年 3 月 2 4 日 土曜日) 休会	
----- · · ----- · · -----	
第 2 1 日 (平成 2 4 年 3 月 2 5 日 日曜日) 休会	
----- · · ----- · · -----	
第 2 2 日 (平成 2 4 年 3 月 2 6 日 月曜日)	
議事日程.....	1 8 3
本日の会議に付した事件.....	1 8 3
出席議員.....	1 8 3
欠席議員.....	1 8 3
事務局職員出席者.....	1 8 3
出席要求による出席者.....	1 8 4
開 議 (午前 1 1 時 0 3 分)	
○日程第 1 議案第 1 号から議案第 6 1 号まで.....	1 8 5
(議案第 1 号)	
討論・表決.....	1 8 5

(議案第 2 号から議案第 61 号まで)

委員長報告

予算決算常任委員長	185
総務文教常任委員長	189
産業厚生常任委員長	191
質疑	193

(議案第 2 号から議案第 12 号まで及び議案第 15 号から議案第 35 号まで

並びに議案第 37 号から議案第 61 号まで)

討論・表決	193
-------	-----

(議案第 13 号 修正案)

討論・表決	193
-------	-----

(議案第 13 号 修正部分を除くその他の部分)

討論・表決	193
-------	-----

(議案第 36 号)

討論

浅木 敏議員 (反対)	193
表決	195

(議案第 14 号)

討論・表決	195
-------	-----

○日程第 2 陳情第 4 号外 2 件

委員長報告

産業厚生常任委員長	195
質疑	196

(陳情第 4 号)

討論

浅木 敏議員 (反対)	196
表決	198

(陳情第 7 号)

討論・表決	198
-------	-----

(陳情第 8 号)

討論・表決	198
-------	-----

○日程第 3 委員会調査について

継続調査	199
------	-----

○日程第 4 宿毛市立小中学校再編調査特別委員会の設置について

(提案理由の説明)

今城誠司議員	199
質疑・討論・表決	199

○日程追加 決議案第1号 沖本市長に対する問責決議	200
(提案理由の説明)	
寺田公一議員	200
質疑	201
委員会付託省略	201
討論・表決	201
(閉会あいさつ)	
市長	201
閉会 (午後 2時40分)	
委員会審査報告書	204
陳情審査報告書	210
閉会中の継続調査申出書	211
決議案第1号	214

付録

一般質問通告表	付-1
議決結果一覧表	付-4
議案	付-4
陳情	付-8

平成24年
第1回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成24年3月5日 月曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

○ 行政方針の表明

第3 議案第1号から議案第60号まで

議案第 1号 平成23年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 2号 平成23年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 3号 平成23年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 4号 平成23年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について

議案第 5号 平成23年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

議案第 6号 平成23年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について

議案第 7号 平成23年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について

議案第 8号 平成23年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について

議案第 9号 平成23年度幡多西部介護認定審査会特別会計補正予算について

議案第10号 平成23年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

議案第11号 平成23年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について

議案第12号 平成23年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第13号 平成24年度宿毛市一般会計予算について

議案第14号 平成24年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について

議案第15号 平成24年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について

議案第16号 平成24年度宿毛市定期船事業特別会計予算について

議案第17号 平成24年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について

議案第18号 平成24年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について

議案第19号 平成24年度宿毛市下水道事業特別会計予算について

議案第20号 平成24年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について

議案第21号 平成24年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について

議案第22号 平成24年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について

議案第23号 平成24年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について

議案第24号 平成24年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第25号 平成24年度宿毛市水道事業会計予算について

- 議案第26号 宿毛市英語指導助手の報酬及び費用弁償の支給に関する条例の制定について
- 議案第27号 宿毛市水道事業の利益及び資本剰余金処分等に関する条例の制定について
- 議案第28号 宿毛市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第29号 宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第30号 宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第31号 宿毛市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第32号 宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第33号 宿毛市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第34号 宿毛市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第35号 宿毛市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第36号 宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第37号 宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第38号 宿毛市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第39号 宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第40号 宿毛市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第41号 宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第42号 宿毛市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第43号 宿毛市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の一部を改正する条例について
- 議案第44号 宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第45号 宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第46号 宿毛市定住自立圏構想推進基金条例を廃止する条例について
- 議案第47号 宿毛市の消費生活相談等の事務の委託について
- 議案第48号 宿毛市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について
- 議案第49号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第50号 愛南町立保育所を宿毛市の住民が使用することについて
議案第51号 市道路線の認定について
議案第52号 市道路線の認定について
議案第53号 市道路線の認定について
議案第54号 市道路線の認定について
議案第55号 市道路線の変更について
議案第56号 市道路線の変更について
議案第57号 市道路線の変更について
議案第58号 市道路線の変更について
議案第59号 市道路線の廃止について
議案第60号 市道路線の廃止について

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号から議案第60号まで

3 出席議員（14名）

1番 高倉 真弓君	2番 山上 庄一君
3番 山戸 寛君	4番 今城 誠司君
5番 岡崎 利久君	6番 野々下 昌文君
7番 松浦 英夫君	8番 浅木 敏君
9番 中平 富宏君	10番 浦尻 和伸君
11番 寺田 公一君	12番 宮本 有二君
13番 濱田 陸紀君	14番 西郷 典生君

4 欠席議員

なし

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本 昌彦君
次長兼調査係長 朝比奈 淳司君
議事係長 田村 泰生君

6 出席要求による出席者

市長 沖本 年男君
副市長 安澤伸一君

企画課長	山下哲郎君
総務課長	弘瀬徳宏君
市民課長	野口節子君
税務課長	沢田清隆君
会計管理者兼会計課長	小島秀夫君
保健介護課長	村中純君
環境課長	松岡博之君
人権推進課長	岩田明仁君
産業振興課長	三本義男君
商工観光課長	河原敏郎君
建設課長	岡崎匡介君
福祉事務所長	滝本節君
水道課長	岩本克記君
教育委員長	松田典夫君
教育長	岡松泰君
教育次長兼学校教育課長	出口君男君
生涯学習課長	金増信幸君
兼宿毛文教センター所長	
学校給食センター所長	乾均君
千寿園長	杉本裕二郎君
農業委員会事務局長	児島厚臣君
選挙管理委員会事務局長	島内千尋君

----- · · · · ·

午前10時01分 開会

○議長（中平富宏君） これより平成24年第1回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において西郷典生君及び高倉真弓君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（宮本有二君） 議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る3月1日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案のうえ、慎重に審査した結果、本日から3月26日までの22日間とすることに、全会一致をもって決定をいたしました。

以上、報告をいたします。

○議長（中平富宏君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から3月26日までの22日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月26日までの22日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

本日までに、陳情2件を受理いたしました。

よって、お手元に配付しております陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告の期限を3月6日午後5時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分事項の報告につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、市長の「行政方針の表明」を行います。

市長。

○市長（沖本年男君） おはようございます。

本日は、平成24年第1回宿毛市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、何かとお忙しいところ御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

平成24年第1回宿毛市議会定例会にあたり、私の市政運営に対する基本方針並びに主要な施策についての所信の一端を申し上げ、市民並びに議員の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと思います。

私は、昨年11月の市長選挙におきまして、公平、公正な市政の実現を掲げ、多くの市民の皆様に御支援をいただき、12月26日に宿毛市長に就任をいたしました。

市長就任2カ月が過ぎますが、改めて市民の目線に立った行政の重要性を強く認識いたしまとともに、職員との連携の強化を図りつつ、市民の皆様に行政の情報を積極的に発信するとともに、事業の効果を検証し、事業の優先度を判断する中で、産業の振興、市民の方々が安心・安全に暮らせるまちを目指し、取り組んでまいりたいと思います。

それでは、市政運営の基本方針について、各分野ごとに申し上げます。

財政状況について申し上げます。

平成22年度決算では、財政健全化法に基づく財政健全化比率では、すべての項目についての早期健全化基準を下回る数値となっているものの、宿毛市の借金の支払いを計画的に抑制していくための指針ともいえる公債費負担適正化計画につきましては、これまで、平成18年度に策定した当初計画を超えた市債を借り入れており、決して楽観できる財政状況ではございません。

また、今後も土地開発公社の長期保有土地の購入や、学校の建設、耐震化、消防庁舎の建築などの大型事業も多く見込まれております。

このような状況下において、平成24年度当初予算には、市街地道路関連の整備費用に加え、防災対策として、宿毛小学校の設計や消防庁舎の建築予算、津波避難対策の整備予算も計上しています。

平成24年度予算全体の特徴といたしましては、歳出では総務費、消防費が大幅に膨らみ、一般会計では、対前年度比約9.8%増の109億6,788万8,000円の予算となっております。

一方、歳入面では、自主財源である市税は、固定資産税の評価替え等により、減少することが見込まれているものの、歳出で例年以上の建設事業を計上したことから、財源不足を補うため、市債が対前年度比約76.5%増となっております。

国においては、政権運営がいまだ安定しておらず、今後もさまざまな制度改革が行われることが想定されますので、引き続き、国の動向を注視しながら、新制度の活用や必要な事業の精査等に鋭意努め、健全な財政運営を目指してまいります。

防災対策について、申し上げます。

昨年3月11日に発生しました東日本大震災では、東北地方を中心に、家屋の倒壊、その後発生しました津波により、多くの方々が被害に遭われました。今回の未曾有の大震災により、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被害に遭われた方々に対してもお見舞いを申し上げます。

さて、東日本大震災は、行政で防災にかかわるものとして、これまでの防災対策について、根底からくつがえされる大きな衝撃を受けるとともに、近い将来、南海地震の発生が予想される宿毛市にとりまして、この大震災は、市民の方々が宿毛市の現況に置きかえ、南海地震発生時のイメージをされたのではないかと思います。

しかしながら、昨年3月11日には、宿毛市でも大津波警報が発令され、沿岸地域への皆様の避難指示を発令したものの、多くの方々が遠隔地での地震であり、揺れを感じていないことなどから、避難者が少ない状況がありました。

幸い、大きな津波の影響はありませんでしたが、今後は市民の皆様の危機管理意識の向上が、命を守るための大きな課題と、改めて認識したところであります。

平成24年度は、6月10日に東日本大震災以降では初めてとなる高知県総合防災訓練が宿毛市で実施されることとなっており、市民の防災意識の向上を図るとともに、引き続き、現在、91.4%の自主防災組織率を100%に向けた取り組みを進める中、津波避難道などの避難施設の整備を推進してまいります。

また、本年は、東日本大震災を踏まえた新たな南海地震の被害想定が、国の中防災会議から発表される予定となっております。

この新たな想定に伴い、津波ハザードマップの更新を行い、市民の方々と津波避難場所の再検討、地域防災計画の見直しをしていきたいと

考えております。

消防行政について、申し上げます。

宿毛消防庁舎の建築については、平成23年度に杭打ち工事に着手したところであり、平成24年度末の完成を目指しております。今後も引き続き、消防力を低下させることのないよう、職員の技術の向上にも力を入れ、より高いレベルで住民の安心・安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

救急業務につきましては、件数も増加する中で、複雑多様化する救急需要に対応するため、救急救命士や気管挿管資格者の育成と、職員の知識の向上に取り組み、救命率の向上を図ってまいります。

戸籍事務の電算化について申し上げます。

住民サービスの向上並びに戸籍事務の効率化、適正化を目的に、平成22年度から電算化に向けた準備を進めてまいりましたが、順調に作業が行われ、本年4月2日から、現在戸籍の電算化事務を開始する予定となっています。

続いて、平成25年1月4日から、除籍・改製原戸籍の電算化事務の開始をもって、すべての作業が完了する見込みです。

電算化後のバックアップデータは、法務局にも保管され、震災等で本市のデータが消失するような事態が起こりましても、早急に復旧できる体制が整えられます。

総合行政システムのクラウドシステム化について、申し上げます。

現在使用しております住民基本台帳システムを中心とした総合行政システムにつきましては、住民基本台帳法の改正や、システムの耐用年数を超えたため、更新時期を迎えており、平成23年度からシステム業者の提供するクラウド型システムへの移行を行っています。

クラウド型システムは、これまでの市役所内に電算システムの本体を設置するのではなく、

インターネット回線を使用して、他の場所にある電算システムを使用する方式となっております。

他の地方公共団体との共同利用的な使用によるコスト削減や、ネットワークを通じてデータを庁外へ保存することにより、災害時に庁舎及びシステムが損壊した場合でも早期のシステム復旧が可能となるなどのメリットがあります。

災害時のシステム復旧に当たっては、国の地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画、BCP策定に関するガイドラインに沿った業務継続計画の策定を検討する中で、システム構築、運用、両面からの対策を実現していきたいと考えております。

産業振興について、申し上げます。

農林水産業は宿毛市にとって欠くことのできない重要な基幹産業であり、宿毛の将来を担う後継者の育成支援が、取り組むべき最大の課題であると考えています。

一次産業に従事する方々の課題解決に当たっては、地域に根差し、家族を安心して養うには、何よりも所得の向上を図ることが重要であり、地域において6次産業化を進めていくため、1次産品の野菜、果樹、水産物等を加工して付加価値を高め、商品化していくことが、これからキーワードになると考えます。このため、農産物分野では、高知県産業振興計画に基づき設置した果樹の搾汁工場を有効に活用し、ナオシチ等の商品化を進め、宿毛市の新たな特産品として販路を拡大し、所得の向上につなげてまいります。

また、商品化に当たりましては、昨年2月、宿毛市に設置されました直七の里株式会社等と連携する中、果樹の育成と生産力の増大を図つてまいります。

米づくりにつきましては、米価の下落傾向が続く中、稲作を中心とする水田農業への補償制

度が見直され、平成22年度からの農業者個別所得補償制度が継続されておりますが、これまで高知はた農業協同組合宿毛支所が主体となって行っていた各種業務が、平成24年度から行政主体へと移管されますので、今後とも農業者の不利益になることのないよう、適正な運用に努めてまいります。

また、人・農地プランに基づき、今後の地域農業のあり方を盛り込んだマスターplanを地域ごとに作成し、集落営農・新規就農者の支援、農地集積等の推進を図っていきたいと考えています。

畜産業につきましては、価格の下落傾向が続く中、配合飼料価格は依然として高い水準で推移しており、畜産経営は非常に厳しい状況となっています。

今後とも、疾病予防対策や所得向上に向けて、関係機関と連携してまいります。

なお、国は、TPP環太平洋経済連携協定交渉参加国との事前協議を始めています。

農林水産分野だけでなく、国民生活のあらゆる分野にかかわってくるものであり、情報開示はもちろんのこと、生産者が安心して生産できる対策を講じる必要があると考えます。

林業につきましては、木材価格の下落傾向が続く中、林業従事者の減少、高齢化、後継者不足などにより、依然として厳しい状況が続いています。

今後も、木造家屋や公共の建物に、地元産材の使用を奨励してまいります。

また、林業従事者の雇用を確保するため、ふるさと雇用再生特別基金事業を活用し、引き続き、市有林の除間伐作業を実施してまいります。

水産業につきましては、宿毛湾の魚を利用した加工品を製造する施設が、高知県の産業振興計画に基づく補助金を活用し、整備され、商品化とともに、新たな雇用の創出にもつながって

います。

今後は、商品の特産化や、販路拡大等の支援を行ってまいります。

新たな取り組みとしましては、現在、片島地区にあるすくも湾漁協の市場施設と事務所等は、著しい老朽化により、田ノ浦中央市場に隣接する形で、これまでの施設を整備し、機能の集約化と効率的な漁協運営を図るための支援と、水産物の鮮度保持を目的とした冷凍冷蔵庫を新たに整備し、宿毛湾水産物のブランド化と、付加価値の向上を図ります。

漁船漁業の振興につきましては、平成24年度も引き続き宿毛湾の主要魚種であるイサキ等の種苗放流を実施し、水産資源の増殖を図ってまいります。

また、オニヒトデの発生によって被害を受けているサンゴ礁を保全するため、引き続き、環境生態系保全を目的とした国の交付金を活用し、沖の島周辺海域における保全活動を推進してまいります。

養殖漁業の振興につきましては、経営の安定化に向け、水産加工業との連携を支援するとともに、引き続き、資金の借り入れに対する利子補給金の交付等の支援を実施してまいります。

商工業について申し上げます。

商工業を取り巻く経営環境は、長引く経済不況や、個人消費の低迷により、厳しい状況にあります。宿毛市におきましても、企業及び個人事業者にとりましては依然として厳しい経営状況にあり、特に中心市街地商店街の空洞化は深刻な問題となっています。

このため、中心市街地活性化協議会とも連携を図りながら、中心市街地の再構築に向けた基本計画を策定し、にぎわいのあるまちづくりの推進に努めてまいります。

特産品につきましては、宿毛の芋や、直七の里など、地域の素材を生かした商品開発及び販

売促進に努めるとともに、宿毛を代表する味覚であるキビナゴ等の消費拡大に向けて、各種イベントでのPRなど、関係団体と連携を密にしながら、地域産業の活性化に向けて、取り組んでまいります。

観光について、申し上げます。

観光振興につきましては、社団法人宿毛市観光協会との連携を引き続き強化し、だるま夕日などの観光資源の利活用はもとより、豊富な魚種を有し、宿毛市の大きな魅力であります海に着目した体験型観光メニューの開発、企画等に取り組んでまいります。

中でも、漁船における生活や、漁業体験を提供するブルーツーリズムを初めとした滞在型、体験型観光につきましては、実績のある栄喜地区における取り組みのように、地域の協力を得ながら、教育旅行の誘致を進めて、入り込み客の増加に努めてまいります。

沖の島、鵜来島につきましては、宿毛湾の海洋レジャーにおける中心的な地域として、地元資源を生かした観光メニューの開発や、地域イベント等を開催することで、観光客の誘致や島内の活性化に努めてまいります。

市民の憩いの場として利用されている咸陽島公園につきましては、平成21年度から段階的に整備を図ってまいりました。

今後も、市民の皆様により、快適に利用していただけるような公園として整備するとともに、利用促進に努めてまいります。

市民祭宿毛まつりにつきましては、引き続き、実行委員会を主体に、内容の充実を図りながら、市民の皆様が心から楽しみ、参加していただけるような催しになるよう、努めてまいります。

産業祭について、申し上げます。

宿毛市では、行政や各種団体が、それぞれ、独自でイベントを開催し、農産物等の直販や特産品の販売、PRは行われていますが、一次産

業や加工などの商工業、及び観光事業などが連携した産業祭は行われていませんでした。

平成25年度の産業祭の実施に向け、これら参加していただきたい各種の関係者と、連携、協議を行うため、市役所内にプロジェクトチームを設置し、産業祭を実施することによる地産地消、地産外消に取り組み、産業の振興を目指して取り組んでまいります。

企業誘致について、申し上げます。

現在、高知西南中核工業団地では、製造業20社、物流センター協業組合25社が操業、約720人が就労しております。

昨年は、自動車用シートを製造する企業が一社撤退しましたが、新たに大阪の金属加工会社、株式会社鉄屋の進出もございました。

また、宿毛湾港工業流通団地では、造船会社2社が操業、約40人が就労しており、雇用の確保はもとより、地域の経済、産業の発展に多大な貢献をしていただいております。

しかしながら、長引く経済不況により、工業団地の立地企業も依然厳しい経営環境にあります。今後も、これまで以上に関係機関との情報交換を密にし、迅速な情報提供に努めるとともに、さらなる雇用の場の確保に向け、未分譲地への新たな企業誘致はもとより、進出企業へのアフターケアにも努めてまいります。

交通運輸体系の整備について、申し上げます。

土佐くろしお鉄道は、地域の公共交通として、住民の通勤、通学などの日常活動や、観光振興などにおいて、重要な役割を果たしております。しかしながら、沿線地域における人口の減少や、自動車道などの整備により、利用者が減少し、依然として厳しい経営状況が続いております。

今後も鉄道を存続させるため、経営の安定化に向けた財政支援を継続するとともに、沿線市町村と連携して、利用促進につながる取り組みを推進してまいります。

宿毛佐伯航路につきましても、依然として旅客数及び貨物量の減少傾向が続いております。

本航路は、四国西南地域と九州を結ぶ海の国道としての重要な航路であることから、引き続き、安定した経営ができるよう、幡多6カ市町村と高知県で財政支援を行い、大分県や佐伯市とも連携を図りながら、利用促進に努めてまいります。

今後も地域の公共交通を長期的に存続させるためには、市民の皆さんの積極的な御利用をお願いするとともに、観光資源のPRや、各交通機関の環境改善などに努め、利用者の増加につながる事業に努めてまいります。

宿毛市における大型プロジェクト事業について、申し上げます。

宿毛湾港の整備につきましては、湾港の静穏度を保つため、平成21年度から第2防波堤の整備が進められています。今後も港湾機能の充実のため、第2防波堤380メートルの早期完成に向け、関係機関へ要望してまいります。

港の利活用につきましては、引き続き、関係機関と連携を図り、クルーズ客船の寄港誘致を始めとするポートセールスや、宿毛湾港工業流通団地への企業誘致に取り組んでまいります。

中村宿毛道路の整備につきましては、平田宿毛インター間の用地買収が完了した箇所から、順次、工事に着手しており、今後も引き続き、早期完成に向けて、積極的に要請するとともに、四国横断自動車道の予定路線区間であります宿毛内海間も、早期に計画路線に組み入れられるよう、取り組んでまいります。

横瀬川ダムの整備につきましては、ダム本体工事一つ手前の段階である河川水を迂回させる仮排水トンネル工事が、平成22年度に完成しています。全国でダム事業の検証にかかる検討が進んでいる中、全国一律の方法で検討していますが、河川勾配が緩やかなことから、治水

対策が難しく、中筋川ダム完成後においても、内水被害が頻発している中筋川の特殊性など、地元の実情を説明をし、横瀬川ダム建設にあわせて、国や県と連携した河川改修や、排水ポンプ施設設置等、内水対策と連動した取り組みの必要性を訴え、早期完成に努めてまいります。

市道について申し上げます。

市道につきましては、未改良区間や維持修繕の必要な箇所も多い中、部分的な補修など、暫定的な改修のみでなく、一体的な改修も視野に入れ、緊急性、優先度等を十分に勘案し、計画的に整備してまいります。

また、掘削した山の土質が悪かったため、工事がおくれていた市道大島中央線につきましては、本年2月までに掘削斜面の安定化工事が終了しましたので、平成24年度内の早期完成に向けて、取り組んでまいります。

さらに、地域の主要幹線である国道、県道の整備促進につきましては、地域の要望が早期に実現できるよう、引き続き、各関係機関へ強く要請してまいります。

都市計画につきましては、中心市街地の活性化を図るため、関係機関、関係団体との連携のもと、活性化に向けた新たな計画を策定しており、この計画をもとに、引き続き、高齢者や子供に優しく、住みやすいまちづくりの再構築に努めてまいります。

国土調査について申し上げます。

国土調査事業につきましては、平成22年度に山奈町の長尾近辺から現地調査を再開しました。

平成24年度も、引き続いて山奈町の現地調査を実施し、関係市民の御協力のもと、地籍の明確化を図り、土地の保全及び活用の促進に努めてまいります。

市営住宅について、申し上げます。

市営住宅につきましては、老朽化した公営改

良住宅の今後の整備方針を確立するため、平成23年度に公営住宅等再編基本計画の策定に取り組んでおり、平成24年度も引き続き、関係者と連携する中で、住環境の改善に努めてまいります。

水道事業について申し上げます。

潤いのある市民生活に欠かすことのできない水道事業は、安全で安定的な給水の確保に向け、市内の排水管を計画的に整備するなどの事業実施に努めています。

平成24年度は、老朽化に伴う市道平田山田2号線排水管布設替工事ほか、14路線の排水管整備工事を行い、安全で安定的な水供給に努めてまいります。

また、各施設の老朽化に伴い、特に費用がかかる電気設備の修繕につきましても、計画的な整備を図ることとしており、平成24年度には、宿毛浄水場高圧機器の受電遮断機及びブレーカーの取りかえを行います。

下水道事業について、申し上げます。

「下水道きれいな水を未来まで」をキャッチフレーズに、市民の生活環境の向上と、公共水域等の環境保全を図ることを目的として、平成4年度から下水道事業に着手しています。

その後、平成14年3月には、宿毛クリーンセンターが稼働を初め、現在では、事業認可区域166ヘクタールのうち、管渠整備の必要な約160ヘクタールの整備が完了しており、2,407戸が利用可能となっています。

しかしながら、本年1月末、現在の加入世帯は1,350戸で、加入率が56.1%と少ないため、下水道への加入促進を図る取り組みとしまして、水洗便所等改造資金利子補給及び水洗化促進奨励金、さらに25年度を期限に、別途、水洗化促進特例奨励金制度を設け、公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水にかかわらず、くみ取り便所から下水道に加入した方に、

10万円の助成を行っております。

また、平成23年度からは、未加入世帯への戸別訪問を実施し、接続工事、奨励金制度等の説明と、パンフレットの配布を行い、加入促進に向け、取り組んでいるところでございます。

平成24年度も、引き続き、加入促進に取り組んでまいりますので、下水道の整備された地域の皆様におかれましては、加入促進に御協力をお願いをいたします。

一方、雨水対策としましては、松田川の河口にあります宿毛ポンプ場のポンプ施設が老朽化しておりますので、国の下水道長寿命化支援制度を活用し、平成22年度から5カ年計画で、雨水ポンプの部品交換等により、長寿命化を図り、市街地の浸水防除に努めてまいります。

続いて、教育について申し上げます。

学校教育では、21世紀を豊かに生き抜くことのできる子供の育成を基本として、幅広い知識と教養を身につけ、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うことを目指して、学校教育の充実に取り組んでまいります。

平成24年度は、平成23年度の小学校に引き続き、中学校においても、新しい学習指導要領に基づく教育課程で、すべての教育活動がスタートします。

宿毛市では、新しい学習指導要領に基づいた教育課程の指導を徹底することはもとより、特に生きる力の基本となる学力保障、学力向上に向けた取り組みを強化してまいります。

そのために、学校、保護者、地域、行政が同じ方向に向かって、ともに協力して取り組んでいけるよう、努めてまいります。

宿毛市の大きな課題でありました不登校対策等につきましては、これまでの取り組みの結果、改善方向にありますが、今後も引き続き、学校や保護者、地域関係団体等と連携を図る中で、その解決に向けて、一層、取り組みを強化して

まいります。

学校再編につきましては、平成24年度は、宿毛小学校と松田川小学校の統合校舎の基本設計及び実施計画等を行い、平成25年度には、建設工事に着手できるよう、取り組んでまいります。

宿毛中学校と橋上中学校の統合、平田小学校と山奈小学校及び東中学校の再編につきましては、引き続き、保護者や地域の皆さんと協議をしてまいりたいと考えております。

休校中でありました沖の島小学校につきましては、平成24年度に1名の児童が入学することになりました。沖の島保育園も、同一施設で再開することになりましたので、関係機関と協力して、よりよい教育環境を整備してまいります。

子供たちの安全、安心対策につきましては、小筑紫中学校の校舎並びに片島中学校の校舎及び体育館の耐震工事を実施するとともに、再開する沖の島小学校の耐震診断及び補強実施設計を行ってまいります。

今後も、保護者や地域の皆さんの御理解と御協力をいただく中で、子供たちにとってよりよい教育環境づくりに努めてまいります。

生涯学習について、申し上げます。

生涯学習の推進につきましては、宿毛文教センターを拠点として、市民の学習活動を推進するとともに、地域の教育力の向上を図り、地域文化の継承と新たな文化の創造に努め、心豊かで、活力のある地域社会を築いてまいります。

生涯スポーツの推進につきましては、NPO法人宿毛市体育協会を始めとする各種スポーツ団体を支援するとともに、市民みんなが運動するチャレンジデーなどを実施し、市民一人一人が、それぞれの体力や年齢、技術等に応じて、いつでも、どこでも、だれでも、スポーツに親しみ、みずからの健康増進と、体力づくりがで

きる環境づくりに努めてまいります。

また、大学スポーツ団体のキャンプ誘致や、各種大会の招致に努め、社会体育施設の活用を図るとともに、宿毛花へんろマラソンや、宿毛花へんろウォーク等の開催により、スポーツを通じた地域の活性化に努めてまいります。

人権について申し上げます。

宿毛市では、これまで、人権が尊重される社会の実現を目指し、宿毛市人権尊重の社会づくり条例の制定、人権施策に関する宿毛市総合計画の策定を行い、人権啓発講演会や、人権教育推進講座等を実施し、人権意識の向上に努めてまいりました。

平成24年度も、引き続き関係機関と連携しながら、部落差別をなくする運動強調旬間での人権啓発講演会、街頭パレードや人権フェスティバル、人権教育推進講座の開催等、あらゆる人権問題の解消に向けた取り組みを進め、市民一人一人の基本的人権が尊重され、人権について、みずからの問題として、認識と理解を深めることができるよう、さまざまな機会を通して、人権教育啓発に努めてまいります。

福祉について、申し上げます。

高齢者や障害者の福祉につきましては、平成23年度に見直しを行った第5期宿毛市高齢者保健福祉計画や、宿毛市障害者計画等に基づき、高齢者や、サービスを利用される方が、安心して、住みなれた地域で生活できるよう、環境づくりを推進するとともに、障害者福祉の充実に向けて、現在、国が新たな法律の制定に取り組んでいる状況等も勘案しながら、引き続き、制度の充実に努めてまいります。

児童福祉につきましては、子育て支援策といたしまして、平成22年度に拡大した中学校卒業までの医療費の無料化について、今後も、国、県の財政支援等について要請していく中、安定した制度となるよう、努めてまいります。

また、子供たちを取り巻く環境は、教育現場におけるいじめや不登校などの問題だけでなく、家庭での子供の虐待や、親の子育ての悩みなど、多くの課題が顕在化しています。

これに対応するため、相談窓口や、宿毛市子ども支援ネットワーク委員会を設置し、あらゆる問題の解決に向けた取り組みを、積極的に進めています。

今後とも、関係機関と連携し、さらなる支援に努めてまいります。

要援護者対策では、ひとり暮らしの高齢者や、障害のある方などが、安心して暮らすことのできる地域づくりを推進することを目的として、日常的な見守り、声かけ支援を行うなど、災害時における可能な限りの情報の伝達や、安否確認、避難誘導などの支援に努めてまいります。

地域福祉につきましては、平成23年度に策定予定の宿毛市地域福祉計画に基づき、すべての住民が、住みなれた地域で、生活課題の改善、解決に向け、ともに安心して暮らせる地域社会の実現に向け、取り組んでまいります。

保育所では、少子化の影響により、園児数が年々減少し、効率的な保育所運営に支障が生じる園が出てきたことから、保護者や地域の皆様と協議を重ねる中、平成20年度に和田保育園、21年度に貝穂保育園、22年度に栄喜保育園の統廃合を実施しました。

沖の島地区の児童保育につきましては、沖の島あったかふれあいセンターにて受け入れをしておりましたが、離島という地域性を考慮し、平成24年度から保育園を再開することといたしました。

しかしながら、保育所の再編計画につきましては、小中学校の南海地震対策をあわせて、統廃合を含めた保育所のあり方について、保護者や地域の皆様の御理解をいただきながら、協議を進めてまいります。

また、平成22年度に策定した宿毛市次世代育成支援行動計画、後期計画に基づき、次代を担う子供たちが、健やかに生まれ育つ環境づくりや、安心して子供を預けることができるよう、保育サービスの充実と、子育て支援の推進を図ってまいります。

保健事業について、申し上げます。

宿毛市では、生涯を通じて、健康で安心して暮らすことのできる地域づくりを目指し、乳幼児から高齢者までを対象とした保健事業の積極的な推進を図るとともに、自分の健康は自分で守るという意識啓発に取り組んでいるところです。

健診事業につきましては、特定健診や特定保健指導等を通じて、壮年期の段階から、身体の変化に気づいてもらい、食事、運動など、生活習慣の改善ができるよう支援するとともに、各種がん検診もあわせて、受診率の向上に努めてまいります。

さらに、レセプト分析を活用しながら、適正受診の指導や、国保ヘルスアップ事業等を行い、医療費の適正化に取り組んでまいります。

平成24年度の新たな取り組みといたしましては、健診受診率を高めるため、市で行う特定健診等を無料といたします。1年に1度の健診を受診していただくことにより、健診の習慣化と、健康管理の大切さを周知してまいりたいと考えております。

母子保健事業につきましては、少子化対策の一環として、宿毛市在住の妊娠婦が、安心して健診を受診できるよう、妊娠一般健康診査の公費負担を継続し、より一層の子育て支援の向上に努めてまいります。

精神保健事業につきましては、自殺予防への取り組みとして、相談窓口の充実を図るとともに、気づき・つなぎ・見守りの3つのポイントの啓発を行うなど、予防活動の強化に努めてま

いります。

介護保険事業につきましては、平成24年度から平成26年度までを計画期間として策定した第5期宿毛市介護保険事業計画に基づいて、地域包括ケアの推進を行ってまいります。

その取り組みといたしましては、介護予防事業の充実や、高齢者のさまざまな相談に対応するため、地域包括支援センターの機能強化を行うとともに、在宅での生活が難しい高齢者の支援策として、特別養護老人ホームなどの介護保険施設の基盤整備を行ってまいります。

また、介護サービスの質の確保と向上、保険給付の適正化を図ることで、制度の信頼を高め、安定的な介護保険事業の運営に努めてまいります。

生活環境について、申し上げます。

環境問題につきましては、二酸化炭素などの温室効果ガスによる地球温暖化や、生活排水による水質汚濁、さらには廃棄物処理の問題など、解決しなければならない多くの課題があります。

これらの課題を解決するためには、行政と市民が一体となって、協力していかなければなりません。

地球温暖化対策としては、化石燃料の使用を抑制し、地球温暖化の原因となっているCO₂など、温室効果ガスの発生を抑えることが必要です。市民の方々のごみを処理している幡多クリーンセンターへの、宿毛市からのごみの持ち込み量は減少傾向にあるものの、宿毛市の処理費用として、年間約1億2,000万円の負担をしているのが現状です。

市民の方々が、家庭から排出される1日分の生ごみに含まれる水分を、コップ1杯分減らせば、年間約1,200万円に相当する処理費が削減できるとともに、化石燃料の使用を抑制することができます。

このため、生ごみ減量化のための家庭用電気

式生ごみ処理機等の購入者に対する補助制度を引き続き行っていくとともに、住宅用太陽光発電システム設置の補助制度を設け、CO₂削減に向け、平成24年度から取り組んでいきたいと思います。

また、生ごみ等につきましては、宿毛市バイオマスマウン構想の中で、堆肥化施設等の整備を位置づけており、平成22年度に、府内プロジェクトチームを編成して、推進体制の整備を図り、平成23年度は、家庭生ごみ分別収集モデル事業を行ってきたところでありますが、平成24年度も、引き続いて、構想の早期実現に向けた取り組みを行い、廃棄物として処理されたバイオマスを資源化し、循環型社会の構築に努めてまいります。

ごみの減量化に向けて、市民に対して積極的に啓発を行うとともに、ごみの発生抑制、再資源化、再利用の推進を図ってまいります。

環境保全につきましては、市民の皆様に御協力いただき中、宿毛市クリーンデーを年2回実施するとともに、不法な投棄や野焼きの防止についても、パトロールを行ってまいります。

河川や海洋の水質保全につきましては、生活排水による水質汚濁を防ぐため、公共下水道等が整備されていない地域における合併処理浄化槽の設置に対しまして、今後も引き続き、補助を行うことにより、生活排水処理人口の拡大を図り、自然環境の保全に取り組んでまいります。

以上、平成24年度を迎えるに当たりまして、市政運営の基本的な考え方を申し上げましたが、依然として厳しい財政状況が続く中、南海地震対策や、地域振興のための各種事業など、今後一層、推進しなければならない課題が山積しています。

この上は、宿毛市のおかれている現状を積極的にお知らせし、ともにこの状況を乗り越えていただきたいと考えています。市民並びに議員

の皆様方におかれましては、より一層の御理解と御協力をいただきますようお願いを申し上げまして、所信の一端といたします。

○議長（中平富宏君） 以上で、市長の「行政方針の表明」を終わります。

日程第3「議案第1号から議案第60号まで」の60議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（沖本年男君） 提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第1号は、平成23年度宿毛市一般会計補正予算につきまして地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分した事件の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、平成24年1月24日に、橋上スクールバス運行受託者が自損事故を起こしました。

幸いにも人的な被害はありませんでしたが、スクールバスは、修理費用が約250万円以上かかることが判明し、新規車両の購入が必要になったことから、急遽、予算補正する必要が生じたので、290万円の増額について、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

議案第2号は、「平成23年度宿毛市一般会計補正予算」についてでございます。

主な内容は、職員の早期退職による退職手当の増額や決算見込みによる補正です。

総額で1,550万5,000円を増額しようとするものです。

歳入で増額する主なものは、市税、5,357万4,000円、地方交付税、1億5,000万円、諸収入、1,892万1,000円などです。

また、歳入で減額する主なものは、国庫支出金、1億62万円、県支出金、3,821万9,

000円、繰入金、1,128万6,000円、市債、5,920万円などです。

一方、歳出で増額する主なものとしまして、総務費では、職員退職手当2億7,127万1,000円、民生費では、特別養護老人ホーム特別会計繰出金として、2,544万5,000円、農林水産業費では、農業体質強化基盤整備促進事業として、900万1,000円、土木費では、保留地が売却に至らなかつたため、土地区画整理事業特別会計操出金として、2,931万4,000円、教育費では、小筑紫中学校と片島中学校の耐震補強工事関係費用として、1億3,182万7,000円、諸支出金では、宿毛市土地開発公社職員の退職に伴う補助金として、宿毛市土地開発公社補助金として2,01万3,000円を計上しています。

また、歳出で減額する主なものをいたしまして、総務費では、路線運行バス運営費補助金、489万5,000円、戸籍電算化業務委託料、724万5,000円、高知県知事選挙費、1,780万9,000円。

民生費では、療養給付費市町村負担金、1,935万1,000円、子ども手当扶助費、8,299万3,000円、生活保護扶助費、2,951万3,000円。

衛生費では、ごみ処理に係る幡多広域市町村圏事務組合負担金、958万8,000円。

農林水産業費では、市有林整備事業、878万5,000円、宿毛市水産業総合支援事業費補助金、435万円。

土木費では、県営港湾事業負担金、1,924万円、都市再生整備事業費、3,441万2,000円。

消防費では、幡多西部消防組合分担金、234万4,000円。

教育費では、要保護、準要保護児童生徒援助費、総額で、670万4,000円。

災害復旧費では、農業施設災害工事費、1,945万5,000円、林業施設災害工事費、594万9,000円、土木施設災害工事費、9,352万3,000円などを減額しています。

議案第3号から議案第12号までの10議案は、平成23年度各特別会計補正予算です。

いずれも決算見込額として、必要最小限の経費を補正しています。

議案第13号は、平成24年度宿毛市一般会計予算です。

総額で、109億6,788万8,000円を計上しています。

財政状況や予算編成につきましては、行政方針の中で申し上げましたので省略させていただきますが、前年度より9億7,441万7,000円の増額予算となっています。

歳入の主なものを申し上げます。

市税、20億8,807万円、地方消費税交付金、2億1,339万7,000円、地方交付税、43億円、国庫支出金、14億2,387万5,000円、県支出金、8億8,444万3,000円、繰入金、2億3,601万8,000円、市の借入金であります市債として、12億7,278万9,000円などを計上しています。

一方、歳出の中で主なものを申し上げます。

総務費では、職員の定年退職に伴う退職金として、2億2,814万7,000円。ケーブルテレビで放送するため、行政情報番組を制作してもらうため、SWANテレビへの行政チャンネル番組制作委託料として、1,227万3,000円、土佐くろしお鉄道、中村・宿毛線の経営助成を行っている基金について、平成22年度から平成26年度までの5カ年計画で、再造成を行うため、鉄道経営助成基金負担金として、1,729万3,000円、また、本年度

からの新規事業として、土佐くろしお鉄道の行う路線の落橋防止工事等への負担金として、土佐くろしお鉄道緊急地震対策事業費負担金として、434万1,000円、宿毛・佐伯間のフェリー航路の支援を行うため、宿毛佐伯航路運航経費支援事業補助金として、2,000万円、また、本年度の新規事業として、宿毛佐伯航路の利用促進等の補助金として、宿毛佐伯航路利用促進キャンペーン事業費補助金として、120万円、津波避難道などの整備を行う津波避難対策推進事業費として、総額で4,900万円、消防庁舎建設事業と合わせて整備する防災センター分の負担金として、3億3,477万4,000円、避難路等にある危険性の高いコンクリートブロック塀を撤去する場合の補助金、宿毛市ブロック塀等対策推進補助金として600万円、本年4月から一部稼働します戸籍システムの構築に向けた作業を引き続き行うために、戸籍電算化業務委託料として、2,845万5,000円などを計上しています。

民生費では、宿毛市あつたかふれあいセンターの業務は、昨年度までの県の基金事業が終了しますが、県の新たな補助制度を活用し、これまでの沖の島地区に加え、宿毛地区でも実施するため、あつたかふれあいセンター事業委託料として、2,053万7,000円、平成25年度に高知県で開催予定となっています、ねんりんピックの宿毛市での実行委員会の補助金として、146万6,000円。

医療費無料化の対象範囲を、引き続き、中学校卒業までとするため、市単独分の乳幼児医療費扶助として、3,754万1,000円、子どものための手当扶助として、2億7,528万7,000円、市立保育園の空調機設置工事費として、500万円などを計上しています。

衛生費では、災害医療救護計画で、救護病院として指定している市内3病院への衛生携帯電

話購入費として、114万円、少子化対策の一環として、引き続き、妊婦健康診査の14回分に係る費用を公費負担とするため、妊婦・乳児一般健康診査委託料等として、1,751万5,000円、水質及び環境保全に向けた取り組みとして、水洗トイレの普及を図るため、引き続き、宿毛市浄化槽設置整備事業費補助金として、1,230万円。

本年度からの新たな事業として、地球温暖化対策、クリーンエネルギーの普及促進のため、市内の住宅に太陽光発電システムを設置するものに、宿毛市住宅用太陽光発電システム設置補助金として120万円。

また、生ごみの減量化に向けた取り組みとして、引き続き、コンポスト等の購入に対する補助を行うとともに、昨年度に引き続き、家庭用の電動式生ごみ処理機の購入に対して、生ごみ処理機購入費補助金、50万円などを計上しています。

労働費では、雇用環境の急速な悪化に伴い、昨年に引き続き、国の基金事業として実施する緊急雇用創出臨時特例基金事業及び平成23年度で国からの交付金を活用した基金事業が終了し、市の負担が生じることになりますが、高知県の新たな制度を活用し、ふるさと雇用再生特別基金事業として、総額で1億114万9,000円を計上しています。

農林水産業費では、高知はた農業組合園芸部が事業主体となって行う産業用プリンター購入に伴う補助金として、宿毛市こうち農業確立総合支援事業費補助金として、144万円、農用地として、農業者が共同で行う水路、農道等の維持管理のための活動に対し、引き続き、宿毛市中山間地域等直接支払交付金として、431万3,000円、農家・非農家を問わず、地域住民が共同で行う農地の草刈り等、農地・農業施設の維持管理のための活動に対して、引き続

き、宿毛市農地・水・保全管理支払交付金として、1,290万5,000円、老朽化しています橋上、中角の用水路取水ゲートの土地改良施設維持管理適正化事業工事費として、1,000万円、宿毛排水機場の2号ポンプのオーバーホール事業の負担として、県営集落基盤整備事業負担金として、495万円。

シカ、イノシシなどの有害鳥獣の捕殺に伴う報償として、有害鳥獣捕獲報償金1,191万4,000円、すぐも湾漁業協同組合が実施します、田ノ浦中央市場への事務所の機能集約化等に対する3事業への補助として、宿毛市水産業総合支援事業費補助金、7,787万5,000円、宿毛湾漁業協同組合の冷凍冷蔵施設整備に対して、宿毛市種子島周辺漁業対策事業費補助金、9,131万2,000円、漁港内の浚渫等の市単独の漁港工事費として、1,341万4,000円などを計上しています。

咸陽島公園の木材伐採や、水路復旧工事を行う咸陽島公園魅力回復整備工事費として、478万7,000円などを計上しています。

土木費では、一般国道56号中村宿毛道路の延伸に伴い、周辺の戸内、芳奈及び中山地区において、排水路等の整備を行うため、高知県高規格幹線道路等関連公共施設整備促進事業工事費として、840万1,000円、市道大島中央線及び市道宇須々木鼻前線等の道路改良工事を行うため、市道大島中央線道路改良工事費ほかとして、9,810万1,000円。県が新港及び新田の緑地整備等を行うことに対し、県営港湾事業負担金として、5,098万2,000円、国が新港の第2防波堤の整備を行うことに対し、国直轄事業負担金として、6,189万9,000円、中心市街地活性化に向け、社会資本整備総合交付金を活用し、中央線の道路等の整備を行うため、中央線道路施設整備工事費として、1億5,000万円。

市民の安全な暮らしを確保するため、がけくずれ住家防災対策工事費として、1, 580万円、住家安全対策工事費として、100万円、県営急傾斜地崩壊対策事業負担金として、350万円などを計上しています。

消防費では、防災センターと合わせて建設する新消防庁舎建設に伴う費用として、幡多西部消防組合分担金として、3億8, 462万6, 000円、新消防庁舎と、山奈地区への耐震性貯水槽設置工事費として、1, 140万円などを計上しています。

教育費では、本年4月に再開されます沖の島小学校2次耐震診断等業務委託料として、472万2, 000円、宿毛小学校、松田川小学校の統合校舎の建設に向け、宿毛小学校統合改築工事に係る基本実施設計委託料等を行うため、学校建設費として、5, 181万円。学習習慣の定着と、学力向上に向け支援するため、支援員を配置する、中学校学習支援事業として456万円、総合運動公園の陸上競技場の3種公認等に係る備品の購入等のため、社会体育備品購入費として、529万3, 000円。

第5回宿毛花へんろマラソン実施のため、宿毛花へんろマラソン実行委員会補助金として、850万円などを計上しています。

議案第14号から議案第25号までの12議案は、平成24年度各特別会計及び水道事業会計予算です。

総額で、各特別会計は、71億308万6, 000円及び水道事業会計は6億5, 464万5, 000円を計上しています。

議案第26号は、宿毛市英語指導助手の報酬及び費用弁償の支給に関する条例の制定です。

内容につきましては、英語指導助手（通称ALT）につきましては、これまで報償費で支給していましたが、その身分、報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について、条例を制定しよ

うとするものです。

議案第27号は、宿毛市水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の制定です。

内容につきましては、宿毛市水道事業の利益の処分方法は、事業年度末日に、企業債を有している場合は、毎事業年度生じた利益のうち、前事業年度から繰り越した欠損金を埋めた残額の20分の1を下らない金額を減債積立金として積み立てること、また、資本剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定に基づき、条例を制定しようとするものです。

議案第28号は、宿毛市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例です。

内容につきましては、障害者自立支援法が一部改正されましたこと等を受け、本条例に条項ずれが生じますので、改正しようとするものです。

議案第29号は、宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例です。

内容につきましては、臨時の任用職員及び非常勤職員の勤務時間、休暇についての規定を、国の取り扱いに準じて任命権者が定めることについて改正しようとするものです。

議案第30号は、宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例です。

内容につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律が施行され、非常勤職員についても、一定の要件を満たす場合は育児休業等が取得できることとなったため、改正しようとするものです。

議案第31号は、宿毛市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例です。

内容につきましては、宿毛市特別職報酬等審議会の審議対象に、退職手当の支給基準についても審査対象とすること、及び審議会の開催を、

これまで、議員報酬額並びに市長・副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするとときのみ開催することとしていましたが、それ以外の場合についても、審議会を開催し、意見を聞くことができるよう改定しようとするものです。

議案第32号は、宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改定する条例です。

内容につきましては、市長、副市長の給料につきまして、高知市、宿毛市を除く県内9市の平均に基づき、市長給料を73万4,000円、副市長給料を62万8,000円に変更するよう、改定しようとするものです。

なお、私（市長）の給料につきましては、私の任期期間中は、平成24年1月31日の臨時議会で議決をいただきましたとおり、引き続き月額55万円とするものです。

議案第33号は、宿毛市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改定する条例です。

内容につきましては、宿毛市教育委員会教育長の給料を「62万7,000円」から「58万1,000円」とし、また退職手当の率については、「100分の280」を「100分の250」と改定しようとするものです。

議案第34号は、宿毛市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改定する条例です。

内容につきましては、市長、副市長の退職手当の算定の率を、市長については、「100分の550」を「100分の490」に、副市長は、「100分の370」を「100分の330」に変更しようとするものです。

議案第35号は、宿毛市税条例の一部を改定する条例です。

内容につきましては、東日本大震災関連地方税に係る臨時特例に関する法律、並びに地方税

法の一部を改定する法律が施行されたことに伴い、平成26年度から平成35年度までの間の個人市民税の均等割を年額500円引き上げること、退職所得に係る個人住民税の10%税額控除を廃止すること、道府県たばこ税の移譲に伴い、市町村たばこ税率を引き上げること、雑損控除等に係る災害関連支出の対象期間を、やむを得ない事情による場合は、期間の延長することの4事項について定めようとするものです。

議案第36号は、宿毛市国民健康保険税条例の一部を改定する条例です。

内容につきましては、高度医療による医療費の増大や、保険税収入の落ち込みによりまして、本市の国民健康保険の運営は、平成19年度以降は赤字が生じ、これまで基金の取り崩しにより補ってきましたが、基金も今年度で底をつくることが見込まれる状況となりました。

このため、平成24年4月1日から、平成11年度以来の国民健康保険税率の改定を行いたく、議案として提出しております。

具体的な内容につきましては、国民健康保険税の税率は、「基礎賦課」、「後期高齢者支援金賦課」及び「介護納付金賦課」の3課で構成されており、国民健康保険の被保険者に係るものとして、所得割額を「0.5%」ふやし「100分の8」に、被保険者均等割額は「4,000円」を増額し「2万2,000円」に、世帯別平等割額は「800円」を増額し、「2万3,000円」に、そのうち、世帯員が後期高齢者医療制度へ移行したことに伴う特定世帯は「400円」を増額し、「1万1,500円」にしようとするものです。

また、後期高齢者支援金等課税額の算定に係るものとして、所得割額を「0.9%」ふやし、「100分の2.3」に、資産割額を「2%」ふやし「100分の9」に、均等割額は「3,000円」を増額し「6,000円」に、平等

割額は「1, 700円」を増額し「5, 500円」に、特定世帯は「850円」を増額し、「2, 750万円」にしようとするものです。

さらに、介護納付金課税被保険者に係るものとして、所得割額を「0.5%」ふやし、「100分の2」に、資産割額を「2.5%」ふやし「100分の7」に、均等割額は「3, 200円」を増額し、「7, 500円」に、平等割額は「1, 800円」を増額し、「5, 300円」にしようとするものです。

議案第37号は、宿毛市手数料条例の一部を改正する条例です。

内容につきましては、平成24年4月から戸籍事務が電算化することに伴い、戸籍関係の証明書等の名称について改正しようとするものです。

なお、手数料の金額については、現状から変更はありません。

議案第38号は、宿毛市災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例です。

内容につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が施行され、平成23年3月11日以降に生じた災害について、これまでの支給対象者がいない場合など、一定の要件を満たせば、兄弟姉妹に対しても災害弔慰金が支給できるよう、改正しようとするものです。

議案第39号は、宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例です。

内容につきましては、本年4月1日より休園となつておりました沖の島保育園が、沖の島小中学校の再開に合わせ、同小中学校内の施設を一部改裝して再開することとなつたことから、保育園の住所を変更しようとするものです。

議案第40号は、宿毛市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例です。

内容につきましては、議案第39号で申し上

げました沖の島保育園の住所の変更に伴い、弘瀬地区にありました旧保育園を、弘瀬老人憩いの家として利用するために改正しようとするものです。

議案第41号は、宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例についてです。

内容につきましては、平成24年度から平成26年度の3年間の第1号被保険者の保険料率の算定の基準となる金額を、「月額4, 980円」から月額10円増額し、「月額4, 990円」に改正しようとするものです。

議案第42号は、宿毛市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例です。

内容につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正され、市町村が設置する一般廃棄物処理施設の技術者の資格に関する基準を、条例で規定する必要が生じましたので、平成24年4月1日から、宿毛市環境管理センターの技術管理者の有すべき資格について、改正しようとするものです。

議案第43号は、宿毛市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の一部を改正する条例です。

内容につきましては、「墓地、埋葬等に関する法律」が改正されることにより、これまでの知事の権限とされていたものが、平成24年4月1日から、市町村長の権限として委譲されますので、墓地等の基準や、委譲される事務作業等について、改正しようとするものです。

議案第44号は、宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例です。

内容につきましては、宿毛運動公園内にあります野球場に照明が完成しますので、照明代について、1時間につき「5, 000円」とすることについて条例を改正しようとするものです。

議案第45号は、宿毛市営住宅の設置及び管

理に関する条例の一部を改正する条例です。

内容につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、公営住宅法に基づく権限が、知事から市町村長へ移管されますので、平成24年4月1日からの公営住宅の入居者資格の同居親族要件等を追加するよう、改正しようとするものです。

議案第46号は、宿毛市定住自立圏構想推進基金条例を廃止する条例です。

内容につきましては、平成21年度から23年度までの3カ年で、定住自立圏構想を推進する目的のため、平成20年度地域活性化・生活対策臨時交付金を原資として設置しました宿毛市定住自立圏構想推進基金について、その目的が終了することから、基金を廃止しようとするものです。

議案第47号は、宿毛市の消費生活相談等の事務の委託についてです。

内容につきましては、地方自治法第254条の14第1項の規定により、平成24年4月1日から、宿毛市の消費生活相談等の事務を、四万十市が設置した四万十市消費生活センターに委託するための規約について、地方自治法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第48号は、宿毛市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定についてです。

内容につきましては、平成15年7月から、宿毛西町郵便局において取り扱っております、納税証明書や住民票の写しの交付等の事務について、平成24年12月31日まで継続して行うことと伴い、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律第3条第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第49号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてです。

内容につきましては、沖の島保育園の再開に伴い、保育施設としての改修事業を実施するに当たり、辺地対策事業債の申請を行うため、計画を策定する必要がありますので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第50号は、愛南町立保育所を宿毛市の住民が使用することについてです。

内容につきましては、愛南町立一本松保育所に、本市在住の要保育児童が使用することができるよう、愛南町と協定書を締結することについて、地方自治法第244条の3第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第51号から議案第60号までは、中村・宿毛道路平田インターチェンジ周辺の市道について、国土交通省が側道工事を完了することから、市道路線の認定、変更及び廃止しようとするものです。

議案第51号から議案第54号の4議案は、平田梅の木線、梅の木4号線、梅の木5号線、森黒川2号線の4路線の市道認定を、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

また、議案第55号から議案第58号までの3議案は、平田山田2号線、森黒川線、梅の木1号線の3路線の変更について、議案第59号、議案第60号の2議案は、戸内車岡支線1号線、梅の木3号線の2路線の廃止について、道路法第100条第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上が、提案を申し上げました議案の内容です。よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 訂正をいたします。

議案第36号の説明の中で、所得割額を「0.4%」のところを「0.5%」と説明をいたしました。訂正をいたします。

さらに、その説明の中で、後期高齢者支援金課税等の額の算定にかかわるところで、「2,750円」とすべきところを、「2,750万円」と発言いたしました。「2,750円」に訂正をいたします。

それと、議案第44号で、「1時間につき5,000円」と説明しておりました。「1時間につき500円」ということでございますので、訂正をさせていただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（中平富宏君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月6日から3月9日まで休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、3月6日から3月9日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

3月6日から3月11日までの6日間休会し、3月12日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時33分 散会

陳 情 文 書 表

平成 24 年第 1 回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第 7 号	平成 24. 2.24	小川地区の篠川に架かる栗の木谷への橋の架け替えについて	小川地区長 岡崎 春雄	産業厚生
第 8 号	24. 2.27	市道坂ノ下線の改良について	坂ノ下地区長 山本 博司	産業厚生

上記のとおりそれぞれ付託いたします。

平成 24 年 3 月 5 日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏

平成 24 年
第 1 回宿毛市議会定例会会議録第 2 号

1 議事日程

第 8 日 (平成 24 年 3 月 12 日 月曜日)

午前 10 時 開議

第 1 一般質問

----- · · ----- · · -----

2 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

----- · · ----- · · -----

3 出席議員 (14 名)

1 番 高 倉 真 弓 君	2 番 山 上 庄 一 君
3 番 山 戸 寛 君	4 番 今 城 誠 司 君
5 番 岡 崎 利 久 君	6 番 野々下 昌 文 君
7 番 松 浦 英 夫 君	8 番 浅 木 敏 君
9 番 中 平 富 宏 君	10 番 浦 尻 和 伸 君
11 番 寺 田 公 一 君	12 番 宮 本 有 二 君
13 番 濱 田 陸 紀 君	14 番 西 郷 典 生 君

----- · · ----- · · -----

4 欠席議員

な し

----- · · ----- · · -----

5 事務局職員出席者

事務局長	岩本昌彦 君
次長兼調査係長	朝比奈淳司 君
議事係長	田村泰生 君

----- · · ----- · · -----

6 出席要求による出席者

市長	沖本年男 君
副市長	安澤伸一 君
企画課長	山下哲郎 君
総務課長	弘瀬徳宏 君
市民課長	野口節子 君
税務課長	沢田清隆 君
会計管理者兼会計課長	小島秀夫 君

保健介護課長	村 中 純 君
環境課長	松 岡 博 之 君
人権推進課長	岩 田 明 仁 君
産業振興課長	三 本 義 男 君
商工観光課長	河 原 敏 郎 君
建設課長	岡 崎 匠 介 君
福祉事務所長	滝 本 節 君
水道課長	岩 本 克 記 君
教育委員長	松 田 典 夫 君
教育長	岡 松 泰 君
教育次長兼 学校教育課長	出 口 君 男 君
生涯学習課長	金 増 信 幸 君
兼宿毛文教 センター所長	乾 均 君
学校給食 センター所長	杉 本 裕二郎 君
千寿園長	児 島 厚 臣 君
農業委員会 事務局長	島 内 千 尋 君
選挙管理委員 会事務局長	

----- · · · · ·

午前10時00分 開議

○議長（中平富宏君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 皆さん、おはようございます。7番、松浦でございます。

痛ましい3.11の東日本大震災から、きのうで1年を迎えました。

昨日は、全国各地で追悼の催しが開催されました。いまだに復旧・復興のめどがたっていません。昨日現在で、亡くなられた方は1万5,854人であり、いまなお行方がわからぬ方は3,155名となっています。

また、この災害や、東京電力の福島第一原発の事故による放射能汚染等により、全国各地での避難生活や、住居の転居を余儀なくされておる方々も、大変多くあります。約34万4,000人にのぼっております。

犠牲となられた方々に、改めてお悔やみを申し上げますとともに、震災を受けた方々に心からお見舞いを申し上げます。

被災地の復興、復旧はもちろんのこと、福島第一原発の廃炉への道は、まだまだ先が全く見えておりません。大変、深刻な課題であります。

そして、福島原発の事故を受けて、いまや日本全国、津々浦々から脱原発、エネルギー政策の転換を求める声は、大きな渦となっています。

私たち社民党は、そうした国民の切なる思いに連帶して、全力で頑張ってまいります。

その活動の一つとして、私自身、昨日、高知市で開催されました「なくそう原発 3.11高知集会」に参加をしてまいりました。

がんばろう日本、がんばろう東北を合い言葉に、それぞれのふるさとで、もとどおりの生活

ができるように、一刻も早い復興・復旧が進むように、心から御祈念申し上げます。

それでは、通告いたしております内容について、市民の目線に立つ中で、市長並びに教育長、教育委員長に対して質問いたします。

まず、初めは市長の政治姿勢についてお伺いいたします。

沖本市長は、昨年末の市長選挙において、現職を相手に大変厳しい選挙戦を繰り広げ、見事当選をされました。まずもって、心からお祝い申し上げます。

向こう4年間、第18代の宿毛市長として、宿毛市政のかじ取り役を果たすのであります。宿毛市を取り巻く状況は、少子高齢化と過疎化が一段と進み、経済が疲弊しており、大変厳しさを増しております。そして、小中学校再編計画や、3.11の東日本大震災を受けて、市民の命と財産を守るための防災計画の見直し、過疎化と少子化が進む中での中山間地域対策等々、早急に取り組まなければならない課題が多く山積いたしております。

沖本市長は、選挙戦の中で、すべての市民に公正でありたい、そして、市政運営に当たっては、公平性と透明性が重要であり、何事にも説明責任を果たし、真に市民目線に立ち、市民本位の宿毛市を実現しなければならないと訴えられました。

また、経済が疲弊しており、若者の雇用の場が非常に少ない本市の今日的な状況の中で、市役所の機能を強化して、農業や漁業、林業等、第一次産業を中心とする産業の振興を図る中で、雇用の拡大に取り組んでいく。

また、福島原子力発電所の爆発事故を受けて、エネルギーの地産地消に取り組んでいくとの強い決意であります。

そして、宿毛小中学校の再編計画につきましては、現在、進められておる計画を、防災対策

やまちづくりの観点から見直しをしていくとの立場で臨んでまいりたいと言われました。

私たち市民クラブは、こうした沖本市長の考え方や、政策を支持する立場で、さきの市長選挙に臨んでまいりました。

結果的に、こうした訴えが、当日、投票された方の約6割に当たる7,864人から評価を受け、支持されたのであります。

そこで、市民から負託を受けた市長として、今後4年間の宿毛市政の運営を行うに当たり、いま一度、力強い決意をお示ししていただきたいと思います。

次は、中山間地域対策についてであります。

私は、中山間地域対策につきましては、宿毛市における大きな課題でありますので、幾度となく、この議場で取り上げてまいりました。中山間地域の生活実態を調査し、それらの地域で生活をされておる皆さんの暮らしを守り、少しでも改善することができればとの思いから質問をしてまいりました。

9日の高知新聞によると、このような記事が載っております。

高知県の集落実態調査の結果がトップ記事で報道されています。それによると、これまででも言われてきましたけれども、今後10年間で約75%の集落が消滅、または衰退すると予想されるとのショッキングな調査内容であります。

そして、住民が生活をする上で、困っていることや課題については、日常生活用品の確保とする意見が63.1%もあり、そのうち6割以上が、移動手段がない、また少ないと答えられています。

高知県におかれましても、尾崎知事は、中山間の暮らしを守りたい、課題解決の先進県として、重点課題として位置づけ、取り組むとの強い決意であります。

その強い決意が、高知県の平成24年度の当初予算に盛り込まれております。

そして、これまで高知県の中山間総合対策本部の本部長は副知事が務めておりましたが、24年度からは、尾崎知事みずからが本部長となり、その任に当たるとの体制を強化いたしました。

そのことを受けて、産業振興推進部の中に、中山間地域対策課を設置するなど、中山間地域の対策について、今まで以上に取り組むべき体制を整えてまいりました。

高知県では今後10年間で、中山間地域の集落機能の維持する活動拠点として、集落活動センターを、旧小学校区単位の130カ所程度を目指すを目標に設置する計画であります。そして、それを運営するに当たっては、地域の自治組織やNPO法人等を想定しております。スタッフについては、県内外の若者を、高知ふるさと応援隊として雇用していく考えであります。

高知ふるさと応援隊の考えは、以前、私がこの議会に提案をし、導入を強く求めてきました地域支援制度の考えと相通するものであります。

また、宿毛市の24年度当初予算を見ると、宿毛市の中でも、特に人口が少なく、しかも高齢化が進む鵜来島地区の生活支援を始め、地域力の維持、強化を図るために、地域起こし協力隊を導入するための予算として、258万4,000円が計上しております。

宿毛市における中山間地域対策の一つの取り組みとして、大変、評価をいたすところであります。高知ふるさと応援隊の活動内容としては、利用者の減少によるバス路線の廃止や、高齢化の進行による車の運転が困難となり、高齢者の日常生活を営む上で買い物や病院などの移動手段を確保する取り組み。これについては、民間のタクシーの活用や、住民による有償運送などが考えられております。

そして、高齢者等が安全に、安心して暮らしていくための行政、地域が一体となって、高齢者や地域の見守りサービス、人口減少や高齢化が進行する集落では、福祉や生活、防災などの課題が多くあります。

こうした多様化する課題に対応するための仕組みづくりが必要となってまいりますので、集落活動を支える拠点づくり、そしてまた現金収入を得るための地域特産品開発が考えられております。

沖本市長は、これまで市議会議員や県議会議員の立場で熱心に取り組まれておりましたので、離島を初め、中山間地域で生活をされておる方々の生活実態につきまして、十分、承知をいたしていることと思います。

厳しい生活環境のもとで、高齢者の皆さん、病院への通院や、日常生活を営む上での買い物にも公共交通がないがために、大変不自由をいたしておるのが現状ではないでしょうか。

このような現状を少しでも解決をし、そうした地域に政治の光を届け、宿毛市のどこで生活しようが、安心して生活ができる生活環境を整えていくことが重要であり、それがまさに政治というものではないでしょうか。まさに人に優しい政治であります。

このように、中山間地域の対策を強化していくことは、宿毛市においても、大変重要な課題ではないかと考えます。

高知県がいう中山間地域には、宿毛市全体も含まれておりますが、私の質問における中山間地域対策とは、特に本市の中でも市街地から離れた過疎と高齢化が進む地域に、政治の光、行政の光を注ぐことが重要ではないかとの観点からであります。

市長も新しくかわりましたので、再度、この問題について、中山間地域振興計画を含め、今後、どのような取り組みを行おうとしているの

か、その決意を含め、市長の所見をお伺いいたします。

宿毛市としても、中山間地域対策を行う場合には、高知県の取り組みとも連携を密にして取り組むことが重要であります。そのための基礎的データを整えるために、宿毛市独自で離島を含む中山間地域に出向き、住民と直接ひざを交えて、住民の生の声を聞くと、実態調査をする必要があるのではないか。そして、その実態調査を受けて、各種の施策に反映していくことが重要でないかと考えますが、市長の所見をお伺いいたします。

高知県中山間地域生活支援総合補助金に関連しますけれども、中山間地域が抱える問題について、私のところに届いた市民の切実な声を申し上げ、早急に対策をすべき課題でなかろうかと思いますので、市長の所見をお伺いいたします。

一つは、地域公共交通対策についてであります。

この質問に入ります前に、本年度の当初予算を見てみると、新規事業として、沖の島循環バス休日運行事業として56万9,000円が計上されております。この問題について、私は、平成20年第3回定例会において、夏場の土曜、日曜、休日にも、島を訪れる観光客や帰省客の利便性を高めるために、これといった交通機関がない沖の島地区において、ゆるりんバスを運行すべきでないかと、当時の中西市長に対し、改善を求めて質問いたしました。しかし、その答弁は、平日のみの運行で十分とはいえないが、大きな支障が発生しているとは考えられないということであり、やや否定的な答弁であります。

しかし、今回、運行期間は5月から8月まで、そして平成24年度は、実証実験として位置づけられておりますが、沖本市長のもとで、地域

公共交通対策の一つの取り組みとして、沖の島地区における循環バスが、休日も運行しようとする計画であります。大変うれしいことであります。

それでは、本題に入ります。

橋上地区で生活をされておる方で、高齢で、しかもひとり暮らしをしているお年寄りからの声であります。バスなどがないため、移動手段を持たないものにとっては、生活をしていくのに大変苦労されておる状況であるとのお話をお聞きしました。

病院への通院についても、自分でタクシーを手配するか、ほかの人に便乗しているのが現状である。また、日常生活を営むための買い物に非常に苦労しており、食品については、どうしても冷凍食品が多くなってきますので、買い物については、自分の手で行いたいと訴えられております。

解決方法はいろいろと考えられますが、せめて週に1回でもいいから、定期的なバス等の運行ができるないものか、このことについて、市長の所見をお伺いいたします。

次は、離島振興計画とも関連いたしますけれども、高知県唯一の有人離島であります沖の島地区の対策についてであります。

沖の島は、御案内のとおり、宿毛市のどの地区よりも高齢化と過疎化が進んでおります。しかし、沖の島の持つすばらしい景観は、宿毛の中でも、最もすぐれた観光資源でないでしょうか。

また、磯釣りを初め、ダイビングなどは、全国的に脚光を浴びています。そこで、現在は、企画課に離島振興係が配置されて、各種の取り組みが行われておりますが、これを離島振興室に格上げをする考えはないのか、お伺いいたします。

離島振興室を中心にして、先ほど申し上げま

した地域起こし協力隊とも連携を図りながら、観光対策や過疎対策等、総合的な離島対策を推進することができるのではないかと考えます。

宿毛市の中山間地域対策にもつながるものと思いますので、市長の所見をお伺いいたします。

小中学校再編計画についてお伺いいたします。

この問題は、今後の宿毛市における教育行政を考えた場合に、大変重要な問題を含んでおります。市民の関心は高く、多くの方々から御意見をお伺いいたしました。それをもとにしながら、教育長や教育委員長の考えをお伺いいたします。

なお、質問が多く、多岐にわたりますので、それぞれ質問順序に沿って、答弁をお願いいたします。

宿毛市教育委員会は、昨年11月29日に開催された平成23年第11回宿毛市教育委員会定例会において、最終的に決定された内容は、宿毛小学校の校舎建設場所は、現在の宿毛小学校グラウンドとする。宿毛中学校の建設場所は、宿毛小学校と松田川小学校との統合後の松田川小学校跡地とするという、これまでの教育委員会が説明をしてきた計画案を踏襲したものであります。

宿毛市教育委員会としての最終決定をした内容、前中西市長に報告し、前中西市長は、これを了とし、12月5日の議員協議会の場で報告いたしました。

なぜこの時期に、宿毛市教育委員会がこのような方針を決定したのか、多くの市民は教育委員会の見識に大変疑義を感じております。

中西氏が当選をしておった場合には、理屈としては理解できますが、沖本市长が当選したという民意を全く無視をし、しかも新市長のこの問題に対する考え方も聞かず、意思確認も図られていないと、常識では考えられない決定であったと思います。

しかも、市長選挙があつて間もないこの時期に、教育委員会はこのような決定をしたのか、教育長並びに教育委員長の所見をお伺いいたします。

そして、選挙を通じて示された市民の民意をどのように判断されたのか、そのことについても、教育長並びに教育委員長の所見をお伺いいたします。

まさに今回の決定は、宿毛中学校の移転先として、松田川小学校跡地ありきであったのではないかと思いますので、教育長の所見をお伺いいたします。

教育長は、6月議会の私に対する答弁の中で、喫緊の課題でありますので、年内には合意を得られればと思っていると答えられております。

教育委員会としては、合意を得られたので、最終決定したのであろうと思いますが、だれと、あるいはどのような団体と、どのような内容の合意が図られたのか、教育長にお伺いいたします。

教育長としては、今でも教育委員会が決定した計画案がベストであると考えているのかどうか、お伺いいたします。

御案内どおり、宿毛小中学校の再編計画につきましては、市長選挙の大きな争点となり、戦われたものでありますて、市民が直接、意思表示をしたという意味では、まさに住民投票のようであります。

教育委員会では、5人の委員の全員一致での決定ではなく、多数決による決定であったとお聞きいたしました。

11月27日に投開票をされた市長選挙の結果は、先ほども申し上げましたように、投票者の6割に近い支持を受けて当選したのであります。まさに民意のあらわれであります。

この問題に関連いたしまして、昨年の6月13日に、宿毛中学校の移転に反対する請願書が

3,589人の賛同を得て提出された経緯があります。

先ほど申し上げましたように、沖本市长が当選したということは、とりもなおさず、これまで進めてきた教育委員会の再編計画に、市民がノーを突きつけた結果となりました。このことは大変重く、教育委員会の考えと、沖本市长の基本的な考えが全く違うということになり、今後、宿毛市における教育行政を進める上で、あらゆる場面で障害となってくるのではないかと危惧をするとともに、これから教育行政が停滞するのではないかと考えるのは、私ひとりではないと思います。

よって、宿毛市の教育行政のトップとしての岡松教育長の責任は、大変重要となってきますが、今後、どのような姿勢で臨もうとしているのか、教育長の所見をお伺いいたします。

私のところに、市長選挙の結果が判明してから、現職の教員やOBなどの教育関係者を初め、今後の宿毛市における教育行政を心配する多くの市民から、電話やお話を聞きいたしました。

特に、1月22日に行われました須崎市長選挙の終わった直後に、教育長と副市長が、ともに辞任をしたとの報道がされて以降は多くなりました。須崎市の同僚の議員にお伺いしますと、須崎市では、教育行政については、これといった争点はなかったとのことであります。市民から届けられる声は、副市長は任期中にもかかわらず辞任したが、教育長はどうするつもりやろね。これから宿毛市における教育行政を心配する内容のものであります。

そうした皆さんに答えて、私の答えは、出處進退については、本人みずからが決めることである。しかし、常識的には、任命権者が交代したのであれば、それなりの判断をするのではないかとしか答えられませんでした。

こうした市民から寄せられた疑問に対して、

教育長はどのように考えているのか、所見をお伺いいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） おはようございます。

7番、松浦議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、市政運営の決意表明をとのことでございます。

宿毛市長として、今後4年間、市政運営を果たしていくところの重要性、責任、その重さを今、ひしひしと感じているところであります。

今、私は常に市民目線で、公正・公平に、宿毛に住んでよかつたと市民の皆さんのが心から喜んでくれるようなまちづくりに、全身全霊をかけて、精いっぱい取り組んでまいる所存でございます。

そのためには、議員各位はもとより、住民一人ひとりの御意見や御要望に真摯に耳を傾けながら、何事にも積極的に取り組んでまいります。

議員の皆様におかれましては、今後4年間、私に対し、暖かい御指導、御鞭撻賜りますよう心よりお願いを申し上げ、決意をお伝えをいたします。

続いて、今後の中山間地域対策について、お答えいたします。

宿毛市は、まちの中心部を除き、ほぼ全部が中山間地域であり、このことを踏まえて、宿毛市振興計画を作成しておりますので、中山間だけに限定した振興計画を策定することは、考えておりませんが、住民ニーズにつきましては、地域の方々の声も聞き、地域の実情に応じて、各市の事業を行うことで、きめ細やかな対応をしてまいりたいと考えております。

次に、中山間地域の実態調査について、お答えをいたします。

今年度、高知県が市町村と協力して集落調査

を実施し、集落の課題や問題点を把握し、今後の施策に反映していく計画となっております。

この調査結果をもとに、中山間地域の課題や要望等の把握に努め、国、県とも連携して、今後の施策に反映していきたいと考えております。

なお、地域の皆様方の声につきましては、私の市政の基本姿勢でもお示しさせていただいたように、市長と市民による全市での地域懇談会を実現させ、市民一人ひとりと対話をして、未来の宿毛市を市民とともに築き上げたいと考えております。

次に、地域公共交通対策について、お答えをいたします。

現在、橋上地区と栄喜地区、沖の島でスクールバスやコミュニティーバスが走っておりますが、便数や曜日が限定され、市民の方々には大変不便をおかけいたしております。

民間のバス会社の補助について申しますと、利用者の減少により、国の補助基準に満たない路線については、市の負担分が年々増加となっており、現在の路線を維持するのも困難な状況となっております。

行政としては、国や県にも、隨時、都市部と同じ条件で補助をするのではなく、地方の実情に合わせた施策を求めてまいりました。

このような声を受け、高知県の事業として、新たに地域の実情に沿った、きめ細やかな移動サービスを提供する事業が検討されているようですので、県とも協議の上、導入に向けて、積極的に検討していきたいと考えております。

次に、離島振興策についての質問にお答えいたします。

まず、離島振興係を離島振興室に格上げをし、総合的な離島振興対策の推進をとの質問等でございます。

昭和28年の離島振興法制定以来、国及び地方自治体により、各種の施策が実施され、生活

環境の整備や、産業基盤の整備など、一定の成果が見られてまいりました。

しかしながら、離島を取り巻く状況につきましては、医療や産業振興、教育、人口の減少や高齢化、輸送コストによる生活のコスト高など、依然として、さまざまな分野での課題が残っております。

質問議員が言われますように、一つの部署で離島対策に取り組むことも、メリットはございますが、課題の分野が広いため、私は市のそれぞれの分野の主管課が、離島対策に取り組み、課題を把握し、施策を実行していく。そして、離島振興を全庁的に取り組んでいくことが重要であると考えております。

今後におきましても、関係各課が連携の強化を図りながら、今まで以上に離島振興に取り組んでまいりたいと考えております。

そのため、新年度におきましては、地域力の維持、強化のための鵜来島地区に、松浦議員も今まで求めていた方向での地域起こし協力隊を導入することとしており、この取り組みをモデルとして、母島地区や弘瀬地区などの離島地域、また山間部の限界集落への導入も、積極的に検討してまいります。

高知県におきましても、集落活動センターの実施など、中山間対策に、今まで以上に強力に取り組むとしておりますので、本市におきましても、県との連携をさらに強化し、週1回程度のバスの運行など、離島振興中山間対策に積極的に取り組んでまいります。

どうかよろしくお願ひをいたします。

○議長（中平富宏君） 教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（松田典夫君） 皆さん、おはようございます。教育委員会委員長、7番、松浦議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、初めに昨年の市長選挙の結果、宿毛中学校の再編について、見直しをするという沖

本市長の方針に、民意は賛同したにもかかわらず、選挙後すぐに沖本市長の意向と相反する内容の方針を決定したということは、なぜかという御質問でございます。

宿毛小学校及び宿毛中学校の建設につきましては、平成22年5月に策定しました宿毛市小中学校再編計画に基づき、宿毛小学校は松田川小学校と、また宿毛中学校は橋上中学校との統合を進めていく中で、子供たちによりよい教育環境を提供することを基本として、保護者や地域の皆様への説明の中で、教育委員会として計画案を示してまいりました。

説明の中で、宿毛中学校の現在地からの移転につきましては、地域の皆様より賛成や反対の立場で御意見をいただきましたが、宿毛小学校につきましては、施設の老朽化が進んでいる現状から、子供たちの安全対策のためにも、できるだけ早い時期に解決できるようにしてほしいとの御意見が多く、皆様よりいただきました。

これらの御意見を踏まえ、教育委員会といたしましても、宿毛小学校及び宿毛中学校の再編につきましては、できるだけ早く結論を出し、子供たちの安全対策を講じていく必要があると考え、6月議会における松浦議員の一般質問に對し、年内には教育委員会の方針を決定したいと答弁させていただきました。

また、9月議会での寺田議員の一般質問に對しても、同様の答弁をさせていただいております。

こうした経過を踏まえ、9月議会以降においても、保護者や地区長の皆様と協議を重ね、さらに教育審議会の答申もいただく中で、11月の教育委員会定例会において決定したものです。

教育委員会といたしましては、子供たちにとって、よりよい教育環境を整備するという視点で協議を重ね、議会や保護者、市民の皆様にお

約束した12月末までに結論を見出したものでございますので、御理解を願いたいと思います。

次に、選挙を通じて示された民意を、どのように判断されたかという質問でございますが、市民の皆様がどのような基準をもとにして御判断され、投票されたかにつきましては、申し上げることはできません。

教育委員会といたしましては、先ほど、御答弁いたしましたように、関係する学校や保育園等の保護者の皆様はもとより、PTA連合会や地区長連合会、皆様と協議を重ね、教育審議会においても、十分審議した上で、御理解をいただけたものと考えております。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、松浦議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、委員長の先ほど答弁した部分と、随分重複するところがあろうかと思いますけれども、御容赦をお願いいたします。

まず、1点目の市長選後すぐに、沖本市長との意向と相反する内容の決定をしたことについて、なぜかと。それから、また選挙戦を通じてなされた民意を、どのように判断されたのかという御質問でございます。

宿毛小学校、中学校の建設につきましては、委員長も申されましたように、平成22年5月に策定をいたしたものであります。それは、宿毛市小中学校再編計画に基づいたものであります。それぞれ、松田川小学校や橋上中学校との統合を進めていく上で、子供たちにできるだけ望ましい教育環境を提供するという、そういう基本姿勢で臨んでまいりました。

そのことを、保護者や地域の皆様に説明をする中で、教育委員会としての計画を示してまいりました。

説明会の中では、宿毛中学校の移転につきましては、いろいろ賛否両論あったことについて

は、議員指摘のとおりだと思っております。

宿毛小学校については、施設の老朽化が進んでおります。そういう状況の中で、子供たちの安全対策を第一に考える、そういう視点で、できるだけ早い時期に改築ができるようにしてほしいという意見が多数ありました。

これらの意見を踏まえまして、教育委員会といたしましても、宿毛市の中学校の再編につきましては、できるだけ早く結論を出してしまって、子供たちの安全対策を講じていく必要があると、こういうふうに考えました。

先ほど、委員長が申し上げましたように、6月議会におきまして、松浦議員からの一般質問について、それに私が、年内には、12月議会にはお答えを、方針を決定していくということを申し上げました。そして、9月議会においても、寺田議員の質問に対しまして、同様の答弁をさせていただいております。

こういうことも踏まえまして、6月議会以降に、保護者や地区長の皆様と協議を重ねる中で、またさらに教育審議会の答申もいただきました。

それを踏まえて、11月の教育委員会の定例会において、決定をいたしたものであります。

教育委員会といたしましては、子供たちにとって、よりよい教育環境を整備していくという視点で、協議を重ねてまいりました。そして、議会や保護者や市民の皆様に、お約束をいたしました12月末までに、結論を出したと、こういうことでありますので、御理解をいただきたいと、こういうふうに思っております。

それから、市長選挙を通じて示された民意について、どういうふうに判断されたかという御質問でありますけれども、市民の皆さんのが、どういう基準をもとにして判断されたかということについては、申し上げることはできませんけれども、我々は、沖本市長が当選されたその背景には、産業振興であるだとか、福祉だとか、

教育行政だとか、いろいろな視点で沖本市長に信託がくだったと、こういうことでありますので、学校建設問題に特化して、住民投票がなされた、それは大きな一つのファクターであった、要素であったかもしれませんけれども、そのことに特化しての投票ではなかったと、教育委員会では判断をしたものであります。

それから、関係をする学校や、保育園等の保護者の皆様はもとより、PTA連合会、地区長連合会の皆様とも協議を重ねてまいりまして、教育審議会においても、十分、審議をいただきました。そして答申をいただきました。

その結果を受けて、教育委員会として判断をしたものでございますので、御理解をしていただきたいと、このように思います。

次に、教育委員会の決定が、宿毛中学校の移転は、松田川小学校跡地ありきではないかという御質問でございますけれども、宿毛中学校につきましては、市内の中学校の中では、御承知のように、一番、生徒数の多い学校でありながら、いろいろな教育活動、特に部活動をする上においては、大変、狭隘な敷地の中で行っております。

そして、宿毛小学校におきましても、学校の敷地を分断をされているために、子供たちが元気で、特に休み時間だとか、昼休み、そういうときに遊ぶときに、先生の目が届きにくいという、そういうことのために、学校生活の中で、先生が大変苦慮していると、そういう教育環境を改善するためには、宿毛中学校の周辺、広い用地が確保できる場所に移転されることが望ましいと、こういうふうに判断をしたものでございます。

先ほど申し上げましたように、教育委員会といたしましては、保護者や市民の皆様の御意見や御要望をお聞きする中で、子供たちにとって、より望ましい教育環境を整備するという視点を

最も大切にして、学校の建設場所を決定をしたものでありますので、御理解をいただきたいと、こういうふうにお願いします。

それから、宿毛小学校及び宿毛中学校の建設場所につきましては、教育委員会が最終的に決定するに当たって、だれと、どのような団体と、どのような内容で合意をされたかと、こういう質問でありますけれども、先ほど申し上げましたように、小中学校の建設につきましては、宿毛中学校につきましては、近い将来に学校再編がおこる可能性もあつたりしますので、宿毛地区だけの問題ではなしに、宿毛市の問題としても考えていただきたいという視点で、宿毛市の連合会、PTAの連合会の皆さん、それから宿毛市の区長会の皆様の御意見も聞く、それから、一番大事なことは、宿毛小学校地域の保護者の皆様の意見を最大限に大事にしなければならない。

学校は、やはり何と申しましても、子供のための施設であるという視点を外してはならないと、こういうふうに感じて、取り組みをしてまいりました。

それから、説明をする中では、特に街地区の区長さんよりは、区長さん方からは、宿毛中学校は、現地から移転することについては反対であると意見が出されました、市議会の6月の定例会におきましては、移転反対の請願が出されました。

それから、建設場所についての御意見を、たくさんいただきました。教育委員会といたしましても、平成23年第1回の定例会におきまして、宿毛小学校の基本設計、実施設計等の関連予算が修正議決をされた後に、より多くの皆様の御意見をお聞きするために、関係校の保護者や、今後、小学校に入学する予定の修学未満児の保護者はもとより、市のPTA連合会、先ほど申しましたように、地区長連合会

を対象に、説明会や意見交換を開催をいたしました。

いろいろな御意見をいただきました。保護者の中から、いつ発生するかわからない南海地震から子供たちを守るためにも、老朽化が進む宿毛小学校の早急な改築が望ましいという声が多く出されました。教育委員会といたしましても、方向性は早急に決定をいたしまして、改築する必要性を強く感じました。

また、東日本大震災を受けまして、宿毛市において、津波による被害が想定される中で、宿毛小学校及び宿毛中学校ともに移転をするべきではないかという御意見もたくさんいただきました。

宿毛小学校、高台移転をするとなると、新たに適地を探す必要があることから、学校建設がさらにおくれるという可能性も説明をしながら、避難先となる忠霊塔の整備をあわせて、早急に新しい宿毛小学校の建設をすると同時に、取り組んでいかなければならぬこと、こうすることも意見として出されましたし、我々もそういうことを、痛切をしております。

一方、宿毛中学校におきましては、登下校の通学時の安全対策を講じることを前提に、高台であり、またより広いグラウンドを確保できるという視点で、松田川小学校跡地に建設することに、多くの賛同をいただきました。

また、地区長連合会の皆様から、宿毛中学校の移転については、賛否両論それぞれの意見をいただきました。これらの御意見を、有識者で組織をします宿毛市の教育審議会におきまして報告をし、諮問をいたしまして、御審議をいただきました。

審議会よりいただきました答申の内容は、ほぼ保護者の皆様の意見と一致をするものでありました。

教育委員会といたしましては、保護者、地区

長連合会、教育審議会等の御意見や答申を踏まえまして、昨年11月29日の教育委員会の定例会におきまして、決定をしたものでございます。

そして、次に、教育長は今でも、教育委員会が決定した計画案がベストであるかという御質問でございますけれども、先ほど申し上げましたように、教育委員会といたしましては、それぞれ、さまざまな方の御意見をちょうだいをする中で、子供たちにより望ましい教育関係を提供するという、そういう視点を最も大切にいたしました。

それを最終的に、そして最終的にそのことを考慮いたしまして、判断をした方針でありますので、ベストではないかもしれませんけれども、いろいろ考えられる選択肢の中では、ベターな、より望ましいものではないかと、こういうふうに考えております。

しかしながら、学校施設の建築につきましては、最終的に市長が保護者や市民の皆様の御意見、教育委員会の方針等を総合的に判断をする中で、決定をされるものでありますので、教育委員会といたしましては、市長の方針のもとで、よりよい、子供にとって望ましい教育環境を整備できるよう、協議をしてまいりたい、こういうふうに考えております。

次に、5点目であろうかと思いますけれども、沖本市長と基本的な考えが全く違う教育長が、今後、どのような姿勢で臨んでいくかという御質問でございます。

次代の宿毛市を担っていく子供が、心身ともに健全に成長するという、願う気持ちは共通しているものと考えております。そのために必要な各種施設を推進充実していくとともに、御理解していただける、いろいろな方向性はありますけれども、共通認識を持って取りかかっていける、こういうふうに御理解をい

ただけるものと考えております。

それから、宿毛中学校の建設につきましては、学校教育の充実を図るという視点で判断する立場と、それに加えて、まちづくりであったり、市民の安全対策、さらには財政状況等を総合的に判断しなければならない立場とでは、異なる判断をしなければならないことがあろうかと考えております。

教育委員会といたしましても、先ほど申しましたように、最終的な決定権者である市長の方針のもとで、最大限、教育環境の改善を図り、子供たちや現場の先生方の使い勝手のいいような学校となるように、取り組みをしてまいりたいと、こういうふうに思っております。

次に、私の進退問題についての御質問をいただきました。

古来より、国づくりは人づくりと言われておりますが、その人づくりの重要な部分を担う教育委員会の責務は、大変重要である、こういうふうに認識しております。教育委員として、子供たちの教育にかかわる機会をいただきまして、大変光栄に思いますとともに、職責の重さを痛感をいたしております。

市議会におきまして、御承認をいただきますとともに、教育委員会において教育長という重責を拝命をいたしました。私自身、大変微力でありますけれども、宿毛市の子供たちのために、全身全霊をかけて取り組んでまいらなければならぬと決意をしたところであります。

私といたしましては、今後も与えられた職責を全うできるよう、努力することが使命であると考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 再質問をさせていただきます。

まず、市長の政治姿勢についてでございます。

今、沖本市長、力強く、市民の目線で公正、公平な市政を行いたいという決意を申されました。今後4年間、こうした初心を忘れることなく、全力で市政運営に当たっていただきたい、そのことを申し上げておきます。

そして、中山間地域対策についてでございます。

私自身、新聞報道しか見ておりませんので、高知県が実施をしたこの調査の詳しい結果は見ておりませんが、先ほど、私が申し上げました宿毛市の鵜来島地区の約75%、1,020カ所ほどあろうかと思いますけれども、1,350カ所調査をし、そのうちの75.1%、約1,020カ所の地区が消滅、あるいは衰退するという報告でありますが、鵜来島地区もその一つではないかと思われます。まさに待ったなしの状況であります。

高知県も、強い決意で取り組もうとしておりますので、ぜひ高知県との連携を、さらに強め、今まで以上に、力強い、こういった中山間地域対策を行っていただきたい、強く求めます。

そして、住民懇談会の開催は、これは市長自身の公約でもございます。市民と市長との対話を通じ、市民一人ひとりの生の声を市政に反映をさせたい、宿毛市を、市民とともに築き上げたいと答えられました。

大変忙しい公務であろうかと思いますが、政策をつくる場合には、卓上で考えるだけではなく、住民との対話をもとに作成するのも、一つの方法であろうかと思います。市民との懇談会を通じて、その中で出された市民の生の声を市政に反映していく、まさに市民本位の市政づくりでありますので、ぜひ実現していただきたく、強く要望いたします。

以上、この点については、答弁を求めません。交通対策について、1点だけ再質問をさせていただきます。

高知県とも連携をして、導入に向けて検討していくとの答えでございます。この問題については、住民の皆さんも、大変強い思いがあります。

先日、これも同じ9日の日でありましたけれども、梼原町での、住民タクシーの事例が報道されております。宿毛市でも、この取り組みを行う計画をしていく、そういう中で、ぜひこうして、先進的に取り組まれております事案を調査することも、大変必要なことではないかと思いますが、このような先進地を調査をする考えはないのか、お伺いいたします。

続いて、離島振興室についてであります。

市長言われましたように、依然として、いろいろな施策を講じておりますけれども、依然としてさまざまな課題が残っておると答弁をされました。全く私と同じ考え方であろうと思います。そうやって離島振興を図る上で、いろいろ、多岐にわたり、府内でも関係する課はたくさんあるわけでございます。宿毛市における、沖の島、宿毛市の中でも最も、先ほども申し上げました観光資源があり、その役割は大変重要なものがあります。

一つの例として、石垣の島を、日本の宝百選ですか、島の宝百選、これにも全国の中で選ばれております。そして、沖の島の頂上の、一番高い山、妹背山は、四国百名山にも数えられております。この山を訪れる登山客も、年間を通じて多くあるわけでございます。

そのように、ロケーション的には、大変すばらしい島でもあります。全国にも誇れる島でございます。しかし、現実は、過疎と高齢化の中で、大変厳しい生活をされております。

そこで、こうしたすばらしい観光資源を生かし、合わせて離島の振興を図る上で、その司令塔となる部署、いわゆる今の振興係を振興室に、体制を強化していくことが、私は必要ではない

かというふうに思います。

先ほども言いましたように、この過疎と高齢化に悩む地域に対する対策、待ったなしの状況であります。一つのモデルとして、この離島振興室を考えいただきたいというふうに思います。

そして教育長、今、沖本市長の方針のもとで取り組んでいくというお話をいただきました。そしてまた、選挙結果については、市民がどのように判断をしたのか、申し上げることはできないというお話をもいただきました。

私は、今回の市長選挙、明らかに小中学校再編計画が最大の争点であつただろうと思っております。

そこで、この再編計画の決定、非常に残念であります。

教育長、全身全霊をかけて、今後、取り組んでまいりというお話をもいただきました。私としては、今、だんだんと答弁された内容をみましても、全く、教育理念もなく、ただ単に教育長という職に連綿としがみついているとしか思えません。

教育行政を進めるためには、保護者や地域の皆さん、そして現場の教職員の声を大事にしながら意思疎通を図り、連携をしながら進めていくことが重要であるかと思いますけれども、現場からは、こうした前向きのお話を聞いたことがございません。

このような状況から、岡松教育長に、宿毛市の教育行政を、これから先、任期あと3年あるわけですけれども、ゆだねることは、私としてはできない考えを持っております。

この際、教育委員の人心を一新することが必要でないかと思いますが、再度、教育長の辞任を求め、再度、この問題についての御答弁をいただきます。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 市長、松浦議員の再質問にお答えいたします。

まず、地方公共交通対策について、今後、宿毛市として取り入れていくならば、そういう先進地地域を視察していくべきではないかという再質問をいたしました。

高知県としても、現在、集落調査等を行い、尾崎県知事も、この中山間地域、あるいは離島もそうでございますけれども、この地域の振興のために、全力を挙げて取り組む方向を示しております。

ぜひとも、先進地、あるいはまた他地域も含めまして、調査をしながら、今後、具体的に宿毛市としてこの課題をどのようにクリアしていくのか、このことについて検討してまいりたい、このように思っております。

続いて、離島対策ということでございます。

高知県も全国で恐らく、この少子高齢化は10年、あるいは15年進んだ県だといわれておりますけれども、さらにその中でも、沖の島や鵜来島、ここはもっともっと、この日本の、このままいくならば、将来を占っていくような方向すらあるわけでございまして、この地域の振興を、具体的にどのようにしていくかということは、これから高知県づくりと申しますか、地域づくりに非常に大きな、私は課題のある取り組みになってくるというふうに思っております。

そうした中でも、沖の島地域では、小学校、あるいは保育園、こういうものが再開されるなど、新しい芽も出てきております。そういうところに、今、可能な限り、行政として、鵜来島に対しての人的な支援も含め、今回、検討しておりますけれども、予算化は措置しておりますけれども、全力で取り組んでまいりたい、このように思ってます。

ですから、現在、その離島対策室をという再

度の質問でございましたけれども、今年度24年度につきましては、私が全体的な状況も把握していく中で、ぜひともその先、さらに必要だというふうな考えにいたりましたときには、再度、そこでまた検討してまいりたい、このように思っておりますので、どうか御理解をよろしくお願ひいたします。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 松浦議員の再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げました進退につきましては、そのとおりであります。昨年の3月議会におきまして、全員ではなかったですけれども、多数の皆さんの信任を得まして、教育委員会において信任をされた、選出されたということありますので、自分の職責を全うするべく、努力してまいりますと、こういうことでございます。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 私、この問題、教育問題、再編計画について、市長にも答弁を求める予定でおりましたけれども、今、教育長が強い決意で臨んでまいりというような答弁をいただきました。

ひょっとしたら、別の答えがくるかなと思い、市長のほうにもふる予定でありますけれども、市長のほうには、そういう面で質問をいたしませんので、その点、お許しをいただきたいというふうに思います。

なかなか、力強い決意で、住民も驚いておると思います。そういう面で、私自身、再度、辞任を求めながら、一般質問を終ります。

○議長（中平富宏君） この際、10分間休憩をいたします。

午前11時09分 休憩

—————・—————・—————

午前11時19分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会

議を開きます。

2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） おはようございます。

2番の山上でございます。

3. 11の追悼等につきましては、先ほど、松浦議員のほうからお話をございましたので、私のほうからは省略させていただきます。

さて、昨年12月26日に就任されました沖本市長におかれましては、初めての質問になりますが、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

先日の議会開催に当たりまして、市長から行政方針として産業振興に対する各種取り組みの説明がありました。

そこで、初めの質問ですが、若い方々の雇用の創出といった観点では、どのように考えられているのか、お伺いしたいと思います。

宿毛におきましても、御承知のとおり、人口の減少が続いております。このまま續きますと、やがて寒村になってしまうのではないかと危惧するところでございます。

このことを回避するための人口増加には、若い方々の定着、定住が必然であると思います。そのためにも、雇用の場を創出することが、まずもって必要であるということは論をまたないところにきていると思います。

最近は、人口増加を図るために、企業誘致だけではなく、生活誘致も重要であるとの声もありますけれども、やはり基本になりますのは、若い方々の仕事の場の創出であると思いますので、このような切り口から見た産業政策を、市長はどのようにお考えになっているのか、お聞かせください。

次も、産業振興にかかわりますことですが、産業振興のための環境管理計画の必要性についてでございます。特に一次産業にかかわります自然環境に関してということになりますが、近

年、宿毛湾の漁獲量が減少しているといった報道を目にすることがあります。確かに台所に上がつてまいります魚の値段も、少しながら高騰しているような感じがあります。

産業振興の観点からも、行政として、自然環境の保全に対し、いかなる手立てを考えられているのか。

先月ですけれども、浦尻議員が会長をされております水産業振興協会が、間伐材の魚礁を設置したとの新聞報道がされておりました。その見出しへは、宿毛湾の魚をふやせといったものになっておりました。

少し話が飛躍すると思うかもしれません、海の問題は山の問題でもあるというふうに言われております。

最近の例で申し上げますと、昨年、宿毛湾では台風によりまして、山などから枯れ木などが海に流れ込みまして、船の航行にも支障を来たしていたことは記憶に新しいことと思います。

このような流木などは、山に限ったものではございませんで、農地や市街地からの物もあると思います。これらは目に見えることすれども、もっと深刻なことは、目に見えない、森林から供給されるミネラル分などが少なくなっているのではないかということを心配しております。

その影響と思われますことに、宿毛湾の一部では、磯焼けといわれます海藻などがなくなる白化現象が報告されております。このことを補うために、魚礁等を設置しているのではないかと想像しておりますが、これなども漁業関係者だけでは、根本的な解決は難しい問題でありますので、行政として、何か対策等、検討していく必要があるのではないかと思います。

林業や農業などとも深くかかわることでございますけれども、近年、森林の手入れが、特に人工林の話になりますけれども、手入れが希薄

になって、山が荒れることで、海にも影響しているのではないかとも言われております。

ある書籍ですが、森が消えれば海は死ぬといわれております。このようなことからも、山から海までの環境管理計画が必要ではないかというふうに思います。

既に御存じだと思いますけれども、宮城県の気仙沼市のカキ養殖業者は、流域の山にどんぐりの木などを植林して、肥沃な土壤を形成する、このことが非常に重要なところなんですけれども、肥沃な土壤により、そこからミネラル分が供給されることで、良質のカキを養殖し、ブランド化を図り、全国的に販売を広げております。

昨年の3.11では、多大な被害に遭われておりますけれども、その気仙沼では、「森は海の恋人」というキャッチフレーズで、既に20数年前から植林が続けられております。

このような漁業関係者が山に木を植えるということでは、北海道の襟裳岬でも、もう50年以上も前から、山で一度失われた広葉樹林づくりが行われて、その緑化面積の増加とともに、漁獲量が比例して増加してきたという事例もございます。

宿毛湾に流れ込む河川の上流部には、杉、ヒノキといった人工林が多く存在しております。

その管理が手薄になっているようにもお聞きすることができます。このことなども、少なからず影響しているのではないかと心配しております。

これは、宿毛湾だけのことではなく、他の町からの影響も当然あると思います。宿毛湾に流入する流域の杉・ヒノキ林では、戦後、植林されましたものが伐採時期に来ているものも少なくないようですので、伐採後には、杉・ヒノキだけではなく、潜在植生種の混植なども検討すべきではないかと思います。

これは、森林に関することの一例を申し上げ

ましたが、一次産業を中心とした持続的な産業構造を構築するためにも、環境管理計画が必要ではないかと思います。

計画によりましては、土地利用や排水計画などにも影響してくると思いますが、市長の御所見をお伺いいたします。

次は、農家の所得向上についてでございます。

今年度の予算では、宿毛産芋焼酎販売促進事業として、すくも酒造に1,000万を超える委託をすることになっておりますが、この事業の目的は、農業の所得向上と休耕地の活用を図るため、特産品であるサツマイモを使った芋焼酎を大都市に販路の拡大をすることになっております。

また、事業の成果目標としても、農家所得の向上を図るということあります。

では、この事業を推進することで、農家にどれだけの所得の向上が見込まれているのか、お教えいただきたいと思います。

これは、あくまでもアバウトな数字で結構でございます。

農家の所得向上を図ろうとするのであれば、行政方針でも表明されておりましたが、サツマイモに限らず、農産物の高付加価値を図るために商品開発はもちろんのこと、同時に販売戦略などについても、もっと力を入れるべきではないかというふうに思います。サツマイモであれば、これはあくまでも、例えばということの話ですけれども、イモのようかん、あるいはアイスクリーム、それからスイートポテトなど、いろいろなものがあると思います。

このようにすると、付加価値は高められ、商品開発にもつながるのではないかと思います。また、サツマイモの消費拡大を図るとすれば、汎用性を高めるために、製粉にしてパンやお菓子などに利用するとか、めん類などにすることで、学校給食にも活用できるのではないかと思

います。

そうなりますと、一定の消費量が確保されると思いますので、農家においても、量産が見込めるのではないかというふうに思います。

農家の所得向上ということであれば、農産物に対する付加価値を高めるための商品開発などへの直接助成とか、あるいは、デザイナーやプランナーといわれる方々を、市から派遣するといった助成制度があってもよいのではないかと思いますが、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、近い将来、必ず来るといわれております南海地震に対する防災についてであります、行政方針では、津波に対する避難経路や避難場所の整備に力点があるようでございます。

このことを否定するつもりは毛頭ございませんけれども、県の防災情報などでは、南海地震が来れば、揺れの時間が 100 秒ほど続くと予測をされております。そうなりますと、地震から逃げる前に、地震の揺れで家屋などが倒壊して、下敷きになつたりして、避難ができなくなる人が多くなるのではないかと危惧されます。

せっかく整備されます避難経路や、避難場所が利用されずに、犠牲者がふえるのではないかと心配もされます。そのことを防ぐためにも、住宅などの耐震補強が喫緊の課題ではないかと思います。

昭和 56 年の建築基準法改正によりまして、その後に建築された建物については、阪神大震災でも、昨年の東日本大震災でも、地震そのものの揺れに対しては、致命的な倒壊はなかつたとの報告がされております。問題は、それ以前に建築された建物で、倒壊などによる圧死が、特に阪神大震災では多発したとの報告もされております。

昭和 56 年以前に建築されました建物については、耐震診断や耐震補強工事に、県の補助制度がありますが、市におきましても、助成制度

を拡充して、県の補助金に上乗せできるようにしてはどうかと思いますが、市長はその辺のところを、どのようにお考えになっているのかお聞かせください。

次に、新消防庁舎の建設場所にかんがみまして、今後の宿毛市はどのような都市を目指しているのか、その将来像に基づいて、消防庁舎の位置も決められていると思います。

消防庁舎など公共施設は、本来なら人口集中地区に位置すべではないかと思いますけれども、宿毛市は、将来イメージとして、どのような都市像を持っているのか。

私だけかもしれません、具体的なイメージがつかないところがございます。振興計画を見ましても、具体的な空間イメージがつきかねております。将来の都市像として、土地利用や空間イメージを踏まえた新消防庁舎の場所の必然性について、お聞かせください。

次に、保育行政についてであります、私立の保育園であります宿毛保育園、大島保育園につきましては、老朽化が進み、先ほど申し上げましたように、近い将来、必ず来るといわれております南海地震には、危険性があるのではないかと心配されております。

中でも、大島保育園につきましては、3 階建てで築 40 年以上経過しております、地元関係者からは、抜本的な対応が求められているところでございます。行政方針では、保育園の再編に触れられておりましたが、地震における津波に対して、小筑紫保育園も咸陽保育園も安心できる状況にはないわけであります。

子供の命を預かる保育園では、地震が発生すると、子供に危険が及ぶのではないかと危惧されており、早急な対策が求められるところであると思います。

そこで、私立の保育園の耐震化などとともに、保育園の再編計画について、行政としてどのよ

うに考えられているのか、お聞かせください。

最後になりますけれども、介護給付の不正受給の件につきまして、お尋ねいたします。

この件につきましては、市民の方々も、大変高い関心を示されております。その意味からも、既に御存じのとおり、宿毛市の介護サービス業者の介護給付の不正受給の件で、昨年8月の新聞報道を受けまして、9月の第3回定例会におきまして、我が会派の松浦議員から質問をしておりますが、前市長は、他市町のことであるのでコメントする立場にないという答弁がありました。しかしながら、宿毛市も他市町村と同様に、介護給付費を給付しており、対岸の火事では済まされないと思います。

既に四万十市を初め、4市町は介護給付費の全額と加算金を請求のため、昨年11月18日に高知地方裁判所中村支部に提訴し、ことし1月27日には、公判が始まっております。結審までには時間かかるとは思いますが、裁判の結果いかんによっては、宿毛市もそれなりの対応が迫られることになると思います。

そこで、市長の御所見をお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 2番、山上議員の質問にお答えをいたします。

若者の雇用の場の創出をどのように考えているのかとの質問でございます。

産業の振興による雇用の場を確保することは、行政の位置づけとして、常に必要な観点であると考えます。その中で、特に若者の仕事の場の創出は、非常に大きな課題であります。宿毛市産業祭開催をてこに、県の産業振興計画の事業も活用しながら、宿毛市の産業活性化を目指す中、若者の雇用の確保に、一次産業では次のような具体的な取り組みをいたしております。

まず、農業におきましては、新規就農者の確

保、育成を図るため、宿毛市新規就農研修支援事業補助金として、農業の実践研修を行う研修生と、研修生を受け入れる農家に対し支援し、新規就農者の育成・定着を図っています。

平成23年度は、平田と福良を実践研修の場として、2名がニラやブロッコリー、水稻づくりの研修を行っておりました。

平成24年度も、新規就農を希望する研修生の受け入れのため、2名分を当初予算に計上をいたしております。

また、新たに就農した方については、認定農業者への誘導による有利な各種制度資金、近代化や、あるいはスーパーL資金の活用や、施設野菜では、レンタルハウス整備事業の活用による支援などを行っております。

林業におきましては、ふるさと雇用再生特別基金事業を活用し、平成21年度から、市有林の整備を行う、市有林活用創出事業で3名、それに加え、森林の境界や森林の施業プラントを作成する森林集約化推進事業により3名、計6名の方を新規雇用により、新たな林業の担い手として、育成定着を図っています。

水産業におきましては、宿毛市漁業就業支援事業費補助金として、高齢化により、減少している漁業者を確保するため、新規の漁業研修生を受け入れ、研修生と指導していただく経験豊富な漁師さんに対し、支援を行っています。

平成23年度は、引き縄漁業を目指す研修生1名が実践研修をしており、24年度も1名の研修生の受け入れを見込んで、計上いたしております。

このように、一次産業においても、就業支援の取り組みを行いながら、地域産業の振興や、企業誘致に努め、若者の雇用拡大を図っていきたいと考えております。

続いて、環境管理計画の必要性についての質問でございます。

県内では、環境管理計画を策定している市町村はなく、高知市など、4市においては、生活していく上で欠かすことのできない豊かな環境を守り育て、将来の世代へ引き継ぐことを目的とし、環境の保全及び創造に関するさまざまな施策を総合的に推進するため、基本指針となる環境基本計画を定め、取り組んでおりますが、本市におきましては、現在のところ、環境基本計画は定めておりません。

議員が言われますように、以前は宿毛湾に流入する河川は、地域の山林によって、多くのミネラル分が含まれ、宿毛湾に豊かな漁業資源をもたらしてきました。しかし、近年では、山林所有者の高齢化や、木材価格の低迷、世代の交代等により、山林の手入れが行き届かなくなり、境界さえもわからないといった所有者がふえていることも承知しています。

森林整備については、森林施業計画に基づき、間伐材の整備を、森の工場事業により、平成18年から順次実施し、久礼ノ川、石原、坂本、京法の市内4地区、総事業面積962ヘクタールにおいて、作業道開設、造林、伐採等を行い、森林の整備に取り組んでおります。

すぐも湾漁協では、海と森が密接に関係していることから、平成17年から漁業者と山林所有者とが連携し、除間伐作業や植林事業へも協力をしております。

生活排水につきましては、公共下水事業及び浄化槽の普及に努め、公共用水域の水質保全にも取り組んでおり、さらには市民の皆様に御協力をいただく中で、宿毛市クリーンデー等の清掃活動を実施するとともに、廃棄物の不法投棄や野焼きの防止等、環境保全に努めております。

宿毛市面積の84%を占める森林は、地域住民の生活と深くかかわっており、後世に豊かな自然を残し、持続可能な社会づくりを行うため、これまでの取り組みを継続しつつ、取り組みの

方向性を示す管理計画の策定についても、内容等を勉強してまいりたいと考えております。

次に、農家の所得向上対策についての質問でございますが、宿毛産芋焼酎販売促進事業は、高知県緊急雇用創出臨時特例事業を活用して実施しようとするものですが、具体的な事業の内容については、芋焼酎製造会社であるすくも酒造に業務委託し、東京と大阪の2カ所に、それぞれ1名ずつ、営業職員を新規雇用して、営業活動や出店等を行い、都市部への販路拡大を図ろうとするものです。

すくも酒造で製造できる焼酎は、年間100キロリットルで、原材料である芋の仕入れは100トン程度となります。

しかしながら、今年度の仕込みは、販売数が伸びないために、貯蔵タンクがいっぱい22トンしか仕入れることができませんでした。

仕入れできなかった宿毛いも生産組合の芋については、すくも酒造が芋けんぴ製造会社等で仕入れてもらうよう、手配したと聞いておりますけれども、販売数を延ばして、貯蔵タンクの在庫をなくし、計画どおり年間100トンの芋を仕入れできるようにすること、つまり、すくも酒造が安定した芋の仕入先となることは、芋生産農家の所得の向上につながると考えています。

また、どれだけの所得の向上が見込まれるかとのことですが、過去にも議論がございましたそうですが、100トン生産するためには、5ヘクタールの作付が必要であり、必要経費を除了いた10アール当たりの所得は、6万円から8万円ですので、5ヘクタールでは、300万円から400万円の所得になります。

現在、12戸の農家が栽培していますので、1戸当たりの農家所得は25万から33万円となります。

農家所得の向上のためのすくも酒造以外への

販路拡大への支援につきましては、宿毛いも生産組合として、すくも酒造へのサツマイモの販売は、年間100トンまでと限られていることから、これまでも芋けんぴ用として出荷した経緯もありますが、これらについても8トン程度であることから、製粉や、ひがしやまにしての販売なども検討しているところです。

議員が申しますように、サツマイモの消費の拡大を図るため、関係機関とも協議しながら、高付加価値化を図るための商品開発や、デザイナー、プランナーが派遣できる補助事業の活用も検討する中で、所信表明でも申しましたように、一次産業を加工して製品化するなどの支援を行い、所得の向上を図りたいと考えております。

次に、耐震改修補助事業について、お答えをいたします。

現在、宿毛市では、耐震診断、耐震設計、耐震改修の三つの補助対策を行っております。

耐震改修の実績は、平成17年度からの7年間で、わずか3件となっております。

耐震診断については、3万円を補助し、自己負担3,000円で診断を行えるよう補助しております。

耐震設計については、上限20万円とし、3分の2を補助しております。耐震改修につきましては、上限60万円の補助に30万円を上乗せし、合計90万円の補助をしており、それぞれの補助については、国、県の補助に、市としての補助総額の4分の1を合わせて対応しております。

本事業のPRとしては、7月と11月に市の広報誌で10月に全戸配布のリーフレットにより行ったほか、自主防災組織等を対象とする会では、耐震改修の重要性を話しております。

この耐震改修については、自分の財産を守るために、自分の命を守るための政策でありますか

ら、ある程度の補助は必要ですが、個々での対策が重要であると考えますので、現時点では、補助金の増額による促進ではなく、家具転倒防止講習会や、各勉強会の会の中で、補助制度について強くPRしていきたいと考えております。

議員の皆様におかれましても、耐震改修の促進について、PRしていただければと考えております。

消防庁舎位置にかかる質問について、お答えをいたします。

宿毛市消防庁舎改築工事でございますが、現在、実施計画を終え、基礎杭打ち工事を行っているところです。新たな消防庁舎の建設位置にかかる都市計画の将来展望についての御質問でございますが、宿毛消防庁舎の改築については、都市計画における構想が、元にあって移転するものではございません。

議員も御承知のように、現在の消防庁舎は、昭和44年に建築され、老朽化が進み、耐震性不足が予想されるとともに、南海大地震における津波浸水予想エリア内に位置し、初動体制もおくれることも考えられます。

また、敷地面積も狭く、職員の参集時は、隣地を借りるなどしている状況にあります。

現在、建築を進めている和田地区も、パルス宿毛東側の敷地は市街地に近い市有地で、一定の敷地面積3,356平方メートルがあり、国道56号線に隣接しており、市内全域にフットワークよく活動できることなども考慮して、選定したものでございます。

当場所は、職員、団員の参集にも有利な場所であり、防災機能を有する、新たな消防庁舎として、平成24年度末の完成を目指し、取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、保育行政について、お答えをいたします。

近い将来に、必ず来るといわれております南海地震にかかる保育所の耐震化、津波対策についての質問でありますが、私立保育所の耐震化等につきましては、おののの社会福祉法人の判断によるものとなります。本市といたしましては、園児や保護者の安全安心のために、具体的な耐震計画を立て、まず耐震診断を行っていただくよう、宿毛保育園、大島保育園と協議を進めてまいりました。

その中で、宿毛保育園につきましては、来年度、高知県の補助事業を活用し、耐震診断を行う予定となっております。

大島保育園につきましても、園児の安全安心を第一に考えて、社会福祉法人としての立場を堅持していただく中で、耐震化への方針の明確化を図る必要もあると思われます。

このため、引き続き、協議を重ねてまいりたいと考えております。

市内の公立保育所の現状につきましては、宿毛市の人口の減少に伴い、園児数も減少したことにより、小規模保育所がふえ、より効率的な保育所運営ができなくなっている状況であります。

このため、保育所の再編は必要不可欠であると考え、1小学校区に1保育園を基本に、保育所の統廃合を進めていますが、議員の御指摘のように、来るべき南海地震対策を含め、今後も引き続き、保護者並びに地域の皆様と協議しながら、保育所の統廃合を進めてまいりたいと考えております。

続いて、介護給付費の不正受給の問題についてでございます。

山上議員のおっしゃる介護給付費の不正受給の問題につきまして、私の所見をということでございますが、宿毛市における行政手続につきましては、平成21年3月定例議会において、返還金等についての承認もいただき、その決算

についても終了していると理解しております。

しかしながら、現在、4市町が訴訟を起こしている経緯もありますので、今後の訴訟の成り行きを注視しながら、顧問弁護士等の意見も聞く中で、私なりに勉強してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（中平富宏君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） それ御答弁いただきまして、ありがとうございました。

中には、ちょっと腑に落ちないところもありましたけれども、今後とも、折に触れて質問等をさせていただきたいというふうに思います。

保育園につきましては、行政として、今後、私立の経営者などと十分協議していただき、よりよい方向で、子供たちの安心安全を確保できますように、御検討をいただきたいというふうに思います。

また、津波に対する検討が求められています小筑紫、咸陽、両保育園につきましても、早急な検討をいただけたらというふうに思います。

最後に、これから政策等につきましては、できるだけ定量的に、数値目標を設定していただきたいというふうに思います。

そのことによりまして、多くの市民の方々から、及第点をいただきますように申し添えまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中平富宏君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前1時55分 休憩

----- · · ----- · · -----

午後 1時00分 再開

○副議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） 1番、高倉でござります。震災で被害に遭われました皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。一般質問をいたします。

市長にお伺いいたします。

沖本市長の産業振興について、大変期待をしているところでございます。第一次産業の育成は、大きな課題で、その先の販路拡大であり、観光資源のための産業祭をとのお考えであろうかと存じます。

プロジェクトチームをつくり、25年度開催とありますが、各方面個々に成長、取り組んでいらっしゃると承知いたしております。

農作物や加工品には、当然、時期的なものがありますので、一度で完璧な産業祭を目指すのではなく、実行しながら修正するというような形で、一つ、産業祭の開催予定時期と、事業内容についてお尋ねいたします。

二つ、雇用拡大に向けた加工施設整備について、お伺いいたします。

二つ目に、防災対策について、市長にお伺いいたします。

避難路、避難場所、避難施設の選定過程について、お伺いいたします。

この問題は、各地により差異があると存じます。避難道、避難場所、避難施設が私有地、または公有地、公共施設であるのか、もし民有地を借り受けているのであれば、その手順、話し合いなどはどのようにになっているのか、現状をお伺いいたします。

3番目に、宿毛湾干潟の現状について、お伺いいたします。市長にお伺いいたします。

平成20年12月、また平成22年9月の定例会におきまして、前に議員でいらっしゃいました有田都子氏が、松田川河口、宿毛湾の現状を憂い、干潟の復興、自然の大切さを一般質問

されました。その後の進展と、現状をお伺いいたします。

4点目、教育について、お伺いいたします。教育長にお伺いをいたします。

教育行政方針を拝見いたしました。学習指導要綱も新しくなり、大変さも見えてきますが、いま一つ教育長の「こうしたい、こうする」がひびいてきません。

先般、私は、篠山中学校の少年式に出席いたしました。私自身、初めての参加で、自分の不勉強を知る思いとなりました。

このようなものです。とてもきれいに、式次第なども用意されておりました。

この式は、今回で48回目であり、14歳、中学2年生の少年少女が、「自覚・立志・健康」について、より深く考える日として、昭和39年に立春の日を少年の日と定めたとあります。

すばらしい式典の後、生徒さんたちは、夢や目標を自分の言葉で真剣に、堂々と主張いたしました。

子供たちの成長を見守り、はぐくむ先生方、地域の皆様の熱い思いに接し、大変感動を覚えました。

生徒の皆さんには、自分たちが大切にされ、守られ、期待されていると感じたと思います。まさに小中一貫教育のお手本ではないかと実感いたしました。

このようなことからも、学校の規模が違うことは承知いたしておりますが、今後、宿毛の教育環境を考慮する中において、参考になることだと思います。

教育長は、宿毛の子供たちに対して、いかなる愛情を注いでいただけるのか、具体的なお考えをお伺いいたします。

1回目の質問を終わります。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） 市長、1番高倉議員の一般質問にお答えいたします。

産業祭についての質問でございますが、今年度中に開催してはどうか、事業内容は、との質問でございます。

この産業祭につきましては、私の選挙公約の大きなウエートを占めている一つで、これまで一次産業や加工等の商工業及び観光事業などが連携した産業祭が行われておりませんでした。

産業祭の実施による地産地消、地産外消に取り組めば、産業振興はもとより、観光事業にも寄与できるんではないかと考えております。

例えば、観光におけるエギング大会や、スポーツ面ではサッカー大会など、また大きな部分での農協、漁協、森林組合との合同開催も検討していきたいと考えております。

現在のところ、具体的な産業祭の規模、日程、場所、出店業者等、観光業者の協力をいただく団体、あるいは事業者等につきましては、決めているものではございません。

ただ、農林水産物だけでなく、加工業や製造業、観光分野のPR等も含めた産業祭となるものと考えております。

市役所に、新たに設置するプロジェクトチームで、24年度にも試験的な取り組みを行い、他市町村の産業祭も視察する中、多くの業種が参加できるようにしてまいりたいと考えております。

また、この産業祭の開催によって、新たな販路開拓や、異業種交流による商品開発ができるよう、平成25年度開催に向け、検討していきたいと考えております。

次に、雇用拡大を視野に、第一次産業を中心に、加工施設を検討していくのか。産業祭に関連する具体的な考えを問うとのことでございまが、今、説明しましたように、産業祭につきましては、これからプロジェクトチームを設置

し、検討していくわけでございますので、産業祭の開催を機会に、一次産品同士の加工、例えばナオシチと鮮魚など、一次産業者と商工業者の商品開発など、新たな販路開拓や異業種交流による商品開発も考えています。

今後、計画を具体化して取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、防災対策について、お答えをいたします。

一時避難場所の現状ですが、公共施設が21カ所、民間施設が56カ所、市有地11カ所、民有地126カ所となっております。

この民間施設、民間地の使用につきましては、民間施設のうち、避難ビルとして指定している26施設につきましては、所有者との話し合いのもと、津波避難ビルとしての使用の承諾書をいただいております。

残りの民間の30施設、並びに民有地につきましては、適した避難路、避難場所の選定から、土地所有者との使用交渉までを、各地区で行っていただき、市として、避難場所として指定しております。

続いて、干潟の復活、アサリの潮干狩りについての質問ですが、宿毛湾では、平成22年度から、潮干狩りの時期である5月ごろから9月下旬にかけて、貝毒が発生しており、発生時には、報道等により、採取及び出荷の自主規制を要請している状況であります。

干潟の復活につきましては、平成24年度第3回定例会において、有田議員にお答えいたしておりますが、アサリ資源を把握するため、宿毛漁業指導所と連携をし、伊与野川河口、松田川河口でサンプリング調査を行った結果、両河川の河口では、アサリの採取はできませんでした。

平成23年度の9月から10月にかけて、計5回の確認調査を、伊与野川河口、松田川河口

及び咸陽島で実施しました。

その結果、両河川ともアサリが採取されましたが、分布密度が薄く、数カ所掘って、やつと一、二個あるという程度であり、資源回復は難しい状況と考えています。

一方、咸陽島周辺では、海水が洗うごろ石の下には、きれいな砂地があり、数カ所掘って調査したところ、掘るたびにアサリが採取でき、環境としては、条件がよいのではないかと思われます。

平成23年10月には、すくも湾漁協が熊本産のアサリの稚貝を、伊与野川河口と咸陽島周辺で放流しており、資源の拡大につながるものと期待いたしております。

市としましても、これらの結果を受け、平成24年度は、約200キログラムのアサリの放流を予定をしており、引き続き、資源の調査も、漁業指導所等と連携して、実施してまいります。

以上でございます。

訂正いたします。先ほどの宿毛湾の干潟の復活のところで、平成22年を、24年と発言しております。訂正をいたしておきます。

○副議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、高倉議員の一般質問にお答えをいたします。

高倉議員からは、宿毛の子供に対する熱い思いと、またそれを実現するために、どのような取り組みをするのかというようなことをお尋ねであったと思います。

長年にわたりまして、教育に携わってきたものとして、常に心がけてまいりましたことは、子供たち一人一人の持っている、それぞれの特性を認め、その特性を伸ばして、自尊感情を身につけて、自分を大切にし、同時に相手の気持ちも大切にできる心豊かな人間の育成、根本的なことありますけれども、その取り組みをしてまいりたいと、そんなことを考えております。

ずっと、そういうことを指導してまいりましたし、推奨してまいりました。

その取り組みを推進する中では、教職員、それから教育関係機関が連携をして、ベクトル合わせをしながら、全力で傾注していかなければならぬと、こんなに考えております。

特に、複雑、多様化する現代社会の中では、児童生徒がみずから学び、みずから考え、そしてみずから課題を見つけて、主体的に判断をし、問題を解決する資質、能力を育てること、いわゆる生きる力をはぐくむために、教職員は常に創意工夫をして、特色ある教育活動が展開できるように、研修を重ねることが重要であると考えております。

教育長に就任いたしましてからは、人を大切にする心の育成と、学習規律の確立の取り組みとして、最も根本的なことだと考えておりますけれども、人の話を耳で、聞くことは聞かなくてはなりませんけれども、聞くだけではなくして、相手を尊重する意味からも、きちんとした姿勢で聞き、相手の考えをよく理解できる人間になってもらうために、宿毛の子は人の話を目で聞く子という、そういう表現で、そういうスローガンで、管理職はもとより、すべての教職員が共通の認識を持って、取り組むように要請をしてまいりました。

また、今後も一人ひとりの子供が大切にされる学校教育を目指して、取り組んでまいりたいと考えております。

24年度の具体的な取り組みにつきましては、これはずっと、数年来の課題でありましたけれども、不登校対応が第一であります。高知県でも、児童生徒数に比して、宿毛市は大変、不登校生徒が多うございまして、そのことの対応を、県の力もかりながら、市の財政当局にお願いをして、職員を配置、臨時職員でありますけれども、配置をしていただきまして、取り組み

をしました。

その中で、22年、23年度と半減、それから3分の1になって、大変、このことについては、喜ばしい、望ましいことだと思っております。

やはり、不登校ゼロを目指して、取り組みをしていかなくてはならない、これに甘んずることなく、取り組みを進めてまいりたいと、こんなふうに思っております。

それから、今年度、特に行う事業といたしましては、学力向上、特に学力保証の点で、子供の進路選択を狭めないように、子供の進路をしつかり守る上でも、学力保証の面に力を注いでいきたいと思っております。

それから、継続して取り組んでおります山の学習であるだとか、タグラグビー教室では、郷土の自然を愛する心とか、相手に感謝する心をはぐくんでまいりっております。

また、新たな取り組み事業といたしましては、小学校の交流派遣事業であります。将来の宿毛市を担う人材の育成のために、宿毛の小学生を県外に派遣をいたしまして、県外の子供たちとの交流や、その地域の文化や風習、風土を学ぶ事業を実施をします。

その事業の目指すものは、実際に、身近に自然に親しんで、地域の文化や生活に触れる体験活動を通じまして、子供たちがさまざまなことに、みずから気がついて、豊かな心を育成できるであろうと、育成しようとするものであります。

また、平成22年におきまして、宿毛の偉人についての副読本を、教育委員会で作成をいたしました。「宿毛の21人」であります。

各学校でそれを活用してもらって、偉人たちの生きざま、それから考え方を学習する中で、自分たちのふるさと、郷里、宿毛を愛する心の育成に努めてまいりっております。

また、子供たちが将来に夢を持って、希望をする職業を選択するには、先ほど申しましたように、基礎学力の保証と、学力の向上は欠けません。そのための取り組みといたしまして、これまで実施をしておりました学習支援員を小学校においては2名から3名に増員をいたし、新たに中学校にも3名配置をし、子供の学力に応じた、きめ細かな指導の充実に努めてまいります。

さらに、学力向上のためには、生活面での課題も合わせて、改善をする必要があることから、新たに子供共通チェックシートを作成をいたします。これは、「知・徳・体」それぞれの目標を、それぞれの子供の成長に合わせて、教職員、関係者が子供のそれを知って、系統だった取り組みを生かすというものです。

生活面での課題を明確にいたしまして、家庭の連携を図る中で、問題解決に取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、子供たちの豊かな心の育成と、それぞれの特性を伸ばして、成長できるように、継続した取り組みをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） 1番、再質問いたします。

1番目の件に関しまして、産業振興のために、早急に対策をしていただきたいと存じます。

すべてはこれからということで、急いでことをし損じても困りますが、先日、84の産直市にまいりました。市長さんが産業祭するとか言っているよと言ったら、やろう、やろうっていうふうに、皆さんのはうから声が出てきましたので、ぜひとも、早急に。

産業祭に対する関心は、大変大きいものです。よろしくお願いしたいと思います。

また、加工施設がつくれますと、雇用ばかりでなく、輸送の問題や、輸送費の削減とか、小規模に対応できるなど、特色を生かした地場産品の創出につながると思いますので、これも大いに期待します。

2番目の防災について、これはお返事をいただきとうございます。

全部が市有地ということは無理ですね。先ほど、お返事いただきました数字から見ましてもそうですが、やむを得ず民有地を避難道、避難場所、避難施設にお願いしなければならない場合は、「災害です。命にかかることですので御理解を」では、市として余りに身勝手な部分があろうかと思います。承諾書をいただいているというふうにも聞きましたが、ですが、当事者になる地権者の方とか、お家の方にとっては、ノーと言いにくい部分があると思います。ある一定の条件、状態において、通行、使用させていただくについては、地元の対応を含めて、納得のいく形で対処していただきたいと存じます。

例えば、土佐市宇佐町旭町地区では、住民が土地を購入、整備いたしまして、震度5で自動的に誘導灯が点灯、昨年11月20日に、夜間の避難訓練をしたと伺っております。

土佐市の担当者の方に、丁寧に御説明をいただきました。7日の日でございます。私も現場に行きましたして、確認してきました。

ここは3.11以前より備えており、避難場所には、各地区の、37メートルの高いところにありますて、避難棟がありまして、その中に個人のクリアケースといいまして、衣装ケースですね、あれに個人の物を入れて、保管しております。万一津波とかが来て、手ぶらで逃げても、そこに行けば、自分の必要なものをそろえているというふうになっておりました。

これは、自助、共助のお手本になると思います。それぞれが、自分で自覚して、行政に頼る

んじやなくて、自分たちで。区長様にお聞きしましたら、自分たちでくわを持って、道路、階段とかを整備して、その段階で、すごくコミュニケーションも生まれたし、仲よくなれて、どこに問題があるかということも、よくわかったよって。

だから、これは本当に、自助、共助のお手本になると思います。二、三日は大丈夫というふうな、区長さんのお墨つきもありましたので、ぜひこの点のところを、地区民の命を守るために、この点、市長さんの所見をお伺いしたいと思います。

一たんここで、すみません。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） 市長、高倉議員の再質問にお答えをいたします。

現在、決めている避難場所については、地区的皆様からの話し合いによって、場所を決定をいたしております。多くの避難道や避難場所が、既存の山道、あるいは寺社等でございまして、行政が新たに整備した避難場所ではございません。

今後の防災対策について考えてみると、すべての防災対策を、行政が行うことは困難だと考えております。

市民の方々や、地域で行えるものについては、それぞれができること、責任を持って、対策をしていただき、それ以外の対策について、行政がしていくという、自助、共助、公助のそういう役割を明確にして、今後の防災対策事業を遂行していくかなければならないと考えております。

したがいまして、現在のところ、宿毛市においては、税金の減免であるとか、買い取りであるとか、そういうことについては、考えておりません。

今後も、避難道の整備については、地区の

方々の命を、地域でともに守るという観点から、土地所有者との合意のもとに、指定や整備を行って、考えていきたいと思っておりますので、その際には、御協力をよろしくお願ひをいたしておきます。

今、県下各地でも、さまざまな先進例が出て いると思います。そういうところも参考にしながら、今後は、県と連携をとり、そういう防災対策を進めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○副議長（野々下昌文君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） ありがとうございます。

本当に、自助、共助の部分が大切ということは、今回、このことを通しまして、わかりました。

それで、自助、共助でなかなかいけない部分とかを、ぜひ公助の部分でお助けいただきたいと思います。

先ほども言いましたが、当事者にとっては、ノーと言えませんよね。「避難場所にさせてください、ここを」って言われたら、皆さんのことを考えたら、嫌って言えないんですね。その部分の気持ちをしっかりとくみ取っていただきないと、やはり後々、いろんな形で心に残るもののがあっても困りますので、その点、市のほうも、しっかりと、地区がということは当然わかりますが、間に入っていただいて、いろんな、よい形の結論をいただきたいと思います。

3番目の件でございますが、自然相手の問題で、大変、壮大なことですが、山上議員からの御指摘のように、環境管理として、全体をとらえて対処されることを期待いたします。

また、今回、お話を聞く間に、担当の方だけでなく、課全体で、共通認識を持ち、対応しておられましたので、とても安心しました。みんなが見ていただいているんだなと思って、アサリのことに関しましても。あとは私たち一人ひ

とりが、台所を預かる主婦が、特にお願いなんですが、水を守る、自然を守る意識を育てることが大切かと存じます。

4番目の、教育長の答弁、ありがとうございました。御返答をいただいたことが、全部実行できれば、本当に問題ないと思います。それはすごいことなんですかけれども、ただ、先ほど、松浦議員の答弁の中で、争点はどこにというお言葉がありましたが、選挙の投票率で申しますと、全体73%の中におきまして、市内街区の投票率は、90.49%でございます。女性の投票率は93.49%、これは非常に高い数字だと思います。

このことから、学校問題が大きなウエートを占めていると判断するのが妥当ではないでしょうか。

少し、いろんな問題があって、学校問題がというふうな、ちょっとお言葉が濁るような御返答がありました。私は、これは、学校問題は、大きなウエートを占めていると判断いたしました。

教育長にも、お子さまがいらっしゃるとお聞きいたしております。市民や保護者の気持ちがおわかりいただけだと存じます。

任期中の成果は何でございましたか。その間、何名の生徒さんが、児童が入学し、卒業されましたでしょうか。6年、3年は、待ったなしです。

お話の中にもありましたように、いまだ学力も低迷、いじめ、不登校は3分の1までに減少されたと聞いて安心いたしましたが、一朝一夕にいかないからこそ、現場に足を運んでいただき、校長先生、職員の皆様方と話し合いを重ね、よい方法を模索されてこられたなら、今まであった御批判は、あるいは、というふうに判断いたします。

この件に関して御返答はいただきません。全

身全靈でって先ほどもおつしやつていただきました。教育長の今後の御対応は、市民、保護者が、みんなが見ております。結論は市民が出すことと思います。

どうぞ、子供たちのために、「聞く」でなく「聴く」、目で聞く、期待しております。

教育長にとっても正念場と存じます。ぜひとも、子供たちのためにです、将来の宿毛のために、よろしくお願ひいたします。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（野々下昌文君） この際、10分間休憩をいたします。

午後 1時34分 休憩

----- · · ----- · · -----

午後 1時45分 再開

○副議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 8番議員の浅木です。ただいまから一般質問を行います。

まず、市長の政治姿勢について、お伺いいたします。

昨年の12月に、宿毛市行政の最高責任者となられた沖本市長にとりましては、本日が最初の定例議会であります。着任されてから約2カ月半、早速、新年度予算の準備、学校再編や新築問題等々、公私ともども多忙な日々かと思われます。

市長も、御自分は若いつもりでも、60の坂を登りつつあるわけでありますから、御自分の健康に十分留意しながら、激務をこなしていただきたいと思います。

なお、今回の選挙で、沖本市長が大差で勝利しました要因には、今、暮らしの困難にあえぐ市民が、苦難からの脱出を期待して、新しい人を選んだと、私は思います。

特に、沖本市長は、選挙公約でも、行政方針でも、市民目線という言葉が目立ちます。しかし、市民の中でも、その人の考え、金持ちと貧しい人では目線が違ってきます。

沖本市長が、社会的に弱い立場の市民の目線に立つか、強い立場の市民の目線に立つか、多くの市民が期待と不安の目で見つめています。

市民の期待にたがわず、社会的弱者に優しい市政を進めていただきたいと思います。

そういった点から、何点か御質問をいたします。

1番目に、地震と津波の対策について、質問します。

死者や行方不明者が1万9,000人にも達する、我が国災害史上で最悪となった東日本大震災発生から、きのうで早くも1年になりました。改めまして、被害に遭われた方々に、お見舞いとお悔やみを申し上げます。

災害直後から、日本共産党は、救援募金や現地へのボランティア派遣など、被災者支援に取り組んでまいりましたが、東電が発生させた福島原発の事故と合わせ、今も約34万人の方々が避難生活を余儀なくされています。

このたびの震災と原発事故は、私たちに震災と原発事故の悲惨さと恐怖を教えてくれました。このことから、迫りくる南海地震の危機と防災対策についてお尋ねいたします。

1番目に、建築物等の地震対策強化についてあります。

地震対策として、まずは、大地震に襲われても、建造物が倒壊しないよう、公共、民間を問わず、早急に施設の耐震対策を進めなくてはなりません。

民間施設の耐震対策は、余り進んでないようあります。こうした民間の耐震対策が進んでない要因は、どこにあるとお考えでしょうか。

また、公的施設については、学校の耐震化工

事や、改築、消防の新築工事に着手していますが、今後、これ以外の公共施設の耐震対策をどう進めるのか、計画をお聞きします。

また、市長は、選挙時の政策で、消防署の移転を含め、津波対策を抜本的に見直すとしていました。しかし、先般、表明された行政方針では、前市長が進めてきた内容から変更が見られません。どのように見直すのか、お尋ねします。

2番目に、避難道整備と避難タワーの建設についてであります。

津波被害から人命を守るために、早急な避難が最も有効と思われます。こうしたことから、今年度予算でも、避難道の整備、ブロック撤去対策予算等が計上されていますが、津波が襲来する地域の避難道整備を、いつごろまでに完了する予定か、お聞きします。

次に、特に宿毛市市街地については、全住民が、桜町や萩原等の高台へ向けて避難するには、現状の道路では困難と思われます。市街地全域の皆さんに、一度に避難できる広い道路が必要ではないかと、お聞きします。

次に高砂や新田などのように、近くに避難できる高台のない地域は、各自治体とも建造している津波避難タワーをつくるべきではないか。これをどう考えているか、お聞きします。

3番目に、津波時の、安全で安心できる一時避難場所についてであります。

津波時の安全な一時避難場所指定は、全地域で完了しているか、未指定地域があれば、いつごろまでに完了させるか、お聞きします。

それと、一時避難場所の寒波や風雨対策についての、各地域の要望を把握して、早急に効果的対策を立てるべきではないか、このことについてお聞きします。

4番目に、津波情報の関係地区民への徹底についてであります。

津波被害が予想される地域の一部に、避難の

ための津波の情報が届かないところがありましたが、すべて改善されたかどうか。また、今後、難聴地区が発生した場合に、早期に把握する対策について、お聞きします。

次に、2番目として、国民健康保険についてお尋ねします。

これは、まず1番目に、国保料の引き上げについてであります。この議会の第36号議案で、国保税を大幅に引き上げる条例改正案が提出されています。

私は、これまでの議会でも、高過ぎる国保税に悲鳴をあげている市民の声を代弁してまいりました。

賃金切り下げ、年金切り下げ。こうしたことから、収入が減っている中で、国保税が高過ぎるために、滞納者がふえています。これ以上の国保税引き上げは、市民生活をますます困窮化させる。こうしたことから、次のことを求めます。

現在、多くの自治体の国保財政が行き詰っています。その最も大きな原因は、政府が国保財政へ入れる、国庫支出金の割合を減らしたことがあります。

国保の全事業にかかる総収入で見ると、市町村国保に対する国庫支出金は1979年には64.2%でしたが、現在では、25%に引き下げられています。国が国保へ入れる金の割合を減らすほど、国保財政は困難になっているわけでございます。

こうしたことから、次のことをお尋ねします。

宿毛市でも、新年度から国保税を引き上げようとしていますが、市民の国保税負担はもう限界です。国保財政の調整基金が、今年で底をつくという説明ですが、他の自治体が実施しているように、一般会計からの繰り入れをしてでも、国保税引き上げをしないよう求めます。

次に、今、提案されている国保税改正で、1世帯、年間幾ら増税となるのか、モデルを設計

して、わかりやすく説明をしていただきたい。

次に、引き下げた国庫負担金を元に戻すよう、政府に求める考えはないか、お聞きします。

次に、国保の2番目として、国民健康保険証の全加入者交付についてあります。

国保税が高過ぎるため、滞納者が増加する。収納率が低下すれば、国保財政の運営が困難になるという悪循環に陥ってます。

また、国保税が払えなくなった人には、国保証を取り上げ、病院窓口で治療費の全額支払いとなる資格証明書にされている人があります。

正規の保険証がもらえないことなど、経済的困窮が理由で治療がおくれ、命をなくした人が、昨年も全国で数十名に達しています。

宿毛市でも、こうした事態にならないために、次のことを求めます。

まず、市民への資格証明書発行は、取りやめるべきではないか。市長の考えを聞きたい。

資格証明書の発行は、無保険状態と同じで、市民の命にかかる大問題であります。国保証は、全加入者に交付すべきであり、資格証明書の発行は、基本的にはゼロにするべきであります。国保税滞納を理由に、どうしても資格証明書を発行するとしても、悪質滞納者に限定することを求めるわけです。

また、短期証の期限切れによる無保険状態をつくらないこと。短期証は6カ月とし、期限が来たら、被保険者と連絡をとり、再交付すること。

次に、原発と循環型自然エネルギーについて、お尋ねします。

その1番目に、伊方原発事故発生への対策についてであります。

福島原発が起こした事故で、原発事故の特殊な危険性が明らかになりました。地震列島である我が国での原発運転は、危険きわまりないものであることが明らかになりました。

特に、中央構造線のほぼ真上にある伊方原発は、1号と2号は約30年も使用して老朽化しており、3号機では、極めて危険なプルサーマル運転をしています。

伊方原発から高知県までは、わずか50キロであり、事故を起こせば宿毛市民は避難を要する可能性があります。伊方原発を再稼働させず、廃炉を求めるべきだと思いますが、そのことも含めて、市長に次のことをお聞きします。

1番目に、原発事故による放射能汚染は、陸だけでなく、空中飛散、海洋汚染、さらには次世代の子供にまで被害を及ぼします。原発事故の特殊な危険性について、市民に講演会や宿毛広報、あるいは専用パンフ等で周知する必要があるのではないか。

2番目に、伊方原発が事故を発生させたときの対策を立てておく必要があります。情報収集と、市民への伝達方法をどうするのか。

3番目に、危険な伊方原発の廃炉を求める考えはないか。市民の命と暮らしを守る市長として、原発をなくする方向で取り組むべきではないか。

次に、循環型自然エネルギーの普及について、お尋ねします。

今年度、少額ではあるが、住宅用太陽光発電システム設置補助金を、新年度事業に計上したことは評価できます。

国や県の助成制度と合わせて利用できるのか、また、市民が、今、利用できる太陽光発電システムの助成制度についても御説明いただきたい。

また、宿毛市として、今後、循環型自然エネルギー事業の普及をどう取り組むか、このこともお聞きします。

もう一つ、風力発電の普及についての考えをお聞きします。

風力発電は、自然エネルギーの一つとして、重要視されています。しかし、設置場所によっ

ては、騒音や低周波などの公害問題も発生していますが、このことについて、どのように考えているか、お聞きします。

次に、教育行政について質問いたします。

1番目に、学校再編について、市長と教育長にお聞きします。

学校教育における行政の責任は、まず児童や生徒の命と人権を守ることにあります。

次が、人間社会に必要な人格形成をするとともに、生きる力ともなる学力を向上させることであります。

1年前の東日本大震災では、子供の命も多く失ってしまいました。その要因の一つに、学校を運営する行政の責任を問う声もあります。避難訓練や避難設備の整備など、避難対策の不十分さが指摘されていますが、津波の襲来するところへ学校を建てていたことにも問題があります。

地震や津波の発生が予見できなかったころに学校を建てていたものと思われます。しかし、津波襲来が予知できる今日においても、なお津波襲来予定地に学校を建てることは、大いに問題があります。

宿毛市においても、2年前に新築した小筑紫小学校は、津波高が5メートルのところへ建ててしまいました。

しかし、東日本大震災後は、学校を含め、公共施設は津波襲来予定地を避けて建築するようになっています。ところが、宿毛市では、3.11震災も顧みず、津波高3メートルのところに宿毛小学校を建築しようとしています。

3. 11震災を受け、国が近々見直す津波被害予想は、これまでよりも高く、かつ広範囲になりそうであります。こうしたところへ、学校を建てることは、将来に大きな悲劇を引き起こす可能性があります。

こうしたことから、次の点について質問しま

す。

まず、教育長にお聞きします。

1番目に、津波予想高が3メートルものところへ、小学校を建てることは、子供を災害に遭わせる可能性が高いと思われます。津波の来ない高台へ建設を、再検討する考えはないか。

2番目に、どうしても現在の予定地へ建設するとすれば、校舎敷地をかさ上げする考え方はないか。

3番目に、12月議会で、教育長は、新築校舎になつても避難場所は忠靈塔のある丘になると答弁しましたが、学校から校庭へおりて、また丘にのぼるのは時間がかかります。校舎屋上から忠靈塔のある丘に向けての避難橋設置を設計に組み込めないか。

次に、市長にお聞きします。

12月議会では、教育長は、宿毛小中学校の建築については、保護者や地区長連合会など、関係者と協議をし、教育審議会の答申を得て、教育委員会として決定したと答弁しました。

長期に多くの関係者が手間をかけて協議した結果も、新市長の一声で変えてしまいました。市長の選挙公約とはいえ、教育委員会の決定を市長の一存で変えてもよいのか。学校建設における教育委員会の権限をどう考えているのか、御説明願いたい。

次に、12月議会で、教育長は宿毛中学校と橋上中学校の統合について、橋上中学校の保護者や、地域の皆様から新しい宿毛中学校の校舎が完成した段階で協議したいとの申し出があり、統合合意ができていないと答弁がありました。

宿毛中学校の耐震化による継続使用を決定すれば、津波で浸水する学校への統合は、橋上中学校関係者が難色を示すのではないか。このことについて、どういう考えを持っているか、お聞きします。

最後に、市長の選挙政策の中で、学校建設を

防災対策の一環と位置づけ、市街地の人々の避難場所にするような表現がありますので、真意をお聞きします。

学校は、子供が教育を受ける場所であり、その建物は、子供の安全確保が最優先されなければならないと思います。

市民の避難場所の必要性から学校を、津波浸水予想地に建設するのは問題があります。

教育長答弁の、子供を忠靈塔のある丘へ避難させた後の学校へ市民を避難させる矛盾について、御説明願いたい。

また、学校建設場所は、安全、安心できる場所であるとともに、教育効果が最大限に發揮できる場所でなくてはなりません。宿毛中学校の新築を中止し、耐震対策による継続使用に変更したのはなぜか、お聞きいたします。

以上で、私の1回目の質問を終わります。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） 市長、8番、浅木議員の一般質問にお答えいたします。

まず、個人住宅の耐震対策について、お答えをいたします。

先ほどの山上議員の答弁とも同じになりますが、本事業のPRとしては、市の広報誌や全戸配布のパンフレットの配布を行うほか、各自主防災組織等を対象とする会では、耐震改修の重要性を話しております。

この耐震改修については、自分の財産を守るために、また何よりもまず、自分の命を守るためにの対策でありますから、ある一定の個人負担が生じる事業ではないかと考えております。

個々の防災意識の向上が、事業の進捗を進める最善策と考えますので、現時点では、補助金の増額による促進ではなく、広報等によるPRのほか、家具転倒防止講習会や、各勉強会等の中で、PRなど、現在の補助制度について、強くPRしていきたいと考えております。

次に、市所有の建物の耐震対策については、現在、小中学校及び消防庁舎について、計画的に新築耐震化を進めておりますが、今後、市役所本庁も含めた他の市所有の建物についても、財政も含めた中で、検討していく必要があると考えております。

次に、私の公約との関係でございますけれども、消防庁舎の建設の予定地について、選挙の公約では、見直すと言っていたのに、方針と違いがあるのではないかとの質問でございます。お答えをいたします。

選挙公約で公表した当時は、予定地では、造成工事を行っていました。予定地は、東日本大震災のような大きな津波が押し寄せた場合、庁舎は浸水し、機能が失われていくとの思いが強くありました。

しかし、私が当選した後の市議会12月議会で、杭打ちにかかる予算7,300万円が可決いたしました。このことが大きな動機でもあります、この議決により、建設にかかる予算総額は1億7,000万円以上にも達していること。

さらには、見直す場所を特定していないことなどから、見直しは困難不可能との思いに至りました。

県下には浸水が予想される土地に消防庁舎を計画しているところもあり、1階が浸水しても、2階以上に庁舎の重要な設備や機器を配置、機能を維持できる建築にすることや、津波が予想される場合、車両は高地に移動するなどで対応する計画となっています。

宿毛市でも、こうした対応が可能ではないかと考えています。

さらに、予定地前の橋や、松田川にかかる橋は、耐震化工事が完了しておること。市街地にも近く、火災や救急車両の出動など、現在の場所ともほとんど違わないこと。防災の復旧拠点

でもある芳奈の総合運動公園にも近いことなどを勘案をして、和田地区に移転新築することに同意をいたしております。

次に、避難道整備と津波避難タワー建設について、お答えをいたします。

現在、進めている避難道整備については、平成23年度事業を繰り越しとしまして、事業費ベースで2,352万円、8避難道を整備すべく、進めております。

平成24年度につきましては、事業費ベースで3,000万円、12避難道を整備すべく、計画しております。

現在、県より、平成24年度、25年度の2カ年で避難道整備等を集中して行っていくとされており、今後、地域との話し合いも行う中で、整備の必要性があるものについては、今後も整備を行っていきたいと考えております。

次に、街区への避難するための新たな道路の新築についてですが、新たな道路を新設するとなれば、立ち退きや用地の購入など、まちづくり全体としての対策となるため、現時点では、街区への新たな道路の新設は考えておりません。

次に、避難タワーの建設についてですが、現在、国の中防災会議の新たな想定が出されていないため、新たな津波の浸水高がわかつておりません。このような想定浸水高がわからぬ中、避難タワーを建設することは、住民の命を守るためにも、適当でないと考えますし、避難タワーであれば、想定以上の津波が来た場合には、それ以上の高さへの避難ができないという危険性もあります。

この避難タワーの建設につきましては、新たな津波想定による津波浸水予想高が判明したら、さまざまな要件や地域との協議を踏まえ、今後、必要性も含めて検討していきたいと考えております。

次に、津波一時避難場所の見直しについて、お答えいたします。

昨年の10月、11月で、津波浸水地域への地区へうかがい、現在の想定津波浸水高を単に2倍したものと、海拔を記載したマップを持って、現在の避難場所が安全かどうかについて話し、高さが余りない一時避難場所については除き、新たな避難道の整備や、指定等の作業を行っております。

これにつきましては、新たな想定が国より示されるまでの暫定的なものであり、新たな想定ができましたら、再度、地域での一時避難場所の見直しを行っていく計画であります。

次に、一時避難場所への雨風のしのげる施設の整備についてですが、現在、市内では一時避難所として214カ所あります。一時避難場所は、地震が発生し、津波が引くまでの数時間の避難場所であるため、一時避難場所への雨風をしのぐための施設整備は、現在のところ考えておりませんが、津波が始まり、その後、避難を行う中長期的な防災拠点となる施設の整備は必要と考えており、今後、適地選定から整備について、検討していきたいと考えております。

次に、防災行政無線が聞こえない地域の改善について、お答えをいたします。

聞こえない地域への防災行政無線の増設は、平成23年度1カ所、平成24年度2カ所、整備していくこととしております。

しかし、防災行政無線だけでは、情報を知らせる手段としては限界があり、昨年7月から運用しておりますNTTドコモはエリアメールで、ことし2月からauやソフトバンクは緊急速報メールを導入し、より多くの市民の皆さんへ情報を提供できるよう、強化しております。

続いて、国民健康保険の国保税の引き上げについて、丁寧にお答えをいたします。

初めに、財源不足については、基金の取り崩

しや一般会計からの繰り入れで補うべきではないかとのことです、近年、高齢化や高度先進医療の普及などにより、医療費がふえる一方、長引く景気低迷等の影響により、多くの方がリストラ、離職等を余儀なくされ、収入が安定してない被保険者が増加したことに伴い、保険者である市町村の収入は伸び悩み、とりわけ高齢者が多い地方の自治体では、非常に厳しい財政運営を強いられている状況であります。

本市におきましても、医療費や他の支出金、後期高齢や介護保険が増加し続けた結果、その収支は平成19年度から赤字となっておりまして、これまで被保険者の負担軽減や、基金残高等を勘案をしながら、基金の取り崩し、平成20年度は、3,113万7,000円、平成21年度は、1億5,015万円、22年度は、1億383万6,000円により、対応してまいりましたが、平成23年度は、基金1億1,800万円を取り崩しても、なお約5,400万円の赤字が生ずることが見込まれております。

このため、税率を改正する必要が生じましたので、去る2月16日、宿毛市国民健康保険運営協議会にその旨、諮問したところ、改正はやむを得ないとの答申をいただいたところであります。

御指摘の一般会計からの繰り入れにつきましては、結果的に他保険の加入者にも、保険負担を求めることがありますので、私といたしましては、あくまで国民健康保険事業特別会計の中で、収支を均衡させることが原則と考えております。

2点目の、今回の税率改正を行った場合、税額がどのようになるかとのことです、40代の夫婦と子供2人の4人世帯で、夫の所得が200万円の場合、現行年額29万9,000円が、6万7,200円増の36万6,200円に。また、60歳のひとり世帯で、収入が10

0万の年金のみの場合、現行年額1万6,300円が、4,400円増の2万700円になります。これは、宿毛市が平成11年度に改正をして以来、12年間、税率の引き上げを行っておらず、県下11市の中でも、税率は低い位置にあつたため、このような増額となったもので、この税額が、決して県下で高いものではなく、今回の改正により、県下11市中の中間所得割では4位、資産割でも4位、均等割で5位、標準割で8位となるものです。

続いて、3点目の国に対する国庫負担の増額を要望することについてですが、国民健康保険制度は、高齢化の進展などにより、高知県下でも多くの市が歳入不足となっており、基金の取り崩しや、繰り上げ充用を強いられ、今後も累積赤字は増加することが見込まれるなど、危機的な状況に陥っています。

本市としましては、この問題は市町村で対応できる限界を超えてるものと認識をしており、国民健康保険税の軽減措置の拡充と、さらなる収支財政支援を初め、制度そのものの見直しを、県の市長会等を通じ、国に対し、強く要望していきたいと考えております。

私は、市長選を通じ、元気で明るい宿毛市をつくっていくと訴えてまいりました。このため、市の今後の取り組みとしましては、当然のことながら、税率改正をするだけではなく、国保税の徴収率の向上に取り組みますとともに、ジェネリック医薬品、後発医療品の普及促進による医療費の抑制、及び県の健康長寿県構想と連携し、特定健診、平成24年度から無料になりますが、この推進による疾病予防や早期発見に全力を注いでまいります。

これにより、国保会計の健全化に、より一層、努めてまいりますので、御理解をよろしくお願ひをいたします。

続いて、国民健康保険証の全加入者交付につ

いて、お答えをいたします。

以前から、同趣旨の議員の一般質問に対して、何度も答弁した経過があるようですが、平成22年6月議会、そして12月議会など、資格証明書の交付の取り扱いにつきましては、国民健康保険法第9条第3項及び第6項に、国保税を1年以上滞納している世帯に対しては、被保険者証の返還を求め、資格証明書を発行することが定められております。

これに基づき、本市としましては、宿毛市国民健康保険税滞納世帯に係る事務処理要綱、及び同要領を制定し、運用していますので、被保険者間の公平性を保つためにも、資格証明書の発行は必要であると考えております。

悪質滞納者をどのようにとらえているかとのことです、景気が低迷する厳しい状況の中で、ほとんどの方は市民税等を納期内に納めていただいておりますが、一部、支払う能力があるにもかかわらず、滞納を続ける方や、納付相談にも応じない方など、著しく誠実性を欠く方を悪質滞納者ととらえています。

資格証明書の発行につきましては、決して機械的に処理しているのではなく、滞納者との納付相談や、納付指導を重ねても、なお納付されない方や、分納誓約書を提出されても、履行しない方など、慎重に対応してまいります。

次に、短期被保険者証の発行についてですが、短期被保険者証の発行は、滞納者との面接機会をつくり、納付を促すことが目的でありますので、納付もないまま、無条件に保険証の期限を延長することはできません。

また、短期被保険者証の有効期限の取り扱いとしましては、被保険者を取り巻くさまざまな環境の変化に対応すべく、個々人の事情に応じた、きめ細かい対応ができるように、被保険者証の交付基準を定めて対応しておりますので、一律に6カ月の有効期間というわけにはまいり

ません。これからも、資格証明書並びに短期被保険者証の発行につきましては、慎重に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

国保税の引き上げの答弁につきまして、平等割を標準割と発言した上でございます。訂正をいたします。

続いて、原発と循環型自然エネルギーについて。

その中における伊方原発事故発生の対応について、お答えをいたします。

まず、最初に、原発事故における放射能の危険性についての市民への周知ですが、昨年3月11日以降、毎日のように、テレビ、新聞等で福島原発の事故の状況が報道をされて、多くの市民の方々は認識されているため、あえて市から広報による周知を行う必要はないと考えております。

次に、原発事故発生時の情報収集及び市民への情報伝達方法についてですが、情報の収集につきましては、国、県、四国電力等を通じて、情報提供により、把握してまいります。

市民への情報伝達方法については、防災行政無線、消防用無線、広報車、エリアメール、緊急速報メール等により発信するとともに、各地区長等への連絡で対応をしていきます。

次に、伊方原発の廃炉についてですが、ことし1月より、3基ある原発すべてが、定期検査のため、停止しています。ことしの冬も、寒い日では、電力供給予備率が3%を切っており、ことしの夏には、電力供給を、需要が上回る可能性が高いとされています。

このような状況から見ますと、現時点で、伊方原発の停止となりますと、電力の安定供給の確保や、コスト増による経済活動への負担増など、さまざまな住民への影響が考えられます。

また、そもそも原子力発電は、国がその安全

性を全面的に保障し、国策として推進してきたものでありましたが、その原子力政策は、安全性など、大きな問題が明らかになっております。

現在のところ、昨年6月上旬に行われました全国市長会において、原子力発電所等の安全確保及び防災対策の評価について、万全の措置を講じるよう、緊急決議として、強く要請しているところであり、本市としても、全国の市長会の決議を尊重するものです。

同時に、私個人としては、できる限り、近い将来、原発はなくすべきものだと考えております。

続いて、循環型自然エネルギーの普及について、お答えをいたします。

補助金は、国による補助金と、地方自治体による補助金の二つがあります。国からの補助金は、住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金と呼ばれるもので、平成23年度は、1キロワット当たり4万8,000円の補助金が交付されております。

公称最大出力が10キロワット未満で、かつ1キロワット当たりのシステム価格が60万円以下の場合に限る補助金の上限は、9.99キロワット、47万9,520円でございます。

平成24年度については、現時点では、まだ公表されておりません。高知県の平成23年度住宅用太陽光発電導入促進事業費補助金ですが、補助対象は、こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金の交付決定を受けたものであり、かつ対象住宅に対象設備を整備するものとなっており、一律10万円となっております。

なお、24年度については、県の補助制度は廃止となっております。

宿毛市の平成24年度住宅用太陽光発電システム設置費補助制度ですが、市内住宅であれば、木造、非木造を問わず、対象となります。

補助額は、最大出力値、1キロワット当たり

3万円とし、4キロワット12万円を上限として、10件分の120万円を予算計上しております。

国の補助金と併用して、補助を受けることができます。

次に、自然エネルギー普及の今後の取り組みでございますが、昨年11月に、高知県により実施される太陽光発電システム設置の可能性調査への申し込みを行い、太陽光発電の事業化に向けた検討資料とするための候補地調査等、宿毛市総合運動公園南側搬入道路のり面を調査地として実施していただきました。

今後は、調査資料をもとに、事業化も視野に入れながら、調査検討を進めてまいります。

さらに、宿毛市の84%を占める森林も、エネルギーとしてとらえ、木質、バイオマス発電について、調査研究を進めてまいります。

自然エネルギーの導入には、導入コストや発電コスト、導入箇所が、地形や自然条件に左右されることなどの課題があります。

しかし、一方で、地球温暖化防止及び地域経済の活性化にも貢献できる貴重なエネルギーとして期待もあり、宿毛市も地域特性を生かしたエネルギーの活用に向け、積極的に調査研究等に取り組んでまいりたいと考えております。

風力発電につきましても、重要な自然エネルギーであると考えており、諸条件等を含め、検討してまいりたいと思います。

なお、設置する場合には、議員の言われる低周波等の公害についても、十分検討してまいりたいと考えております。

次に、学校再編における市長への質問でございます。

学校再編についての中、3点ほど御質問をいただきました。

まず、学校建設における教育委員会の権限について、どのように考えているのかとの質問で

ございます。

宿毛小学校及び宿毛中学校の建設場所につきましては、教育委員会として、保護者や地区長の皆様等の御意見を伺い、教育審議会へ諮問する中で答申をいただき、それらを踏まえて、最終的に方針決定をしたとの報告を受けております。

一方、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、教育財産の取得は、市長の権限と規定されています。私といたしましては、保護者や地区住民との意見を調整し、教育審議会の答申を経て、決定した教育委員会の方針は十分尊重するものであります。教育的視点だけでなく、まちづくりや財政的な問題等も含め、総合的に判断する中で、宿毛小学校校舎については、教育委員会の計画案が望ましいとの判断のもと、現宿毛小学校のグラウンドに建設することにいたしました。

宿毛中学校については、耐震化をして、現在地に残す方向で検討しているところであります。

2点目として、宿毛中学校を耐震化し、現在地に残した場合、宿毛中学校と橋上中学校の統合は困難になるのではとの御質問でございます。

私としては、宿毛市立小中学校再編計画における統廃合の枠組みについて、異論があるものではございません。小中学校再編計画につきましては、複式学級再編成の解消に伴う学校の適正規模、適正配置や、安全安心な教育環境づくり等を目的として策定されており、その目的のために、現在、関係校の保護者や、住民の皆様に説明しているところであると、教育委員会より報告を受けています。

このことからも、宿毛中学校を耐震化することを決定しましたら、できるだけ早く、橋上中学校の保護者の皆様との協議を行っていくものと考えています。

私としては、保護者や住民の皆様の一定のコ

ンセンスが得られない中で、強行に統合に踏み切ることはできないと考えておりますので、十分に説明をし、理解をしていただく中で、統合することが重要であると考えています。

3点目として、選挙中、選挙戦の中で、新しく建設する宿毛小学校を、地区住民の避難場所として考えていると発言したことに対しての真意を問うとの質問でございました。

市長就任後、喫緊の課題であります宿毛小学校の建設に向けて、保護者や地区長の皆様方と意見交換を行う中で、当初、私が想定していた小学校に市街地の人たちが、津波災害から避難することについては、一時避難場所とするには困難であると判断をいたしました。

新しい宿毛小学校につきましては、子供たちの教育という視点と、安心、安全の確保という点を基本にし、さらに津波等で被災された方々の第2次避難場所として、校舎や体育館を活用できるよう、整備してまいりたいと考えています。

このため、体育館につきましては、津波浸水が予想されている1階部分は駐車場として活用し、2階部分にアリーナを設置するよう、検討してまいりたいと考えております。

答弁は、以上であります。

○副議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、浅木議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、初めに、宿毛小学校の建設場所について、再検討をする考えはないかという御質問にお答えをいたします。

昨年の12月市議会定例会におきまして、浅木議員から、同様の御質問をいただいておりまして、教育委員会の基本的な考え方を、お答えをいたしました。

宿毛小学校の建設につきましては、何よりも子供たちの安全、安心を担保すること。よりよ

い教育環境を提供すること。あわせて、保護者や地域の皆様の御理解と御協力のもとで、子供たちを地域で守り、育てるという視点を基本に、可能な限り、早急に建設をしてまいりたいと考えております。

この基本的な方針に基づきまして、さらに保護者や地域の皆様、教育審議会の意見等を踏まえ、検討した結果、教育委員会として、現在の宿毛小学校グラウンドに校舎を建設することが、最も望ましいと判断をしたものでございます。

沖本市長へ教育委員会の基本的な方針を伝えた上で、市長におかれましても、保護者や地区長の皆様の意見等もお聞きをする中で、宿毛小学校校舎については、教育委員会の方針と同じく、宿毛小学校グラウンドへ建設をすると判断をされました。

御指摘のように、建設予定場所は、高知県が公表をしております南海地震の発生時における津波浸水予測では、約3メートル程度の浸水が予測をされておりますけれども、東日本の大震災のようなことも、考慮をしなければなりませんので、南海地震発生時の子供たちの避難の場所としては、近くにあります忠靈塔を考えておりまして、学校現場においても、繰り返し避難訓練を行っております。

教育委員会といたしましても、南海地震が発生しても、倒壊をするおそれのない、新しい基準に基づいた校舎を早急に建設をいたし、津波が到達するまでに、指定をした避難場所に避難することによって、子供たちの安全を確保してまいりたいと考えております。

次に、もしグラウンドに建設をするのであれば、土地のかさ上げが必要ではないかという御質問でございます。消防庁舎とは異なりまして、市街地に建設を予定している宿毛小学校校舎の敷地をかさ上げをして、建設した場合には、周辺道路との取り合わせとか、それから近隣の住

家等への影響等、さまざまな問題が考えられてまいります。

また、先ほど御答弁を申し上げましたように、地震発生時における津波対策としては、避難場所である忠靈塔の避難を想定をしております。

さまざまな条件を考慮をする中で、建設予定地の土地のかさ上げは、大変難しいのではないかと考えております。

3点目、次に、新校舎の建設にあわせて、避難場所となる忠靈塔への避難橋をかけてはどうかという御質問でございます。昨年の6月議会においても、同様の御質問がございました。

東日本大震災のときに、岩手県の大船渡市の越喜来小学校が、3階建て校舎の2階部分から、直接裏手の県道へ出られる避難橋を設置をいたしまして、犠牲者を出さずに済んだということがありました。

現在の津波、浸水のシミュレーションでは、宿毛小学校の津波浸水予想時間は90分程度となっております。

沿岸部の学校に比べて、比較的に長い避難時間が想定される中で、近隣である忠靈塔への避難は、校舎を出て80メートル程度の距離であるために、避難橋をかけなくても十分、避難できるのではないかと考えております。

また、宿毛中学校のグラウンドを、できるだけ広く確保したいということから、そういうふうに考えておりますので、宿毛小学校の校舎は、現グラウンドのできるだけ南側に建設をしたいと考えております。

その場合、中学校グラウンドや近隣住家への影響とか、忠靈塔から校舎までの直線までも、80メートルも離れてしまう、そういうことを考慮しますと、避難橋の整備は困難ではないかと考えております。

以上です。

○副議長（野々下昌文君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 再質問をいたします。

まず、地震と津波の問題ですが、これについては、山上議員との議論の中でも、議論されておりましたが、やはり民間はおくれているという部分について、もう補助金は組まないと。新たな補助金は組まないと、そういうことですが、それで本当に進められるのか。

危険だから、自分の命は自分で守りなさいということで、民間にアピールしていくというような言い方に聞こえるわけですが、これまでもそういうことをわかつておりながら、進んでないということで、今後、どう進めるのかについて、熟慮してもらいたい。こう思います。

それから、消防署の移転問題については、先ほど、市長から説明がありましたが、実際は、あの時点で、もう既に工事は進んでいたと。それまでの議会でも私もあそこへ建てるについて、疑問を持っていたので、あの場所でいいのかということやったら、60センチのかさ上げをするというようなことで、もうほぼ確定したような話だったんです。

それを見直すということで、出したもんじゃきに、選挙政策の中ですね。あら、どこかへ移転するつもりなんかなという感情を、私もだが、ほかの人も、それを見て、どこかほかの場所へ考えてるんかなというふうに思ったわけです。

これは、その時点では考えておったけれども、今はもう考えてないということなんですか、再度お聞きしたいと思います。

避難タワーについて、先ほど、説明はありましたが、今後、国の基準見直しがあってからということでございますが、もう既に、他の自治体では、避難タワーの必要なところについては、設置していると。確かに今言った、これでいいのかと。見直しがあった場合、再度、というようなことも、心配はしながら建ってはいるようですが、これについて、特に新田、高砂あたり

あそこの地域の皆さんと話し合って、避難タワーなくとも、果たして逃げれるのか。

また、今後、想定される国の基準が変わることも含めて、あのあたりにはどうしてもつくる必要があるんじゃないかと思うわけですね。

地元の皆さんとよく協議してもらいたいと思います。

一時避難場所の問題について、前にも議論したという面はありますが、この避難するときは、市長数時間ということで、私もそういう認識を持ってますが、風雨や風雪の激しいときに避難となった場合に、高齢者や要介護者、こうした人が避難所で避難を、一時避難所へ行ったけれども、命を失うということにもなりかねんと。こういう、非常に気象条件の悪いことも想定されますので、そういう場合、大げさなもんでもなくとも、一時、雨露をしのぐ、こういった対策。

常時、そこへつくって置いておくということではなくても、何らかの対策を考えないかと。

例えば、今、自主防でつくっている倉庫ですね。ああいうのを、ちょっと大きなものをつくって、それの中へ、例えば組み立て式のテントみたいなものですね、そういうものを設置しといて、いざというときには建てるとか、これは私、一発想ですけれども、そういう簡易な、いよいよ体の弱い人だけでも住むいうか、入れるようなものをつくつとかんと、いたるところで病気になる、風邪ひく、肺炎になる、こういったことになってくるんじゃないかと思うんで、そこの部分だけもう1回、答弁してください。

それから、国保問題については、財政事情等については、詳しく説明するということで、なぜこうなったかについては、市長説明されましたが、そのことは私も十分わかってます。その上で、他の会計と違うて、他の健保共済と違うて、国保はやはり、収入の低い人、そしてまた安定的な収入のない人が入っているということ

です。

そういうことから、国保へお金を、一般会計を入れたら不平等になるという市長のものの言い方ですが、そうではなしに、こういう共済とか健保とか、そういう働きながらかけるものからこぼれた人が入っているのが国保と。弱者が入っているのが国保という面がありますので、そこは、そういう人に対して支援するという意味からも、他の町村では、年間3, 600億、総額ですね、繰り入れていると。これを簡単に言えば、一人当たり1万円程度ですから、この程度でも、これで全部、この金額が補えるわけではないですが、一般会計からの繰り入れも含めて、これほどの値上げは食いとめるべきじゃないかということなんです。

市長は、全くもう、この値上げ額をそっくり市民にかぶせると。これほど高くなってもかぶせるということですが、これを少しでも緩和させるために、繰り入れということは考えないか、この部分について、もう一度質問します。

それから、資格証明について、悪質者だけに発行しているということですが、国会の答弁でも、この人は払えるのに払わないということが証明できた場合にのみ発行するというような大臣答弁があったわけですね。

そういう面から見ると、宿毛市の資格証明者数、今年の6月時点で、私の把握では271世帯と。えらい宿毛というところは、悪質な人が271世帯もおるんかなと。よそでは、それほど比率が高くないわけですね。

これを全部、271世帯全部を悪質と定義すること事態、私は非常に疑問を感じるわけ。果たして、厳密な調査、厚生労働大臣が答弁したような把握ができているのかということを思うわけです。

国保世帯に対する資格証明書の発行状況ですね、これは市の中では、宿毛市が第1位です。

トップです。国保の世帯に対する、5. 8%の発行になるわけですね。世帯に対して。2番目が南国市で5. 4と。最も低い高知市は、0. 8%ということで、雲泥の差があると。いかに宿毛市が資格証明の発行が高いかということです。

それほど、宿毛には悪質者ばかりがおるんかなと。このところは、もうちょっと厳密に調査して、本当に払えない人を悪質とみなしていないのか、検討する必要があるんじゃないかと思うわけです。

それから、原発の問題については、伊方が高知県まで50キロ。宿毛市の、橋上の奥のほうになると、50キロよりはちょっと遠いんですが、出井あたりはかなり近いということになってくるわけですが。

この電力の発表で、やはり地震対策、地震に対する揺れが570ガルしか見てないと。地震の強度ですね。けど、実際は岡村高知大学教授は、1, 000ガルに襲われるんじゃないかという話でございます。

四電のほうは、1. 86倍まで大丈夫だといったおりましたが、最近、話をつめられたら、1. 5倍だといい始めました。1. 5倍だということになると、855ガルになると。岡村教授の1, 000ガルを下回るわけですね。いかに地震に弱い原発かということもいえると思うわけです。

そういう面から、これは事故の可能性が非常に高いと。地震が来ればですね。そういう面から、これに対しては、こういった危険性を十分に住民に知らせていく、こういう取り組みをしていただきたい。

それと、市長、さっきの答弁の中で、四国の電力が不足するんじゃないかなみたいな、もうぎりぎりのとこだということでしたが、私の調べるところでは、いまだに節電も四電からは要請

されておりませんし、四国のは場合は、よそへ回してある電気を含めたら、十分に足りるというの私が私の認識です。

なぜならば、原発をのけても、3基止まつても、490万キロワット、四電が持っていると。発電能力ですね。これ、民間の、また住友とか電源開発、こういったものを全部含めると、360万キロワット、持っていると。合わせたら、全部、稼働、火力発電も含めて全部稼働させれば、860万キロワットの能力を持っていると。コストは高くなるに、これを動かすのは嫌だという四電の気持ちはわかりますけれども、そうじやなしに、いざとなったら、これ全部動かせば、四国においては、電力は不足しないということがいえるんじゃないかと。

市長ですが、あたかも電気が、電力が底をつくみたいな話に惑わされよったらいかんと思いますが、このところについて、再度、今後研究していただきたいと思います。

時間がないので、自然エネルギーに対する質問については、先ほどの内容で了解しました。今後また議論を進めてまいりたいと思います。

それから、教育行政の、市長の答弁の中で、一部修正された選挙公約、これを修正された部分はありますが、あくまでも子供の命優先ということでやっていくということですので、そのところは了解しました。

なお、避難場所には指定しないと。しかし、市長の言うように、体育館を2階建てにしても、今の3メートルが、さっきのお話でも、2倍になる可能性があるということですので、仮に2倍と、今の津波高がですね。なった場合は、2階建てであっても、床へあがってくるんじゃないかと。そしたら、津波が引いた後も、避難所として使えなくなるんじゃないかという心配があるわけですね。そういう面も含めて、高台にある公的施設、こういったものをやはり保存

していくことが必要だと考えるわけです。

市長に対する質問は以上ですが、教育長の先ほどの答弁の中で、1番目の問題については、もう変更するつもりはないということですので、私は、変更するべきだということで、これはもう食い違いますので、これ以上、議論はしません。

また、かさ上げはもうしないということ。それから、避難橋もされないということで、安全対策がほとんどないまま、実行するということになってしまふので、そこらあたりは、今後、市民の中でもそれでいいのかという議論になってくると思います。

私の、小学校ここに残すとした場合でも、せめて避難橋だけでもつけて、子供が屋上から山へ逃げれるような、こういうことをしてもらいたかったわけですが、けどやる気がないということですので、あえて教育長に対する、この面での質問はしません。

以上です。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） 市長、浅木議員の再質問にお答えをいたします。

まず、一時避難場所についての設備等のことについて、高齢者等も避難をするので、一定、長時間避難されるであろうから、何らかの施設等、対応はできないかという再質問であったというふうに思います。

現在のところ、宿毛市として、具体的な、そのことにおける一時避難場所については、検討をしていないという。しかし、拠点となるところについては、今後、きちんと整備をしていくという、先ほど、答弁も、今後、していくということで、答弁をさせていただきましたけれども。

例えば、私も思いますのは、そういう一時避難場所にも、例えば、ブルーシートを置くだと

か、非常に経費のかからない、あるいはまた、地元の自主防災組織の皆さん方の具体的な案もあるうかと思います。

そのような点で、今後、一時避難場所における簡易な対応等について、できるかできないかということについては、そのような地域の皆さんと連携をして考えてみたいと、このように思います。

そして、国保についてでございます。いわゆる一般会計からの繰り入れはできないのかと。8,000人近くもの被保険者がおられる、非常に大事な制度であるのでという質問でございました。

答弁としては、他の保険制度に加入している人たちのことも勘案をしながら、原則として、無理ではないかと。原則という言葉もつけさせて、答弁を先ほどさせていただいたんですけれども。今後、どうしてもこの制度そのものは、国の制度改革、そして県の改革を含めた、そういう対応がなければ、抜本解決は絶対にできない制度であるというふうに、私は認識しております。

そういう点で、例えば国保に対しての、就学時前の子供たちの免除制度等、宿毛市として対応している、そういう部分もございますので、今度、そういう中で、実際、どういう状況になるのかを含めまして、当然のことながら、そのようなことについても、今後、考えていかなきやいかんというふうに思っております。

ただ、赤字が出たから、一般会計からイコールという形にはならないというふうに、私は考えております。

それから、資格証明のことについて、宿毛市は、非常に悪質滞納者が多いということになっているという形での質問であったと思いますけれども、私が所管の係の皆さんとお話しする中で、非常に宿毛市は、懇切丁寧に、相談に来た人に

対しては、本当に納得いく形で対応をしていると。ただ、なかなか、もう相談にも来ん、こちらから通知を出しても、市役所に来ていただかないとか、そういうことでの、非常に連携をとれてないところから、そのような方が発生しているというふうに聞いております。

ぜひとも、所管の皆さんにとつても、一人ひとりの立場、それぞれの条件が違いますから、画一的な対応はしていないと。それはもう、私も何回も確認もいたしました。

そういう点で、本当にそういう被保険者の皆さん方が、大変な、そういう今の経済状況、暮らしの中で、この保険証を、保険制度というものを守っていただくという、共通の認識も、ぜひとも必要なわけでございますので、そういう観点から、今後も貫いていかなければいけないというふうに考えております。

質問は3点ということでございましたので、再質問については、この点についてお答えをさせていただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○副議長（野々下昌文君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 時間がかなり迫ってまいりましたので、1点だけ質問します。

今の、市長、悪質滞納者ですね。271人と、こういう問題について、例えば、さいたま市、あれほど大きいさいたま市ですね、あそこは資格証明発行ゼロなんですよ。自治体の努力によって、資格証を発行しないで、ほかの方法で対応しているというところもあるわけです。

確かに、宿毛市より資格証発行の少ないところで、短期証が多いとかいうところは、ほかにも、市も調べてみたらあるわけですね。

資格証明書ということになると、保険証もとってもしもて、とりあえず全額負担せないかんようになると。こういうことから、このことによって死亡する人は、全国で数十名と言いました

が、人の命にかかわっているんです。

昨年、67人死亡してますけれども、その中で無保険が25人、資格証明者が7人と、短期が10人と。医療費が手元になかったからということが25人ということで、67名、死亡しているうちに、無保険とか資格証明で本来の保険証がないとか、そういう人がおるわけですね。

命にかかわる問題ですので、やはり悪質滞納者をもうちょっと、市長も含めて、部署内で厳しく限定してもらいたいと。国会答弁に基づいて、厳しく、もう一回練り直してもらいたいと。

これがしてもらえるかしてもらえんかの返事だけ、お願いします。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） 浅木議員の再質問にお答えいたします。

私は現在、就任いたしまして、そのような係の者との、今までの打ち合わせした経緯の中では、このような資格証明書を発行している方々については、それぞれ、それなりのきちんとした根拠、理由をもって、このような形になっているというふうにお聞きいたしております。

ですから、私としては、その詳細について、まだ十分理解していないところもございますので、このような資格証明書を発行している一人ひとりのそういう状況等については、私もよく、担当の者とお話をさせていただいて、私としても、そういう市として、本当に困っている方を、そういう形で無理に、こういう困難に陥らせる、そういう行政はあってはならない。その人たちが、より元気になり、そして仕事についていただく。生活を保持していただく、そういうための保険であると思いますので、そのような積極的な方向の中で、この方々とも接していただく最大の努力をしていくことが必要だと思うんですけれども、そのような方向で今後また、改めて、私としても確認をしながら、この行政へ進

めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○副議長（野々下昌文君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今の市長の答弁で、今後、今、議論したこと等も踏まえて、検討というか、話をしてみるということですので、その言葉を信じて、今回の質問はこれで終わります。

○副議長（野々下昌文君） この際、10分間休憩いたします。

午後 3時10分 休憩

----- · · ----- · · -----

午後 3時20分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 4番、一般質問を行います。

初めに、横瀬川ダムについてであります。

宿毛市議会議会議録も電子化が行われました。簡単に検索できるようになりますと、沖本市長の市議時代の横瀬川ダムに関する質問を検索してみると、平成9年9月定例会より、平成18年12月定例会まで、合計16回の定例会で一般質問を行っております。

県議会議録は、インターネットで公開されておりで、検索してみると、本議会の一般質問で4回、予算委員会で4回、合計8回の質問を行っております。

市議会、県議会総計いたしますと、24回の質問を行っております。

これまでのこの取り組みをもとに、宿毛市民の代表である市長として、この横瀬川ダムにどのように取り組んでいくのかをテーマに、質問をしたいと思います。

県議会議員として、最後に本議会の一般質問をされた平成22年9月定例会において、このような質問がございました。

「私のところには、ダムの新設は住民の声を聞いてほしい。横瀬川ダムは中止を。自民党時代の利権から生まれたダムなどの公共事業の調査をと、声が寄せられております。

直轄工事は、国から大きな事業費が支出される。事業地の自治体では、少ない予算で大きな仕事ができる。事業内容に少々疑問があつても、公共事業としての景気対策、雇用など、大きな効果がある、そう判断し、今まで継続してきたと思います。

これは、歴代の地方の市長、高知県知事においてもそうでした。

しかし、かつての時代と尾崎知事の今の時代は大きく情勢が変わっております。本当に地方が潤う予算に、思い切って支出すべきでないでしょうか。

中筋川総合開発事業の総事業費は、ダム建設や事業費を含めると、1,100億円に達すると、私は考えます。高知県の負担金も、120億円になるのではないでしようか。見直しの結果によっては、完成までのダムの負担金、約40億円を地方が、地域が自立し、豊かでなくとも、協力して暮らしていける地域に、豊かな環境を生かした一次産業を再興し、宝である森林の資源を生かし、木材産業の再編、風力、太陽光、熱、木質バイオなどのエネルギーも自給する地方へ、予算の投資を振り向けようではありませんか。

私は、尾崎知事に対して、このダム事業を除けば、多くの政策に賛同しています。旧態依然としたダム行政の続行には、思い切った英断を求めますが、知事の見解を伺います」と質問されております。

県議会、市議会において、このような発言をされてきた市長は、この横瀬川ダム建設事業について、建設推進なのか反対なのか、どのように考えておられるのか、お聞かせ願いたい。

旧態依然としたダムの行政の続行には、思い切った英断はないのか、市長の所見を伺います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 市長、今城議員の一般質問にお答えをいたします。

私が市議当時、あるいは県議当時の、さまざま議会で求めてきたことと、今回の選挙戦も含めまして、現在は、この横瀬川ダムについて、どのような考え方を持っているかということが、質問の趣旨であろうと思いますけれども、このことについて、お答えをさせていただきたいと思います。

私は、平成10年に供用されました中筋川ダムにより、地域の洪水調整効果を、大いに期待をいたしておりました。しかしながら、山奈地区や平田地区の洪水は、ダムの建設前よりも、住宅浸水や、国道浸水が多発し、水田の冠水時間も長くなったという声を耳にするに及び、私の地元の洪水防止効果に大きな疑問を持ち始めました。

国土交通省の国道冠水や河川水データ、あるいは山田沖の排水ポンプの設置稼働時間や排水も、明らかに洪水の多発、長時間化が見られました。

県議になってから、山奈町の全戸にダム建設や洪水防止効果などについてのアンケートをいたしましたけれども、住民の多数は、洪水防止効果があらわれていないとする結果があらわれていました。

それから、私は、自分なりに、その原因について調査を始めました。その結果は、ダムの洪水調節が、自然放流方式であり、堤防を越えるような洪水時には、河川水位を下げ、洪水を防止する大きな効果があることが判明しました。

一方、堤防を越えない状況で発生してきた山奈地区や平田地区の国道冠水や住宅、農地の内水洪水にはそれほど役に立たないこと。県議会

での質問に対する尾崎知事からの答弁でも、内水洪水に悪影響が出ることも確認をしました。

そのために、同じ方式の横瀬川ダムができても、宿毛市における内水洪水に対する効果は疑問であると確信をしたからであります。

ダム建設よりもまず必要なことは、内水洪水対策に効果のある河川の浚渫、排水ポンプの設置、中筋川ダムへの洪水調節用のゲートの設置など、議会では強く求めてまいりました。

こうして求める中、国や県による大規模な河川の浚渫、中筋川ダムの事前放流、排水ポンプの設置、横瀬川ダムにゲートを設置するための設計変更、排水ポンプ車の配備、私が求めてきたことが、だんだんと実現してまいりました。

この間に、国や県、宿毛市の積極的な内水対策が進み、ダムの放流後の影響が緩和するのであれば、横瀬川ダムの内外水対策としての役割は發揮できると考え、内水洪水対策と連携をして、横瀬川ダムの建設を進めるべきである、このような考えに至ったからであります。

何よりも中筋川ダム完成後、内水洪水対策を重視した施策は取り入れていただき始めた。このことが、私の考えの大きな変化でもあります。

さらに、自民党時代のそういう悪い流れでダムがつくられてきているのではないかという考えにつきましては、やはり私は民主党政権に変わった段階でも、このような議論がなされたわけでございますけれども、いわゆる大手ゼネコンが請け負って、地域での大きな公共事業としては、発生するけれども、その事業は、ほとんどゼネコンが請け負って、その利益等は、この地域から消えていくんじゃないいか、そういう今までの政権が変わるまでのそういう悪い流れが、地域の住民にとってはあるのではないか、そのように危惧したこともありまして、議会でもあるような答弁もいたしましたし、今後は、そういう形ではなくて、ぜひとも地元重視の形で、

私は臨む方向で、このダム建設についても、考え方を持っているわけでございます。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 再質問をいたします。

内水対策については、後ほど聞かせてもらいます。

民主党政権の政権交代後においても、県議会の平成22年2月定例会において、「私は、中筋川総合開発事業のダム建設の問題点を指摘し、ダムに頼らない治水のあり方として、民主党高知県本部に提言をしております。

横瀬川ダムの要らない理由として、一つ、中筋川ダムを改良し、ゲートを設置し、管理型ダムに切りかえる。全く使われていない農業用水などの利水については貯水せず、治水容量に切りかえる。堤防が破堤しない強度に改修する。農地放棄地に貯水池を設ける。ダムの影響を受ける内水域には、国の事業として、国の責任で排水ポンプの設置。四万十市上水道は、中筋川ダムから取水。河川維持用水の確保は、流域の森林整備を進める緑のダムでこれに当たる。以上により、横瀬川ダムは、必要としない治水、利水の方向が見えてまいります。

公共事業が無駄だといっているのではない、このダムが無駄だといっているのであり、高速道路、港湾整備、その他インフラ整備は重要な事業だと思っている。私のこの提言について、どのようなお考えでしょうか」と、質問されております。

平成21年9月の予算委員会においては、「横瀬川ダムの事業については、残事業が276億円、県の負担がまだ35億円、これが平成27年度までの支出されているわけでございますけど、このようなお金、まだ宿毛市でも与市明川などの洪水対策であったり、さまざまな地域の重要な事業がたくさんあります。

本当に今、緊急に急がれている事業、民主党

はさまざまな政策を出しておりますし、県のほうでも、いろいろなエネルギー対策であったり、雇用や少子化対策、そういう形の中に、緊急事業として実施できる、実施しなければならない事業がある。そちらのほうが、ずっと優先度の高い事業であると、私は思います」と、発言されております。

明らかに、ダムに反対した質問をしております。

先ほど、いろいろな内水対策をした上で、この治水には横瀬川ダムが必要と答えておりますけれども、実際のところ、この当時とは違って、今、市長としての立場で、横瀬川ダムは推進すべきか、再度、答弁のほうをよろしくお願ひします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 再質問にお答えをいたします。

私は、内水対策についての対応がない中であるならば、外水対策を目的とする横瀬川ダム、あるいはもう既に設置されております中筋川ダム、これについては、私はあの地域の洪水対策に役に立つとは考えておりませんでしたので、その当時は、そういう反対をいたしました。

ところが、その後、さまざま私も要求もしましたし、あるいは他の国会議員や県会議員の皆さん、あるいは宿毛市としての努力もある中で、総合的な内水洪水対策がとられてきました。

ですから、あの流れの少ないこの中筋川流域の抜本的な洪水対策は、この外水対策と内水対策が一緒になって進めなければ、効果のないダムだというふうに思っているからでございます。

ですから、去年の市長選を迎えるに当たり、そこで政策をさまざま、皆さんとすり合わせしていく中で、現在の内水対策がだんだんと前進してきたと。このことを踏まえて、私は、それと連動する対策であるならば、横瀬川ダムは、

これは推進すべきではないか。さらに、水力発電等の提言等もさせていただきながら、このような立場で、皆さんにお約束をいたしました。

ですから、これからもその連携のある対策をとっていくならば、全力でこの横瀬川ダム建設についても、推進をしていきたい、このように考えております。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 私ども、推進派としては、非常にありがたい、心強い答弁、ありがとうございます。

次に、現在、横瀬川ダムの検証をされている場、横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場の協議の状況についてであります。

平成21年9月に、民主党への政権交代が行われました。その11月には、今後の治水対策のあり方に関する有識者会議を発足いたしまして、できるだけダムに頼らない治水への政策転換を進めるとの考えに基づき、ダムの事業の必要性を検証する基準がつくられました。

これに基づいて、平成22年11月より、この横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場において、四国地方整備局、高知県、四万十市、宿毛市によりまして、これまで幹事会として協議を重ねられておりますが、現在の状況として、この協議はどのように進んでおられるのか。また、宿毛市として、これまでこの協議の場で、どのような発言、取り組みをしているのかお聞かせ願いたい。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 質問にお答えをいたします。

平成22年9月28日に、国土交通大臣から、四国地方整備局に対し、ダム事業の再評価について指示があり、平成22年11月18日に、四国地方整備局が横瀬川ダム建設事業の関係地

方公共団体からなる検討の場を設立しております。

平成22年11月25日から平成23年5月27日までの間に、3回の幹事会が開催されております。幹事会の構成は、検討主体の四国中央整備局河川部長と、構成員である高知県土木部長、四万十市副市長、宿毛市副市長で、検討事項としましては、国土交通大臣からダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要綱細目で示されている26の治水対策案の中から、中筋川流域での適用の可能性を検討し、既存ダムのかさ上げ案や、雨水貯留施設新設案を含む11の案を採用しております。

宿毛市は、検討案のほとんどが横瀬川ダム建設案と比較して、コストや工期が3倍以上必要となること。地域住民の安心、安全、生命、財産を守るために、速やかに検討の場を設け、横瀬川ダム建設の早期着工に向け、迅速に進めていくよう、発言してきております。

その後、平成23年5月28日から1ヵ月間、パブリックコメントが実施されました。また、8月23日には、四国地方整備局から選択された11の治水対策案について、意見を求められ、9月12日付で横瀬川ダムの早期着手を意見として提出したということでございます。

これからのことについて、国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所に問い合わせたところ、幹事会や知事、市長を交えた検討の場については、まだ予定が立っていないということでございました。

お答えいたします。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 市長は、その検討の場には出席していないわけですが、その中で、宿毛市が述べてきた思いとか、意見は、すべて賛同できるんですね。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 私は、会議をインターネットで閲覧をしたときに、まず、冒頭に副市長がよく説明されているんですけども、頻発する洪水を、一刻も早くなくしてほしいと。そのために、横瀬川ダムを早期に建設してほしい。こういう趣旨の要望を常にしておりますけれども、私が今まで、ここでも、先ほど言いましたように、頻発している、毎年、何回も発生する、あのような国道冠水、堤防を越さない洪水に関しては、ダムというのは、それほど大きな役に立っておりません。ですから、私は、このような考えについては、異論があります。

しかし、先ほど言ったような外水対策も含めて、検討するということであれば、それは積極的に賛同していきたい、このように考えております。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 少し、内水、外水わかりにくい。後ほど、内水はやるんですけども。

やっぱり、ダム自体は、外水にしか効果がないのがすべてです。

まず、人命にかかるダム、外水をダムによって低下させて、安定さすのがダム建設事業だと思います。

次の問い合わせたいと思います。

昨年の12月に、注目のハッ場ダムの建設継続が決定しました。このハッ場ダムの中止によりまして、3年間で55億3,000万、このお金が無駄になってしまったわけです。

この横瀬川ダムについても、年間4億円、3年間で12億円のお金が、継続的費用として発生しております。

政権交代によりまして、予定された事業が、突然、このように凍結。かと思えば、すぐに再開。ただ、政治に振り回されているだけでございます。

事業がおくれただけで何も変わらず、それが

現実ではないでしょうか。

今回の横瀬川ダムの建設継続については、平成24年度予算の編成には間に合わなかったんですけれども、今後のこの横瀬川ダム建設事業の、地方関係公共団体からなる検討の場について、先ほどまだ、四国整備局から結論はいつごろという打診はないと言われましたけれども、積極的に、早期の継続に向けた取り組みとして、要望活動をして、見通しをつけなければならぬと思いますが、その点について、市長、答弁願います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 今後の検討会においては、そのような対応でまいりたいというふうに思っておりますけれども、やはりそういう形の条件として、現在、中筋川ダムは、完全な自然放流式のダムになっておりますけれども、私は、パブリックコメントの中にも、去年の夏に、あのダムにも、下流が大洪水になっているときには、その後、天気が、晴天が続き、全く雨の、今後降る予想も立たない段階では、一時的に12時間ずらしたらいいわけですから、そこに貯水をして、内水の川の水が早くひいて、内水排除が早くできるような、そういうことを求めておりますけれども。

このようなこともあわせて要望していきながら、このような場で積極的に発言し、この地域の洪水を、総合的になくしていく、そういうことで今後も取り組んでまいりたい、このように考えております。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） ダムへ、そのゲートの話なんかは、やはりその道のプロの国土交通省が検証もし、計算もし、流域の小さな川では、自然放流式のほうが有利であると。ゲートによる調節は、人の責任、また思わぬ事故も発生するので、そういうことは、余りいい方向ではな

いということも、国土交通省にも聞いております。

余り、プロでもない議員、市長が、そういう細かな主張をすると、おかしな方向になってしまふ。それが、いいゲートが、いいことなのかかもしれません、それは、その道の専門家が検証してつけるべきであって、その旨の要望はすることは結構であると思います。

洪水対策を進めようという思いは一緒ですのと、今後とも市長、よろしくお願ひいたします。

次に、市長の基本政策の中に、国の検証で再開が決まれば、横瀬川ダムに水力発電の併設であります。

中筋川ダムについても、当初より河川維持用水と、管理用発電のために、放流設備が設置され、余剰な電力は四国電力に売電しております。

横瀬川ダムについても、同様に計画されて、事業費を少しでも少なくするように、放流管の設備を統合して、工事費を節約した上で、発電設備を計画しております。

市長の政策における発電設備は、どのような構想なのか、新たにこのダムの発電用の利水容量を確保して行うのか。事業者は、だれになるのか。ダム建設費用の分担、コストアロケーションを変更していくのか。また、それが今可能なのか、お聞かせ願いたい。

○議長（中平富宏君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

市長。

○市長（沖本年男君） 市長、お答えいたします。

今城議員のほうから、専門家でもないのに、そのような個々の具体的なところには、余り提案しないほうがよいのではないかという趣旨の質問もありましたけれども、私は、中筋川総合開発事業そのものが、きちっと地域の皆さん、

あの低位置における河川勾配の少ない、あそこに二つのダムをつくって、そこで洪水を防止しようとした。そして、その上流の宿毛市域の河川は、全く対応してなかつた。しかも、その洪水計画というのは、宿毛市域ではあり得ません。四万十市域の洪水対策というのは、あの計画のそもそもです。

ですから、そういうことも含めまして、私は、やはり地域のそういう声を具体的にあげ、細かなことでも提案的に、そういう具体的な形で、私は行っていくのが地方自治体の長としても当然のことだというふうに考えております。

そういう点で、今後のダムにおける水力発電についてのことです。私は、中筋川ダムには、管理用の発電施設が設置されているということは、よく承知しております。

ただ、私が要望しています、その放流用調節ゲートの設置によりまして、被洪水域、特にこの冬場、洪水域における有効な貯水をすることによって、さらに発電能力の高い水力発電が可能だというふうに思うからでございます。

ただ、洪水用調節ダムとしての位置づけでございますから、さまざまな規制があると思います。ただ、今後、自然エネルギー、再生エネルギーを、国として取り組んでいかなければいけないときに、私は、法改正も含めて、このような方向も提案をしていきたいというふうに思っています。

ですから、まだまだ発想、構想の段階であります。今後の具体的な方向等については、まだそこまで考えに至っておりません。積極的に、今、水力発電を県下でも取り組んでいるグループが、県の行政と一体となった取り組みがございます。

三原では、芳井の砂防ダムに水力発電をとく、小水力の、そういう事業も、県下の中では、一番優先度が高いとして、そのような方向での

事業が進んでおりますけれども、私は、積極的にこのような案も、提案をしていきたいというふうに思っております。

それで、さらに先ほど言いました横瀬川ダムに、この水力発電の設置をということについては、既に、先ほど指摘されましたけれども、もともとは横瀬川ダムについては、完全な自然放流式の調節ダムとして位置づけられてました。

しかし、中筋川ダムのできた後のあの内水の実態を、国や県が検証する中で、非常時には、ゲートを設置しようじゃないか。そのほうが、より効果があるということで、設計変更をされました。

ですから、私は、中筋川ダムにもということでございますけれども、その辺は別として、とにかくそのような、有効なエネルギーを、ぜひとも今後、検討していく方向で取り組んでまいりたい、このように思っております。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 私は、ゲートのことは聞いてませんので。発電施設の、どのような格好で調査をして、設置していくのか。公約に書かれた、その水力発電設備を、どのような考えを持っているのか聞いたものですから、その点について、実際、どのような調査に入っていくのか。事業主体はだれになる予定なのか、宿毛市として、どのようなことができるのかを聞いているわけですので、答弁のほうをお願いします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 私の水力発電ということの、一番、一つのもとになるのは、ゲートを設置して、そのようなエネルギーを貯水する機能がないと、これ以上の発電効果は出ないという思いから、ゲートというのも、そういう中で提案をさせていただいたんですけれども。

先ほど言いましたように、今後、このどこ

が、実際、運営主体になっていくのかということも含めたさまざまなことについては、まだそこまで考えに至っておりません。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 公約に書かれていることは思いだけで、実際に実現性は担保されていない、前向きにという、そのようなものですか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） まず、選挙における公約でございますから、具体的な手順を含めて、私として、その当時、それを進める能力も権限もありませんでした。

ですから、今、こうして市長としてなっていく中で、今後、どのような手順、手立てをして、この公約の実現に向けて、取り組んでいくかは、これからこの3月議会も終わりまして、積極的な形で取り組んでいきたい、研究していきたい、こういうことでございます。

よろしくお願ひします。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） いろいろ、これまでの、本日の議論の中でも、公約、いろんな方向転換もあったわけですけれども、余り練られたような公約が少ない。変わってしまう。今後、もっと、実現性に努めてもらいたいと思います。

次に、内水対策についてであります。

平田町の戸内地域は、洪水のたびに、毎回、浸水しております。平成16年の台風23号のときには、丸1日も、高規格道路の進入路や国道が冠水をしました。地区の店舗は、胸まで浸水しまして、病院も孤立するなど、内水洪水被害がありました。

この森地区の内水対策については、国土交通省が、排水ポンプ車の配備をしてくれているわけですが、芳奈川とヤイト川の合流部には、越流堤のような構造によりまして、森のほうが堤

防が低くなっています。

幾らあそこでポンプ車で排水しても、水は全部戻って、水位は変わりません。このような効果のない状態になっております。

黒川地区のミサイジ川流域の農地は、ポンプ施設がありますが、土地改良をした当初より、このポンプの排水能力が十分でなくて、回してのことがないということで、放置された状況になっております。

このような状況になっております。これらの内水対策について、国と県と連携して、所管する、我々、この宿毛市として、その整備手法について、どのように取り組んでいくのか、市長は、先ほどらい、言ってますけれども、市議、県議の活動のテーマとされてきたこの内水対策を、具体的に、どのような手法で取り組んでいくのか、お聞かせ願いたい。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 市長、お答えをいたします。

まず、高規格道路のアクセスのつながっている戸内地域の国道浸水や、あるいは住宅、田畠の浸水、この内水対策を、今後、どのような形で対応するのかということでございます。

私も、芳奈地区を出てすぐのところですから、自分ところの、芳奈も含めて、平田や山田川、しょっちゅうはんらんしている。これをもう、目の当たりにしてきました。

ですから、私はこのような洪水対策、抜本策を、どうしても求めていかなければいけない、そういう強い思いもありまして、私は市の議員としてだけでは、なかなかそういう可能性がないんじゃないかという思いもあって、県に調整もして、県と直接、議会での議論をしてきた、そういうことで、自分のこの洪水対策の思いというのは、非常に強いものを持っているわけですから。

戸内地区の洪水対策、言われるように、芳奈川と堤防が、若干、そこはヤイト川のほうと比べまして、低くなっています。

低くなった原因等は、歴史的な経過があり、それぞれ集落同士の取り決めの中で、合意したその堤防の高さである。一方的に、それぞれ利害関係が発生するような形で、勝手に堤防を上げたり、あるいは堤防を下げた、例えばです。そういうことは、私は、通常できない、非常に大きな、法律以上に大きな課題でございます。

そういうところをどのように、今後、対応していくかということについては、やはり、これはまず、芳奈の地区の皆さん方の同意が得られなければできないという方向で、今まで推移してきたと思うんですけども。

私が区長をしているときにも、そのような相談をいただきましたけれども、芳奈地区の皆さんに諮ると、長い歴史の中で、あのような構造になっている、状況になっているということで、なかなか賛同していただけなかつたという経緯もございます。

そういう点で、私としては、それぞれ、芳奈の洪水起きているところにおいても、排水ポンプを設置をし、さらにこの戸内地区にも設置をしていく。全体として、そのことが、他に影響を与えない、そういう形をとるべきではないかなというふうに考えております。

実現に向かっては、相当、困難というか、これからまだ課題はあると思いますけれども、しかし、やはりこの国道がつかるという、しかも私の判断では、中筋川ダムによって、浸水時間が長くなつたという認識も持つてます。内水ですね。

さらに、洪水高さも更新をしたということについても、私は、自分なりに調査したもので持っております。

ぜひとも、このダムの事業と合わせて、内水

に悪影響を与えていている部分に、あるいは国道が浸水しているという状況の中で、国がそのような事業を積極的に支援する形をとりながら、この両方の課題を解決していく道を探っていかなければならぬと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） いろいろ探っていくとか、そういうことじゃ、具体的じゃないんですけど、やっぱりポンプを配置しても、あそこの堤防を改修しないことには、水位は下がらないわけですよね。

その辺、宿毛市として、車岡、森地区、芳奈地区の内水対策をどうするのか。宿毛市単独でその計画が無理なら、県と国と共同で、その内水対策の具体的な施策を住民に提示していかなければならぬ。

市長は地元ですから、思いはもっと、前から強いんですから、それができる、今、立場にあるんですから、しっかりとこの内水対策は、この任期中にある程度の目鼻をつけていただきたい、その辺をよろしくお願いします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 今、言われますように、堤防を高く上げなければ、排水ポンプの効果はないという、そういう場所でございますので、その堤防を上げても、同意するという、他地区の人たちの同意も必要です。

そういう点で、それがそのような対応ができる方向を、ぜひとも、私はもうこの方法しかないと思っておりますので、強力にこの地域の浸水対策は、今後、私の任期中、全力を挙げて取り組んでいきたい、こう考えてます。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 大きな二つ目の質問に移りたいと思います。

沖本市長の市政の基本姿勢の3番目に、20

年、30年後の宿毛市のビジョンの策定を挙げられており、未来の宿毛市づくりを目指し、市内外の各分野の専門家で、未来づくり検討委員会を立ち上げ、総合的なビジョンを市民と共有するとされております。

このビジョンの策定について、その目的は何か、対象は何なのか、具体的な策定手順はどのようにになっているのか、このビジョンをいつまでも、どうやって実現していくのか、このビジョンの展開方法をお聞かせ願いたい。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

このビジョンの策定の目的等についての質問でございます。

私は、市長選挙で、私の市政における基本姿勢として、これを掲げてまいりました。

その目的としては、少子高齢化や産業の衰退、人口の減少等々、厳しい宿毛市の将来を、希望を持って展望しようではないか。宿毛市の将来のあり方を、各分野の専門的な人に意見をいただき、将来にわたる宿毛市の可能性を論議していただきたいとの思いからであります。

業務としては、一次産業、商工業、観光、新エネルギー、森林政策、環境保全などの各分野の長期的、戦略的な位置づけになろうかと思います。

こうした議論の場を設けることによって、現在の行政のあり方や、行政に対しての意見などを寄せていただければ、有意義な検討会になると考えております。

対象、あるいは具体的な策定手段はどうするかとの質問でございますが、どのように行政的に位置づけていくのか、まだ執行部内でも提案をいたしておりません。これから検討課題だと思っております。お時間をいただきたいと思います。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） このビジョン策定については、昨年度、宿毛市振興計画ということで、策定がされたものがございますが、これとの関連性もございます。

この振興計画には、すべて目を通されて、市長はその中身について、大体、わかっておられるのか、まずお願ひします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

振興計画については、冊子を読ませていただきまして、一通り全部、それなりに自分は、これに考えをめぐらせたというふうには思っておりますけれども、細部にわたっての理解については、特にその選挙中の公約との関係で、あの時点でのということでございますので、自分としては、十分なすり合わせのもとに、こういう形で提案したということには、正直言ってなっておりません。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） あの本の2ページ目には、前市長の写真が写っているわけですけれども、今回、市長の交代によりまして、その基本構想、基本計画について、修正の必要はないのか。同じ思いでいくのか、大体、同一の方向性なのかをお聞かせ願いたい。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

今回、そのような質問を想定しておりませんでしたので、もう少し、現在立てられている振興計画に目を通す中で、当然のことながら、一般論といたしましては、直すべきものは、自分として、思いの中で修正していきたいということはあると思いますけれども、ただ、具体的に、ここでそれを答弁するというところまでは至っておりません。

ですから、よろしくお願ひいたします。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） このビジョン策定と、その振興計画の関連性がよくわからないんですけれども、どんなに違うのか。どういう意味を持っていくのか。両立でいくのか、どのような活用をしていくのか、その関連性についてお答え願いたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

宿毛市の振興計画ということにつきましては、3年あるいは5年、10年という形の中で、計画がされていると聞いておりますが、国は、市町村の振興計画の策定義務をなくしたとも聞いております。

現在の計画をどのように生かしていくのかということも、検討してまいりたいというふうに考えておるところでございまして、それとも整合性ということについては、まだ綿密な形で調整はいたしておりません。

ただ、お答えいたしましたように、将来展望として、そういうビジョンが要るのか要らないのかとかいう答弁も、当然あると思います。

私は、どうしても自分の頭の中に整理して、そして希望を持って臨んでいくために、このような策定をしたいということでございますので、現実のこの振興計画ともすり合わせしながら、調整して取り組んでいきたい、このように思っております。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 絵にかいたもちというか、抽象的な作文ばかりつくっても、実効性が担保されなければ、こんな計画は意味のないことですので、やはり政策として、具体的に実効性を担保する。もっと身近な振興計画についても、実施計画は大事だと思います。

今回、昨年度の振興計画の策定のときの私の質問で、市長は、来年度、実施計画を具体的に骨身をつけていくと。実施計画について、どの

よう、今年度取り組んできたのか、市長が担当したのは、少しになりますけれども、その実施計画について、どのような状態なのかお聞かせ願いたい。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 十分、承知してないところもあり、間違った答弁をしてはいけませんので、関係の課長にお答えさせたいと思いますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（中平富宏君） 企画課長。

○企画課長（山下哲郎君） 企画課長、今城議員の一般質問にお答えします。

実施計画につきましては、各課のそれぞれの担当します業務を洗い出しまして、府議等で議論をしたものもございますし、プロジェクトをつくっているものなんかにつきましては、そのプロジェクトチームの中で議論をしたりしております。

最終的に、今もほぼ完成の状況になっておりまして、間もなく完成をする予定ということになっております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 通告については、最後に実施計画の進行状況ということで通告してますので。

やはり、振興計画についても、途中の検証が必要ということで、それをだれが検証していくか。やはり議会が検証していかなければならない、そういう計画ができれば、すぐに議会に提示をし、これでいいのか、諮っていただきたい。

余りそういうことは、宿毛市の執行部は、余り積極的ではない。やはり我々議員としては、すべて検証していきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひします。

以上で質問を終わります。

○議長（中平富宏君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 4時12分 延会

平成24年
第1回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第9日（平成24年3月13日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- · · ----- · · -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- · · ----- · · -----

3 出席議員（14名）

1番 高倉 真弓 君	2番 山上 庄一 君
3番 山戸 寛君	4番 今城 誠司 君
5番 岡崎 利久 君	6番 野々下 昌文 君
7番 松浦 英夫 君	8番 浅木 敏君
9番 中平 富宏 君	10番 浦尻 和伸 君
11番 寺田 公一 君	12番 宮本 有二 君
13番 濱田 陸紀 君	14番 西郷 典生 君

----- · · ----- · · -----

4 欠席議員

なし

----- · · ----- · · -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本 昌彦 君
次長兼調査係長 朝比奈 淳司 君
議事係長 田村 泰生 君

----- · · ----- · · -----

6 出席要求による出席者

市長 沖本 年男 君
副市長 安澤 伸一 君
企画課長 山下 哲郎 君
総務課長 弘瀬 徳宏 君
市民課長 野口 節子 君
税務課長 沢田 清隆 君
会計管理者兼会計課長 小島 秀夫 君

保健介護課長	村 中 純 君
環境課長	松 岡 博 之 君
人権推進課長	岩 田 明 仁 君
産業振興課長	三 本 義 男 君
商工観光課長	河 原 敏 郎 君
建設課長	岡 崎 匠 介 君
福祉事務所長	滝 本 節 君
水道課長	岩 本 克 記 君
教育委員長	松 田 典 夫 君
教育長	岡 松 泰 君
教育次長兼 学校教育課長	出 口 君 男 君
生涯学習課長	金 増 信 幸 君
兼宿毛文教 センター所長	乾 均 君
学校給食 センター所長	杉 本 裕二郎 君
千寿園長	児 島 厚 臣 君
農業委員会 事務局長	島 内 千 尋 君
選挙管理委員 会事務局長	

----- · · · · ·

午前10時00分 開議

○議長（中平富宏君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 皆さん、おはようございます。6番、野々下昌文でございます。

第18代、沖本市長、御当選おめでとうございます。

沖本市長には、初めての質問になります。どうかよろしくお願ひをいたします。

それでは、通告に従いまして、質問に入ります。

まず、初めに、市長の政治姿勢について、お尋ねをいたします。

沖本市長は、選挙期間中、公平で公正な市政の実現を訴え、7,864票という市民の皆様の支持を受けて当選をいたしました。その期間中、市長は、市民の皆さんと多くの約束をしております。

その一つとして、市政の基本姿勢がございます。

その1で、市民目線に立つ公平、公正な行政。行政の最も大事なことは、事業を公平、公正に行い、市民にわかりやすく説明をすることであると示されております。私も、大変大事なことだと思います。私も、市民目線から、市民の目線で見た、私の私見を交えて質問をいたしますので、明確な答弁をよろしくお願ひをいたします。

まず、保障する制度としております。

市長と市民、全市での地域懇談会の開催、オープンな市長室について伺います。

多くの市民の皆さんのが、自分たちの地域にも沖本市長が来てくれて、直接、話ができるとい

うことで、心待ちにしておられる方も多いと思います。どのような形での懇談会を予定をしておられるのか、具体的にお伺いをいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 市長、6番、野々下議員の一般質問にお答えをいたします。

選挙公約として掲げておりました全市での地域懇談会についてでございますけれども、できるだけ住民の皆さんとの声を聞きながら、公平、公正な行政を進めてまいりたい。そのためには、今後、各地域でできるだけ早く、地域の皆さんとの声を聞きながら、行政に反映させていきたい、そういう思いで今回の地域懇談会の開催を、公約として掲げたわけでございます。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） できるだけ早くということでありますが、我々議会も、議会改革の一環で、市民に開かれた議会、議会の見える化の取り組みといたしまして、9月議会以降、まだ日時は決まっておりませんが、第1回目の議会報告会の開催を予定しております。

そういうことで、取り組みを始めております。

同じような地域や、日程での開催は避けたいと思いますし、開催日等、広報やホームページでの周知徹底が必要でございます。そういうことは、市長のほうで決められましたら、議会のほうにも報告をしていただきたいと思います。

次、同じところで、オープンな市長室について、触れております。

一般的に考えて、垣根のない、遮る物のない市長室というイメージでございます。

市長も、以前、そのような話もされていたと記憶をしておりますが、今後、どのような市長室にしていくのか、伺います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 市長、お答えをいたし

ます。

前回の質問に少し欠けていたところもございまして、それも補足しながら、2回目の質問に答えさせていただきたいと思いますけれども。

この地域懇談会は、できるだけ早く、1年、あるいは1年半以内に、全市内で開催をしていきたい。

そして、対象者についても、全戸の皆さんに、それぞれの地域の中ではお伝えする、そういう形で呼びかけてもいきたいと思います。

そして、開催に当たっては、できるだけ広報しながら、いろんな形で市民の皆さんにわかるような形で訴えをいたしていきたい、このように思っております。

先ほど御質問ございました、オープンな市長室ということでございますけれども、現在も、私が市長になってから、市長、副市長の在室、あるいはそこの、どんな状態でおるかというランプが今までありましたけれども、ことしから、市長がおるときには、当然ながらランプが、在室中というのがついております。

そして、それに並行いたしまして、会議中というランプもついておるわけでございますけれども、私としては、市長が在室である限り、会議中でない場合には、どのような方が、アポなしに訪ねてきただいてもお会いできるよう、そういう形で、今後、市民の皆さんに、今、いろんな形で来ていたいたい人には、そのようにお話はさせて、今後も気楽に来てくださいというお話をときましたけれども、今後はまた広報等も通じまして、そのような形で、できるだけ市民の皆さんが気楽に市長室に訪ねていただけるような、そういう対応をさせていただきたい。

そして、副市長室につきましても、現在、市長室の隣、今までの副市長室から企画課の前に副市長室は移っていただいて、もっともっと、

奥まったところではなくて、気軽に形で、市民の皆さんのが声をかける、あるいは相談に乗っていただける。相談に来ていただける、そういう形で副市長、市長とも、できるだけ市民の皆さんと接していく、そういう体制で、今後、臨んでまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 今、市長の答弁で、副市長室を企画室の前にということでございました。

市長が、今まで言われてきたオープンの市長室というのは、1階に移して、遮るところのないというような話もございましたが、そのようなつもりはございませんか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 再質問にお答えをいたします。

できればそのような形で、私も対応したいというふうな形でいろいろ、当選いたしましてから相談した経緯もございますけれども、当面、今の予算的な対応等もございましたし、今後の方向性も、もっと明確にする中で、この1年間、そのことについては、検討していきたい。そして、その方向が、実現する方向であれば、考えていきたいと思いますけれども、ただ1階は、今ある市民課や税務課、あるいはさまざまな、市民の皆さんのが一番相談に来やすい、あるいは証明書を発行していただいたりということで、1階にそのような部署を配置しております。

そこに市長室を設けるということになると、どこかが上にあがらなければいけない、そういう形の弊害も出てくる可能性もありますので、その辺も勘案しながら、検討していきたいというふうに思ってます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 他地域の市長ですが、曜日や時間を決めて、事前に申請していただいて、1階のロビーとか、そういうところで、カウンターで受けて、オープン市長室と銘打って、そういうところで市民の意見を聞いているところとか、市長みずからが食事を、ランチをともにしながら、市民とお話をするとか、そのような方法もございます。

ただ、そういうふうに、部屋を設けるというような意識じやなくとも、十分、そのようなことは可能だと思います。

次にまいります。

同じように、保障する制度の中から、市長と議員について伺います。

市長と議員との意見、情報の交換会の実施とございます。

この情報交換会は、定期的に行うのか、また、毎議会行うのか。重要議案ごとに行うのか、どのような場合に行おうと考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

議会と執行部の関係につきましては、よく両輪に例えられるわけでございますが、是々非々の立場を堅持しながら、協力して、市民福祉の高揚に努めていくべきだと考えております。

そうしたことから、できるだけ行政上の情報を、議員の皆さんにお知らせをし、また、情報を共有していただきたい、このように考えております。

今後、議長に相談を持ちかけるなど、よりよい、るべき方向で提案し、具体化していきたい、このように考えております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 今後ということを言われましたけれども、市長は、公約の中で、今

後というようなことを言わせておりません。

市長は、話し合うことが大事であると。議論することが大事であると、常々言われております。

今議会の予算議案にも、宿毛市民にとって、また市長にとって、議会にとっても、大変重要な、宿毛小学校統合改築事業5、181万円が計上されております。この件に関して、議会との意見交換、情報交換はなかったように思います。

私は、今までの経緯からいっても、今後の学校再編計画からいっても、十分な話し合い、また検討が必要だったと思います。なぜ行われなかつたのか、お伺いいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

学校建築再編の問題も含めまして、大変、重要な課題であり、また、今回もこのような形で議案上程をしているわけでございますけれども、私の思いとしては、24年度からそういう体制に入りたい。それまでは、副市長とも、あるいは執行部とも、さまざま検討しながら、準備していく期間である、このように認識しておりましたので、整理した形での対応、議会との話し合いも、期間的に非常に難しいと考えました。

そういう点で、来年度、24年度からは、ぜひともいろんな形で、先ほど申しましたように、議長に相談を持ちかけて、このような協議をしていく場を設けていきたい、このように考えております。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 時間がなくて、また24年度から考えていたということではありますが、リーフレットに書かれていることは、そういう、「今後」とか書かれていないわけですね。

そういう重要なこと、先ほどお聞きしたこと、話されてないんですが、「毎回」とか、「重要

議案ごとに」とか、そういうことをどのように考えておられるのか。議長に相談してとかいうことではなくて、そういうことであれば、重要議案ごとにということなんでしょうか、お答えください。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） さまざまな事件というか、事案に関して、議会の受け取り方、あるいは私たちの執行部の受け取り方、それぞれ違う部分もあるかと思います。

その点を勘案をして、まず、議長に相談をしながら、それは開催していくべき、非常にいい内容ではないかとか、あるいは、これはそれほどどの必要ないんじゃないかとか、例えば、いろんな形があると思います。

ですから、例えば、定期的にとかいうことも、今の段階では、それをするに当たっては、やっぱりきちんとした、決められたものが必要と、基準というものを設けていかなければならぬとか、さまざま課題がまだあると思います。

そういう点で、現時点でいえるのは、このような議長、あるいは副議長、そういう皆さんとの話し合いの中で、隨時、実施していきたい、このように考えております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 次に移りたいと思います。

同じく保障する制度、職員の採用制度のより透明化について、伺います。

この部分については、多くの市民の皆さんを疑心暗鬼にし、これから職員試験に挑戦しようとする若い皆様にも、大変不安を与えてしまっております。

市長はこのことを検証できるお立場になっておられますが、現実を検証して、どのように感じられたのか、お伺いをいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

まず、私が市長選挙で公約として掲げました市職員の採用制度のより透明化ということについての御説明ですけれども、昨年の市長選挙では、かつてこの議会でも取り上げられたこともありますように、市職員の採用について、さまざまな市民の意見をお聞きをいたしました。

私は、採用制度そのものに、その時点で問題があるということについては、明確な方針を持っておりませんでしたけれども、しかし、のように市民の興味がある、話題としてなっている、その辺で、そこに問題があるのではないかなどというふうに考えていたということでございます。

そういう、その当時の市民の皆さんのがのような状態を、本当に納得する形にするためには、その時点で採用制度の透明化が必要じゃないかという、一つの一般論的な形で、私は公約として申し上げたところでございます。

そして、採用した内容について、現職として通った段階の中で、過去の採用制度についてどうなのかという形の御質問もいただきました。

私は、そのような、詳しく検討していないし、具体的な事例等についても、まだ踏み込んだ見解は持っておりませんけれども、私は、今までの市職員の採用する基準の中では、そのとおり行われていたんじゃないかというふうに思っております。

ただ、私が今後、透明化と申しましたのは、そのような基準等についても、今後、検討していくべき課題ではないかなというところが、透明化という表現として公約させていただいた内容でございますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 当時、市民の話題と

か、うわさのという部分で公約、リーフレット、何千枚か配っておられると思いますが、市民と保障する制度としております。お約束です。

そういうことで、配られたんですか。そういう、詳しく検証というか、根拠がなくて、そういう部分で載せられたんですか、あのリーフレットに。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

私は、市民があの選挙戦、あるいはまた私がそれにかかわるまでの状況の中から、大変大きな、市民の皆さんの中の話題になっておりました。

この話題になっていく自体が、市の職員の採用という、そのような行政の根本的なところから、そういう市民に疑惑が広がっていること自体に問題がある。これはやはり、一つの制度上のところから改善していくべきところがあるんじゃないかな。そういう点で、先ほど申しましたような答弁になったわけでございますけれども、今後は、例えば採用基準の、あるいは社会人枠とか、いろいろそういう細かな基準があります。

そういうところで、本当に明確にそれに対応できるような基準、あるいは採用を設けて、こうこうこういう形の中で、きちんと採用されたんだろうという、今まで私が聞いていたところのうわさを払拭できるような、そういう根拠のある制度について、制度と申しますか、内容を加味していくものを考えていただきたいなというふうに思っています。

よろしくお願ひいたします。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 採用の基準とか、制度とかの見直しを考えていきたいと、このことは、非常に、大変大事なことであります。

秋には沖本市長のもとで、採用試験を行わなくちゃいけません。市民のだれもが、納得のい

く試験でなくてはならないと思います。

早急に検証をしていただき、公表していただきたいと思いますが、所見をお伺いします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

重要な課題でございますので、慎重に論議をしながら、庁内論議もしていく中で、早急な対応をしていきたい、このようにお答えをさせていただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） どうか、だれもが安心して試験を受けられるように、よろしくお願ひしたいと思います。

次に移りたいと思います。

次に、基本政策の中で、学校教育について、リーダー性のある校長で、教職員が連携し、子供たちのわかる授業、楽しい学校を目指すとございます。

具体的に、どのような教育政策をお考えなのか、伺います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 私の学校教育に関する基本的な考え方として、子供たちにとって、楽しい学校でなければならない、まず私は、このように考えております。

そのためにも、学校の基本である授業がわからなければいけないのではないか、このように考えておりますが、一人ひとりの児童生徒に、わかりやすい授業を行っていくためには、校長がリーダーシップを発揮し、教職員が連携を強化して、子供たちにとってわかりやすい授業を取り組んでいただきたい、このように思っております。

また、校長のリーダーシップの発揮により、対外的な課題は校長に任せ、先生方は子供たちと接する、そういう対応を強めていただきたい。

こうした学校運営での予算的な措置などに関しては、積極的に対応してまいりたい、このように考えて、あのような表現をさせていただいたわけでございます。よろしくお願ひをいたします。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 全国の中学校の中でも、本県の中学生は学力がワーストといわれております。

その中でも、本市が足を引っ張っているということを、先生からお伺いをいたします。

この4年間、任期中に市長はどこまで、この学力の向上をしていこうという思い、決意があるのか、お伺いをいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

学力保障についてでございますけれども、先ほどお答えしましたように、学校現場で子供たちがわかりやすい授業に取り組んでいただきたいと、まず思っておりますけれども、その方策としては、先ほどもお答えをいたしました教育委員会において、教職員の学力保障に向けた研修も実施をされております。

平成22年度から、児童の学習習慣の定着と、学力向上に向け、きめ細かな対応をするために、小学校において学習支援員を配置をしており、平成24年度からは、小学校に加え、中学校においても学習支援員の配置を予定しております。

この4年間では、子供たちの学力の保障につながる具体的な施策については、予算計上を初め、積極的に支援をしてまいります。教職員の適切な配置も重要な課題でありますので、教育長には、有能な先生の確保に全力を挙げていただくよう、要請もしてまいります。

私も、24年度には、各学校を訪問し、施設や備品、教育環境の整備などや、学力向上のための具体的な予算要望などについても、個々、

お聞きいたしたいと考えております。

先生のやる気の醸成に向けて、力になっていきたい、このように考えております。よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） どうかこの4年間で、全国レベル、平均レベルまでぐらいはもっていっていただきたいと。どうかよろしくお願ひをいたします。

次の、沖本市長は、今まで中学校を今の場所に残して、小中一貫校を考えているということを発言をしてまいりました。

高知新聞紙上でも、宿毛小学校の小中一貫への取り組みについて、私が見た限り、3回載っております。また、お話の中でも、何回か伺いました。

私は、一般質問の中で、2回ほど執行部のほうにお尋ねをした経緯もあり、大変興味もあつたわけですが、市長は、行政方針の中では、一切触れておられません。その理由を伺います。

また、今後は、小中一貫校について、どのように考えていくのか、伺います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） まず、小中一貫教育の取り組みについてでございますけれども、教育委員会が学校再編計画にも掲げておりますけれども、一貫教育のメリットやデメリットを検証して、宿毛市として、どう取り組むことがいいのか、このことを23年度から、先進地の視察等を含めて、取り組みを始めてきた、このように聞いております。

24年度も引き続き、教育委員会により研修を行うこととしておりますが、私としては、宿毛小学校と宿毛中学校が連携を強めた学校運営ができるように、現在地に小中学校とも、新築改修により隣接させ、一貫的な教育ができることも視野に入れながら、学校の配置も考えてま

いりたいというふうに考えております。

そういうこともございまして、まだまだ実際、当選いたしまして、即、一貫教育をこの学校で実施するという形等につきましても、行政方針の中では触れておりません。

ただ、先ほど申しましたような観点の中で、今後、そのような制度についても、ぜひとも取り入れる方向を、教育委員会ともいろんな形で、市長部局のほうとの連携が図れる範囲で、私のほうも支援し、取り組んでまいりたいと、このように考えております。

よろしくお願ひします。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 学校教育については、大変よくわかりました。市長の言われる保障する制度については、整合性がとれていない部分がございます。このことを、ちょっと指摘をしておきたいと思います。

次に移りたいと思います。防災行政でございます。

昨日もたくさんお話をありました3. 11東日本大震災から1年を迎えた。新聞でもテレビでも、いろいろな特集を組んで、鎮魂と復興を祈る放送がしておられました。

私たちは、改めて自然の猛威の恐ろしさを思いとどめながら、多くの犠牲者を、決して無駄にしないために、災害に強いまちづくり、地域づくりへ取り組んでいかなくてはならないと考えます。

東日本大震災での犠牲者の9割以上が、水死だったといわれております。多くの人が、結果として、津波から逃げ切れなかつたこと、事実を重く受けとめなければならないと思います。

先の臨時国会で、津波に強いまちづくりを進めるための津波防災地域づくり法というのが成立をいたしました。この法は、何といつても、人命を守る、命を守るとの考え方から、これまで

の防波堤や防潮堤、一線防御からソフト、ハードの施策を組み合わせた多重防衛への防災減災策を進める内容になっております。

津波防災地域づくり法に対応した具体的な取り組みについて、質問をしていきます。

沖本市长は、本年度当初予算を、防災強化を主要テーマとし、市民の命を守る予算として、総額9億円を盛り込んでおりますが、内容を見ますと、消防庁舎の整備費7億1,980万円や、教育施設の耐震改修5,181万円等々、ほとんどがハード事業に充てられております。

従来の一線防御から、ソフト、ハードほとんどがクリアした多重防衛を進める、何と言っても人命を守るという同法の考え方をすると、非常にバランスのとれない予算組みとなっているように思います。

発災時、一番大事なことは、市民の皆様に、正確に情報が伝わることであります。そういう意味から、私は、昨年の6月議会、9月議会において、防災放送の聞き取れない高齢者対策として、防災行政無線で放送した内容を、電話で聞くことができる音声自動サービスや、防災無線、消防無線、緊急放送屋外施設で対応できない地域への対策を、提案をしてまいりました。

本年度予算で、どこまでそのようなことがカバーできるのか、伺います。

あわせて、被災者の生活再建に向かう、被災後の生活再建に向かう住民の後押しとなる被災者支援システムの導入についてですが、9月議会では、導入に当たっては、3点の課題があり、今後、サポートセンターと連携をとりながら、導入に向けて検討していくと言われておりました。

その後の結果についても、お伺いをいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 野々下議員の質問にお

答えをいたします。

先ほど、24年度の予算について、お話をございました。ハードに予算が偏っているのではないかという指摘もいただきましたけれども、ハードとソフト、予算的に比較するならば、これはもう、当然、ハード事業のほうに重点を置いた予算になるのは、私は当然だというふうに思いまして、決してバランスのとれていない予算だというふうには、私は認識をいたしておりません。

先ほど言われました津波防災地域づくりに対して、具体的な取り組みについてお答えをいたしますが、来年度予算で情報伝達の内容につきましては、市内2カ所への防災行政無線の屋外子局の設置、これは内外ノ浦と宿毛駅周辺を予定をいたしております。

しかし、野々下議員がおっしゃいますように、防災行政無線などの放送施設で、正確に情報を伝達するには限界があり、昨年度7月のNTTドコモのエリアメールの導入、ことし2月のau、ソフトバンクの緊急速報メールの導入を行い、情報伝達の多重化を図ってきております。

また、今後、防災行政無線のデジタル化の検討も必要となってきており、デジタル化とともに、総合的に情報伝達の多様化や、遠隔放送などを検討していく必要があると考えております。

このようなハード対策の機器による情報伝達についても、南海地震等の大災害時には、使用できない、このようなことも考えられるために、ソフト対策として、市民の皆様には、大きな揺れを感じたら、南海地震が発生したと判断していただき、揺れがおさまった後は、津波が来ることになりますので、すぐに高台に避難し、最低6時間は高台での避難をやめないことを、各地域での勉強会や学習会等の場や広報などで、強く意識づけを行っていき、自助での避難判断を浸透させていきたい、このように考えており

ます。

このように、ハードとソフトの両輪で、避難の判断をすることで、多くの人命が救われることと考えていますので、議員の皆様方におかれましても、市民の方々とお話しする機会がございましたら、ぜひ話していただきたいというふうに考えております。

また、6月10日には、ことしの新港におきまして、高知県総合防災訓練を行うことが決定しております。この訓練は、高知県内では、東日本大震災以降で、最大の訓練となります。防災意識を高めていただく絶対の機会と考えておりますので、多くの市民の皆さんに、足を運んでいただきたいと考えております。

被災者支援システムにつきましては、現在、パスワードを取得し、情報担当者が、本システムの説明会に出席しております。今後は、被災者支援システム用のパソコンを配置し、運用を始めていきたいと考えておりますが、このシステムにつきまして、3点についてという御質問でございましたけれども、担当課のほうから、このことについては、お答えをさせていただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（中平富宏君） 総務課長。

○総務課長（弘瀬徳宏君） 総務課長、失礼しました。野々下議員の一般質問にお答えします。

この被災者支援システムにつきましては、野々下議員からも御指摘がありましたように、まず、コンピューターのOS、これがリナックスという、我々が使っておるOSとは違うOSを使っての運用になりますので、その部分の問題。

それから、サーバーを別に用意する必要があるということから、現在の情報を管理しておる情報室のスペースの問題。

それと、3点目は、この情報は、やはりいろ

んな情報を集約しないことには、本来の機能が発揮できませんので、例えば、住民基本台帳であるとか、それから固定資産台帳であるとか、そもそも情報の集約化、これについて、個人情報をいかに担保して構築するか、そういう部分が問題であるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） ちょっと質問の仕方が悪かったかのように思います。済みません。

今、総務課長が言われましたように、早急にその問題、解決していただきて、発生当時の住民の復興に向けた一助となるシステムですので、また減災になると思いますので、どうか前向きな取り組みを、よろしくお願ひいたします。

先ほど、市長答弁されました、揺れたら高台へ逃げてくださいよと、自主避難を促していくということですが、先日、高知新聞に、室戸、南国に防災無線。南国には総事業費は7億6,000万円、室戸市には6億5,900万円という予算をつけて、防災無線。またすべての個人のお宅まで受信機を設置をしたり、また山間部の地域にまで、そういうふうな対策をとっています。

また、茨城県の大洗町では、町長がみずからマイクを握って、津波が来たのを命令で、避難せよということを大声で呼びかけて、それに気がついて、市民が助かったということも、新聞に載っていました。

このソフト事業というのは、非常に大事であろうかと思います。先ほど言わわれたように、両方兼ね備えた形で、バランスよく取り組んでいただくことを、よろしくお願ひをしたいと思います。

また、先ほど触れませんでしたけれども、中山間部の孤立対策といいますか、小川や草木藪

や高石や、中角や押ノ川、都賀ノ川、小三原、山奈、平田の一部というのに、緊急放送施設のない地域への情報伝達については、どのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

中山間部についての、そういう震災の広報等についてでございます、非常時の。それ自ら自主防災組織を立ち上げて、100%目指しているわけですけれども、そういう組織を通じながら、広報していくと同時に、さまざまに、今、消防署にある、発信しておりますマイク等もございます。いろんな形で、今後、対応していくたいし、将来的に、将来と言いますか、デジタルの防災無線、これの整備についても、当然、今後考えていかなければいけない課題であるというふうに思っております。

もう一つ、皆さんと考えを表明させていただきたいのは、今後、震災が、大津波が起こった場合に、海岸地域の皆さん方と、それから中山間地域の皆さん方との、今後、震災を、復興復旧していくために、非常に大きな地域、市内の中での協力関係、これがぜひとも、私は必要になるんじゃないかなと思います。

そういう点で、津波の心配ない地域の皆さん方、そういう中山間地域の皆さん方が、そういう津波で被災された皆さん方を支援をしていく。そういう体制についても、ぜひとも全市的な取り組みの中で検討していく、そういうことも、今後、防災体制の視野に入れた取り組みをさせていただきたい。これを、中山間地域の皆さん方にもお願いもしていくし、日常的な、そういう組織としての交流などもとれる形、あればなという思いも持ちながら、答弁をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 自主防災組織の強化

をして、一人ひとりの人に伝達を、明確にしていくというふうな答弁だったと思います。

そのようにしていっていただきたいと思います。

次に、女性の視点を生かした避難所運営の取り組みということで、質問をいたします。

昨年末、中央防災会議で、国の防災対策の基本となる防災基本計画が改定され、一番重要な総則の中に、地域の防災力向上を図るために、防災に関する政策、方針、決定、過程、及び防災の現場における女性の参画の拡大などが必要と明記をされました。

というのも、あの東日本大震災において、避難所のトイレが男女別になっていなかったり、女性用の生理用品や化粧品、下着、乳児のおむつなどの物資の不足も目立ち、災害時における女性の視点の大切さが、改めて浮き彫りになりました。

そこで、私たち公明党は、昨年8月、既存の防災対策を、女性の視点で見直すために、女性防災会議を立ち上げ、昨年10月には、我が党の女性議員が、全国18都道府県並びに640市町村で、女性の視点からの防災行政総点検を実施しております。

本市の危機管理係にも、私が代理でアンケートによる調査をさせていただきました。その結果、地域防災計画を決める地方防災会議の委員に、女性委員がゼロと回答した自治体が、全体の44%。また、計画策定に至るまでに、女性の意見を聞いていないが55%、避難所の整備運営に、女性の視点や子育てニーズを反映していますかといった質問に対しては、47%の自治体がノーと答える、ほとんど女性の視点が生かされていない事実が明らかになりました。

本市においても、ほとんどがノーでございました。そこで、本市の防災計画を決める防災会議への女性委員の登用を行うべきと考えますが、

御所見を伺います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

女性の視点を生かした避難所運営の取り組みについてでございます。

現在の宿毛市の防災会議メンバーには、女性委員がおりません。女性の視点での意見が反映されにくい状況であるのではないかと考えております。

東日本大震災を見ますと、野々下議員がおっしゃいますように、女性からの視点が重要になってくる、強く痛感をいたしております。今後、宿毛市防災会議への女性委員の登用を行っていきたい、このように考えております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 女性委員の登用を行っていくということですので、発災時避難所対策に充実が図られていくことだと思います。

ありがとうございます。

次に、第5期の介護保険事業について、お尋ねをいたします。

介護保険事業が始まって12年が経過し、介護保険事業は高齢化率の高い本市にとって、市民生活を支える重要な役目を担っております。介護保険は、国が行う事業ではなく、市長と議会に責任がある自治事務であり、政策として、介護保険制度をつくることから、地方分権の試金石とも言われております。

低所得で共働きの多い本市の介護事業は、在宅介護よりも施設入所の施設介護に頼らざるを得ない現状にあり、現在も、多くの入所希望者が、低所得者でも利用できる介護老人福祉施設、特別養護老人ホームへの入所待ちをしている現状にあります。

そのような中、本年4月1日から、第5期の介護保険事業が始まります。平成18年の法改

正に続く介護保険法の改正が行われ、その改正ポイントとなるのは、地域包括ケア体制の構築というのがございます。

地域包括ケア体制とは、これまでの介護モデルは、同居家族に見てもらう家族同居モデルか、介護老人福祉施設等の施設に入居する施設サービスモデルの二者択一でした。

そのため、同居家族もいないひとり暮らしのお年寄りが、施設に入らなくても安心して暮らせる、新たなモデル。ひとり暮らしで介護を必要とする状態になっても、地域で暮らし続けることができるサービス。高齢者の生活そのものを組み立てていくような、包括的な支援ができる体制で、多様なサービスが生活圏の中で完結できるように、切れ目のないサービスを、一体的に提供できる、多機能なサービス拠点を、生活圏ごとにつくる、新しい介護モデルのことですが、本市における第5期宿毛市介護保険事業計画では、どのような地域包括ケア体制となるのか、お伺いをいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 野々下議員の質問にお答えをいたします。できるだけ詳しくお答えさせていただきたいと思います。

介護保険事業につきましては、3年ごとに計画を作成し、その計画に基づいて、事業を実施することになっております。そのために、本市におきましても、今年度、保健福祉介護サービスの全般にわたる供給体制に関する計画として、平成24年度から平成26年度までを計画期間とした第5期宿毛市高齢者保健福祉計画、及び宿毛市介護保険事業計画の策定に取り組んでまいりました。

この計画では、住みなれた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、医療、予防、住まい、生活支援サービスを一体的に、切れ目なく提供していく地域包括ケアシステムの実現

を目指す、このことを基本目標としています。

主な取り組みの内容としましては、介護予防事業の充実や、高齢者のさまざまな相談に対応するために、宿毛市地域包括支援センターの機能強化を行うとともに、在宅での生活が厳しい高齢者の支援策として、介護老人福祉施設などの介護保険施設の基盤整備を行うこととしております。

介護予防事業の充実につきましては、高齢者みずからが、生活機能の維持、改善に取り組むため、身近なところで、だれもが参加できる場所づくり。例えば、集会所等で、高齢者向けのいきいき100歳体操を行うなど、介護予防の充実や、地域リーダーと連携して、それぞれの地域に応じた取り組みに取り組みます。

次に、宿毛市地域包括支援センターの機能についてでございますが、地域包括支援センターは、高砂にあります宿毛市総合社会福祉センター内にあり、高齢者の福祉、介護の拠点施設として、高齢者の総合的な相談支援を行っております。

第5期計画で目指しております、市民が住みなれた地域で、安心して過ごすことができる地域包括システムの実現に向け、中心的役割を担う地域包括支援センターの人員体制を見直し、機能強化を図るとともに、より多くの高齢者の生活実態や、ニーズを把握し、支援に必要なサービスや、見守り機能の構築を推進していきます。

また、高齢化とともに増加している認知症本人への予防的のかかわりや、家族介護者の精神的負担を軽減するための集いの開催、認知症理解へ向けた知識を啓発することにより、高齢者が住みなれた地域で、安心して暮らすことのできる地域づくりを推進していきます。

そのほか、一人ひとりのニーズに応じた医療や介護、福祉施設へ展開されるあつたかふれあいセンター等を含め、地域にある生活支援サー

ビスがばらばらに提供されるのではなく、包括的、継続的に提供できる体制づくりも推進するとともに、ケアマネージャーの資質向上に努めます。

最後に、介護保険施設の基盤整備についてですが、本市では、第4期中、平成21年度から平成23年度までの課題でありました介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームの待機者の解消、在宅での生活が難しくなった方の住まいの確保といった観点から、第5期中に特別養護老人ホームを44床、介護専門型特定施設入所者、入居者生活介護1施設30床、地域密着型特定施設入居者生活介護1施設20床、合計で94床の施設基盤整備を行うこととしました。

なお、特別養護老人ホームとは、常時、介護が必要で、自宅では介護が困難な方に対し、食事、入浴、排せつなどの介護、日常生活上のお世話、機能訓練、健康管理などを行う施設をいい、介護専用型特定施設入居者生活介護とは、介護保険が適用される有料老人ホーム等に入居している方に対し、入浴、排せつ、食事などの介護や、その他、日常生活用の世話、機能訓練などを行うサービスをいいます。

地域密着型特定施設入居者生活介護につきましては、サービス内容は、特定施設入居者生活介護と同様ですが、定員が29名以下の施設ということになっております。

お答えをいたします。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 今、市長、行政方針の中で示されておりました三つのこと、介護予防事業の充実、また地域包括ケアセンターの機能強化、介護保険制度の基盤整備の強化ということで、非常に詳しく述べていただきました。

この中で、新しくあったかふれあい事業を追加する。今年度の予算に載っておりました。追

加することで、今までできなかった制度に対応することができるようになり、より利用者のニーズに応じた、インフォーマルなサービスが提供できるということですが、人材の確保や、資質の向上が不可欠だということも、今、言われました。

先ほどの説明で、支援センターの機能強化の中で、マネージャー等の資質向上について触れておりますが、ケアマネージャーに限らず、この事業は日進月歩でありますし、携わる皆さんの質の向上は、常に求められることだと思います。

どのような取り組みをされるのか、お伺いをいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

個々さまざまな対応につきましては、所管課のほうからお答えをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（中平富宏君） 保健介護課長。

○保健介護課長（村中 純君） 保健介護課長、6番、野々下議員の一般質問にお答えいたします。

地域包括支援センター機能の強化の中で、ケアマネージャーの資質の向上ということが含まれておるが、どのようなことをされているかという御質問ですが、ケアマネージャーは、要介護高齢者に対し、必要な、切れ目のないサービスが提供できるよう、計画作成力、それからサービスコーディネート力など、高い資質が求められます。

そのため、地域包括支援センターに窓口を設置し、ケアマネージャーが抱える支援困難な事例について、個別に指導助言を行っています。

また、介護保険制度等に関する情報提供とか、それから、必要に応じて、研修や事例検討会を開催し、ケアマネージャー全体の資質の向上に

努めております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） どこの事業所に行つても、職員の資質の向上というのは言われます。非常に大事なことですので、さらなる御努力をお願いしたいと思います。

次に、特別養護老人ホームの介護保険制度の基盤整備について、先ほど、触れられました。

特別養護老人ホームのベッド数を44床増床が行われるということです。現在、本市の中で、特別養護老人ホームへの入所を希望し、入所待ちをしておられる入所待機者が何名おられるのか、伺います。

あわせて、入所待機者に対し、44床のベッドの増床というのは、どれだけの改善に当たるのか、お伺いをいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

特別養護老人ホームの入所申込者数についてでございますが、平成23年11月末現在の市内2施設の入所申込者のうち、本市の被保険者は232名となっております。

内訳としましては、介護保険施設や医療機関へ入所、入院されている方が約80%、185名となっており、在宅等におられる方が約20%、47名となっております。

次に、第5期中の特別養護老人ホーム44床の整備で、当該施設の待機者の問題が改善されるのかという質問でございますが、44床という規模は、入所申込者のうち、特別養護老人ホームへの入所の必要性の高い方が、第5期中に入所できることを目指し、設定したものでございます。

待機者のうち、入所の必要性の高い方とは、在宅などで生活されて、介護度が高い方。介護度が軽くとも、認知症の症状が重い方など、さ

まざまなサービスを利用しても、在宅生活の継続が難しく、特別養護老人ホームへの入所が望ましい方です。

そうした条件に該当する方は、32名おられました。この人数は、平成23年11月末現在のもので、第5期中の高齢化の進展、また施設運営上の効率性をも勘案をし、44床の整備を計画したものでございます。

この整備により、特別養護老人ホームへの入所の必要性が高い待機者の改善は、一定、改善が図られるものと考えております。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 非常に詳しい説明をいただきました。ありがとうございます。

232人の待機者に対し、44床の増床でどうしても入所が必要と考えられる方に対しては、ほぼカバーができるということですが、今後も、待機者はふえ続けるわけでございます。

このままでは、同じことを繰り返し、保険料は上がり続けることになります。抜本的な事業の見直しが必要であろうかと思います。

このようなことを解決すべく、今回の第5期の事業計画の中に盛り込まれております地域密着型の小規模多機能型居宅介護事業がございます。

本市では、地域のニーズや、参入事業者等の解決しなくてはならない問題等も多々あるようですが、抜本的な問題解決策として、小規模多機能型居宅介護事業への研究、取り組みを提案をいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（中平富宏君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 5番、通告に従いまして、一般質問をいたしたいと思います。

まず、初めに、特定健康診査について、お伺いをいたしたいと思います。

特定健康診査とは、健康保険法の改正により、2008年4月より、40歳から74歳の公的医療保険加入者全員を対象として、全国の市町村で導入された新しい健康診断のことですが、テレビや新聞などでは、特定健診やメタボ健診という名称で呼ばれることが多くなっていますので、正式な名称については、なじみがない方も多いかと思われます。

この特定健康診査は、糖尿病や高脂血症、高尿酸血症などの生活習慣病の発症や、重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着眼し、この該当者及び予備軍を減少させるための特定健康指導を必要とするものを、的確に抽出するために行うものであります。

まず、初めに、近年の受診状況について、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 5番、岡崎議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、特定健康診査についてでございますけれども、平成21年度、22年度の受診状況についてでございますけれども、平成21年度の受診率は、23.4%、対象者5,691人に對し、受診者が1,332人で、平成22年度は、受診率は21.3%、対象者5,707人で、受診者が1,217人となっております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） それでは、再質問をいたしたいと思います。

今、受診率についてお聞きをいたしました。

平成21年度が23.4%、22年度が21.3%と、前年度と比較して減少傾向、受診率が伸びてない状況ですけれども、受診率向上のために、どのような取り組みを、23年度以降してきたのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 市長、お答えをいたします。

受診率向上のための取り組みについてでございますが、一つ目としましては、受診環境を整える取り組みを実施しております。

具体的には、各種がん検診と特定健診を組み合わせたセット健診の実施。より多くの人たちが、受診しやすいように、土曜日、日曜日、及び夜間健診の実施。かかりつけ病院でも、特定健診が受けられるように、個別診断を取り入れるなどの取り組みを実施しております。

また、自分の住んでいる地域で受診できなかった際には、宿毛文教センターや幡多健診センターで受診できるよう個別に案内通知を出すなど、受診機会をふやす取り組みも実施しております。

二つ目としまして、市民の皆様に広く周知するための広報活動に力を入れて、例えば広報誌による啓発や、SWANテレビを活用した宣伝、広報車による街宣等も実施しております。

三つ目としましては、受診勧奨担当職員を臨時雇用し、対象となる皆様のお宅へ、訪問による健診日程のお知らせの配布や、受診勧奨電話による受診勧奨等にも取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 今、市長より詳しい説明をいただきました。受診の環境を整えるですか、市民に対して広報活動をするとか、臨時雇用を対応して、受診率の向上に向いている取

り組みをされていると。

担当課員の努力に対しては、頭の下がる思いではございますが、今後、受診率を向上させるため、今、必要な取り組みを考えるべきではないかと思っておりますけれども、今後の対応について、どのように考えているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 取り組みの評価と、さらに今後の施策ということでございます。

受診率を見る限りでは、年々低下をしております。原因を分析してみると、日によっては、天候であったり、地域の行事であったり、農繁期などが受診率を下げる要因となっておりますが、受診年齢で見ると、やはり若い層の方の受診率は低く、受診意識の定着が図られていないことが大きな原因であろうと考えられております。

特定健診の目的は、生活習慣病を予防するために実施しておりますので、市民の皆様御自身が、健康度をはかる手段として活用していただきたいと考えております。

そのためには、いつでも、どこでも、気軽に受けさせていただける身近な健診として、市民目線で取り組みを考えていきたいと思っております。

具体的な取り組みといたしましては、平成21年度に婦人がん検診の無料クーポン券の実施、平成23年度には、大腸がん検診の無料クーポン券も実施しております。その結果、40歳から50歳代の若い世代の方々の受診率は上がっておりまます。

平成24年度は、受診率向上のための新たな取り組みとして、行政方針でも述べさせていただきましたが、特定健診の自己負担分の無料化を行うことといたしました。

金額的には、集団健診では40歳から69歳までの方は1,000円、70歳以上の方は3

00円、個別健診では、40歳から69歳までは2,400円、70歳以上の方は800円が無料となります。

受診率が伸び悩んでおります当市としましては、自己負担分を無料化することで、初めて受診される方も、受診を中断されている方も、気軽に実感していただき、1年に1度は健診を、自分の健康は自分で守るを合い言葉に、継続受診へつなぎ、市民の皆様の健康を守る取り組みを、より一層、強化してまいりたいと考えております。

また、自己負担分を無料化する意味としましては、受診率の向上はもちろんのこと、病気の早期発見、早期治療を目指して、ひいては、年々増大する医療費の抑制につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） ありがとうございます。

今回、特定健康診査の自己負担分を無料化にするという取り組みがなされるということで、今、市長より説明がありましたら、どのくらいの受診率を目標にしているのか、具体的な数値があれば、お教え願いたいと思っております。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

特定健診の自己負担分を無料にする取り組みについて、どれくらいの受診率を目標にしているかということでございますが、平成20年に作成した特定健康診査実施計画では、最終年度である24年度の目標値を65%としておりましたが、先の答弁でも述べさせていただいたように、受診率が思うように伸びていないのが現状であります。

こうした現状を踏まえて、特定健診の自己負担分無料化に取り組むこととしたわけでございますが、無料化しても、いきなり65%の達成

は難しい、このように思われますので、対象者約5,550人の3人に1人、約33%を目標にしたいと考えております。

よろしくお願ひをいたします。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） ありがとうございます。

目標数値を33%に設定をしていただいたわけですけれども、今回、仮に成果が上がれば、今後も実施していくつもりはあるのかどうか。

将来的なことなんで、今、答弁できるかどうかはわかりませんけれども、受診率が無料化することによって向上するのであれば、今後、25年度以降も実施していただきたいなという思いがあり、お聞きしたいと思いますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

今回、特定健診の自己負担分を無料化により、成果を出すことができるのであれば、今後も引き続いて実施していきたい、このように考えております。

自分の健康は自分で守ることでしかできません。特定健診は、その一つの手段として、自分の体の中で起こっている変化を、数値や血液データとして見ることができます。

健診結果をもとにして、そこから改善に向けて取り組むことができれば、生活習慣病は予防することができますし、毎年、受診していただくことにより、御自身の健康を管理することもできます。

若いうちから、年1度の健診受診を習慣化し、早期発見、早期治療することで、年齢を重ねても心身の機能を維持し、病気や介護状態に陥ることなく、元気で、はつらつとした人生を送ってほしいと願っております。

この無料化をきっかけに、皆様の意識が、特定健診受診は当たり前と変化し、さらなる健康

づくりの一助として活用していただきたいと思っております。

ここで、市民の皆様にお願いがございます。

3月下旬から4月上旬にかけ、対象者の皆様に特定健康診査受診券を送付いたします。健診を受診する際には、必ず受診券を御持参くださいますよう、重ねてお願いを申し上げます。

健診申し込み期間を、期限を3月1日としておりますが、まだ申し込みをされていない方につきましては、随時、受け付けしておりますので、ぜひたくさんの皆さんの申し込みを待っております。よろしくお願ひをいたします。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） ありがとうございます。

今、市長のほうからも、広報活動をしていただきましたので、受診率が33%以上になることを期待して、今後とも広報活動等々に努めていただきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次に、中心市街地活性化について、お伺いをいたします。

市長は、行政方針の表明の中で、都市計画については、中心市街地の活性化を図るため、関係機関、関係団体との連携のもと、活性化に向けた新たな計画を策定しており、この計画をもとに、引き続き、高齢者や子供に優しく、住みやすいまちづくりの再構築を努めていくことですが、活性化に向けた新たな計画とはどのような計画なのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 続きまして、中心市街地活性化について、お答えをいたします。

行政方針の都市計画の部分で申しました新たな計画についてでありますが、一昨年、議員の皆さんにお配りしたところだと聞いておりますけれども、中心市街地活性化基本計画を指した

ものでありますて、現在、中心市街地活性化協議会において、より具体的かつ実現可能な事業の特定作業を行う中で、基本計画案を煮詰めているところであります。

岡崎議員におかれましても、当協議会委員として、御意見をいただく中で、官民共同で、よりよい基本計画にしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） ありがとうございます。

それでは、新たな計画を考えたわけではなく、前市長が行っていた計画を、そのまま継続していくという考え方で、できるもの、できないものを特定して、していくという考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） そのように、これから進めていきたいと考えております。

よろしくお願ひします。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） わかりました。

それでは、宿毛市中心市街地活性化基本計画のトータルテーマである、公園の中にあるまち、五つの指針である文化・歴史・芸術のまちづくり、商業活性化によるまちづくり、緑化・親水・清流のまちづくり、高齢者・女性・子供に優しいまちづくり、都市基盤づくりとありますが、このトータルテーマ、並びに五つの指針についても、変更がないということでおろしいでしょうか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） そのように、私は認識をいたしておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） わかりました。

それでは、次に、水道通りの中央線の整備に

ついて、お伺いをいたしたいと思います。

今議会でも予算が1億5,000万円と計上をされておりますが、この水道通りの中央線は、水路の老朽化により、道路、民地の地盤がすりだされ、非常に危険な状態であり、速やかな対策が必要であると、前市長が答弁をされているわけですが、具体的なタイムスケジュールについて、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

水道通りの整備につきましては、現在、実施設計作業を行っております、中心市街地活性化の一助となるよう、景観に配慮した構造はもとより、子供たちやお年寄りに優しい整備を掲げ、できる限り、地域住民の意見が反映されるよう、協議会の中で意見集約を図っているところであります。

また、この路線は、予想されております南海地震等災害時の避難道路としても位置づけられていることから、都市防災事業も導入した中で、電線の地中化についても、実施設計作業も同時並行して進められておりまして、地中埋設物に関する協議に伴う工事の施工調整も必要となってくることから、現時点では、平成25年度完成に向けて、取り組んでまいりたいと考えております。

よろしくお願ひをいたします。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） ありがとうございます。

平成25年度完成に向けて取り組みをされているということですけれども、平成24年1月16日の中心市街地活性化協議会の中で、水道通り中央線の整備について、約6パターンぐらいの配置図が提示をされておりますけれども、これについて、市長は、見たことはありますでしょうか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

そのような図面は見ましたし、一定、自分なりの考えも持っておりますけれども、まだ詳細について、このような所管の部署とも、詳細な打ち合わせしておりませんので、個々の内容については、今、ここで即答することはできないところが多いのではないかというふうに思います。

よろしくお願ひします。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） わかりました。

今回、この水道通り中央線を整備する目的として、市長が考える目的は、商店街の復活を目指すための目的であるのか、整備であるのか、住民の住環境のために整備をするのか、両方ですか。それとも、どちらか片一方。商店街の復活を目指すのか、住民の住環境を目的とした整備なのか、その点について、市長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

商店街の活性化、あるいは住民の住環境という二つの形で質問をされましたけれども、私は、このこと以外、災害等のことであるとか、さまざまな観点、総合的に考えていかなければいけないのではないかなどというふうに思います。

現時点で、どこに重点を置くかとかいう形等の答弁もあるかと思いますけれども、私は、現在では、そのような点も、全体を調整しながら考えていく、頭の中にきちっと認識していく、そういう方向で、今度取り組んでいきたいというふうに思ってます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） わかりました。

それでは、先ほど説明させていただきました6パターンの配置図についてですけれども、そ

こに住まわれている住民の方がいらっしゃいますので、協議会で決定する以前に、その住民の方々に説明をしていただきて、住民の意見を吸い上げた後、協議会でそれを提示していただきて、決定をさせていただきたい、そのように、住民の意見を聞くことが大事であると思いますので、説明会なり何々していただきて、意見を聞いていただくようにしていただきたいと思いますけれども、そのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 当然、そのような形の意見調整をしながら、進めていかなければならないと思いますが、そういう場合にも、それぞれの商店街の皆さん方や、地域の皆さん方とのさまざまな個人的意見だけではなくて、全体の中で、そういう意見も調整をしていただく中で、進めていただけたらなというふうに考えております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） ありがとうございます。

できれば、皆様が納得のいくような整備の仕方について、考えていただきたい、そのように思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、土居ノ後線の整備について、お伺いをいたしたいと思います。

この土居ノ後線、市長も御存じのとおり、道幅が狭くなっています。2. 8メートルから4メートルしか道幅がございません。

当初の目的は、道路幅を6メートルに拡幅をする目的で、道路の実施設計を今現在しているところだと思っておりますが、現時点で、道路拡幅をするのか、また違う方法を考えているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

土居ノ後線につきましても、水道通りと同様に、実施設計作業を行っております。

この路線も、市街地から、忠靈塔や地域防災計画に掲げられております高台への重要な避難道路と考えておりますので、関連する事業との調整を図る中で、都市防災事業として、推進をしてまいりたい、このように考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） ありがとうございます。

都市防災の事業としてということですけれども、それじゃあ、道のほうは拡幅する云々に関しては、いろいろ考えた上で拡幅するのかしないのかというところも、今現在では、決定はしてないということでおろしいでしょうか。

拡幅するということで。わかりました。

それでは、最後に、旧高知銀行跡地の利活用について、お伺いをいたしたいと思います。

この旧高知銀行跡地については、早稲田大学より寄贈されたものであります、建物を取り壊して数年が経過をしているわけですが、今後、どのように活用していくつもりなのか、お伺いをいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 最後の質問でございます。旧高知銀行跡地の利活用についてでございますが、お答えをいたします。

隣接する小野 梓記念公園とともに、早稲田大学の多大な御支援、御好意によって、用地取得された経緯からも、早急な整備が必要であると認識をいたしております。

この場所は、中心市街地活性化基本計画（案）においても、中心市街地としての顔としての位置づけもされ、周辺の土地も含めたガーデンショッピングエリアとするグレードの高い計画案が示されております。

このことから、一日も早い整備計画の具体化が必要であると思いますので、行政内部の意見集約と合わせ、中心市街地活性化協議会とのさらなる連携強化を図る中で、作業を進めてまいりたいと考えております。

なお、計画の具体化に向けた作業に要する期間につきましては、旧高知銀行跡地を含めた小野 梓記念公園の環境美化に努めるとともに、暫定的措置として、碎石等を敷きながら行う等、利便性の向上を図りたいと考えております。

よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） わかりました。

早急に、この、今、更地になって駐車場になっているわけですけれども、早稲田大学に対してもありますので、早くここを整備をしていただきたい、そのように思っております。

この間、3月4日に梓立祭が行われまして、早稲田大学の学生が来られておりました。早稲田大学のためになるように、何とか、あのところを整備を早急にしていただきたい、そのように思っておりますが、市長に一言お願ひをいたしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

小野 梓公園は、これは宿毛市と早稲田大学との、本当に記念となる施設でございまして、今後も連携を図りながら、本市のさまざまな教育的課題であり、あるいは地域の活性化等における象徴としての場所であると思いますので、できるだけ早く、そして整備できるような、今後、検討を、先ほど申しましたような形の中で、検討を進めてまいりたい、このように考えております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） ありがとうございます。

早急に、できるだけ早く、整備をしていただくようお願いをいたしまして、一般質問を終了させていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○議長（中平富宏君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時44分 休憩

—————・—————・—————

午後 1時00分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番 浦尻和伸君。

○10番（浦尻和伸君） 10番、一般質問を行います。

沖本市長におかれましては、昨年、多くの市民に支持をいただき、市長に就任いたしました。これから約4年間、市民の負託にこたえる市長として、頑張っていただきたいと思います。

それでは、通告に従い、質問をさせていただきます。

まず、初めに市役所の職員の仕事に対する姿勢、熱意についての質問の前に、市長、私は職員に反発しているわけではありません。今、宿毛市の職員は306名で、隣の清水市では303名です。宿毛市的人口では、職員は約370名が定数です。本当に少数で、仕事をやっている職員は大変です。

今、新規採用しても間に合いません。

私が見たところ、30代、40代前半で、男女は問わず、本当にいい職員がいます。そのメンバーが、やがて管理職になると思います。彼らを見ながら育つ若者たち、他の市よりも先鋭的な職員がたくさんいる、そんな宿毛市役所であることが、市民の負託にこたえる宿毛市であると思います。

その思いで、5年後、10年後を目指して、質問をいたします。

それでは、質問に入ります。

宿毛市の市役所の職員について、他の市町村の職員と比べて、元気や霸気がないという声をよく聞きます。職員の表情に霸気が感じられないということじゃなく、仕事に対して、積極性に欠けるというか、上司の指示待ちの仕事のほうが多いのではないか。また、お互いの係を飛び越えて、協力し合って仕事をすることが余りないのではないか。

私はこの件について、平成21年6月議会で、当時の市長に、若い職員の資質向上のため、大月町の職員と交流を図る機会を、市として提供したらどうかとの質問をさせてもらった経過があります。

若い職員もふえてきて、仕事の能力も備わっていると思うが、その若い職員が、もっと能力を発揮できる市役所であるべきでないか、沖本市長の考えを伺いたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 市長、10番、浦尻議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、浦尻議員から、市職員の霸気がなく、積極性が欠けるのではないかとの質問もいただきました。

私も、市役所の外にいるときには、そのような思いを感じるときもありましたけれども、こうして市長として、個々の職員と接する中、一人ひとりの職員は、すばらしい能力を持っている、このように感じております。

それぞれの職員は、市民と接する場所での、専門家としての役割を果たしていると思います。

私は、選挙を通じて、市政の発展は、一人ひとりの職員の能力や、熱意が不可欠であるとの認識を持っておりましたが、今後、こうした高い能力と熱意を、市民のために十分発揮できる市役所づくりが可能だと確信をいたしておりま

す。

また、職員がお互いに助け合い、市民のために力を合わせる環境を、私からもつくっていきたいと決意をいたしております。

今月末には、人事異動を行いますが、一人ひとりの能力を発揮できるよう、適材適所へ人材を配置いたします。

議員御指摘のとおり、職員が能力を十二分に発揮できる職場環境をつくるために、今後とも努めてまいりたいと思います。よろしくお願ひをいたします。

○議長（中平富宏君） 10番浦尻和伸君。

○10番（浦尻和伸君） 再質問を行います。

24年度当初予算を見てのとおり、宿毛市は今、大変な状態に、今後、なろうかとしています。

学校の建設を初め、千寿園、国保会計の基金もありません。年々厳しさを増す中で、特に職員みずからが宿毛市の職員として自覚を持ち、アイデアを出し、市長のほうに提案できる、そんな市役所でないと、市長みずから、一人が騒いでも、なかなか、先ほど、車の両輪の話もありましたように、アクセル踏んでもなかなか走らない。だから、私は、職員に厳しいことを言っているわけではありません。

今後、いろんなやり方があると思います。例えば、民間では、例を出して悪いんですけども、各課内で、習慣的にミーティングを行っています。課の問題や、担当がどんな仕事をしているか、話し合いを行い、みんなで問題を共有しながら、次の課長会とか、そういうふうに提案できるような形を行っています。

また、課長会なんですが、今、宿毛市では、序議がとり行われておるんですけども、民間では、やはり仕事が終わった後、仕事中には、課長は拘束をされますし、市民が困るところもありますので、民間ではやはり、課長、言い方

悪いんですけども、残業手当はつきません。

5時半から、各課長が課を飛び越えて、いろんな意見交換をして、それに対して、これまですることが、一番、宿毛市のためにいいんだという形で、市長と協議をした中で、市長はそれがよかつたら、それに基づいて、議会に提案する。そういう仕組みで、まず課長の序議なんかは、5時半からしたらどうか、市長に伺いたいのですが。

2回目の質問を終わります。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 再質問にお答えをいたします。

浦尻議員言われますように、今年度、20年もそうであります、これから宿毛市政、あるいは全国の地方自治体もそうでありますけれども、過疎や高齢化、中山間地域の市町村では、大変な、さまざまな課題が、今後も出てきます。宿毛市においても、先ほど、指摘いただきましたような、大きな課題が残されているわけですから、これを乗り切っていく、そういう行政を、今後、強めていかなければなりません。

そのためには、先ほど申しましたように、一人ひとりの職員の能力を引き出して、そしてそこから全体の力にしていく、そういう方向が今後、組織として必要でないかというふうに考えております。

そういう点で、私としては、現在のところは、まだまだ全体のこの306名の皆さん、そういう職員の、それぞれの能力であるとか、個性であるとか、最終的にもすべてはわからないと思いますけれども、今後、そのような職員と、だんだんと接していく中で、その方の伸ばしていく、そういうものを、それぞれ課長、係長、補佐を通じながら吸い上げていき、その力を發揮していく、そういう方向で取り組んでいきたい。

そして、何よりも、やはり今の宿毛市の現状が、そしてこれからの方針に対して、どのような行政をとっていかなければならないのか、これはやっぱり職員みんなで共有していく、その意識の共有が、私はその人の力を引き出す大きな力ではないかなと思います。

そのような点で、先ほど、御指摘いただきました、庁議は5時半からにしてはどうかということでございます。現在、庁議は月2回、第1と第3の月曜日に行っているわけで、大体、9時ごろから行う形になっておりますけれども、このような形について、私が今ここで大きな問題があるというふうに、認識はしておりませんけれども、今後、いろんな職員の意識を高揚していくためにも、いろんな対応については、今後、ノーサイドで、それぞれ検討していくということについては、お約束させていただきたいと思います。

○議長（中平富宏君） 10番浦尻和伸君。

○10番（浦尻和伸君） 市長のほうから、いろいろ聞きました。

例なんですが、例えば、大月町なんかは、見てのとおり、興業課がありません。税収が非常に厳しい中、7年前に風力発電所をつくり、風力発電をつくり、また新たに今回、また風力発電を建設することになりました。

風力発電で仕事の場所があまり、雇用は余りないんですけど、結構な税収が入ってきます。億単位を超えてると思います。5億は超えてない、1億、2億を超えてると思います。

やはり、宿毛市もこれだけ財政が厳しい中、5年後、10年後、先ほど質問の中で20年後、30年後という今城議員の話もあったんですが、やはり、私というのは、本当にみんなで考えた中で、仕事にあぶれている人もおります。宿毛市の税収を増加さすには、新たな、いろんな部分をプラスしていかなくてはいけません。

だから、大月町の例を出して悪いんですけど、我々も、漁協なんかも、非常に、当時の沖本議員とはいろいろ討論があったんですけども、今、田ノ浦につくりました。

その中で、我々は宿毛市の税金をもらっているんですけども、できるだけ宿毛市の税金を使わないような方法を検討しました。

その中で、国のほうに直轄に、直訴して、あの工事は県の、日本全国の5カ所に指定されまして、97%補助金でやってます。

だから、漁協の組合員の負担がないですね。そこに愛媛県にあがった魚があがり、そこには雇用の場が広がり、結構な部分が動いてきました。

今後も、きのうなんかも市民の方に言われたんですが、宿毛市の大変なときに、お金、海のほうにあんまり行き過ぎているんじゃないかという意見もありました。

今回、冷蔵庫の予算が、通過、まだしてませんけど、計上されております。あの予算についても、種子島の予算ですので、文部科学省、あれは沖の島、柏島、月灘しか使えない予算が、我々もお願いして、合併漁協が使えるように努力をして、文部科学省がちょっと変えたんです、中を。中を変えましたので、我々が手を挙げて予算を引っ張ってきました。

宿毛市の負担はありません。そういう形で、一つ一つ、やはりみんなで知恵を出して、チャレンジすることが、今後のプラスになります。先ほど言ったように、今の漁協の部分で動きを、水揚げなんか、月に1億円を超えてます。宿毛市の業者が全部買い取って、方々、東京のほうへ送っているんですが、そこに女性の人でも働く場所とか、いろいろふやしてます。

ただ、我々漁協も単独で、宿毛市におんぶにだっこではいけませんので、年間1,500万から1,700万の税金とか、水道をまぜて、

お金を毎年、払っております。

今後、そういうふうな形で、私が言いたいのは、民間もいろんな角度で、宿毛市におんぶにだっこではいけませんので、日本の国の今、いろんな部分が変わってきます。補助事業が。そういう部分も、市の担当の職員とか、いろんなメンバーと協議をして、早目に宿毛市に導入する。導入して、仕事の、働く場所がふえれば、そこには収入、税金が入ります。そういう発想を持った宿毛市の市の職員であっていただきたいし、市長みずからが提案しながら、そういう形で危機感を乗り越えていく、そういう宿毛市でありたいと思って、今回の一般質問の1回目にはめました。

それについて、もし市長で答弁があれば。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 浦尻議員の再質問にお答えをいたします。

大月町などの例を出されまして、さまざまな有利な制度であるとか、事業を取り入れてはどうかという質問でもございました。

私も、そのような形で、今後、ぜひとも、さまざまな分野にアンテナを伸ばしながら、国こういう制度について、熟知した職員がおるかどうかとかいうのは、非常に重要な位置づけになっております。

その辺を知らないために、そういう対応ができなかつたということも、今までにもあるように聞いておりますので、ぜひともそのような、大月町のような進んだところについては、積極的に取り入れまして、宿毛市としての税収をふやしていく方向で、今後、検討もしていきたいというふうに思っています。

行政の果たす役割というのは、これはやはり、行政でその地域を活性化するという形だけでは、どうしても無理です。あくまでも行政の果たす役割は、民間の行う、そういうさまざまな取り

組みに対して、支援をしていくこと。それをつなぎ合わせること、そういう中で、戦略的な位置づけを持つこと、そういうものを、私は行政の果たす役割だというふうに思っております。

そのような点で、それぞれ、今後、展望しながら頑張っていきたいと思います。

さらに、申し述べますと、漁協の皆さん、本当に頑張っていただいていると思います。宿毛市の一次産業の中でも、今、これからいろんな県の産業振興計画を取り入れて、県下でも加工産業の方向に大きく一歩を踏み出していく、その模範となるような事業も取り入れているというふうに思っております。

その点で、ぜひとも、この宿毛市の産業のけん引役として、今後、組合長として、大きな役割を果たしていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（中平富宏君） 10番浦尻和伸君。

○10番（浦尻和伸君） どうも市長、ありがとうございました。

さつき、1点、どうも聞くことを忘れた部分がありますので、再度、質問をさせていただきます。

今、市の職員が、いろんな国家資格というか、建築士、行政書士とか、簿記とか宅建とか、福祉とか、社会保険労務士とか、いろいろ国の部分とか、県とか、いろんな資格があります。

若い職員が、そういう資格を取りたいといえば、市のほうとしても、半額補助とか、そういうことをやっていただきたいなと思って。

民間では、いろんな資格がないと、車も運転免許がないと走れませんので、いろんな資格を取らせております。その中で、全額負担をするんじゃなくて、個人が半分負担して、もう一つは、経営者が負担する。そういう形で、市の職員も、これからいろんな資格を取るべきだと思いますので、若いメンバーがチャレンジすると

きは、ぜひ市の補助金を半額ぐらい負担していただきたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 浦尻議員の質問にお答えをいたします。

市の職員が今後、さまざまな国家制度における資格等の取得のために、行政が支援すべきではないかという質問であったと思いますけれども、これはもう、ぜひともそういう取り組みをしていきたいし、それぞれの職員が、レベルアップしていく、スキルアップしていく、そういう形の中では必要な、私は支援制度だというふうに思います。

そのような形で、具体的な形で、そういう組織的な形も含めて、個々人だけの課題ではなくて、課として、あるいはさまざまなそういう分野の中で、市の能力をアップしていく。そういう形の中では、取り組んでまいりたい。そして、研修制度等についても、今までずっと取り組んではおりますけれども、やはりこれから、さらに高度な能力であったり、専門的な知識が必要な場合もございます。積極的に、そのような対応についても、進めてまいりたい、このように考えております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（中平富宏君） 10番浦尻和伸君。

○10番（浦尻和伸君） ありがとうございました。

やはり、市長の思いが課長に伝わり、課長の思いが職員に伝わる、そういうふうな線で結ぶ宿毛市であっていただきたいと思います。

この件については、市長から答弁をいただきましたので、次に移りたいと思います。

次は、大月町ムクリ山を利用した津波対策について、伺います。

この質問につきましては、平成17年第2回の議会で一般質問をさせていただきましたが、

行政区が大月町であり、風力発電が計画段階であって、県の予算もなかなかつきにくかったと聞いています。

あれから7年になろうとしてます。昨年、東北の大震災があり、たくさんのとうとい命が奪われました。高知県では、尾崎知事を中心にして、県民の命を守るために、津波避難道の整備を初め、公共施設の耐震化など、できる限りの予算を計上しています。

それでは、本題に入ります。

市長もわかっていると思いますが、池島港湾から南を見れば、大月町竜ヶ迫のムクリ山に12基の風力発電があります。この場所は、愛媛県の黒崎鼻を初め、宿毛湾が一望できる場所であります。

宿毛湾内には、海上で働いている漁民を初め、遊漁船の人たち、そして季節、または時間帯にもありますが、海岸沿いで釣りをしている人々や、脇本の浜や咸陽島で遊んでいる子供たちを初め、散歩のお年寄りなど、たくさんの人たちが海岸沿いにいます。

恐らく、推定500人ぐらいはいると思います。特に、漁船はエンジン音で外部の音が遮断されますし、防災のマイク放送は聞こえない。また、携帯電話も使えないかもしれないと思います。

ひとたび地震が来れば、震源地の場所によれば、10分ぐらいで津波がきます。この風力発電所の場所に、5基ぐらいの電柱を建て、発光ダイオードの赤色灯をつけ、津波警報と同時に、宿毛市の防災無線により、一斉に赤色灯が点灯される仕組みです。

宿毛市では、危険な海岸沿いを持っていますので、二重、三重の連絡網を張りめぐらして、できるだけ人的被害がないようにすべきと思いますが、市長の考えを伺いたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君）　浦尻議員の質問にお答えをいたします。

今回の事例は、平成17年6月議会に、浦尻議員から質問があり、以前、その可能性について、大月町と検討した経過がありました。

その検討した結果では、既存の風車への発光体の取りつけや、大月町ウインドファームの敷地内には、新たな電柱を、設置は難しい。そういうため、施設の整備には、新たな用地の確保や、電力の確保が必要となること。晴天の場合は、ある程度の視認性は確保できますが、曇り、雨、霧などの悪天候の場合には、どの程度の視認距離が確保されるかが不明でありますと、漁船の操業場所、操業形態等の関係から、光信号により、津波警報をお知らせする形で、本当に漁業関係者が気づくかなどの問題点があり、事業の実施は困難ではないかとの結論になっております。

現在では、宿毛湾内の携帯電話の受信可能エリアでは、洋上でも地震情報の周知については、携帯電話会社の緊急地震速報が、一部の機種を除いて受信できる形になっており、津波警報が発令されても、気象庁から津波警報が出されているエリアに対して、配信されるサービスが、ドコモは現在、配信を行っておりますが、auはことし3月末までに開始、ソフトバンクは今年じゅうに開始するとされております。

また、市役所側でもエリアメール、緊急速報メールによる警報を発信することができるようになっております。

そのような状況から、以前と比べて、漁業者が地震情報を得る機会は多くなっていると思いますが、議員から提案のありました洋上での津波発生を知らせる仕組みは、東日本大震災を受け、宿毛湾のみの課題ではなく、全国的な課題であると考えますので、国においても、新たな仕組みづくりが必要ではないかと考えています

ので、議員から提案いただいた光による伝達方法についても、関係機関等に働きかけていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（中平富宏君）　10番浦尻和伸君。

○10番（浦尻和伸君）　市長から答弁をいたしました。

私としては、霧のときも見えると思いますし、前回は風力発電所自体につけろいう話だったもんで、なかなか難しかったかなと思ってます。今は土地も整備をされて、大型車も入れるようになっております。

ただ、やり方次第では、結構、補助金の問題がある、結構、宿毛市のお金は使わない方法で、どれぐらい汗をかいたか、私たちはわかりませんが、先ほどの1回目の質問にあったように、我々の漁港の工事なんかも、県はもうできませんよ、国の補助金はもうありませんとか、それは要綱が変わらなくてはできませんというまでチャレンジして、国と、我々が行って話をして、向こうがやり方を変えて、指定の漁港にしてやったんですわ。だから97%の補助金が入ったんですけど。

だから、前回、そういうふうないきさつがあった中で、あれから東北の大震災がありました。

私が前に調べたときは、平成17年度にインターネットでも調べたときには、日本は島国であるのに、こういった船に対する、津波に対する避難指示がありません。

沖本市長が市長に就任して、前回、できなかったこと。けれど、今の時代であつたら、ひとつとしたらできるかもしれない。補助金が、宿毛のお金を使わなくても構わない。国の唯一のモデル整備地区として、何かできないか。

ただ、前回の部分で答弁をいただいた中で、それで済ますんじゃなくて、あれから時代は動いてますので、再度、いろんなチャレンジをし

て、汗をかいて、あつ、これだったら納得できないなという、これやったら我々も納得できますが、やれるものがあれば、宿毛市のお金も使わずに、モデル整備地区でやるべきだと思うんですけれども、市長の考えを伺いたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 再質問にお答えをいたします。

私は、このような形で答弁させていただきましたのは、前回の平成17年6月の、議員からの質問に対しての対応の中で、あの時点の状況と、さらに今回、あのような東日本大震災が発生して、津波の問題が大きく、これから対応しなければいけない課題であること。

また、一方では、さまざまな情報伝達方式が、携帯電話等によって、どんどん、新たな発信方法がとられていること、そのような点を勘案をいたしまして、そして、またこの国の制度として、全体的に進めていく形をとらなければ、なかなか課題解決していくことが厳しいんじやないかという認識のもとに、先ほどの答弁はさせていただきました。

しかし、今、再質問されましたように、その手法、方法等によったら、可能なやり方もあるんじやないか。もう少し、具体的に、沖本市長が汗をかいてみよということでございますので、私は、この今まで不可能であるという形での答弁の中に、具体的な形、状況としてのさまざまな認識しているところはあるわけですから、制度をいかに運用していくかとかいうこと等についての勉強を、もう一遍させていただいて、新たな形でお答えを、またさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（中平富宏君） 10番浦尻和伸君。

○10番（浦尻和伸君） ありがとうございます

した。ぜひ努力をしていただき、結果が、いい結果を生めるように、やっていただきたいと思います。

我々、一次産業のメンバーも、協力できるところは、一生懸命、また協力させていただきたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。

次は、大島の総合開発について。

我々の住んでいる宿毛市は、高知県で唯一の有人離島、沖の島、鵜来島があります。そして、橋でつながっている大島があります。

その大島について、4項目に分けて、市長に質問したいと思います。

まず、初めは、平成24年度の行政方針で、大島中央線が24年度で完成する予定と聞いています。

市道大島中央線は、当時の林市長が平成8年に着工し、沖本市長の4代目の市長で、やっと完成の運びになります。

中央線ができれば、津波避難道になり、地区にとっては、本当に喜ばしいことだと思います。

しかし、大島に行くには、橋を渡らなければなりません。大島は、宿毛市の中では一番大きな漁業集落でございます。今でも加工業者のトラックや、養殖業者の飼料を積んだトラックが行き来していますし、中央線が開通すれば、大型観光バスも通ります。

昨年、水害で高石の橋が落ちました。昭和51年に完成した大島橋、36年たっています。小さな地震でも壊れるかもしれないし、もし通行止めになれば、地区民のライフラインが遮断されます。ぜひ、耐震診断をしていただきたいと思います。市長の考えを伺います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 大島橋の状況について、今後の方向について、お答えをいたしたいと思います。

まず、市道として管理している橋梁の中で、和田の国道56号線からパルス宿毛に至る鎌田橋は、耐震補強工事が完了しておりますけれども、その他の橋梁については、耐震診断も実施されておりません。

大島橋につきましては、平成23年2月定例会で、山上議員が一般質問をされた経緯がございます。

大島橋は、市道大島北線の一部で、橋長31.5メートル、昭和51年2月に供用開始され、36年が経過した橋梁です。

現在、当市の管理する、全部で324の市道橋の橋梁点検を、現在、実施しております。

平成23年度の実績で、163橋の点検が完了しており、すべての橋梁点検の完了は、平成26年度を予定しております。

その後、2年かけて橋梁改修に向けた計画策定を行い、優先順位の高いものから改修に着手することとなります。

大島橋は、平成20年度に調査を行い、橋脚である鋼管が著しく腐食しており、また、路面の凹凸も発生していることが確認されておりますので、近い将来、何らかの改修が必要な橋梁と評価されており、唯一の連絡道路でもあることから、優先順位の高いものとして位置づけられるのではないかと思います。

大島橋はもとより、点検の完了した橋梁は、何らかの対応が必要であるとの評価が出されておりまして、ライフラインの確保と重要度の高いものから、可能な限り、早期に改修に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 10番浦尻和伸君。

○10番（浦尻和伸君） 今、市長の答弁をいただきました。私も、宿毛市に324の橋があることは知りませんでしたので。ただ、先ほど、市長が言われたように、やはり大小ある中で、

住民生活、一本道が、橋が落ちたら大変な状態になりますので、隨時、点検をしている中で、本当に点検して28年度からやりますよいうままでに、危険度が高いところは、優先的に、先にちゃんと耐震の分をやっていただきたいと思います。

それでは、それ以上、橋のことについては、山上議員もやってますので、これ以上、再質問はいたしません。

次に、サンセットヒルについて伺います。

サンセットヒルは、指定管理者制度によって、サングリーンクリハラが、椰子とともに管理をしていましたが、今回の指定管理で切り離しました。

その後の使い方は明記されていません。せっかくの施設ですので、県の補助金を利用して、改装して、大島地区の津波避難所と災害時の備蓄基地にして、大島地区に管理委託したらどうか、市長に伺います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） サンセットヒルの防災物品の備蓄及び一時避難所について、お答えをいたします。

現在、宿毛市では、計画的に毛布などの備蓄を進めております。この備蓄物品につきましては、平田にある東部農村環境改善センターへ備蓄しておりますが、今後、各地域と調整を行う中で、市内に分散した形の配置を考えております。

今回、質問があががっております備蓄については、分散した場所への配慮と、考えが合うのではないかとは思います。

しかしながら、現在、サンセットヒルは屋根の老朽化等により、ところどころ雨漏りが見られる状況です。

備蓄倉庫として使用するには、修繕が必要と考えますが、現在のところ、施設の新設に伴う

国や県の補助制度はありますが、修繕に対する補助制度はありません。

修繕により、サンセットヒルが利用できるとのことであれば、施設整備に整備するよりも、備蓄倉庫として、安価に整備が進められることから、県等にも制度の拡充について、要望していきたいと考えております。

また、補助制度が新設され、整備を終えたとしても、施設管理につきましては、地元の自主防災組織等で管理を行っていただきたいと考えております。

次に、サンセットヒルの中長期的な避難場所としての使用についてですが、現在、サンセットヒルは8棟あります。このうち、数棟を備蓄倉庫として使用すれば、残りの数棟で中長期的な避難を行える人数は、大島地区の人口からすると、ごくわずかしか対応できません。

また、孤立化した中、中長期的に大島地区内で避難を続けるには、外部からの支援物資等の搬送が必要となります。

宿毛市内の海岸地域が被災している中、十分な物資の搬送ができない状況が長期間続くことが予想されており、基本的には、被災後は窮状期間による救助により、避難拠点施設への住民の搬送が必要と考えておりますので、避難場所としての整備につきましては、現段階では考えておりませんが、今後、大島地区の方々が安心して避難できるよう、国民宿舎「椰子」との間で、災害時の避難施設としての協定を締結する予定しております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 10番浦尻和伸君。

○10番（浦尻和伸君） 今、市長から答弁をいただきました。

サンセットヒル、あれだけ「椰子」との問題があつて、いろいろ問題が、議会でも取り上げましたので、修繕の、県の補助金がなければ、

なかなか難しいんですけど、田ノ浦の小学校の跡地を備蓄基地にしようかとか何とか、県のほうで騒いでいるような情報もありますし、いろんな角度で、県の今の、知事の意向は津波避難、それから今度、避難所の部分が出てきますので、恐らく県予算がついてきます。

せっかく8棟もあるサンセットヒルを、例えば備蓄基地、この間、高倉議員が質問したように、毛布とか、そういうふうな、大島地区の備蓄基地にもして、個人の物も備蓄できるんだつたら、8棟はできると思います。

きょう、私もずっと調べさせてもらつたんですけど、今、市長の答弁に、前に言った答弁があった「椰子」との、地区との防災自主組織ですかね、協定書。まだ協定書つくってませんので、その協定書の話をしようと思うんですけど、先に、きょう調べた中であったもんで、言おうかと思うたら、先に、協定を今度結ぶということになりますので、ぜひそういうふうな協定なんかを結んだ中、備蓄基地とか、いろんな部分で、まずはモデル整備地区というような形になりまして、次のステップにとか、よその地域も、ああいうふうな形で、いろんなものをやりたいいるのは、今後出てくると思いますので、ぜひ市長、そういうふうな形で、取り組んでいただきたいと思います。

答弁を求めませんので、次に移りたいと思います。

次は、大島の山にある桜の公園について伺います。

この公園は、竹下 登総理のときに、ふるさと創生資金1億円を利用して植えましたが、市民が海を眺めながら、楽しく花見ができる場所になつていません。

市長の行政方針にあります咸陽島公園は、市民の憩いの場として、市民の皆様により快適に利用していただけるような公園として整備をす

るといつてはいるので、ぜひ桜の公園も、咸陽島公園とセットで整備をお願いしたいと思いますが、市長の考えを伺いたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

咸陽島公園につきましては、平成21年度から咸陽島公園魅力回復事業として整備を進めてまいりましたが、咸陽島公園そのものの整備は、平成24年度をもって終了する予定です。

一方、大島桜公園については、毎年、下刈りを実施する中、平成21年度からは、牧野植物園の樹木医の指導のもと、密植による桜の成長阻害を改善するための試験的な間伐を行っており、桜公園全体の整備に努めているところでございます。

議員御指摘の点につきましては、平成5年に都市計画法に基づく国の都市計画事業の認可を受け、咸陽島公園を含めた都市公園としての整備を計画していたところですが、平成14年、高知国体開催に伴い、本市競技会の会場の重点的な整備が必要となったことから、計画の進捗がままならず、平成12年度末で事業を休止し、現在に至っております。

今後は、引き続き、下刈りや間伐を進めていく中、全体計画、都市計画事業の見直しを含め、総合的な整理に向けた取り組みに努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 10番浦尻和伸君。

○10番（浦尻和伸君） 答弁ありがとうございます。

本当に、行ったらいい場所なんですけれども、恐らく市長は行ったことないと思うんですけれども、私の予想では。

本当にいい場所です。あそこに咸陽島公園、今、潮干狩りなんかもやってますし、本当に遊具ができてよくなっています。小さな子供を

連れた夫婦なんかが遊んでいる姿とか、そして、山の桜の公園には、城辺に負けない桜が咲いてますので、ぜひ、今、市長の答弁があったように、桜の公園、本当に海も山も大島が一色の公園いう形で、私は思っていますので、ぜひお願いしたいと思います。

明確な答弁をいただきましたので、再質問はいたしません。

次に、最後になります。

次は、市民の健康のために、大島一周ジョギングルートについて、質問をします。

尾崎知事は、高知県民は長寿日本一と、目指す公約を掲げています。

市長も知っていると思いますが、朝、夕方、夜、市民が健康維持をするためにジョギングや散歩をしています。中には、交通量の激しい場所を歩いている人を見かけます。

私の思いは、サラリーマンなど、仕事が終われば大島に来て、ジョギングシューズに履きかえ、散歩やジョギングをして、一日の運動不足を補い、家に帰ってゆく姿のイメージをしております。

海を見ながら、色とりどりの、安い太陽光の外灯に照らされ、道端のよせは刈り取り、ボランティアを募って、四季折々の花々を植え、きれいな道のジョギングコースのイメージですが、市長の考えを伺いたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

現在、大島においては、大島中央線の早期完了に向けて取り組むと同時に、咸陽島公園の整備も行っています。

平成23年度には、大型遊具等の整備も行い、多くの皆さんに利用していただいているということでございます。

これからも、利用増進に向けた取り組みをしてまいりたいと思っております。

今後は、公園の整備と連携した中で、1周する市道の有効活用に向けた検討をしてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 10番浦尻和伸君。

○10番（浦尻和伸君） ありがとうございます。検討ということは、やるいう形で、私は受けとめてますので、本当に市長が、ええ答弁をもらってますので、そこらあたりを十分、腹に据えて、今後も大島の遊歩道といいますか、本当に年寄りから子供を、安全な場所、外灯に照らされる海を見ながら、散歩のコース。仕事が終わった市長が、あこに行って、ジョギングシューズに履きかえて走る姿、そういうイメージを、私、しますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

答弁は要りませんので。いろいろ、今後も漁業集落について、まだまだ6月議会、9月といって、質問させていただきます。

市長の基本姿勢は一次産業の振興ですので、集落も一緒だと思っています。

今後ともよろしくお願ひ申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（中平富宏君） この際、10分間休憩いたします。

午後 1時45分 休憩

—————・—————・—————

午後 1時55分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 13番、一般質問を行います。

まずは、沖本市長に、就任おめでとうございます。おくればせながら、お祝いの言葉を申し上げます。

昨年11月の選挙では、選挙のプロを自認する人たちの予想に反して、沖本市長の圧勝でした。中西前市長に対する批判票が含まれているとはいえ、7,864名の市民の支持を受けて当選した結果、市民の期待はいかに大きかったかと思います。

また、責任も非常に重いものと思っております。闘った相手の影が色濃く残る城への入城などへ、みずからの政策を実行していくには、いろいろな障害が立ちはだかると思います。

報酬、消防署、学校問題など、重要な課題についての結論は急がずに、もう少し、時間をかけて、慎重に検討する必要があったのではないか。

昨年末26日の就任でその喜びにひたる間もなく、正月休みの返上や、休祭日の出勤で多忙な毎日を過ごされているようですが、健康には留意され、市民の負託にこたえていただきたい。

ところで、私はこの3月議会の議題の中でも、市長に期待している、市民が関心を寄せている三つの問題について、お尋ねします。

まず、第一に、市長の報酬、79万9,000円を30万強カットして、55万円にしましたが、結果的には、30%カットの及ぶ範囲がボーナス、退職金にまで拡大し、市長の考えは修正されました。このことについて、どのように思っているか、お答えいただきたい。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 13番、濱田議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、私の給与に関する質問でございます。

私は、公約で、当時の給料である79万9,000円を55万円にすると公表していました。それは、単純に、年間の給料を300万円減額にする。任期中に約1,200万円の引き下げをするとの思いから、月額約25万円下げて、55万にすると公約したものでありました。

報酬等審議会で、この内容に沿った提案をいた頂き、臨時議会で同様の提案をいたしましたが、議会は、市民が諸手当に及ぶと考えたとして、原案を否決し、議員提案の退職手当を含めた手当も減額とする議案を可決したものでございます。

私として、強い思いはありますが、議会議決を尊重してまいりたいと考えております。

今回、市長や副市長、さらには教育長の退職手当の算定率を引き下げる議案を提案いたしておりますが、よろしくお願ひをいたします。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 2月15日ですか、報酬審議会より、市長が思っていたのとは別の答申が来たわけでございますけれども、これについて、もう意見を述べるあれはございませんか、報酬審議会では、市民は、皆さんが市長の30%のカット、55万ですね。それを是とした。そして、普通ならば、普通のあれからいけば、報酬の30%は別にして、退職金とかあれとかは元のあれでいくというような、弁護士からは聞いておりますけれども、それはもう、30%すべてカットでよろしいですか。それをお聞きしたいです。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 13番、再質問をいたします。

この間、一応、弁護士のほうに、こういうような状態で30%強のあれをして、55万円に、今の市長は減額をしていると、そういう話をしたわけです。

そして、一応、報酬審議会にかけたら、それが妥当であろうという結論をもらいましたが、もしこれが、沖本市長が裁判を起こせば、どういうようになりますかという話を聞いたわけです。

そしたら、したときには、やっぱり市長の言い分のほうが正しいというような結論をもらつたので、もし市長が、もう一度、報酬審議会にかけるとか、かけないとか、そして報酬審議会の意見に従うとかいうようなあれがあれば、もう一度、それをやつたらどうですかということを言ったわけです。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 濱田議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど、報酬等審議会に諮問をし、また答申をしていただいた内容について、市長としての対応が、どういう形で対応するのかということも含めて、弁護士に相談したところ、いろいろ問題があるのではないかと、相談したら返ってきたという形なんですけれども、私としては、きちっと、報酬等審議会に、自分の意見として諮問をし、そしてそのとおりの答申を、2回ともいただいております。

ですから、私は、その審議会の答申に、それぞれ基づいて、議会提案をして、そして議会でこのような決定に至っているわけでございますので、私としては、当然のことながら、先ほど申しましたように、その議会の議決に従ってまいりたいと、このように考えております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 次に、学校問題について質問をいたします。

まず、宿毛中学校を現時点で残す点は、100%信じてよいのか、多くの市民は心配しております。これについて、市長は一応、改修をして、現時点で残すということなんですが、教育長について、このことについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 濱田議員の一般質問

にお答えをいたします。

市長のほうでは、100%宿毛中学校について残すということであるけれども、教育委員会としてはどうか、教育長の意見を聞くということでありますけれども、今、市長サイドといろん、中学校問題については、いろいろ検討をしているところであります。

教育委員会といたしましては、宿毛小学校及び宿毛中学校の建設につきましては、保護者や地区長の皆様の御意見を伺う中で、教育審議会の答申を経まして、改築をするのであれば、宿毛中学校は高台であり、高いグラウンドを担保をすること。

かつ、同一敷地内で教育活動が行える場所として、松田川小学校の跡地が望ましいという、教育委員会の方針を昨年、出させていただきました。

その後、沖本市長が就任をされまして、市長に対しまして、宿毛市教育委員会の基本的な考え方を説明をさせていただきました。

市長におかれましては、就任後、保護者、地区長の皆様、関係校の校長先生と意見交換をする中で、宿毛小学校の建設場所については、教育委員会の原案どおりということで決定をされました。

そして、建設に向けた関連予算を、今議会に上程をしていただきました。

それから、宿毛中学校につきましても、耐震化をして、現場所に宿毛中学校を残すという方向で取り組みをしておりますけれども、そのことについても、今、PTAの関係者の方と意見調整をしているところでございますので、できるだけ早い時期に、最終的な決定がなされるであろうと、こういうふうに考えております。

教育委員会といたしましては、市長が決定された内容の中で、教育委員会として、可能な限り、より望ましい教育環境を整えていくように

努めてまいりたいと、こういうふうに考えております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 昨年の選挙で、市街地の投票率が90%を上回ったわけです。それは、何もなおさず学校問題であったと、私は思っておりますが、今の市長と胸襟を開いて、ずっとやっていけるか。極端に言えば、追従というような形になりやしないかと、私はそれを、そのように思っておるんですけども、教育長の、市民の思いというか、そういうようなのは、どういうようなところにあったかと。これはひとつ答えていただきたいと思います。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 濱田議員の再質問にお答えをいたします。

教育委員会といたしましては、選挙の結果については、市長選の結果については、十分、真摯に受けとめをしております。

いろいろ、昨日も松浦議員の質問の中でお答えをいたしましたけれども、沖本市長についての選挙結果につきましては、学校建設場所についても、大きなウエートを占めたものであろうと考えておりますけれども、沖本市政の中で、つい昨日も申しましたように、いろいろな行政があると思いますけれども。

観光であるとか、建設であるとか、福祉であるとか、教育行政であるとか、いろいろな中で、信託を受けられたと。大変、皆さんから支持を受けたということで、学校建設に特化して、住民投票を行ってないということでもありますし、随分、そのことは、大きなウエートを占めたとしておりますけれども。

そのことは、十分考えておりますけれども、教育委員会といたしましては、1年間ずっと、保護者、それから地域の皆様、区長会の皆様、

いろいろなところで説明した中で、教育委員会としては、子供の視点で、このほうがより望ましいのではないかということで、決定をさせていただきました。

それから、12月の議会の中でも、全員協議会の中で、松浦議員の中で、その選挙の結果をいかに受けとめているかというお話をありましたけれども、我々は、子供の視点で、学校は子供のためにあると。もちろん、地域で支えていただかねばならないし、そういうたぐいの施設であることも、十分、承知をしておりますけれども、我々としては、教育的視点だけのみであって、お願いをしたと。

市長は、いろんなものを総合的に判断して、調整をしながら決定をしていくということを申し上げました。その考えは、今でも変わっておりませんので、市長が学校を、あこに耐震化で残すということにつきまして、我々が反対するというものでもありませんし、その中で、教育委員会の考えをできるだけお願いをしていくと、こういう立場であろうかと思っております。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 再質問を行います。

そうすれば、教育長としては、沖本市長と胸襟を開いて、沖本市長の意見に従って行つていけるというように解釈してよろしいですか。

余りにも、執行部同士ですけれども、教育委員会と市長との意見が違うというのであれば、またほかのあれも出てくると思うんですが。

市長側に、教育長も今は賛成ということですね。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 先ほど申し上げましたように、我々、教育委員会全員、5人の教育委員が、市長に反目するという、そういうことではありませんので。

子供たちにとって、よりよい教育環境を、

我々は提供するために、市長に、いろんな点でお願いをしていくと。

市長がこういう方向を出せば、それについて、我々が反対で、それについて反対をしていく立場ではありませんので。市長を支えていくというか、そういう方向では、なっておりま

す以上であります。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） そしたら、次の宿毛小学校の建設地は、現在、グラウンドにすると、広報2月号や高知新聞に明らかにされましたが、宿毛小学校は、現在の場所に建てかえられると期待していた多くの市民は、選挙中の約束とは違うのではないかと落胆しているような次第でございます。

なぜ、多くの市民が納得いくような形で、現在の敷地に建てかえることができなかつたのか。この結論を出した経過と、理由を市民に説明してもらいたい。

また、この結果を出した、この結論は絶対、変更できないのか、グラウンドですね。市民からは、再検討を希望する声が強いのですが、校舎建設に関して、沖本市長の答弁をお願いします。変更できないかの。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 濱田議員の質問にお答えをいたします。

宿毛小学校の建設場所について、選挙戦を通じて話していた内容を、なぜ変更したのかとの質問でございます。

宿毛小学校については、現在の校舎の建っているところに建設するとの公約ではなかつたか。小学校グラウンドへ建設するとの方針は、どのような経過で決まったのかとの質問でございます。

選挙中、市民の声も聞きながら、現校舎を残しながら、現敷地内に新校舎が建設できるので

はないかと判断をいたしておりました。

それは、まず、西側にある3階の特別教室を壊し、そこから北側にかけて、民有地も相談をしながら、校舎建設が可能だと、その時点で判断をしたからでございました。

しかし、一定、詳細な図面をひいてみると、現体育館の一部が、新校舎にかかり、建設しようとする新校舎にかかり、体育館と新校舎の同時建設は困難であり、また、建物が南北となって日差しが悪い。しかも、建設中の騒音の課題、そして全体建設のプロセスなどで、なかなか困難だと判断に至りました。

私は、当初から、私の頭の中では、小学校の建設範囲というのは、グラウンドも含めて現在地であるとの認識を持ち、政策チラシでも、現在地を中心に建設したいと表明をいたしておりました。

それに、小学校のグラウンドに建設することは、昨年の3月議会でも方向を示していただいていると考え、グラウンドに建設する構想は、議会の同意もいただいていたとの認識を持っておりました。

その考えのもとに、宿毛中学校のグラウンドを、現在よりも少しでも拡大するために、宿毛小学校は、グラウンドの南西に詰めて建設し、完成後に生徒を新校舎に移動、その後、旧校舎と体育館を壊し、プールについては、使用期間を避け、建設をする。新校舎と新体育館は、市道上に陸橋をかけて使いやすくする。このような案を考えています。

いずれにしても、教育委員会との連携のもと、保護者や先生、関係住民とも相談をして、具体的な方向を決めなくてはなりません。

どうか御理解をよろしくお願いをいたします。

先ほど、この構想に、計画を変更できないか。当初、言ってたような現在地に建てかえる構想はできないかということでございますけれども、

私は、物理的な考えももとにしながら、よりよい子供たちの教育環境も、建設期間が一定かかります。現在の在校中の生徒にも迷惑をかけない、そういう建築のプロセスを考えたときに、どうしても現在の小学校のグラウンドに建てていくほうがよいのではないかと考えております。

しかし、これは、絶対ではございません。今後、予算計上していく中で、さまざまな細部にわたっての検討はされると思うんですけれども、私どもは、ここをもとに、議会では説明し、設計予算の同意をいただきたい、このような思いで、案として出させているところでございます。

どうか御理解のほうを、よろしくお願ひいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 先ほどの答弁の中で、今回、提案をいたしております、案として提案をいたしております、宿毛小学校のグラウンドに、小学校の本校舎、教室を建てるということについて、前回の議会の中で、同意をいただいたという、そういう認識をしていたということではございましたけれども、答弁をいたしましたけれども、議会としては、同意をいたしていない。そのことに関しては、その場所の特定はしていないということでございますので、私の認識違いであったということにつきましては、訂正させていただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） ちょっと、風邪ひいて声が出ないんですけど。

市長が選挙中の公約で、私のところも、再三、人からおしかりを受けたんですが。

濱田さん、市長は選挙中に何と言って回ったか知っていますかと。市民大会を開いてでも、皆さんの意見を通しますと。そして、皆さんの意見が宿毛小学校跡地であれば、それに従います

という公約をいただいてますが、その点についての市長の見解を聞いてくれということでございますので、それも一つ、できたらお願ひします。

そういう選挙公約があつたかなかつたか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 濱田議員の再質問にお答えいたします。

私は、そのような形で、具体的にその場所という形で限定して反対をした。そして、それがだめであるならば、住民大会を開いてというふうな思いで公約をしたということですけれども、私は、そのような、先ほど申しましたように、最初は、そこの、現在建っているところに建てるという頭は持っていましたけれども、全体としての、私の現場所は、グラウンドも含めた同じ場所である。とにかく、小学校をほかに移さないという。そして、何よりも、中学校をまずここに残していきたい、そういう強い思いの中で、さまざまな手法等については、現在も検討しているところはあるわけですけれども。

その辺の、一つの経過等、仮定の中のそういうところにおいては、ぜひとも大きな、そういう子供たちの教育のためにも、将来のためにも、宿毛中学校を現場所に残して、そういうまちづくり、教育環境をつくりたいという、そういう大きな目標のもとに、私はぜひとも、そのようなところについても、濱田議員にも御理解をいただきたい、このように思っております。

ちょっと、答弁から離れたところもありますけれども、御理解、よろしくお願ひいたします。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 多数の方がそういうように、一応、プレス発表する前に、市民の意見も、まちの意見も聞いてくれるということやつたと。それはもう一度、この場でもはつきり言ってくれという話でございましたので、質問

させていただきました。

それから、この校舎建設に際してですが、できる限り、地元業者を使い、分離発注をしていただきたいと。これは沖本市長も公約してくれたというように、業者の方は思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

これから宿毛市内の、宿毛市による発注するさまざまな事業に関しましては、技術的なところで到達しないという問題がない限り、できる限り、地元業者の皆さん方にかかわっていただき、そして完成していく形を取り入れていきたい。これは、私の公約でございますので、そのような方向で、今後も随意、検討し、進めてまいりたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） ぜひとも、そのようにお願いいたします。

それから、最後の質問になりますが、文教センターで、2月28日にとり行われました宿毛市スポーツ賞表彰式に、せっかく市長も参加していたのに、あいさつも表彰状の授与もなし、幾ら教育委員会主催であったとしても、市長が参加しているときに、市長のあいさつも必要であったのではないかという市民からのクレームがついておりますが、教育長にお願いいたします。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 濱田議員の一般質問にお答えをいたします。

宿毛市のスポーツ賞のあり方についてでありますけれども、宿毛市のスポーツ賞につきましては、宿毛市スポーツ賞表彰規定に基づいて、いろいろな取り組みを行っております。

選考委員会を設定をいたしまして、宿毛市の

体育スポーツの普及振興に顕著な功績をあげた個人や団体の表彰をするものであります。

今年度で24回を迎えて、先月、議員お話しになりましたように、2月28日に宿毛市の文教センターにおいて、表彰式を行いました。

表彰式につきましては、主催が教育委員会でありますので、教育長が主催者あいさつを行いまして、来賓といたしまして、市長と市議会議長においてをいたしましたが、市長は来賓でありますけれども、宿毛市のスポーツ賞でありますので、主催者に近いこともあります。来賓祝辞につきましては、市議会議長にお願いをしたということです。

しかしながら、宿毛市の表彰でありますので、議員御指摘のとおり、宿毛市の代表である市長が、直接、お祝いの言葉を述べる機会があつたほうがよかったですのではないかと、こういうふうに思っております。

今後は、担当の者と打ち合わせを密にいたしまして、市民の皆さんに喜んでいただけるような表彰式にしていきたいと、こういうふうに考えております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） この表彰式の中で、女性の方と思われますけど、マフラーをして、一応、表彰したというようなクレームが、市民の方からありました。また、生涯学習課ではないかと思われますけれども、そこへ行ってクレームをつけてきたというようなので、五、六人の方が来てから、大分、わんわんと言ってたわけでございますけれども。

やはり、こういうような厳かな式典においては、きちんとした服装で、マフラーじゃない、私は、ネッカチーフじゃないかと言いましたけど、いや、マフラーだったというて言い切りましたから。私は出席してないから、これはわか

りませんけど、できる限り、市民の皆さんを見て、不謹慎なような服装はとらないでいただきたい。

その点について、一言、教育長、お願ひします。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 表彰式の中で、授与者の服装についての御質問であります。

授与者の一人が、授与式の初めのころに、それはスカーフだと聞いておりますけれども、スカーフをマフラーのように首に巻いて授与をしておったというようなことでありますけれども。

授与者におきましても、それに気づきまして、その後はきちんと、服の中に入れて、後の業務をしたと、授与を行ったと、こういうことであります。

しかし、御指摘のように、表彰式でありますので、その場にふさわしい服装をして臨むということについては、当然のことでありますし、我々は、ちょっと気がつきませんでしたけれども、御指摘があるということであれば、今後とも、周りから見て違和感を感じることのないような、そんな服装で対応してまいりたいと、こういうふうに考えております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 大変ありがとうございました。

私の一般質問は終わります。

○議長（中平富宏君） この際、10分間休憩いたします。

午後 2時33分 休憩

—————・—————・—————

午後 2時47分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 11番、一般質問を行います。

まず、沖本新市長の政治姿勢についてお聞きをしたいというふうに思います。

市長は、平成3年4月から、日本共産党の公認候補として宿毛市議会議員を4期16年、議会活動をやってこられました。

私もその間の2期8年間については、この議場において同席をさせていただきましたが、当時の沖本市議の軽妙で鋭い質問には、いつも感服したものでございました。

ただ、5年前の2007年の県議会に無所属で当選され、その後、共産党を除斥をされていることは新聞紙上でも報道されましたし、皆さんも御承知のことと思います。

そこで、今回、多くの市民の御推挙を受けて出馬をしたということではありますし、無所属で当選をされておりますが、沖本市長の現在の政治スタンスは、共産党とは決別をされておるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 11番議員、寺田議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私の政治的スタンスであり、信条というところでもあるわけでございますけれども、私としては、先ほど、議員指摘がありましたように、日本共産党から除斥という、そういう処分を受けております。

ただ、私にとりましては、二十歳のころから60歳近くまで40年間、学生運動のころから共産党員として歩んできた経緯もございます。

私は、そのような中で、すばらしいものもたくさん知っていますし、そういう考え方の原点というのは、よく、その辺知っていると。知っているというか、理解していると思うんですけれども。ただ、現在の情勢の分析と、個々、地方自治体での果たす役割だと、さまざまなどこ

ろで意見が大きく食い違いました、そういうところから、除斥処分という形になったわけでございますけれども、私としては、そのような基本的な、市民、国民、そこに根差したところから政治を見つめていくというスタンスそのものは、それを貫いていきたい。ただ、さまざまな手法等によっては、その時々に考えていく形で臨んでまいりますけれども、決別とかいう形じゃなくて、自分としては、向こうはそうかもしれません。私としては、是々非々、それぞれ政策的な内容で、これはどの党とも同じでございますけれども、全体の中でのそういう位置として、これからも活動していきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） ただいま、市長のほうから、二十歳近いところから約40年間、貫いてきた主義主張であるでということありますので、考え方としては、共産主義思想のままで、今後も施政を行っていきたいというふうな心構えであるというふうに理解をしたいと思います。

それでは、宿毛市の中長期ビジョンについて、お聞きをいたします。

今回、きのうときょうとの質問戦の中で、多くの議員の中から、講演会のリーフレット等による政治公約について、お聞きをしてきたところですが、私、後ろで聞いておりますと、ほとんどの内容が、これからつくっていきたいと。これから協議をしていきたい、皆さんに諮詢していきたいというふうな答弁がほとんどであったということで、非常に残念に思いながら聞いておりました。

ただ、通告をしておりますので、基本的な考え方を二、三点聞きたいとは思いますが、その中で、宿毛市のグランドデザイン、市長が昨年

9月に立候補を表明し、現在まで約7カ月近くたっておりますが、その間の中に、沖本市長が市議時代、県議時代に描いてきた、またその7カ月近い間に考えてきた宿毛市の将来像のグランドデザインというようなものがあれば、お示しを願いたいというふうに思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） まず、再質問にお答えいたします前に、先ほど、私の答弁に対して、沖本市長は、いわゆる共産主義路線でいくと、私は認識したという形で質問をされましたけれども、全く、あの答弁であののような内容で理解されるとは心外でございますけれども。

私としては、いわゆる市民党として、今後、そういう特定の思想に基づいたということではなくて、まさにこの市民党としての活動をしていく、そういう形でありますので、理解といって難しいかもしれませんけれども、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、いわゆるグランドデザインということについてのお答えをさせていただきます。

宿毛市の中長期のビジョンについてでございますが、どのようにまちづくりを考えているのかということについて、お答えをいたします。

これまでのまちづくりのビジョンは、宿毛市振興計画において、最長で10年後の姿を目標に、さまざまな施策が実施されてきました。

しかし、今後は、10年間の振興計画を基本とするものは変わりませんけれども、さらに20年後、30年後の長期的な視点も加えて、まちづくり、人づくりを議論する必要があるということでございます。

寺田議員の言われるよう、20年後、30年後の長期的なビジョンが有効に描けるのか、必要はないのではないかとの、意見もあって当然だと思います。

しかし、個々人にそれぞれの生きがい、ある

いは方針があるように、私に取りましては、自分の代のこの市長の仕事だけでなく、次代に続けていく長期的展望が必要だと認識し、それを市民と共有してまいりたい、このように考えたからであります。

こういうことでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問をいたします。

私が言ったのは、グランドデザインがあるのかないのかということを聞いたのであって、グランドデザイン、市長が描いていることがいけないよう取られたように思われる発言だったので、それならば訂正したいと思います。

私は、当然のごとく、10年後、20年後、30年後、未来の子供たちに、どういう宿毛市を残していくのか。また、若者が定住できる地域づくりのために、どうやっていくのか、限界集落、消滅集落といわれる地域がいっぱいある、この宿毛市をどんな形で元気にしていくのか、元気なまちをつくるという市長の公約の中にも、元気で明るい宿毛市をつくっていきたいのやというような言葉がありましたので、それをするためには、市長として、その4年間にこれだけのことはやって、この道筋はつけていきたいんだという強い表明があつてもいいんじゃないかというふうに思ってましたので、きのう、きょうの質問の中で、そういう誘い水もあったと思います。

その中で、またこれから検討していくといふような答弁に終始しましたので、ここで聞きますが、もう一度聞きますが、市長のこれから宿毛市をどうしていきたいかという夢のようなものがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 質問、お答えをいたし

ます。

これから、それぞれ課題ごとのと言いますか、質問があるのかなという思いもあって、そういう総論的なお答えにさせていただいたんですけども。

私としては、10年後、20年後も、本当に元気で明るい宿毛市、これをつくりていきたい、このように考えております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） どのようなことをすれば、明るくなるのかという方策が多少出るかと思いましたが。

それでは、私がこれから進める中で、それを、多分、一つずつひもといついこうという市長のお考えということにとらえて、お聞きをいたします。

まず、昨日の松浦議員の質問の中にも少し出ておりましたが、先ほど言いました過疎地域、沖の島も含めての話で出ておりましたが、この中で、過疎地有償運送というお話がありました。

これは、以前、私も中西前市長に質問をしたことがありますが、ただいま、宿毛市内で運行されている福祉タクシーであったり、スクールバス。スクールバスは、料金は安いわけですが、朝の早い時間、また帰りの時間がなかなか合わない。それと、学校の休みのときには、運行されてないという、もろもろの事情がありまして、高齢者、特に病院に通っていきたい人にとっては、使い勝手が悪いというような話はよくいただきます。

その中で、昨日の新聞に出てました、この過疎地有償運送について、質問をしたことがあります。

そのときに言われたのは、交通審議会ですか、タクシー業界であったり、バス業者であったりという方、また地域、役所も入って、その中で

話し合って、了解が得られないと、なかなか国に対して申請もできないというような御返事をいただきました。

これについては、やはり市が積極的に話をし、地域の方々、特に高齢者、国民年金だけで生活する人にとっては、100円、200円が非常に厳しい生活の金額になるわけですから、そのことについては、市が積極的に関与して、そういう過疎地有償運送のような形を推奨していければ、過疎地に住む人々にとっては、交通の便が、今以上によくなるんじゃないかと思いますが、市長の考えをお聞きいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

松浦議員への質問に対してもお答えをいたしましたけれども、今後、県の制度として、中山間地域対策を重視していく、さまざまな政策が充実されると聞いております。

このような、今後の具体的な政策を、制度をよく検討する中で、宿毛市として、どのような形で、このような、例えば松浦議員は、週に1回のとかいうお話もございましたけれども、さまざまな角度から、そのような制度を今後、取り入れて、そういう皆さんの要望に添う形で実現していきたいと、このように考えております。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 特にこの過疎地の問題については、もう限界集落といわれる集落も多数ありますので、できるだけ早い時間に、実際に実現できるように、動いていってほしいというふうに思います。

この部分については、もうこれ以上、聞きません。

次に、小中学校の再編計画について、お聞きをいたします。

これは、先ほど、濱田議員もお聞きをしてましたし、今回は何人もの議員が、この宿毛小中

学校の新築再編問題についての質問をしてきました。

私は、1月18日に開かれた統合対象校区の保護者を集めた、集めたというか、保護者との意見交換会で、これは教育委員会が主催し、市長が同席をするという形で行われたというふうに認識しておるんですが。市長の答弁、答弁というか、市長がその中で話された中で、特に松田川小学校の校区の保護者の皆さんが、非常に心配になり、また憤慨していた部分がありますので、これについて、もう一度ここで、市長のお考えをただしていきたいというふうに思います。

市長は、松田川小学校に、宿毛中学校の新しい校舎を移転しない理由として、土砂災害危険地域との認識を示して、そのような危険な場所に公共物を建てるについては、私はよしとしないと。そういうところには、学校を建てるつもりはないという旨の発言をしたと思います。

この発言は、現在も変わっておりませんか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 現在も、そのような基本的な考えを持っております。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） わかりました。

そうすると、土砂災害危険区域、地域。また、その背後にある砂防ダムの老朽化について、そのときの発言で、老朽化していって、危険であるということについても、同じような考えを持っているというふうにとらえて、次に進みたいと思いますが。

宿毛市内にも、ここ以外にも、こういう土砂災害危険地域であったり、砂防ダムが老朽化して、その流域に学校、またそれ以外の公共物もあると思うんですが、ここについて、どのようなお考えをお持ちですか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

過日、高知県土木防災砂防課の職員から、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定に関する説明を受けました。

その説明を受ける中で、今回の指定に関しては、土砂災害対策の施設の有無にかかわらず、一定の基準のもと、機械的に指定しているとのことでした。

現在の松田川小学校は、急傾斜地の崩壊及び土石流の被害の警戒区域としての指定を受けていますが、直ちに土砂災害の危険があるとの認識は持っておりません。

しかしながら、今後、新たに公共施設を建設する場所としては、適地であるとは考えておりません。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問いたします。

私は、それとともに、市内にどれだけのそういう危険地域等に指定されたところがあるかを、認識されているかという質問をしましたが、御返事がありませんので、もう一度、お聞きをいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） この件に関しましては、担当課長のほうよりお答えをさせていただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（中平富宏君） 建設課長。

○建設課長（岡崎匡介君） 建設課長。先ほど、市長が申されました24年3月に、防災砂防課のほうから説明があった中で聞いた話を、御説明させていただきます。

まず、せんだって、平成23年3月に、先ほどの土砂災害防止法に関する部分としまして、宿毛市においては、594カ所の危険箇所の指定がございました。

その中で、平成23年9月30日でございますが、その中の、災害時に要援護者関連施設。例えば、小学校であるとか、老人福祉施設等に絡んだ急傾斜地等がある指定区域としまして26カ所を指定しております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） ありがとうございました。

26カ所、また後で、この26カ所について、場所がわかるようなものを出していただければと思いますが、市長の基本的な考え方とすれば、この26カ所には、新たに公共物は建てないと考えでよろしいですね。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 基本的には、そのように考えておりますけれども、ただ、公共施設の内容にもよると思いますけれども。その辺は、具体的な形になったときに、考えてみたいと思いますけれども。

現時点では、そのように思っております。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問をいたします。

この危険箇所に、どんなものがあるのか、僕も今聞いただけですのでわかりませんが、ひとつとして重要なものがあったときに、判断を迫られるんじゃないかというふうに危惧をいたします。

続いて、違う観点で、この小学校、中学校の部分について、先日、私たちは、包帯工法で示された耐震補強の学校を見るために、西条市のほうまで行かせていただきました。

これは、市の建設課、また教育委員会が調査した市ですので、同じような学校を見てきたというふうに認識しておりますが、ここは市長の英断によって、第1次診断、2次診断をせずに、耐震補強をしておるということで、子供たちの

安全、命が最優先であるという考え方の上で、耐震補強を実施しており、来年度中、24年度中にはほぼ終わるんじゃないかというふうな説明を受けましたが、本市もこの包帯工法を採用して、片島中学校、小筑紫中学校を補強すると。その流れで、宿毛中学校も、同じ形で補強をしていきたいというふうに聞いておりますが、この耐震補強、包帯工法、非常に安くできるということで、今回、宿毛市も見直してそっちのほうに乗りかえたというふうに聞いておりますが、もしそうであれば、市内の残る学校、すべての学校を、ひとまず耐震補強が必要な学校については、補強すると。補強した上で、新たな再編計画、また統廃合を進めていくことによって、子供たちの安全は担保はできる。その上で、市民の声というか、保護者の声、地域の声、それを聞きながら、一から積み上げていく、新しい、ゼロからスタートする統廃合のプランを練り上げていく時間ができるんじゃないかというふうに思いますが、市長は、市長選の論点となつた宿毛中学校、小学校を現在の位置から動かさないということで、小学校の建設位置を現在のグラウンドにするという意見を出しましたが、案を。

そのことによって、中学校は、今以上に使い勝手が悪くなる。グラウンドは狭くなる。子供たちの行き帰りの通学面でも、今以上に、あこに子供たちが集まるということになれば、非常に混雑もするというふうに考えますが、市長の、現在、私が言いました、白紙状態から組み直すお考えについて、御意見をお聞きしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 寺田議員の質問にお答えをいたします。

できるだけ早く耐震工事をする中で、現在の宿毛市の学校の再編計画を見直す時期を設けた

らどうかという質問でございました。

それまでに、現在の学校、二つとも残すのであれば、中学校のグラウンドは狭くなるという指摘もありましたけれども、まずそこからお答えさせていただきますけれども。

中学校のグラウンドが狭くなるという形には、現在の計画の中ではなっておりません。その辺のところは、今後、また再質問あれば、具体的にお答えさせていただきたいと思いますけれども。

その補強については、私もできるだけ、まずその地震から子供たちを倒壊から守るという点で、できるだけ早く、耐震化を進めていきたい。今までの計画よりも、前倒しで進めていきたいという思いは、現在、持っております。

その辺が、しかしあるからといって、学校再編と現在の見直しを絡めて、考えていくというところは持っておりません。できるだけ早く、耐震化の工事は実施したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問をいたします。

このSRF工法、包帯工法というのは、市長は、先にも言いました保護者との会の中で、新築以上ぐらいの強度があるというふうな説明もし、保護者たちはびっくりしながら、40年、50年たった建物が、新築以上に強くなることがあるのかというふうに、疑問を持っておりました。

実際、私も見てきて、本当に強度があるのかいうのは、疑問に思ってます。

ただ、自然大地震、また昨年起きました東日本大震災においても、この包帯工法で耐震補強をした校舎がつぶれなかつたという実績をとらえて、西条市においても、これでひとまず子供たちの安全は保てるんじゃないかというふうな

判断をしているというふうに聞いております。

その中で、市長は、その説明の中で、新築並みの強度ができるという話をした中で、担当課やったかもしれません、古い校舎についても、できますよ。例えば、宿毛小学校の現在の校舎でも、包帯工法によって、耐震補強はできるというふうな説明をされてますが、これは現在も変わっておりませんか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 宿毛小学校の耐震補強という形でけれども、現在の診断の状況の中で、耐震補強は無理ではないかという結論が出ているということをお聞きいたしておりますので、そのような、現在の、新築という方向へ進めているというところでございます。

よろしくお願ひします。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問いたします。

そういうことになると、担当課が間違った説明をしたということで、認識してよろしいんですね。

それでは次に、そういうことであれば、この校舎の耐震補強、宿毛小学校については、耐震はできないという認識で、宿毛市の執行部は統一した見解ということですので、新築しかないわけですが、現在の小学校のグラウンドに建てるということになると、私は、市長のこれまでの説明を聞くと、グラウンド側に校舎を建て、今の市道の、できるだけ校舎に近いところに体育館、2階建ての体育館。きょう初めて聞きましたが、2階に渡り廊下のように橋をかけて、体育館に渡る、というふうな計画を立てているようですが、その下の道路が、非常に危険なわけですよね。

市長は、この道路についても、あるお考えがあるということで、ここで言ってもよろしいですか。

保護者に説明したことが、もうひとり歩きし
てますので、よろしいですか。

市長は、松田町地区の一部の方とはお話を進
めているというふうな説明の中で、今的小学校
と小学校のグラウンドの間の市道を廃道にして、
小学校の用地の中に取り込みたいというふうな
説明をしておりますが、これについて、これまでの、きょうの質問にもありましたが、あこは
宿毛市の都市計画、または防災計画の中で、避
難道として位置づけ、また整備をしようとして
いるところではあるので、どっちを選択するの
かというのがよくわからないわけですが、市長
の考えを、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 本日の会議時間は、議
事の都合により、あらかじめこれを延長いたし
ます。

建設課長。

○建設課長（岡崎匡介君） 建設課長、寺田議
員の一般質問にお答えいたしたいと思います。

議員協議会におきまして説明させていただき
ました内容につきまして、御説明をいたします。

建設課技監の説明は、あくまでも建物の倒壊
を防止するための工法としては、可能であると
考えていると発言をしております。

しかしながら、柱等、包帯工法により補強す
るもの以外が新しくなるものではございません
で、建築後50年を超えるよう、経過した建物
全体が、新築同様なものとして強度を有するも
のではございません。

あくまでも建物の倒壊から人命を守ることが
できるだけの補強であることを、御理解いただき
たいと思います。

以上です。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問をいたします。

ただいま、建設課の課長のほうから、建物の
倒壊を防ぐためだけの補強はできるというふう

な答弁をいただきました。

これを聞きますと、宿毛小学校と宿毛中学校
との間には、10年ぐらいの差しかないと。4
0年以上経過した宿毛中学校を、耐震補強で、
包帯工法で耐震補強して、学校として、中学校
として使っていく。グラウンドについては、今
以上に狭くなることはないといいますが、今も
非常に手狭なグラウンドで、子供たちは危険を
背中に背負いながら、クラブ活動をしていると
いう現状を見て、保護者等は、ぜひ、もっと
広々としたグラウンドのある学校をつくってほ
しいという希望があるということは、教育委員会のほうも、常々言ってきたところであります。

その上に、先ほど私が、中断前にお聞きをい
たしました、小学校の前の土居ノ後線について
は、市としては、防災道路として改修していく
予定があるが、それについては、どういう考
えをしているのか。

このことによって、中学校のグラウンドも自
転車置き場側に2メートルか3メートルぐらい
やったと思いますが、グラウンドの中に道路を
取り込んでいくという計画もつくっておりま
すので、ますます狭くなる。

こんなところに、当面、子供たちの安全を保
つためだけに耐震補強をして、当面の存続をし
て、その間に新しい学校の建設に向けた話し合
いをするというのであれば理解もできますが、
これでずっといくということを言われますと、
私たちは、なかなか納得ができないというふう
に感じますが、市長の答弁をお願いいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 市長、現在の私どもの
そういう計画の中では、教育環境がますます悪
くなるのではないかという形の中で、土居ノ後
線でしたか、この市道の避難道としての整備計
画との整合性が、どのような形になっているの
かと。

あるいは、小学校の間に走る市道について、土居ノ後線ですけれども、それについては、どう対応するのかということでございます。

現在、その土居ノ後線については、設計作業を急いでおりますけれども、中学校の校庭のほうには、できるだけ入り込まないように、6メートル道路として整備していく。そういう構想で、現在、その図面を引いているところでございます。

その中学校と小学校の境目にある教員の住宅であるとか、記念碑であるとかいう、市道を拡張できる可能性のところもありますので、そちらのほうに向かって、道路を拡張していきたい、このように考えております。

さらに、その小学校の中に走っている市道についてでございますけれども、あくまでもこれは避難道として整備するということでござりますので、学校の間にある道路の形態このものは、整備していくという形になります。

ただし、ここを地元の人たちとの合意がいただけるならば、通行、そういう非常時には当然、通行できる。またしなければいけない道路でございますけれども、常時は、そこに車両等が入っていけないような形で、その道路の整備についても、今、構想として考えているところでございます。

当然、避難、実際するときにも、あそこを車で避難していくという形というのは、通常、忠靈塔等に、高台に移転するということで、まちの人たちが走って、避難していかなければいけない道路ですので、その広さは確保しながら、学校が開校しているときには、車両の進入はできないような形で、地元の皆さんとの合意がいただけるならば、そういう方向についても考えておるところです。

それと同時に、土居ノ後線とあわせて、忠靈塔の避難施設等についても、階段等を含めて、

一体となって、この地域の避難体制も確保していきたい、このような考えで、今後、そういう、大きく教育環境が悪くなるという形にはならないというふうに考えております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 答弁が抜けておりました。

宿毛中学校は、当面、耐震化をして使っていくのかということでございますけれども、宿毛中学校に関しましては、包帯工法によって整備していくような方向で、ただ、まだこれから具体的に、ずっと今までの答弁でもお答えいたしましたけれども、関係者の皆さん方とずっと論議をしながら、この方向について、合意がいただけましたならば、そういう方向で進めていきたい、このように考えております。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 市長から、再々、答弁をいただきました。

このことについて、教育委員会としての考え方をお聞きをしたいというふうに思います。

教育委員会は、常々、子供たちの安心、安全を守るために、職員室から、子供たちのグラウンド等で活動する姿が見えるような状況ができるような学校づくりをしなければいけないというふうに、説明をしてきたと思ってます。

その説明からいくと、今回の沖本市長の示している小学校のプランというのは、間の道を市道から、市道じゃなくしようがどうしようが、体育館を間に置き、それも2階建ての体育館にして、その隣にはプールを置き、グラウンドを職員室から見通せるような状況にはならないというふうに感じておりますが、こういう学校づくりを、教育委員会として進めていいのかということを、教育長にお聞きをいたします。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 寺田議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、小学校の建設場所について質問がありましたけれども、教育委員会としては、できるならば、校長先生のほうから、今現在の宿毛の小学校の校長先生のほうから、今の場所で、子供たちの休み時間、それから放課後、それから昼休みの時間に、子供の遊んでいる姿を、職員室から見えることが望ましいという方向で、建設を進めていただきたいという要望がありました。

そのことについて、いろいろな教育機関、それから教育審議会のほうでも話もさせていただきました。

その中で、中学校があこに耐震補強をして残るというのであれば、新築をして、どこかに移動するだとかということにないのであれば、そういう方法しかとれないのではないかと。そういうことで、我々は、現状のままで、ほかに方法がないのではないかと、こういうふうに、今の現状ではそういうふうに考えております。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） それでは、子供たちの安全、安心というのは、教育委員会としては、責任が持てないけれども、市長のいう形でいくしかないというふうな感じで受け取っているというふうに受け取っていいんですね。

それであれば、中学校の現在のグラウンドの広さ、これがほかのクラブ活動、屋外で行う陸上から始まって、サッカー、野球等々のクラブ活動に、非常に不便を来たしているという現状は、教育長としてはお持ちかと思うんですが、この解消をするために、市長に対して、どのように進言していこうかというふうに思っているのか、もし意見があればお願ひいたします。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 寺田議員の再質問に

お答えをいたします。

先ほど、私が、今的小学校の建設場所について、小学校の校長先生の思いを述べさせていただきましたけれども、教育委員会としても、教育関係者としても、できる限り、子供の遊ぶ姿が、職員室から見て取れるのが望ましいということで、できるならばということですので、今の現状のままで、中学校は耐震補強をして残す。それから、小学校をグラウンドに建てるということになりますと、できるだけ体育館とプールの間を広げて、職員室の、校舎のほうからグラウンドが見えることを、できるだけ間を広げてもらうと、そういうお願いを市長部局には、建設課のほうにはしていきたいと、そういうことは話をしております。

それから、先ほど、寺田議員から御指摘ありました中学校の部活動、体育活動について、今のままで、手狭なままでいいのかという御質問。どういうことを工夫をして、市長部局に要請をしてくるのかということありますけれども、市長部局のほうには、できるだけ中学校のグラウンドを広くとれるようにということで、一つの方法として、今の、狭いのは克服できませんけれども、10メートルぐらい、今の校庭を、グラウンドを、あれは南側になりますか。南側のほうへ広げてもらうと。

それから、先ほど出ました避難道路ですね。住民の避難道路の確保、6メートル道路ということでありましたけれども、市長の話の中、もう少し補足してというか、重複するかもしれませんけれども、中学校のグラウンドの中には入らないように。山のほうへ、それから、中学校の住宅であるとか、ああいうところの山のほうへ切ってもらって、中学校のほうへは入ってもらわないようにというお願いをしておりますし、市長部局のほうと今、建設課のほうへ交渉して、今、調整をしているという段階でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 教育長、また市長のほうから、どうしてもあこへ残すためだけに、いろいろと労を費やしようというふうに、説明の中が聞こえるわけです。

だから、包帯工法で耐震ができるのであれば、一度、包帯工法で小学校、中学校とも耐震補強をし、その上で、一度、落ちついた形で小学校、中学校のあり方。これ、今回、宿毛小学校、中学校で特化して、僕も聞きましたが、本来は、宿毛市内の小中学校の配置図について、もう一度、咸陽小学校から東の端の山奈小学校まで、北は橋上小中学校まで、市内の全域の中で、どのような学校の配置図がいいのかということを話し合うべきやと、僕は思います。

そのためには、まず、この、安くて、当面の子供たちの安全が担保できるのであれば、それに市長の英断で、そういう考え方でシフトしてもいいんじゃないかということで、今回は、質問をしました。

このことについて、市長の最後の答弁を求みたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） まず、先ほどの建設課長の答弁につきまして、これは宿毛小学校を包帯工法で耐震工事が実施できないかとの質問に対しての、補足説明させていただいたものですので、よろしくお願ひを申し上げます。

先ほどの寺田議員の、今の学校再編計画を見直して、そしてできるだけ早く、全体を耐震化工事で、もう一遍、今後の再編を見直してはどうかと。時間をおいてはどうかという質問でございました。

私としては、まず、耐震化工事に関しては、できるだけ早く、例えばですけれども、東のほうの山奈小であり、平田小であり、東中、

ここも、いわゆる宿毛中学校と同じ状況でございますので、できるだけ早く実施していく方向で、今までの教育委員会のほうで持たれている、再編という形とも、若干絡む部分もありますけれども、まずは、そういう耐震化については、今回、中学校の新築という形のものが、耐震という方向で進むことが可能であるならば、財政的な形の中でも、庁議のシミュレーションをひいていく中で、ぜひともそのような予算を、耐震化工事のほうにシフトしていきたいと、このようには考えております。

しかしながら、現在の再編計画につきましては、当面、もう既にそういう松田川小学校、あるいは橋上小中学校、それぞれ、間近なところでの話し合いも進めている状況でございます。

これは、耐震化工事そのものとは切り離すと申しますか、どうしてもこれは教育環境、子供たちのそういう教育の条件をよりよくしていきたいという、そういう形の中での教育委員会の方針でございますので、そういう形については、私は、現在も進めていくべきではないか。

しかし、さらにこれから10年先、20年先とかいう形になった場合には、先ほどの中学校を、この現場で耐震化工事の方向で検討しているわけですけれども、そのことによって、さらに全体の中学校の統廃合も必要になるかもしれません。

そういうときには、もっと広い視点の中で、今後、対応していかなければいけない、そういう状況が生まれるのではないか。そういうことについては、私としては、今後の再編、大きな、もっと先になりますけれども、再編の方向として、検討していきたいなというふうに考えて、そのことについても、今後、教育委員会のほうと、皆さんとすり合わせをしながら、戦略的な位置づけを練っていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 時間もだんだん過ぎましたので、これだけじゃなく、まだ聞きたいこともありますので、学校再編について、今回が議論できる最後の場ではありませんので、これからもこういう場で議論をしていきたいというふうに思いますし、状況の変化があれば、やはり市民の代表である議会には、いち早く御連絡をいただきたいというふうに思います。

続いて、次の質問に移ります。

成人式について、お聞きをいたします。

成人式につきましては、これまでも、昨年も私、9月議会で聞かせていただいたんですが、何人の議員さんの方から、正月三が日にしてはどうかという意見がありました。それは、多くの保護者が、やはり子供たちに正月休み、また正月休みが終わってすぐの、10日もたたないうちに、もう一度、遠くから帰らすのにはなかなか負担がかかるということを受けて、多くの議員の皆さんと、御相談を受けた件だと思います。

ことしも成人式の会場で、私も何人の保護者から、宿毛市はどうしてやってくれんのやろねという苦情というか、お話をいただきました。

前中西市長は、このことについて、アンケートもやり、過半数のアンケートの結果が、現在の方向がいいということなのでという御答弁をいただきましたが、聞くところによると、50%をちょっと超したぐらいで、非常にアンケートの結果も拮抗していたというふうにも聞いております。

そこで、これは沖本新市長にお聞きしたいと思いますが、市長として、そういう要望がかなりあるということですので、正月三が日での成人式の開催ということについて、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 成人式について、お答えをいたします。

成人式の開催時期につきましては、新成人の保護者や、市議会、あるいは地区長を通じて等で、正月の三が日に実施できないかという要望があることは、承知をいたしております。

一方、成人の日の趣旨に基づき、成人式を含む連休に実施するべきといった御意見もございます。

さまざまな御意見があることから、これまでにもアンケート調査を実施し、市民の皆様方の御意見をお聞きしているところでございます。

最近では、平成22年度に、平成24年から平成27年に成人式を迎える方々に、開催時期についてのアンケート調査を実施しております。

回答率は81.8%で、695人の方から回答をいただきました。

その結果、51.8%に当たる361人が、成人式を含む連休、そして、40.9%に当たる285人が、お正月、2日か3日、いずれかという結果になっております。

本年、平成24年の成人式については、1月8日に実施いたしました。

しかしながら、このアンケートの対象者は、今後、4年間に成人を迎える高校生を含めてのアンケート結果であり、全体として、成人式を含む連休が多くなっているものです。

私としては、現在、進学や就職で県外におられる方等の意向を、もっと勘案できるよう、来年の成人式の開催期日については、来年、成人式に参加される新成人の方に、再度、アンケート調査を行い、その結果によって、正月三が日開催についても、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） この点について、再質問、少しだけさせていただきますが。

昨年のアンケート、昨年も同じような結果を聞きましたが、同じ結果を。その高校生というところに、私、実際に自分の子供がおりましたので申し上げますと、ほとんどの子供が、学校で受け取り、学校で書いて渡していたというふうに聞いております。

文書の中には、家庭に持ち帰り、保護者等と話し合いながらというふうに書かれていたようですが、そのような結果ですので、子供たちにとっていえば、1年のいうか、1カ月の間に2回、家に帰ってこれるチャンスがあるというふうに受け取れるところもありますので、正確な数字なのかなというふうな気はいたします。

そういうことで、もう一度、調査をするということですので、できるだけ保護者も一緒に考えれるようなアンケートにしていただきたいと思いますが、市長のお考えをお聞きいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 私も、今回の寺田議員の質問を受ける中で、準備していく中で、所管からこのアンケートの内容等の分析をさせていただきました。

そうしたならば、先ほど、答弁いたしましたように、4世代にわたっての回答だということで、一番当事者である、例えば来年、成人式を迎える方々、この方々の意向が非常に重要ではないか。ですから、もう一度、近年、調査したものではありますけれども、しかし、もう一度、立ち返ってみて、この方々全員に、来年、成人式を迎える方にアンケートをさせていただいて、その結果に基づいて、対応したい、このような考えに至ったために、こういう答弁をさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 来年には、すばらし

い成人式が行われるようにやっていただきたいと思います。期待をしております。

続きまして、エネルギー政策について、お聞きをいたします。

今回、エネルギー問題で一人か二人、質問もあったとは思いますが、私はちょっと、視点を変えて、省エネという部分でいえば、新規参入のPPS電力というのがありまして、特定規模電気事業者というのが、売電をしているということで、そのPPS電力を利用すると、電気量の削減につながるということが、近年、各自治体が導入をしている大きな理由なんですが。

つくることも大事ですが、現在、使われている、電力を多く消費する事業所、自治体の事業所で、このPPS電力を利用して、経費の削減に努力してはどうかというふうに思います。

ちなみに、これは2月11日の新聞に出ていた、芸西村がこのPPS電力の導入を図り、年間で51万程度の節約ができると。この節約できた部分を、これは村ですから、村民に還元をしようというような記事が出ておりますが、宿毛市として、このPPS電力に取り組む気持ちがあるかないかということについて、市長にお聞きをいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） エネルギー政策について、お答えをいたします。

特定規模電気事業者、いわゆるPPSは自社所有、もしくは自家発電者から発電された電力を用いることによって、従来と比較して安価な電力を供給できると期待をされています。

平成12年度の電力の自由化に伴いまして、現在は50キロワット以上の高圧契約者であれば、PPSからの電力調達が可能となっております。

市、公共施設に導入することは、経費削減効果も期待できますが、市本庁舎等が持っております。

ます災害時における防災拠点としての機能を確保する上から、電力の供給につきましては、安全性、安定性、信頼性が求められますので、それらの状況調査、研究をするとともに、総合的に判断をしてまいりたい、このように考えております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 私も、余り深く、この部分について研究しているわけではありませんので。ただ、今年度中にも、県内でもかなり多くの自治体が導入を検討しているというふうに聞いておりますし、全国的に見ると、大きな、東京都であるとか、そういうところも検討し、導入を図っているということですので、安定的な供給、また送電部分については、電力の送電網使うわけですから、PPS電力に切りかえたから、送電がストップするとかいうことは、まずないだろうというふうに考えますので、導入をすることを早急に検討すべきじゃないかというふうに思います。

このことについて、深く追求するつもりもございませんので、次の質問にいきたいと思います。

次に、市長は、市長公約というか、リーフレットの部分で、楠山の水力発電の可能性を調査するということを書いておりますし、多分、街頭でも言ってきたんじゃないかというふうに思いますが、楠山発電所については、現在はもう、送水管もなければ、発電所施設もありませんので、取水堰が残っているだけです。

これをどのような形で開発していくのか、このことについては、利水問題でいうと、松田川漁協も関係してきますし、下流域にある、水源を持つ方にも影響してくることですので、市長のお考えを、まずお聞きをいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） エネルギー問題ということでお答えするわけでございますので、先ほどのPPSのことについて、もう少し、私の考え方を、再質問していただければという思いもありましたけれども、答弁させていただきます。

PPSというのは、小口の自家発電設備等を利用しながら、そして四国電力、高知県におきましては四国電力の送電線を利用して使用するという形になっております。

問題点としては、非常に重油をたくということで、地球環境問題にも悪影響を与えるだとか、あるいは、発電所から、このような遠隔地である地域に送電をすることでは、非常にこの送電線を利用する利用料が高くつくということ等も、まだまだ、さまざまな課題、安定的な供給とかいう形じやなくて、広い視点で、あるいは具体的な数字を出して、検討していく課題もたくさんありますので、積極的に検討しながら、やってみたいなというふうに思っております。

楠山発電所のことについてでございますけれども、現在、小水力電力については、原子力発電所の重大な事故を受けて、自然再生エネルギーの重要性が増す中で、県の後押しを受けて、設置に向けた現地調査が、各所で行われております。

近くでは、三原村の吉井地区の堰堤の落差を利用した水力発電所が、有力な候補地として取り上げられております。

かつて楠山では、水力発電所があったことから、地の利を生かして、発電できないかとおっしゃいましたが、楠山の水力発電所の土地は、坂本ダムの洪水調節によっては、水没する可能性もあるところではないかと考えておりますので。しかも、以前の導水路は、湖岸道路になっています。そういうために、私の考えている場所としては、もっともっと上流の、出力ワット

は落ちるかもしれませんけれども、もっと上流につくれないかという思いで考えさせていただきました。

ただし、今の時点では、関係機関がそれぞれ調査対象として取り上げていただいているような状況でございますので、今後、想定する発電量であるとか、あるいは、水量等を想定、採算性、環境調査等を進めていく、そういうことも、まだまだ段階であるというふうに思ってます。

中山間地域での事業化、地域振興につながればとの思いで、提案をいたしました。

市長として、これから可能かどうかを含めて、検討していきたい、こういうことでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問をいたします。

今、市長の答弁をお聞きしますと、可能性を調査していくということでございますが、これは、市長個人として調査をするのか、行政体の宿毛市として、公費を投入した中で調査していくのか、この部分について御答弁をお願いいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） どのような形で調査をしていくのかということでございます。

小水力発電については、高知県の行政と絡んだ中で、県下の適地を探して、そこに具体的な、先ほど申しましたような、可能性のある水力量であるとかいう、そういう組織がございます。

そういうところに、この場所の特定について、御提案を申し上げまして、そこからの調査が始まると思います。

さきのだれかの質問にもございました、芳奈の運動公園にメガソーラーを設置する場合に、採算性はどうなのかという調査も宿毛市のはうから、高知県に今、提案もして、取り上げられた、そういう経緯もあり、そういう形での調査

になるのではないかと。なると、私は思っております。

そういう点を積極的に、可能性を含めて、取り上げていただくような要請活動をしてまいりたい、こういうことでございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） それでは、今の時点で、余り宿毛市が公費を使ってということではないというような答弁のようなので、可能性について、あれば、それは発電すればいいことで、余りないようであれば、早急に旗はおろすべきやないかなというふうに思いますので、これから成り行きを見守っていきたいというふうに思います。

次に、教育行政について、お聞きをいたします。

現在、本日の野々下議員の質問の中でも多少出ておりましたが、宿毛市の学力というのが、非常に低いんじゃないかというふうに言われております。また、それを聞いた中学生を持つ保護者、また小学生の保護者などは、本当に宿毛市で子供に教育を受けさせて大丈夫かなという心配をしているのが現状でございます。

この点で、教育委員会として、今の宿毛市の小中学生の学力を、どのように把握しているのかについて、まずお聞きをいたします。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 寺田議員の一般質問にお答えをいたします。

本市の小中学校の学力の状況についてのお尋ねがありました。

まず、小学校におきましては、国語、算数ともに全国平均、もしくは全国平均を少し下回る程度で推移をしてまいりました。

それから、中学校では、ほぼ全国平均でありましたけれども、年々改善をされておりましたけれども、平成22年度は、国語、数学ともに、

全国平均を下回るようになり、特に、数学に課題が見られました。

平成23年度におきましては、全国の調査をしませんでしたので、比較はできませんでしたけれども、小学校、中学校ともに、先ほど申しましたように、算数、数学に課題があるという認識を持っております。

これらの課題をもとに、高倉議員の御質問でもお答えをいたしましたが、児童生徒に生きる力をはぐくむことを目指して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、みずから学んで、みずから考えて、みずから課題を解決する力を身につける。

そんな力を育てるように、取り組みをしてまいりました。

子供たちの、また能力を伸ばすためには、教職員の資質の向上は大事なことであり、高知県教育委員会とも連携を図りながら、教育研究所を中心に、学力向上に向けた教職員の資質の向上に向け、取り組みを進めております。

現状はそういうことでございます。以上です。
○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問をいたします。

そういうふうな形で取り組んできたんですね。今の教育長になってから5年間。そして、この2年間は、どんどん落ちているという現状が、顕著にあらわれている。その上に、今までの中でいえば、私、成績がすべてではないと思うんですが、市内の中学校の進路指導の先生、また進学を希望する子供たちが、高校へ行くがやったら中村へ行かんといかんと。中高やないといかんみたいな風潮もある。

その次に、幡多農か宿毛工業やと。宿毛高校は何でいかんと言うたら、やっぱり学力が落ちるというふうに言われます。

学力だけではないですが、そういうふうな風潮があつて、進路指導の先生も、大学進学を考

えるのであれば、中高、また今でいえば、南宇和高校も選択肢にはいっているんじゃないかなというふうに感じるわけですが、そうじゃなくて、やっぱり親としては、地元で、家から通える。それも、できるだけ経費のかからない学校に通って勉強してもらう、また、そこですばらしい成績の子供も一緒に勉強するというか、みんなで高め合う学校であつてほしいというふうに思うんですが。

聞くところによると、中村高校は、前期は全部、定員を超してますので、はかりようがないですが、幡多農、工業、宿毛高校、すべてに定員内不合格者が、現在おります。これは、定員を満たしていないのにもかかわらず、高校に合格できない。前期選抜で合格できない子がいる。

これは、学力だけじゃないとは言いながら、やはり高校としても、高校に入って、1年生から2年生になれない子供というのは、なかなかしんどい。本人にとってもしんどいんじゃないかという判断をするようですので、これをやっぱりなくするように努力せんといかん。そのためには、教育委員会が、口先だけの学力を上げますじゃなくて、もっとしっかりと、地域とも親とも連携する中で、教育レベルを上げていく方策をとるべきじゃないかというふうに思うですが、ここ数年、統廃合のことばっかりを言って、小さな学校は競争力がないかのような話も、今まで教育長はしてきました。

そういうことが大きな原因じゃないか。学力でいえば、小さな学校のほうがずっとありますよ。それは、多分わかっていると思いますが、こういうことも、やっぱり考えると、統廃合一辺倒じゃなくて、しっかりとした学力、それを保障するのが教育委員会の責務だと思うんですが、教育長の御見解をお聞きいたします。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 寺田議員の再質問に

お答えをいたします。

学力向上の取り組みでありますけれども、学力を保障するいろいろな要素があると思います。

1点は、それは学習規律を守らない、授業が授業として成立しにくくなっている、そういうような点も一つあろうかと思います。

だから、授業中、子供たちがしっかりと先生の話を聞いて、しっかりと考えて取り組むことができないので、学力保障ができないというのであれば、これは生活態度が乱れている学校では、学力をつくれないということありますので、そういうことにはならない。

やっぱり、学力保障は生活指導、それから先生の授業力改善、両輪が相まって、シンクロナイズで、同時進行で取り組まなければならぬということをお願いをしております。

議員指摘のように、小さな学校では先生の目が行き届くし、いろいろな取り組みができると思います。十分できると思いますけれども、言っているのは、選科の先生で対応できないというマイナス面も、確かにあろうかと思います。

いろいろプラスマイナスあろうかと思いますけれども、教育委員会とすれば、今の現状に甘んじているわけではございませんので、確かに21年度については、全国レベルぐらいまで行っておりました。22年度がちょっと下がりました、23年度については、実際、ポイントをあげさせていただいたら、県下の中でも2ポイントも3ポイントも、はっきり言いまして、65点であれば、平均が六十二、三点であるだとかいうことに下がってまいりましたので、結局、県下でも下がってなりました。

以前は、全国レベルに近いと。21、22年度はありましたので、やはり、それは、1点は先ほど申しましたように、学習規律ができない。授業中に先生の話をしっかりと聞いて、取り組むことができない。先生の指導力ができない。

学習規律をしながら、授業を進めることができないと、いろいろ問題はあろうかと思思いますけれども、教育委員会としても、できないのであれば、どういうふうな手助けが要るかということで、私も夜、ある大きな中学校に行って、何回か話もさせていただきましたし、保護者にも、お願いもしたことがございます。

いろいろ取り組みをしておりますけれども、我々が今できることは、やはりマンパワーの確保ではないかと。

今、できることは、高倉議員の話の中でもお話をさせていただきましたけれども、平成24年度には、小学校については、学習支援員を2名から3名に増員をいたしました。それから、中学校にも、新たに3名の学習支援員を配置して、子供の学力に応じた、大規模な学校でありますから、きめ細かな対応ができるように、教育委員会では市長部局にお願いをして、予算化をしていただきました。

マンパワーだけではいけない。確かに先生の授業力改善。先生が上手な授業をして、子供たちが意欲を持って、楽しい学習ができることも1点でありますし、それから、保護者、地域の皆さんとの協力を得ながら、地域で子供を守って、育っていくという視点で、地域にかかわっていただいて、学習規律も、それから学力向上にも取り組んでいただきたい。

東のほうの中学校で、いろいろ学校の中で取り組みをして、成果を、今、上がっているところもありますので、来年、再来年については、満足というか、していただけるかどうかわかりませんけれども、今の状況よりは、改善できるということは、約束できると思います。

私も、各学校に回りまして、校長先生に、今の現状についてお話しして、保護者と地域として協力をして、学力向上、それから授業改善について取り組みをしていただきたいと、説明をし

たら、校長先生が、わかりましたと。宿毛の子供のために、学力保障に取り組んでいくし、それが進路選択にもつながっていくということです、取り組みを進めていただいております。

おけつに火がついたような状態になっておりますので、下賤な言葉で申しわけありませんけれども、今、取り組みをしておりますので、温かい目で見守っていただきたい、助けていただきたい、こういうふうに思っております。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 学力の問題については、一時の話で、理解し合えるものでもありませんので。

もう1点だけ残っておりますのは、これは急を要する問題ですので、お聞きをいたしたいと思います。

武道教育について、お聞きをいたします。

もうすぐ、24年度から中学校に武道教育が必修化されます。これで、宿毛市として、どのような取り組みをしているかについて、まず、もう時間も余りありませんので、簡潔に御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 寺田議員の一般質問にお答えをいたします。

議員御指摘のように、平成24年度から、中学校において武道が必修化になります。それは、戦後の、第2回の大きな改革というか、法の改正がありました。それは、教育基本法が2回目の改正、制定がありまして、平成18年の12月に、教育の憲法というべき法律ができました。

その中で、教育の目標として、伝統と文化を尊重して、それをはぐくんできた我が国の郷土を愛するということが明記をされております。

それを受けまして、新しい学習指導要領で、中学校における武道が必修化をされたということになっております。

それは、柔道、剣道、相撲の中から、1種目を選択して履修することになっております。

また、その地域の実態に応じて、他の武道を履修することも可能になっております。原則としては、他の武道は、指定の武道に加えて履修をするということが基本になっておりまして、例外的に地域や学校の特別な事情がある場合において、特定の武道にかえて、先ほど申しましたように、履修ができるということになっております。

宿毛市におきましては、学校の希望をもとにいたしまして、安全性の面だとか、施設の制約の面だとか、それから指導者の面だとかいうことから、中学校5校のうち4校が剣道、それから1校が相撲を実施することになっております。

武道の実施においては、中学校5校中2校は剣道、または相撲の専科の教員がおります。3校については、いないことから、県のスポーツ人材の活用の実践、支援の授業の導入であったりだとか、それから地域の指導者の協力を得まして、剣道の実施に向けた教員の技術向上に向けてを図っております。

それから、もう1点、幡多地域の中学校の体育連盟というところがありますけれども、その中で、現場で指導する先生のために、DVDを作成して、支援をしていただけないか。そういう取り組みはできないかということで、お願いをして、検討をしていただいている最中であります。

以上です。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 剣道ということで、大方のところはやるようですが、校外指導者について、やはり学校内に専門職以外の方が入るわけですから、その取り扱いについて、いろ

いろいろ規定があるように聞いているんですが、宿毛市として、その対策はできているんでしょうか。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 特別、規定はございませんけれども、学校のほうでその地域の指導者、先ほど申しましたように、剣道の指導者にお願いをして、指導を受けるということになっております。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） もう3分しかありませんので。

その指導者、校外から、いうたら専門。例えば、剣道であれば剣道の指導できる方が、そのまま学校へ入って指導できるのであればいいですが、例えば、先生が剣道のしぐさであったりをまねた形で指導しても、なかなか子供たちには、剣道を教えることはできないというふうに思いますし、時間的にも、年間13時間ぐらいというふうに聞いておりますが、その中で教えることといえば、多分、型であったり、精神であったりというふうなところになると思います。

この部分について言えば、やっぱり、しっかりと指導をしなければ、中途半端に武道を、子供たちが覚えては、後々大変なことになりますので、その対応をお願いしたいと思います。

1点言えば、宿毛高校で2年生を対象に、桜花杯という大会を2月にやってますが、授業でやったぐらいの、柔道の授業で柔道をやってます。やはり捻挫であったり、ちょっととしたけがあるようですので、やっぱりけがに対する対応というのを、しっかりとやっていっていただきたいというふうに思いますが、そのけがに対して、教育委員会の考え方を、ちょっとお聞きをして、これを最後にしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 寺田議員の再質問にお答えいたします。

教育委員会といたしましても、先ほど申しましたように、子供の、授業の際におきまして、けがについて、どういう対応ができるかということについて、大変、苦慮をいたしております。宿毛市のみならず、幡多の教育委員会の連合会の中でも、柔道については、部活の中でも、専門の先生以外の先生が活動しているのに、けがをするということでありますので、ましてや素人の人が授業の中でやるということについては、大変問題がある。

その中で、教育委員会として、指導する、受け身ばかりであるだとかいうことになると、おもしろくない。ある程度、スキルも伝達しなければならないし、そこら辺のことを、今後、4月に向けて、大変、難しい問題。

幡多の教育長会の中でも、そのことを今、議論をして、意見交換をしております。けがのないような取り組みをしていかなければならないと思います。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） ありがとうございました。

ちょうど時間になりました。終わります。

○議長（中平富宏君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 4時49分 延会

平成24年
第1回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第10日（平成24年3月14日 水曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

第2 議案第1号から議案第60号まで

第3 議案第61号 宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号から議案第60号まで

日程第3 議案第61号

3 出席議員（14名）

1番 高倉 真弓 君	2番 山上 庄一 君
3番 山戸 寛 君	4番 今城 誠司 君
5番 岡崎 利久 君	6番 野々下 昌文 君
7番 松浦 英夫 君	8番 浅木 敏 君
9番 中平 富宏 君	10番 浦尻 和伸 君
11番 寺田 公一 君	12番 宮本 有二 君
13番 濱田 陸紀 君	14番 西郷 典生 君

4 欠席議員

なし

5 事務局職員出席者

事務局長	岩本 昌彦 君
次長兼調査係長	朝比奈 淳司 君
議事係長	田村 泰生 君

6 出席要求による出席者

市長	沖本 年男 君
副市長	安澤 伸一 君
企画課長	山下 哲郎 君

総務課長	弘瀬徳宏君
市民課長	野口節子君
税務課長	沢田清隆君
会計管理者兼会計課長	小島秀夫君
保健介護課長	村中純君
環境課長	松岡博之君
人権推進課長	岩田明仁君
産業振興課長	三本義男君
商工観光課長	河原敏郎君
建設課長	岡崎匡介君
福祉事務所長	滝本節君
水道課長	岩本克記君
教育委員長	松田典夫君
教育長	岡松泰君
教育次長兼学校教育課長	出口君男君
生涯学習課長	金増信幸君
兼宿毛文教センター所長	乾均君
学校給食センター所長	
千寿園長	杉本裕二郎君
農業委員会事務局長	児島厚臣君
選挙管理委員会事務局長	島内千尋君

----- · · · · ·

午前10時01分 開議

○議長（中平富宏君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

発言を許します。

12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） おはようございます。

12番、一般質問を行います。

まず、沖本市長、当選おめでとうございます。

沖本市長の初日の行政方針、十分お聞きいたしましたが、残念なことに、目新しいものが余りなかったですね。

この質問戦を通じて、何もかもこれからだという思いはわかりました。

まず、市長に質問をいたしたいのは、今回の選挙で7,800余りの得票をして、現職の中西君に2,300票余りの大差をつけて市長のいすを得たんですが、この市民があなたに投票をしたその票の分析といいますか、中身、これは、あなたは市民から支持をされた。いわゆる信任をされた票であるとお思いでしょうか。

まず、その分析について、所見があれば、若干、お述べをいただきたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 12番、宮本議員の一般質問にお答えをいたします。

先の選挙におけるその票数等を挙げられまして、私に対しての信任されたというふうに受け取るかどうかという質問でございますけれども、私は、それぞれ、いろんな意見がある中で、私の主張していた、そういう政策等が市民の皆さんに理解していただきて、あのような票をたくさんいただいたと、このように感じております。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 今、御答弁をいただきましたが、私は、現職に対する批判票がほと

んどじやなかつたかと。あなたの政策というものは、余り出てませんでしたのうね。主は、そういう批判票じやないかというふうに受けとめておるんですが。

なぜこういうことを申すかというと、いわゆるここ三、四年ぐらいですか、まず愛南町で現職の谷口さんが清水君に敗れた。黒潮町では、下村町長がダブルスコアの大差で、若い大西君に敗れた。四十市も合併して、庁舎ができる寸前に、澤田市長も敗れた。大月町は無投票でしたが、三原村もそうであったし。

たびたびお会いして、私は絶対、油断をせんとと言った西村市長も敗れた。そして、今回、中西市長も敗れた。

これは、何に原因があるのかということを考えれば、新しい市長が信任をされたというよりも、すべて市民の中に、行政に対するさまざまな不満、あるいは、行政に望んではいけないことであっても、行政に望んでいくような、市民の出口のない不平が、この選挙というものに顕著にあらわれているんじゃないかというふうに思うわけですね。

そうすると、新しく選ばれた市長は、多分、国政もそうですが、民主党にかわるときも、いろんなおいしいことを言ったけど、財源がなくてできない。政策の選択肢は、非常に少ない中で、いいことを言っても、当てにはならんけれども、まあ一回かえてみたらええじゃないかと。どっちにしても、やらしてみようやというような、市民の思いが選挙に如実にあらわれるんじゃないかというふうに思うわけですね。

そうすると、沖本市長も、やはりその票の中には、そういうものがいっぱいあるんだということを強く認識しながら、この宿毛市の4年間のかじ取りを、しっかりとやっていこうと。

きれいごととか、言葉は非常にいいが、中身の伴わないようなことが、たくさん出てくるわ

けですね。そこは、やっぱりじっくりと構えて、あなたが目指す、明るい宿毛をつくっていっていただきたいと、こういうふうに私は分析をしているわけです。

そこで、市民が選んだ市長ですから、我々も議会も、私は特に、何もかも反対するつもりはございません。いいことはいい、悪いことは悪いで、協力できることは協力していこうと思いますが、その前に、少し市長の新聞紙上での訴えであるとか、後援会だよりであるとか、法定ビラなどで市長が主張してきたその選挙時の公約について、若干、お伺いをして、市長に、簡単でもいいですから、本音で答えていただきたい。

そのことが、これから約4年間に非常に大きな影響を及ぼすんじゃないかと、こう思っておりまので、一つずつお伺いをしていきたいと思います。

まず、高知新聞の私の訴え、これは市長も自分が書いたことですから御存じでしょうが、あなたが立候補を決めた理由。2番目に、宿毛市が抱える課題は何か。ここに、これ高知新聞、これ高知県全部に出ていくわけですから、そういう意味で、私、見ますと、今回の沖本市長の立候補を決めた理由と、本市の抱える課題というその認識の前に、非常にうまく市民がこう言っているからという言葉があるわけですね。

それは、市政全般に対する、事業の説明ができてないから疑念が広まっているとか、あるいは、行政に対して、市民が特定の人物や団体との癒着があるんじゃないかと感じておるとか、こういうものが、あなたの決めた立候補の理由と、課題の中に入っておって、その中でこれを払拭しなければ、宿毛市の課題事業はできないんだと。市民の協力が得られないんだと、こういうふうに書いているわけですね。

私は、やはり立候補を決めた理由というのは、

宿毛市が今、こういう状態にあるから、私は、このような姿勢で臨みたいとか、こういう政策を実現したいんだということだけを書けばいいんじゃなかったかと。こういう、市民がそういうふうに思っているからというようなことは、要らなかつたんじやなかつたか。

今まで、いろんな市町村の首長選挙で、こういうアンケートをして、高知新聞が載せますが、こういううわさを前面に出して書いたのは、余り記憶にないんですね。

だから、まず、各論については、後で伺いますが、市長がこれを書いて、今思えば、これは書くべきではなかつたかと思うんですが、どうお思いですか。

市長の思いですから。ちょっと、そのことだけを先にお答え願えますか。高知新聞に載せたことですね。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

各論については、この後の質問にあるということでございますから、その個々の内容については、後でお答えいたしますけれども。

私としては、あのような情勢の中で、私も自分として、確信を持っている部分もありましたし、そして、さらに輪をかけたような情勢というのもありました。

ですから、いわゆる人のうわさで書いたということではなくて、自分として思っているということが前提にありながら、そういう周りの人たちの意見もあり、さらにそういう市の全体の世論の動きということの中では、これから市政運営、厳しくなるんじゃないか。そういう思いで、このような形で書かせていただきました。

私は、間違つていなかつたというふうに思つてます。

終わります。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 今、世論の動きとか言いましたが、世論というのは、社会、大衆の一般的な通念であって、うわさではないんですね。

そこで、あなた、確信を持ってこれを書いたんだということですが、じゃあお伺いしますが、宿毛市は、数々の事業で、市民への説明ができず、市民に市政全般への疑念が広まっている。この状態で、無投票再選は、宿毛市や市民によいことにはならないと判断をし、新市長の誕生で、市民への説明責任を果たす市政の必要性を訴えたかったと、こういうふうになってますよね。

ということになると、例えば市役所の職員も、宿毛市の市長も、例えば担当課ですね、同じ立場で事業説明というのは、市民にもしているわけですよ。若干、不足する部分は、どなたがやってもあるかもわからない、市民にとってはね。でも、できる限り、いろんな形で説明をしておる。

私が最も言いたいことは、沖本市長も、宿毛市議会に16年でしたか、4期。そして県が1期。市長が各種事業をするときに、お金が伴いますわね。必ず、予算というものが。予算質疑をされて、事業説明を受けて、一般質問で賛否を問われて、よし、それならいいと議会が認めたら、事業ができるわけんですよ。そして広報に載せたり、その事業の手前には、必ず、今申しましたように、担当課が地域に出向いていって、説明もする。

例えば、用地が要ることであれば、地主さんにも了解を得る。周辺の住民の方々にも、御迷惑をかける施設なら特に慎重に。もろもろやった上で、事業はできるわけですから。

ここにある、じゃああなたが言う数々の事業で、説明ができていないということは、じゃあどういうことですか。お聞かせください。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

まず、今までの市政の説明責任という形にもあると思うんですけども、これが説明、きっちりされているか、されてないかということは、私個人が基準になって考えるところもあります。それは当然、判断ですから。ですから、まず私のそういう思いがあって、主観から出発したこと、一つはあると思いますね。

それは、例えば、先ほどの質問の中にありましたけれども、私が立候補要請をされていたころに、宿毛小学校の新築の設計予算ですね。あるいは、議会の中でも議論がされておりました随意契約、そういう方向がずっと出されていたんですけども、私自身も、非常に当時の市長の説明、あるいは議会における答弁を聞いても、私はこれはおかしいなというふうに、具体的に感じました。

さらに、議会の答弁等を聞いていく中でも、その他のさまざま、この84マリンターミナルの問題だとか、咸陽島のビーチバレーのコートの建設であるとか、伝馬船の建設であるとか、そういう、私も疑問に思いながら、さらにそういう疑問というのは、私以上に、非常に多くの市民の皆さんが思っているという、そういうことを、私は感じました。

ですから、あくまでも当時の私としての判断の中に、そういう市長の説明責任ができない。

議会においても、例えばなおきてないという、私が判断したから、あのような形で訴えをさせていただきました。

終わります。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 今、お聞きしたら、あなたの主観の部分の話がありましたけれども、これ、ちょっと時間がどんどんになりますから、簡単に言いますが。

まず、宿毛小学校の問題。随契の問題。これは協議の途中ですね、まだ結論が出ていない。

市長は、田舎町だけど、東京の有名な設計士にいいものをかいてもらいたいと。しかし、議会は、教育施設は幾らでもあるんだから、全部をその人にかかるわけにもいかないだろうと。しかも、随契の値段が少し高いんじゃないかと。そういうことで凍結した、修正をした。

それから、ビーチバレー。それから、湾港の上屋の問題とか、いろいろ出ました。これから、後でそのことも出るかもしれません、ビーチバレーについて、非常に不評だった。でも、あれも、議会に説明をしてないわけじゃない。ちゃんと予算を組んで、説明をした。こうこういう有利な資金があるからやりたいと。本市の金は、10万円以下ぐらいでできるから、いうことも説明した。

説明、若干不足もあった。しかし、私は、事業というものは、じゃあ議会も何であんなものを認めたんだという、強い批判も受けました。議会も、出き上がるるものすべてを頭に描いたわけじゃない。少し大きなものができたなど。これはよくなかったんじゃないかなと思った議員もたくさんいた。

しかし、それは説明責任を果たさないんじやなくて、市長というのは、例えばトップダウンであろうとボトムアップであろうと、英断を下さなきやいけないときがある。事業をやる、それについて、政治責任をとれば、そこで政治をされるわけですから、説明が十分でなかったということにはなってないと、私は思うんですよ。

ただ、結果責任は、首長がとらなきやいけない。じゃあなきや、職員はやってられない。そういうことを、まず申し上げておきます。

そこで、このことだけ、ずっとやってたら、このことだけで時間がなくなりますから。

まず、特定の人物や団体との癒着があるので

はないかと感じておると。この疑惑を払拭しなきや、何にも課題事業ができないとなるが、特定の人物や団体との癒着というのは、あなた、どういうふうに理解してますか。おっしゃってれますか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

先ほど、前段の答弁で申しましたように、さまざまな事業の中に、市民の中に、私自身にもありましたけれども、疑惑が広がってきてている。

そういう後ろには、必ずそことの、いわゆる特定の人たちとの癒着があるんではないか、これが一つの、私の根拠です。具体的にだれそれととかいうことではなくて、特に学校設計の問題、随意契約の問題、こういうところには、私の思いとしては、特定の人に利するような形での方向もあるんじゃないかと、私のそのとき感じました。

そういうものの疑惑が、市民の中にも広まっている。こういう全体の広まったような状況の中では、これから宿毛市が抱えているさまざまな事業を遂行していくために、市民が一致団結して、団結という言葉はあれですけれども、一つの方向を共有しながら、これから宿毛市政を進めていく上において、やはり大きな障害になるんじゃないかと。そういう部分を、私は指したということでございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 個々の人物をこうじやないと、なかなか説明になってないんですがね。

例えば、あれですか、特定の人物。学校の問題、今、挙げましたが、学校だったら、例えば、和田の松田川小学校の背後地、周りの山はみんな宮本が買い占めていると。あなたも聞いたと思いますよ。大変なうわさだったですから。い

いやや、知らないことはないと思う。まあ、それはいいよ。

宮本が買い占めているんだと。私の知っている数人の名前が、頻繁に出て、その方は、ここで出すわけにはいけないけど。中西君と結託して、やっているんだと、こういううわさが、頻繁に、選挙中出たんですよ。

私のところには、脅迫電話まで、何回もかかったことがある。「夜道は暗いぞ」だとか、当選後は、「沖本市長に協力しなかったら、あんたえらいことになるよ」とか、何人かは名前も名乗ってますよ。恐らく偽名だと思うけどね。

私も多分、特定の人物にされたと思うんですよ。あなた知らないっていや、それでいいけど。

だから、こんなあやふやなことを、あなたが宿毛市の課題として書くべきじゃなかったと、私はそのように思ってます。

そこで、次に、あなたの訴えについて、ちょっと聞きますが、まず、市民感覚で働くため。それから、55万で十分、仕事ができると。市長の仕事が、ということで、30%減額した、こういうことになってますわね。

きのうまでの質問でも、私は給料だけだったけど、議会が修正動議をかけて、社会通念上は、給料を下げれば、それに係数をかけるのが当たり前だよということに、納得したと。尊重していくという謙虚な答えをいただきましたが、そもそもは、これは選挙でやるときは、禁じ手といって、土佐清水の市長もやりましたけど、市民に、報酬を減額するというのは、今もらっている市長は取り過ぎだと、こういう主張につながるですから、これは一つ、選挙の人気取りじやなかつたんですかと。

本当のことを言うたら、戦う上において、非常に、法定ビラ持つてますけど、正々堂々とやります。三つやってる、その中の一つに、給料の減額があるわけですが、選挙のインパクトで、

当選するために取り入れたんじゃないですか。まずそのことをお聞きしたいんですが。どうですか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

私は、年齢的にも、もう63です。これから自分が市長を、たとえあの時点で当選したとしても、私は、あの当時は、また私、ちょっと勘違いがありました、給料というよりも報酬という思いがあつて、しかも、いわゆる本給だけの、下げるという、この間も答弁として説明させていただいたんですけれども。

そういう思いの中で、55万という給料、報酬をいただければ、私は十分、これから市長としての活動もできるという思いから、自分としても、もう子供たちの、当然ながら教育費も要らないし、自分たちが、妻と二人で、これから市民のために、一生懸命粉骨碎身働いていくという形の中でも、私はこの報酬をいただく中で、十分やっていける。

そういう思いで、より市民の皆さん、いろんな形で要求もございました。市の予算を少しでもこういう、いろんな出張費に予算をつけてくれないかとか、いろんな、細かな予算ですけれども、そういう要望も、あの選挙戦やっていく中で、訴えもございました。

私は、そういう点で、わずかでも市の予算の中にそういうものが還元をしていけることができるならば、自分としては、そのような55万という形で、十分やっていける、そういう確信を持って、あの公約はいたしました。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 市長は給料、市会議員は報酬ということですが、これは何を基準に決めているかというと、生活費ではないんですね。その町の町長、市長、十分に市民のために

働くお金なんですよね。だから、削ればいいというもんじやない。

一生懸命やるには、もっと使ってもらつてもいいけど、財政も厳しいから、このくらいでどうかというのは、報酬等審議会で審議をする基本的なベースになると思うんですよ。

だから、考えの違いはあるけれども。じゃあ、一つ聞きますが、あなたは臨時議会で、私は、今、言うたような理屈で、報酬を下げたんでしょうが、たしか浅木君の質問だったですかね。副市長と教育長はどうするんだと言ったときに、連動して考えてもらいたいから、相談すると、こういう答弁があったと思うんですよ。

副市長と教育長に相談しましたか。もし相談して、修正議案が出てれば、幾らか下げるということが見当たるんですが、何もないから、まず相談をして、どのようにしたんですか。お聞きます。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

浅木議員の答弁、そのように答えていると思います。

私は、1月31日の臨時議会を迎えるに当たりまして、報酬等審議会のほうに、私の公約をしていたその内容で、全くそのとおりで諮問をいたしました。

そうした中で、報酬等審議会は、そのとおりの答申をいただいて、議会にかけたわけですけれども、議会では、その原案は否決されたという経緯になってます。

私が臨時議会を迎えるときの心の準備といましましては、私としても、そういう、これからなっていただく副市長にも、あるいは教育長にも、相談はしていかなきやいかん、そういう思いを持っておりました。

というのは、そのときの私の思いというのは、先ほども申しましたように、本給の55万に下

げると。約25万円を減額するという形で、年間、私にとりましては300万円、4年間で1,200万円、これが私の減額幅でございました。

ですから、それに応じる形でしたら、教育長や、あるいは副市長にも、これから相談できるかなという思いを持っていましたけれども、結果的には、他の手当や、あるいは退職金、そして今回の議案にも出されてます、さらに県下、宿毛市と高知市を除く9市の平均額という形で答申をし、そして諮問し、答申いただいて、その議案を今回、出しているんですけれども。

私が想定していたところよりも、私の給料報酬額も4年間に受け取る額も、ずっと想定よりも減っております。

ですから、私はこのような形になった中で、私と応分のという形での相談というのは、私はもうできない、.....

..... (発言一部取り消し)

.....

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 減額幅が大き過ぎるから、もうそれはしなかったと。

しかし、きのうそんな答弁しましたかね。私は記憶にないんですが。答弁しましたか、だれかに。ちょっとお答えください。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君）

..... (発言一部取り消し)

.....

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 議長ね、ほんま議運を開かないかんとこですがね。私が議運の委員長ですから、ここでやりますけどね。

質問があれば答弁をしたけど、質問がなかつたから答弁しなかったと。前段では、きのう答

弁したとおりですと言ったやないですか。そんなことはよくないですよ。訂正してくださいよ。それは間違いましたと。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君）

……………（発言一部取り消し）……………

.....

.....

○議長（中平富宏君） 小休にいたします。議運を開いてください。

午前10時30分 小休

----- · · ----- · · -----

午前11時07分 正会

○議長（中平富宏君） 正会にいたします。

ただいま、市長から宮本議員の一般質問への答弁について、会議規則第65条の規定により、その一部を取り消したい旨の申し出がありますので、この際、発言を許します。

市長。

○市長（沖本年男君） 先ほどの宮本議員の一般質問への私の答弁中、「このように考えまして」の次から、直近の発言の部分までにつきまして、不適切でありましたので、取り消しますよう、お願ひをいたします。

○議長（中平富宏君） お諮りいたします。

ただいま市長から、先ほどの宮本議員の一般質問への答弁中、「このように考えまして」の次から、直近の発言の部分までについて、会議規則第65条の規定により、取り消したい旨の申し出がありました。

この申し出を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、市長からの発言取り消し申し出を許可することに決しました。

一般質問を続けます。

1 2番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 相撲でいいたら長い水入りでしたが、再開をさせていただきます。

まず、減額の幅が多いから、もう私はいろいろ考えて、副市長と教育長に相談することはない、こういうことでございますが、この件については、これで終わろうと思いますけれども、市長よりも副市長のほうが給料が多いというのは、余り正常なことではないわけですね。

副市長みずからが減額すると、副市長みずからがですよ。これ以上、もらわれんということになったら、また条例の改正を申し出ていただいたら、議会でも検討をさせていただきます。

それから、もう一つ、ちょっとシリアルな問題になりますが、職員採用の件で、きのう、おとといの質問の中で、これは非常に市民の間に疑惑があると。職員の身内の採用が多いとか、あるいは、直球で、中西市長の親戚が入っているんじゃないとか、採用規定をかえて、年齢を引き上げてというようなことが、選挙中にも非常に出来ました。

私は、首長が選挙をする同じ年の春に、採用するに当たって、そんなことをする人は一人もいないと思っているんですよ。それは、立派な成績で合格なさった人であろうと。

職員の身内についても、カエルの子はカエルで、お父さんの背中を見てたら、立派な公務員になろうと大学も出て、試験を受けて、採用試験に受かっている方ばかりだと思いますよ。

沖本市長も、これはまさかこんなふうには思ってないと思いますが、きのうの質問では、採用基準はいいと思うが、制度を少し見直すと

ろがあるんじゃないかなと、こういう答弁をなさってますね。

この制度を見直すというのは、どのあたりのことでしょうか。御答弁できますかね。

それをお願いします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

今、今までの採用のいろんな基準であるとか、制度等を、ずっと精査してます。

かつてのそういう履歴等についても、私なりに調査しているわけですけれども、そうした中で、あのような形で、市民の中に疑念が生まれない、うわさとしても残らない、そういう確たる方向を、議会とも一緒になって、私のほうから提案をしながら、検討していただきたい、こういう思いは持っております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 今の答弁では、十分じゃないんですが。

私は、採用基準や制度は、正しいと思いますよ。全く不備はないと思いますね。

市民のうわさというのは、うわさの出所が信憑性があるかないか。

例えば、採用試験に合格できなかつた身内の方、不満はあるでしょうが、いろんなところで、その不満が疑惑につながるような発言になっていくと、静かにまちの中で、それがはびこってくるんですね。そういうことは、ずっとあるんですね、市役所の中にね。

だから、それを歴代の市長は、なくそうと。うわささえもなくそうとするけど、それは物理的に不可能なんですね。合格した人は何も言わんですよね、それは当然ですから。

でも、ここにいる幹部、副市長から教育長、あるいは総務課長、あと何人かが面接官でそこにおるわけですからね。市長は、直接的には面

接にはタッチせんですよ。その採点の結果を見て、検討するわけですから。同点の人がおったら、どっちの人物がいいんだろうと。悩ましいところをやっぱり、公平にとっていくわけですから。これ以上の制度は、私はないと思うんですね。

より透明性を高めるということは、大事なことですけれども、これはいつもうわさとしてある。中西市長の名誉にかけても、彼も公平公正に、私はやったと思う。

そのことを申し上げておきたいんですが、もしおかしなことがあれば、あなたは市長になつたんだから、徹底的に究明できるんですよ。究明しなきやいかん。

もしそういうことがあれば、これは刑事的な事件になるわけですからね。中には、歴代市長は、数百万円もらっているなんて、ずっとうわさがはびこってた。これ、もしもらってたら、逮捕されなきやならんわけですから。

徹底的に究明する気持ちはありますか。お伺いします。あなたの立場ならできるんですから。

職員は、してもらいたいと思っておると思いますね。身の潔白をはらしたいですからね。そのおつもりは、どうですか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） とにかく、私の立場になって調査できることについては、ずっと、これから調査してまいりたい。そして、そういう中に、そういう具体的なことがあれば、私としては、毅然とした対応をしなきやいかんと思いますけど、まだそこまで調査いたしておりませんので。

お答えになりませんかもしれませんけれども、以上でございます。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） それでは、調査はするということですね。これからね。

ぜひ、徹底的に究明して、ここにいる職員の皆さんに、来年度もまた面接するわけですから、それまでには、議会にも報告をしていただくようにお願いをしておきます。

選挙公約等については、これで終わらせていただきます。

次に、学校の統廃合、あるいは耐震改築についてを議題といたしますが、宿毛小学校の設計予算について、お伺いをいたします。

まず、今回、予算にも計上されておりますが、基本実施設計予算が4, 000万円ということで予算計上なされてますが、これは、中西市政のときには、国交省の新基準を用いて8, 700万円、このように出ておりましたので、この4, 000万円の積算の根拠について、まずお示しをいただきたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 答弁をいたします。

平成23年第1回定例会に計上した予算は、国土交通省告示第15号、新基準で算定したもので、設計対象として、学校面積4, 500平方メートル、そして交流施設面積として、500平方メートルの計5, 000平方メートルとして、8, 700万円の計上でした。

今回は、学校建設のみを対象とすると、業務委託設計費は8, 000万円となります。

設計業務の一部を建設課において行うなどとして積算すると、約7, 100万円になりました。しかしながら、他市町村の同程度の規模の業務委託設計費と比較した結果、設計金額に大きな開きがあるため、他市町村の実勢価格を参考として、1平方メートル当たり8, 800円の設計金額に。それに対して、4, 500平方メートルを乗じて、約4, 000万円として計上をいたしました。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 設計予算は担当課で積算をすると、7, 100万円になったと。そこで、他の市町村の実勢価格予算を参考にして、平米を8, 800円掛けたら、この金額になったとの御答弁ですが、全然、3, 000万円も下がった。宿毛市の設計課は、どんな根拠で、これ、設計予算を組み立てるんですか。

他市町村の実勢価格予算というのが、積算の根拠がちゃんとあって、この金額になるんだったら、宿毛市の設計予算、これでたらめだということになりませんか。こんな予算を組む担当課なんか、要らないじゃないですか。

私が中西市長のときに質問をしました。国交省の新基準であれば8, 700万になると。この予算の積算については、これは正しく計算をしてますと。

ただ、議会では、少し高く感じるなど。国交省の新基準というのは、非常に高いのかなという疑問と、これを随契でやるということについては、限りなくこの予算に近づいた金額で落ちるだろうと。これはよくないんじゃないかなということで、修正動議が出たんですが。

それでも、この8, 700万の積算根拠については、担当課からきっちりとした説明も受けてますわね。前は、建設省の旧基準でやってたけど、姉歯設計の事件以来、非常に厳しくなって、国交省の新基準が採用されるようになったと。

だから、より安全なものをつくるためには、建築士さんも、非常に労力がかかる。だから、若干の単価は上がってくるんだと、こういう説明を受けたんですよ。

そこで、他の市町村の実勢価格予算というのが正しかったら、うちの担当も、これに限りなく近い、平米8, 800円なら、せめて1万円前後のものが、積算根拠として出てこなきやいけないと思うんですね。

この間の予算説明会の議員協議会で、市長もおるときに、私が、きょうは聞きおく程度でいいが、小学校の設計予算について非常に開きがあるから、これはどうしてですかと言ったときに、沖本市長は、私の政治判断ですと、こう言われましたね。

他市町村の実勢価格予算を参考にしたことが、政治判断なんですか。そういう意味ですかね。そのことに、まずお答え願えますか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

政治判断というのは、先ほど言われたようとおりでございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 予算は担当課がきちんと、基準に従って積算をするものですから、それを大幅に下げるというのは、私はこういう場合には、政治判断を使っちゃいけないと。政治判断というのは、この事業をするかしないか、これが政治判断であって、全く積算の根拠が、どちらが正しいか、これわけわからんようになりますわね。

例えば、他市町村に行って、この予算の組み立ての中身をきっちりと検討したのか。

じゃあ、うちの建設課が間違っているから、やり直してみようと、こういう基準があるじゃないかというのならないですよ。でも、私はそうじゃないと思うんだ。

その中で、こういう政治判断ができるについては、例えば、市内の業者にやらせたいと。宿毛市の業者も、大変だから、やらすことはいいんですよ。積算してみたら、7,000万もかかるけど、ひょっとして、あんた方がやったら、幾らでできるんですかとか、そういうようなことが、例えば事前にあれば、それはある意味では、官民の談合につながる。

そういう危ないことにもなる。そうなると、予算というものが、何も生きたものにならない。

例えば、ここに国交省の通達がありますけれども、9番に、国交省から知事や首長あてに出した通達の1ページをとってきたんですが、「積算に当たっては、基準に準拠した適正な積算の徹底に努めるとともに、予定価格の設定に当たっては、設計書金額の一部を、正当な理由なく控除する、いわゆる歩切りについては、厳に慎むこと。資材等の最新の実勢価格を、適切に反映させること。」これが国交省の通達なんですよ。

これからいくと、3,000万もの開きが出るような実勢価格の予算計上は、私はないと思うんですが。

あなたの政治判断には、誤りがあるんじゃないですか。もう一回、例えば、議会でも質疑が出ると思いますよ、これ予算ね。大変な問題の設計予算ですから。

私は、もし誤りがあれば、予算の差しかえをすべきじゃないかと、このように思うんですが、このことについて、どうですか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

設計金額については、いわゆる基準に基づいて設計された金額でございます。

その設計金額と予算計上するかどうかということについては、恐らく、どのような事業であれ、同じ形で出さない場合は、往々にしてあると思います。

それが、今回の、幅が非常に大きいという形にはなっておりますけれども、あくまでも予算というのは、これから今後、契約していく業者との関係において、成り立つということを想定をして、予算計上しているわけでございます。

決して、地元の業者を使いたいがために下げているだとか、そういう形で予算計上をしたわ

けではございません。

そうした中で、もう一つ、宮本議員は、設計金額の出し方についての国交省の通達、これを言わされましたけれども、もう一つ、私のほうでは、実際に契約をするに当たって、いわゆる相手がおるという段階での積算根拠を含め、契約のあり方についての基準が示されております。

それは、国交省の発行になっているものなんですけれども。この中に、業務報酬基準は、強制力を持っているのですかということの質問に対して、建築士事務所の開設者が、建築主との契約に際し、報酬を算定するための目安として、告示で業務報酬基準を定めているものです。

業務報酬基準そのものには、強制力はありません。設計工事監督等の業務に対する報酬は、この基準を目安としつつも、あくまでも個別の契約において、当事者間の合意に基づいて定められるものというふうに、いわゆる当事者間の形で、金額というものは決めるべきだよという、そういう基準が一方では示されております。

私は、こういうことも根拠にしながら、今回、このような全体の中で、府議として皆さんと合意をした中で、予算計上4,000万ということで、先ほど言いましたように、実勢価格というところを、また市町村と調べながら、このような基準で予算計上をいたしました。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 当事者間の合意、例えば出すほうと受けるほうの合意というのは当たり前のことですが、その中で一番大事なのは、実勢価格を丁寧に積算をしたら、宿毛市は7,100万になったと。8,000万だけど、いろいろ担当課でできることを、例えば、建築の確認申請であるとか、もろもろのことをやれば、7,100万に減額できたと。

これは、実勢価格に基づいて予算計上してい

るんですよ。宿毛市も。ここから予定価格をつくるんですよ。それが、他の市町村の実勢価格予算を参考にしたら、この8,800円かけたらできる金額でやりよると。

そしたら、もう宿毛市の担当は、全然でたらめですねということを言うちょうがです、私はね。

こんなことやったら、担当課も要らないですよ。

そこに政治判断があったというから、これはおかしいなと、そういう疑問をぶつけているんです。

これを、どちらも正しい基準に従って積算をして、入札で減額が出ることは、これは結構ですよ。昔は設計予算なんていうのは、ゼロ円でもいい。ゼロ円というのはないか、1円でもよかったです。だけど、それではいいものが建たないから、設計予算で1円で受けて、施工業者から、例えばバックマージンもらってたら、いいものができないから、そういうことはだめだから、最低基準価格を設けようと、こうなったわけですね。

そうすると、7,100万円に、例えば70%の最低基準価格があるとすれば、掛けたら4,900万ですよ。それよりも少ない金額が、参考にしたほかの市町村の実勢価格である。事業者との合意があれば、これでいけるんだと。私は、明らかにこれ、事業者いじめの予算になるというふうに思うんですよね。

そういう思いがあるからお聞きをしたんですが。

これは、後で質疑にもなりましょうから、そちらに任すとして、でも、最終的に今議会で、これがいいとならなければ、宿毛小学校5,181万の設計予算について、議会が同意できないかもわからない。だから、一般質問で、市長の本心をお聞きしたかった、こういうことです

からね。

あくまでも、今の主張でやるならそれでいいですけど、まだ議会で疑義をただすところが出てくると思いますから。納得いくようになるかどうかですね。答弁ありますか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

他市町村でも、このような形での、先ほど説明したような実勢価格での請負契約が成り立っているわけですけれども、このような実勢価格で発注された金額について、他市町村では、業務者と、いわゆる業者負担になって、赤字でもやったと。迷惑がかかったというふうな話は、全く聞いておりません。

予算に応じた予定価格、こういうものの設定というのは、通常においても行っているものだと思っております。

なお、設計業者は、あくまでも営利業者でありますので、利益が見込まれなければ、落札はしない、このように考えております。

他市町村においても、この低い価格でなっておりますので、どうか御理解をよろしくお願ひをいたします。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 設計業者は営利業者だから、利益がなきや落とさないと、こういうことはいけないんですよ。正当な利益がある予算を見せて、正当な利益で業者が利益を得て、社会の経済が循環をしておる。

落とさなかつたら、次に上げるなんていうのは、これは行政のやることじゃない。そのことは言っておきます。

さて、次の質問に移りますが、一応、宿毛市の重要課題の取組み、市長の基本的な姿勢をお聞きしたいということで、これ5項目か6項目、ずらずらと並べて、通告をしているんですが。

1問ずつ、詳しくやると晩までかかるような

題名ですから、中心市街地一本とっても、恐らく2時間ぐらいやらなきやいけない。だから、もう本当に簡単なところをお聞きしますから、单刀直入に聞きますから、市長もそのことを踏まえて、残り35分ですから、よろしくお願ひします。

もう一つありました。宿毛中学校の移転新築見直しについて。その前にちょっと、これを抜かっていました。これをまず、質問をいたします。

まず、大問題なんですが、小中学校。宿中と橋上中学校、宿毛小学校と松田川小学校、この四つのセットで、松田川に行くのか、宿毛に残すのか、中学校ね。それから、小学校をどちらに建てるんだということで、もう、本当は平成24年のことしの秋ぐらいには、工程表で示された、平成19年ぐらいのときから、このことについて議論をしながら、やっているんですね。

本当なら、もうできてなきやいけない時期なんですよ。そこから、例えば平成20年から平成30年まで、10年間を区切って、一番最初は中学校は一つ。小学校はたしか五つぐらいね。

当時、16の小中学校があって、沖の島を入れたら17あった。

そやけど、これは、将来、地方分権が進んで、教育、自前でやらなきやいけなくなったときには、たくさん学校があることで今まで補助金きてたけど、反対になりますよと。整理をして、例えば統合しながら、人口も減っていくから、統合しながら、古いものは新しくして、それに今度、地震が加わって、非常に安全なものをつくりなさいよと、こういう流れですっといつてたわけですね。

そしたら、ことしの秋には、もう建たなきやいけない小学校が、まだ決まってない。きのうの意見では、宿毛小学校は、今の宿毛小学校に建てる。それは校舎の跡地とグラウンドは一

緒にして、どちらかに建てると。グラウンド側に建てると、こういう話になってます。

でも、中学校は、包帯工法の耐震でそのまま残すと。長い将来のことをいえば、やがて建てかえもできるだろうと、こういう話でしたが、問題は、教育委員会は、いわゆるいろんな会をたびたびやって、松田川がベターじゃないかという保護者なんかの意見。安心、安全な施設を建ててくれと。

それには一つ、問題点の解決がある。一番大事なのは、部活ができない、宿中は。狭くて。これをまず解決したいということで、宿毛中学校を現在地のままでやると、小学校、グラウンドなんかに建てれば、ますます使い勝手が悪くなるんじゃないかな。今の宿中と宿小の境界から言えば、別に宿中のグラウンドが狭くなるわけではないけれども、いろんな運動会とか、行事では、どちらかがどちらかに譲って、やりようわけですわ。小学校のほうがグラウンドを譲って、中学校が100メートルの直線つくって、そこで100メートル競走をやるとか、もろもろ譲り合ってやっていく。

どうせ古くなって、改築をするんだったら、広い場所がいいんじゃないかなという意見がたくさんあった。これも民意なんですね。

それから、市長が公約で言うことも、街区の人に支持されているから、これも民意なんだけど、考えていただきたいのは、まちの空洞化をとめるとか、文教地区の消滅を、学校がなくなったら消滅につながるからとか、もろもろの意見も出ましたが、純粹に教育の施設として、どちらがいいんだろうかということを考えると、私は、今まで強行に進めば、どうも逃げくさしの議論になるなど。半熟卵のままで学校が建つんじゃないかなという思いがあるわけです。

議会に陳情が来て、街区の区長さんなんかが、動かさないでくれと。今言ったような理由も含

めて。そのときに、議会は、あなた方の陳情を受けとったら、もう何もここから場所が動かんことになるから、議論ができなくなるから、あなた方の陳情を否定するんじゃないですよと。それは十分、わかってくださいよと。松田川じゃなきやいかんといっているんじゃないですよと。どちらがいいかじやなく、どうしたら、宿毛の中学生の教育施設として、この問題を解決したものができるか、ということを検討したいから、とりあえず、この陳情は受け付けできませんよという理由で、区長さん方に申し渡しをしたんです。

で、沖本市長になった。沖本市長も公約はして出てきたけども、やっぱりここは冷静になって、今すぐに決めるんじゃないなくて、もう少し議論が熟したほうがいいんじゃないかなと。

中学校をまず、どうするか。この合意があつた上で、小学校を、じゃあこうしようということにならないと、先に小学校をグラウンドに決めると、中学校が動かない場合には、ますます狭くなるんですね。

小学校は現在の校舎を壊して、グラウンドは4,000平米ぐらいですか、確保できるといえども、小中の同じグラウンドの中に小学校が建てば、恐らく中学校は、その一番狭いところでずっとやらなきやならない。そうすると、問題が解決しないから、松田川と今の場所の綱引きじゃなくて、例えば、私は中学校を、最初、一つにしようと言ってた。それは将来的に、どんどんどんどん少子化していくって、600人ぐらいを切るかもわからないと。もう、そのような数字が出ていると思いますね。今、670ぐらいじゃないですかね。

そうすると、どんどん少なくなるんだから、中学校は一つでいいんじゃないかなという案が出て、それはあんまり拙速だなということで、四つになっちゃった。四つになったら、橋上しか

統合にならん。

私は、二つという形もあっていいんじゃないかなというふうに思うんですよね。将来的にね。

そうすると、そんなに遠い将来じゃない。今のうちに、この二つの議論ももう一回してみたらどうかと。そうすると、小筑紫や片島、宿中は一緒にならなきや。東のほうに一つ。そうなってくると、三、四百人規模の学校が、宿中になるかもわからん。そうすると、ますます、400人を超えると、今の面積のところでやると、早急に建てかえも必要になる。だったら、今のうちに議論は尽くして、まちは西に広がっていったんだから、ずっと。咸陽校区からも、どこからも、中学生が来る。宿毛中学校に。宿毛の市内の人も、そんなに遠くない。まちから西のほうに、二、三カ所、候補地を見つけて、例えば山があれば山を切って、今、山は安いもんだから、造成をして、例えば、広々とした中学校をここへ建てて、できれば市民の皆さんが、避難場所なんかも望んでいるんだから、そこに100メートルと100メートルのグラウンドができれば、数千人の方が避難できる。そういうことにも使ってよろしいと思う。

そういう選択肢も、まだある中で、松田川と宿毛と綱引きをして、きょうも高知新聞に書かれてた。教育長もあっさり引っ込めるべきじゃないんじゃないとか、いろいろあるけど、もう一回、ここを考える気持ちはないですか。

中学校が決まると、小学校を建てるという順番は、私はよくないと思う。まず中学校を決めて、今の包帯工法じや長いこともたんと思うが。

もう一回、これを平らにして、寺田君も言つたけど、ゼロベースで、もう一回考えると。しかもスピード感を持って、いう考えはないですか。お伺いします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） るる説明いただきながらの質問でございました。宮本議員の、そういう強い思いは、よくわかります。

ただ、私として、今、一番急がなきやいかんと思っているのは、非常に危険校舎で、今、いつのよう強度の震災が起こったら、つぶれてしまうかもしれない、そういう学校が市内にたくさんあります。

そのような中に、当然、宿毛中学校も入っているわけですけれども、私は、できるだけ早く、まずそういう安全な校舎に整備をしたいというのが、第1点です。

言われたように、将来的には、そのような大きな構想を持った形の中で、議論がいく可能性は十分あります。それはもう、人口の流れの中で、論議していかきやいかんことだと思いますけれども、しかし、その論議を今の段階から始めてしまうと、なかなか、現在の、そこで学んでいる、通っている子供たちの安全も確保できないと、そういう、私は、非常に心配を持つてます。

ですから、そういう点で、私としては、前回、議会でも提案されてました、前執行部も出してました、現在のほぼ、私が今、こうあるべきだということで提案をしている宿毛小学校の校舎については、まず早急に、これは建てさせていただきたい。設計予算を組んでいただきたい。

そして、中学校の移転等については、私はまだ、自分の意向ははっきり持っているわけですけれども、あそこにすべて、決めてしまったということではなくて、これから、いろんな関係者の皆さんと、特に教育委員会の皆さんと議論をしながら、中学校の対応については、宿毛中学校の対応については、検討していくということも表明しますし、今回、そのような、宿毛中学校に関する予算計上もいたしてはおりません。

ですから、そういう思いは持っていますけれども、近い、できるだけ早く、宿毛中学校も耐震化をしたいし、東中学校もしたいし、あるいは、片島、小筑紫は、もう予算、耐震化する方向に、もう既に決定しておりますけれども、すべての中学校においても、このような手をすぐに尽くしていきたいと、このように考えてます。

あと、校庭の広さであるとか、いろいろ、部活のことだと、不便をかけるところもあるかと思います。私は、そのようなところは、それぞれ工夫をしながら、また今まで、非常に人口、生徒数の多かった宿毛中学校で、あのグラウンドで、我慢してきていたいという経過もあります。

しかし、部活の内容が近年になって、非常に変わってきたとか、いうところもございます。そういう点では、例えば、私の思いとしては、河川敷のほうに、松田川のそういう簡易なサッカー場の練習ができるような、そういうところも整備することなども含めて、そうすれば常に、あるいはまた一方からは、生徒の目の見えないところの部活は問題があるとか、さまざまなもの一つ一つのことについて、いろんな意見があることも承知をいたしておりますけれども、私が今、昨年の3月11日の大震災を受けた、そうしたときの対応として、とにかく子供たちの危険性を、できるだけ早く除去したい。学校が倒壊することに、あるいは崩壊することによって、行政としての責任が問われるような、そういう建物、しかも高知県の中でも、一番、学校再編の関係があるわけですけれども、耐震化の事業というのは、県下で一番おくれている。そういう宿毛市になっているということも聞いておりますけれども、早急に、そういう形を取り組んでいきたい。

しかも、やっぱり一番基本には、先ほどありますように、財政的な問題です。これはもう、

市長が考えていかなければいけない、一番大事な課題であると思います。

今後は、すべての学校の耐震化も必要です。あるいは、市営住宅の耐震化も、例えば、そういうあります。

ですから、さまざま、今回も大きな財政シミュレーションを検討していく中で、ぜひともこの方向で、私は議会に提案させていただき、とりあえず、この小学校の設計予算については、今議会で通していただいて、そこまではそんなに大きな違いは、私は、皆さんの思いの中でも違いはないと思いますので、ぜひともこれをお願いをしたい。

答弁とさせていただきます。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 今、言っているのはもつともなことで、皆さん、安全の確保は、本当に早くやらなきゃならないというのは、思っているんですよ。

ただ、簡単に説明すると、宿毛が、例えば高知県の中で少しおくれているという理由は、もともとこの計画の出発点に、古い学校ばかりあるから、まとめて、効率的に改築をしていくこと。新築をしようと、これがダブルコストをなくする一番いい構想じゃないかと、いう財政的な面も一つあるんですね。

でも、今は、包帯工法という、非常に安価な方法があって、これを使えば、早急に耐震ができる。だから、宿毛中学校も、きのうの答弁で、包帯工法でやると、こうなっているんですよね。

宿毛小学校も、包帯ができるじゃないかという議論があったわけですよ。ただ、完全に安全じゃないよと。ただ、ぐじやっと柱がつぶれるようなことは、防げますよと。

阪神も東北も、ぐじやっとつぶれた下敷きになった人がいっぱいいるんですよ。窓ガラスが少し割れたや、何かが落ちたというのは、余り

ないんです。

だから、宿毛中学校だって、今の包帯でやるんだったら、万一、包帯に不備があれば、それで耐震が済んだとは言えないじゃないですか。

だから、一定の安全は担保できる。そういうことで、宿中は耐震でやるということでしょう。

小学校も、今の理由で、建てたいんだけど、すべての学校を、残ったのを包帯で一たんやれば、それはそれで安全は確保できるんですよ。ある一定の。その中から、統合計画を頭に入れた上で、やつたらどうかと。

早目に、宿中も、ここの二、三年は包帯で、まず大丈夫だろうと。だから、その間に、宿中はどうするんだという議論をしてはどうですかということを、私は言っているんだから。

まず、安全を担保するのは、議会のほうも一緒だと思いますよ。だから、このことは、市長の考えもよくわかつたし、私たちの主張もこれからあるから、きのうの話のように、まず議会と意見交換をして、潤滑に進めれるようにしたいというんだったら、もうここで決めたから、こうするんだと、一点張りでやってると、予算は通らんかもわからんですよ。お互いが話し合おうと、こういうことなんですね。

だから、その姿勢を持っていただきたい。

次に移りましょう。

もうほとんどないですから。

我々は、松田川じゃ、絶対それじゃないといかんと言っているわけじゃないんですね。宮本は、1坪の土地も買ってないですから、松田川にはね。

さて、この重要課題で、もう聞くことがなかなか難しくなりましたが、どうしましょうかね、これは。

中心市街地の活性化についてというのを挙げてますが、これは、中西市長が「公園の中にあるまち」というトータルテーマで、東京のコン

サルに委託をして、予算を計上して、900幾らですかね。980万ぐらいだったかな、いい絵がかかれてます。

それに肉づけをして、商工会議所のまちづくり会社を中心に、今、皆さんの意見を出し合って、こんなまちにしようと。五つの指針のもとに、歴史ゾーンであるとか、文化ゾーンであるとか、公園であるとか、福祉ゾーンであるとか、いろんなものを盛り込んだ。

沖本市長は、きのうの答弁でわかったが、新しいことも考えていると言ったけど、それを検討することが、その内容であったと。そこはそれでいいですわ。

でも、私は、このまちで商売35年やってきて、製造業、かなり難しくなったなど。どんどんどんどん、ボディーブローで腹を叩かれて、ことしの8月に、95%ぐらいの事業を廃止しました、三拍子もね。同業者もほとんどやめている。

真丁の商店街も、林さんのときから、中心市街地活性化やっている。議論し尽くしている。しかし、できない。

できれば活性化をしてあげてほしいけど、商店街を復活さすということは、至難のわざやと。

だから、この中心市街地の活性化の、何を目指してやるのか。生活の環境をよくするためにやるのか、もちろん防災もありました。商業の活性化もあった。たくさんことのボリュームを入れると、なかなかこれ、実現不可能になるんじゃないかと、いうことの思いがあったわけです。

だから、宿毛市の商店街というのは、私は、今の状況を見ると、郊外のお店と旧商店街とがありますわね。これが両立をしていくということは、もう不可能に近い。郊外の、宿毛市の資本のお店も、ほとんどなくなっている。市内では、もう何屋さんという屋号のついた商売は、

壊滅状態。これを復活するということは、なかなか難しい状況になっているという中で、もう少しポイントを絞って、この市街化地域の活性化策を考えていただきたいと。

そういう話をしようと思ったんですが、今、市長は、もうこれ、なかなか時間がないけど、基本的にどう思いますか。今、私の話を聞いて。

基本的な考え方を。いよいよ時間がなくなつたが、述べてもらえますか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 市長、お答えいたします。

岡崎議員からも、このようなまちづくりの方向性について、商店街の復活を目指すのか、あるいは活性化を目指すのか、そのことについて聞かれた経緯がございます。

私としては、以前のような、同じ形の、にぎわいのあるという形は、商店街も含めて、非常に厳しい状況は、これはもう当然ありますし、無理だと思います。

そういう点で、ここでやはり市民の皆さん、将来にわたっても、暮らし続けていけることのできる、そういうコンパクトな市街地づくり、これを、住むことにも、あるいはそこで学ぶことにも、あるいはそれほど大きな形じゃなくても、そこで店舗を維持していくにも、そして、皆さんが支え合っていけるような、そういう市街地をつくりたい。

その辺が、私としては、正直な話、まだまだこの事業にはかかわった経緯もございませんでしたし、県議になった後の議会での、さまざまな行政の進め方でありまして、深くかかわった形じゃなくて、資料としては、たくさんいただいてますけれども、これからそのようなものにも勉強もさせていただいて、ただ、この大きな事業を取り入れてやるとかいう形ではなくて、行政としては、行政がしなければいけないこと

は、まず先にあると。そういう点で、今回も、水道通りの整備であるとか、あるいは、市街地からの避難道としての、土居ノ後線の整備であるとか、そういう行政責任のある分野については、率先してやっていきたい。

それに対して、やはりこの民間の人たちが、民間会社をつくってやるという方向になってますけれども、ぜひとも、そこに夢を託して、そこで国や県のそういう制度を導入をしながら、皆さんでまちづくりを考えていく、そういう方向で、基本的には、ぜひとも進めていきたいし、行政として、支援をしていきたい、このように考えてます。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 水道通りのことも出来ましたので、その水道通り、あるいは商工会から沖須賀に抜ける通り、これにも、市議会でもいろんな議論をしました。

そのときに、いわゆるこのまちづくりの案には、総額70億円ぐらいかかる。内閣府に申請して許可が出たら、補助が、たしか3分の2ぐらいだったですか、出ると。だから、この機にやるんだということで、いっぱい絵をかいた。

その絵が、商店街のとこなんかも、非常に立派な店が立ち並ぶような絵だったわけですね。そこに水道通りが入り、商工会通りが広くなる。

絵はいいですよ。それに沿って、今度は官がやる事業が、およそ5割以上ある。幾ら補助金が入るといつても、なかなかできるもんじやない。だから、整理をしなさいよと。水道通り1本やるにしても、その計画の中でやると、非常に立派なものになるんじやないかと。今度も6パターンあるけど。

やっぱり、整理をして、都市防災だったらこのぐらい。1億5,000万の予算組んでるけど、トータルで3億なのか、トータルで6億なのか、これは中心市街地活性化と、非常にリン

クしているから。公共が道路はやったけど、あと民間が何もつくれなかつたということになつたら、これは過剰投資になりますよと、そういうことをいろいろ検討した経緯があるんですよ。

そのことも頭に入れた中で、今の考えの中で、整理をしてやっていただきたいと思います。

それから、もう、これ時間ないね。

産業振興、これは活性化とリンクした考えですが、きのうの答弁では、これからだという意気込みで、農業、林業、漁業に、研修生への支援をしている、就職の支援をしている、いろいろなことをやっているといつても、わずか10人ぐらいだから、これは継続してやっているだけで、これが産業振興になるわけがない。

今、工業団地も、恐らく四、五十億、売り上げ落ちましたね。それから、まちの製造業、当時、五、六十億あったのが、恐らく半分になつてます。水産も6掛け、農業も60億あったのが、今は38億ぐらいでしょ。どんどん落ちている。だから若者がいなくなるんです。

医療とか教育水準も、定住には大事なことだけど、まず所得がなかつたら、いなくなる。

これもう、本当に正念場ですよ。ぜひお願ひします。

もう細かい質問したら、答弁で終わりますからね。ここはもう、今度やりましょう。

防災も、県が、市町村の実質負担をゼロにして、逃げる道だけはつくると、この2年間で。いうのを新聞に出しましたね。逃げる道。だから、きのうの答弁の中でも、そのことについてお答えになっておられましたから、まず、24年、25年には、2,300万、3,000万の予算を組んで、逃げる道やるんだということだから、県に沿つて、一生懸命にやっていただきたいと思います。

何か、不具合ありますか。聞いてましたか。

これはもう、一生懸命やってください。

最後に、宿毛湾港の利活用、横瀬川ダム、もう市町村合併やめますから、時間ないから。この二つ。

あなたは、共産党に20歳から今まで、60ぐらいまでいて、思想的なものは、急にぽんと変えることはないけど、市長になったから、いいことはやりますというようなことで、きのう、市民党ということで答弁なさいましたね。

そこで、ちょっと確認したいんですが、この宿毛湾港の利活用、いろいろ聞きたいことがあったけど、一つだけ聞きます。

我々自民党は、代々、市長と一緒に呉の自衛隊の基地に行つたりして、この宿毛湾を何とか利用してくださいと、自衛艦の寄港もお願いした。

イージス艦は、私たちがお願いして来ているんじゃないですね。これ、日米地位協定で、イージス艦は船長、コマンダーが行きたいといつたら日本じゅう、どこでも行けるんですから。事前協議がない限りは、核は積んでないんですから。平和外交として、我々は受けいれた。まちでも歓迎式をやった。カラオケ大会もやった。夜は会費で飲んだ。

そしたら、船長がハワイにレポートを書いている。宿毛はいいところだよということで、2回、余分に来てくれた。

議員の中には、反対の人もいて、帰れ、帰れと言つた。イージス艦はもう帰つているんだから、さよならと受け取つたららしいけど。

沖本市長は、基本的な態度、自衛艦、イージス艦が寄港したら歓迎なさいますか。

それと、横瀬川ダムについては、きのうの答弁ありましたが、内水対策をしっかりやってくれるようになったから、私も横瀬川ダムの完成に努力しますと、こういうことだったですから、もうこれもええですね。5分ですから。

今のイージス艦と自衛艦、どうしますか。お答え願えますか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

宿毛市としては、県、国といろんな連携をしながら、宿毛湾港の開発、将来に向けて、非常に大きな投資をしております。

負担金も約1割近くのお金が、宿毛市の予算から出ているわけで、非常に大きな宿毛市の行政の中でも、言葉としては悪いんですけども、以前からずっと、ここに大きなお金を投資してきた、負担してきているという状況にあります。

ですから、ここの湾港の利活用ということは、将来を含めて、非常に大事な、宿毛市にとってもキーポイントになるだろうし、先ほど言われましたような産業振興を含めて、どんどん右下肩下がりの状況の中で、これを平行にもっていき、上向きに向けていく、そういう流れの中では、この湾港の果たす役割は大きいなど。

そのために、ずっと投資もしてきたし、今後も整備、さらにやろうとしているわけですけれども。私はそういう点では、この幡多地域の拠点ともなるべき、そういう港だという位置づけを、まずしております。

そうした中で、具体的に、イージス艦や自衛隊だというお話をございました。私は、ここの宿毛湾は、いわゆる商業港でありますので、ここが軍事的に、いわゆる軍事基地として利用されるという形については、私はどうしても、個人としても、余り納得できません。

しかし、特に自衛隊の友好等につきましては、私は、今回の東日本大震災における、あのような献身的な活動なんか、あるいは今までからもそうだし、そうだったんですけども、非常に国民にとって、なくてはならない、そういう大きな役割を果たしている。

そういう、私は形だと思っています。

ですから、そのような形で、自衛隊、自衛艦がここに入港してくださるということは、地域のさまざまな物産であったり、観光であったり、運輸であったり、そのようなところに、私は潤うんではないか。

そういう点では、歓迎をしたいというふうに思います。

ただ、先ほど言われましたイージス艦等の米軍の上陸については、私個人としては、余り好ましい形だとは思っておりません。

しかし、私としての許可ができる施設でもございません。県のほうで、きっちと非核証明もとり、手続を踏んで、ここに入港されるのであれば、私は歓迎式典するかどうかは、そのときには考えたいわけですけれども、今の段階で、身を張って反対だという立場は、とるつもりはありません。

ただ、やはり上陸するに当たっては、そういう、きちんと隊員としての規範を守っていただく、そのような、市民との接点の中では、決して事故や事件の起こらないような、そういうことの確認の中で、私はそういうことに、あうことについては、それは歓迎をしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） えらいはしょったような質問になりました、答弁も時間がないから、十分にできないとは思いますが。

我々も、軍事基地にするなんて一言も言ってはないです。

それと、きのうの答弁でも気がつきましたが、私個人としてはという考えは、ここでは言う必要ないです。ここでは、市長の、公人としての考えを言っていただければいい。

それと、ダムの問題にしても、宿毛湾の利活用にしても、あるいは、ほかの公共事業にして

も、我々は毎年、県知事と国交省の四国整備局にお願いに行ってます。歴代の市長、ずっとついて来てくれましたが、これは自民党が主体になってやっているんですが、やはりそういうときに、一緒に行けると。宿毛のために行けるということになるように、4年間、頑張っていたいことを申し上げまして、きのうの寺田よりも15秒早く終わりますが、これで質問を終わります。

○議長（中平富宏君） これにて、一般質問を終結いたします。

この際、午後1時30分まで休憩いたします。

午後 0時09分 休憩

----- · · ----- · · -----

午後 1時30分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） それでは、質疑を行いたいと思います。

今回、私が質疑をするのは、本議会に提案されております議案の中で、第13号別冊、平成24年度宿毛市一般会計予算についてあります。

新規の事業を中心にしながら質疑を行います。よろしくお願ひします。

それでは、まず初め、ページ56ページ、第2款総務費の第1項総務管理費、17目離島振興費、8節の報償費についてあります。

今年度から取り入れられます新規の事業でありまして、この問題につきましては、これまでも一般質問等を通じて、提案をしてきた部分でございます。

地域おこし協力隊報償費として198万円が

計上されております。しかし、24年度の新規事業調査表を見ますと、これに係る予算総額は258万4,000円となっております。このことは、他の節にも関連する予算があるのではないかと思いますので、その内容、そしてこの地域おこし協力隊の業務内容といいますか、具体的な取り組みの計画について、どのようなものであるのか、お示しをいただきたいと思います。

そして、この協力隊員の募集方法は、どのように考えておるのか、お伺いをいたします。

次は、ページ57ページ、同じく第2款総務費の第1項総務管理費、17目離島振興費、19節負担金補助及び交付金についてであります。沖の島観光物産等宣伝活動事業費補助金といしまして、40万円が計上されておりますが、これも平成24年度新規事業調査表による説明によりまして、昨年度までありましたアイランダー事業費補助金を廃止して、それにかわる事業のようであります。

昨年までは60万円が計上されておりましたが、減額となった理由についてお伺いします。そして、事業内容は、昨年度に比べてどのように変わっているのかお伺いいたします。

ページ68ページ、第3款民生費の第1項社会福祉費、3目老人福祉費、19節負担金補助及び交付金についてであります。ねんりんピックよさこい高知2013宿毛市実行委員会補助金として、146万6,000円が計上されております。

これは、高齢者を中心としてスポーツや文化、健康と福祉の総合的な祭典であります第26回全国健康福祉祭、いわゆる、ねんりんピックが来年、高知県で開催の予定となっておりますので、それに伴う予算であろうかと思います。

県下の各地域でいろいろな競技や催しが予定されているそうであります。市内の老人クラブ

の皆さんも、本市で競技が開催される、このことについて、そしてまた、全国の老人クラブの皆さんと交流できる事業であり、大変期待をし、楽しみにしております。

宿毛市では、どのような催しが計画されておるのか、開催日時や規模を含め、予算についての御説明をお願いします。

ページ8 7ページ、第4款衛生費の第3項清掃費、3目し尿処理費、13節委託料についてであります。

一般廃棄物海上運搬業務委託料として、313万8,000円が計上されております。新規の調査票にはなかったわけですけれども、これも新しい事業じゃないかと思われます。どのような事業を行おうとしているのか、事業内容、そして委託先等について、この事業についての御説明をお願いします。

ページ118ページ、第10款教育費の第2項小学校費、2目教育振興費、13節委託料についてであります。

これも説明がございましたけれども、小学校交流派遣事業委託料として115万円が計上されております。事業の内容や趣旨については理解をいたしますが、この事業の対象者は、宿毛市立の小学校五、六年生で10名以内を計画いたしております。

そこで、選考方法はどのように考えておるのか、また、派遣時期については、いつごろ計画をしているのか、お伺いをいたします。

そして、家庭の負担額が多少は発生するのではないかと思いますが、どれぐらい自己負担がかかるのか、お示しをいただきたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（中平富宏君） 企画課長。

○企画課長（山下哲郎君） 企画課長、松浦議員の質疑にお答えします。

議案第13号別冊、平成24年度宿毛市一般

会計予算、56ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、17目離島振興費、8節報償費、地域おこし協力隊報償費198万円ほかについて、御説明をさせていただきます。

予算の内訳、報償費は月額16万5,000円の12カ月分でございます。そのほか共済費では、健康保険等で30万8,000円、それから市内の出張旅費等で16万6,000円、それから、需用費は消耗品で1万円、役務費が携帯電話の使用料1万円の12カ月分でございます。12万円です。

予算の合計は、258万4,000円となっております。

それから、次に、業務内容ですが、一次産業の支援活動、ひとり暮らし世帯や高齢者世帯の生活支援活動、地域行事等の支援活動、健康づくりにかかる支援、環境保全活動、地域資源、観光とか特産品の発掘、振興でございます。

それから、集落の維持活性化にかかる活動、その他、市長が必要と認めた活動を予定で、現在、要綱を作成中でございます。

それから、募集の方法でございます。この事業は、地域住民の生活サポートなど、地域力の維持、強化を目的としています。そうしたことからも、鵜来島地区においては、地域の実情に詳しい方が最も効果が発揮しやすいと考えおりまして、地元地区長の推薦による方の委嘱を予定しております。

それから、同じく57ページ、19節沖の島観光物産等宣伝活動事業費補助金40万円について、御説明いたします。

平成23年度のアイランダー事業費補助金につきましては、国土交通省日本離島センターが主催している日本全国の離島のイベント、アイランダーに参加する経費に対する補助金でしたが、平成18年の参加から、一定期間が経過したことから、事業を見直しをしております。

補助率については、全額補助から補助率を3分の2とし、事業内容については、これまでアイランダーのみを対象事業としていましたが、他の観光物産イベント等へも参加できるよう、参加事業範囲を拡大し、本市でも有数の観光スポットである沖の島、鵜来島のPRを行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 福祉事務所長。
○福祉事務所長（滝本 節君） 福祉事務所長、7番、松浦議員の質疑にお答えします。

議案第13号別冊、平成24年度宿毛市一般会計予算、68ページの歳出、第3款民生費、第1項社会福祉費、3目老人福祉費、19節の負担金補助及び交付金の「ねんりんピックよさこい高知2013」宿毛市実行委員会補助金として146万6,000円を計上させていただいておりますが、このことにつきまして御説明させていただきます。

ねんりんピックよさこい高知2013の開催日時や、規模並びに宿毛市における協議内容、予算等の内容についての御質問であったかと思います。

まず、ねんりんピックにつきましては、松浦議員がおっしゃられたように、60歳以上の高齢者を中心とするスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典として、全国各地において開催されている全国健康福祉祭であります、ねんりんピックの愛称で親しまれています。

ねんりんピックにつきましては、厚生省の50周年記念事業の一環として、1988年（昭和63年）に兵庫県と神戸市が主催者となり、第1回大会が開催され、以後、毎年、各都道府県持ち回りで開催されております。

平成25年には、高知県が開催県となり、宿毛市では剣道の交流大会が実施される予定とな

っております。

剣道交流大会の実施時期といたしましては、平成25年10月27日から28日の2日間を予定しております、選手、監督を合わせて約650名、そのほかチームの関係者や家族等を合わせて、合計で1,000名くらいの皆様においでいただけるものと見込んでおります。

平成24年度におきましては、ねんりんピック高知大会に向け、宿毛市実行委員会を組織し、交流大会開催準備室事業費等を補助することとしております。

24年度の事業費の146万6,000円の財源につきましては、県の実行委員会より、宿毛市の実行委員会へ約3分の2に当たります98万2,000円、宿毛市補助金として、残りの48万3,000円余りを予定しております。

本ねんりんピックの開催により、剣道の競技だけでなく、スポーツを通じた交流であるとか、会場内での健康のチェック、地場産品の販売、それから、宿毛市の観光地の紹介であるとか、多方面にわたる交流ができるものと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（中平富宏君） 環境課長。
○環境課長（松岡博之君） 環境課長、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第13号別冊、平成24年度宿毛市一般会計予算、ページ87ページ、4款衛生費、3項清掃費、3目し尿処理費、13節委託料です。この事業内容と委託先ということでございます。

これにつきましては、沖の島、それと鵜来島のし尿処理を行おうとするもので、市内4業者さんの車8台をもって行うものでございます。

その8台の車両の海上運搬をするために、代船を委託して行おうとするものでございます。

それで、回数としましては3回を予定してお

ります。なお、委託先については、まだ決定しておりません。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（中平富宏君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（出口君夫君） 教育次長兼学校教育課長、7番議員の質疑にお答え申し上げます。

議案第13号別冊、平成24年度宿毛市一般会計予算118ページでございます。

10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費の13節委託料について、御質問をいただきました。

小学校交流派遣事業委託料でございますけれども、この事業に関して、選考の方法、それから派遣の時期、それから家庭の御負担についての質問であったと思います。お答え申し上げます。

この事業は、宿毛市の子供たちを県外に派遣をいたしまして、他県の子供たちとの交流でありますとか、文化や風習、その地域の文化、風習に触れることによって、子供たちの視野を広げ、郷土の宿毛のよさを再発見する、そういうことを目的に、実施しようとするものでございます。

派遣につきましては、隔年で行う計画でございますので、すべての児童が対象となるように、五・六年生を対象とさせていただいております。

派遣先といつしましては、これまでも交流のございます岐阜県の揖斐川町を考えております。

時期につきましては、揖斐川町の地域性等も考慮し、冬季に派遣をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、参加する子供たち、10名の予定でございますけれども、その選考の方法でございますけれども、現在、最終的にはまだ募集要項等は固まってはおりませんけれども、基本的

には、子供たちにその地域での体験をしたいこと等を含めて、作文を書いていただき、作文等を選考する中で、最終的に10名の児童を選考してまいりたいというふうに考えております。

それから、参加児童からは、自己負担金といたしまして2万5,000円を徴収をいたしたいと考えております。この平成24年度一般会計予算の歳入の41ページ、雑入のほうに、小学校交流派遣事業自己負担金として25万円を計上をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 各課長より詳しく御説明をいただきました。ありがとうございます。

まず、地域おこし協力隊の部分について、本当に、そういう面ではタイムリーといいますか、人口が本当に20名そこそこの島に、一次産業とか見守りとか、いろいろこの協力隊員がお手伝いしますか、そういう部分をしていくということで、本当に先ほども言いましたが、タイムリーな事業であるということで、うれしく思っております。

そして、沖の島の関係は、事業内容、アイランダーに絞られた部分を広げていくと。そしてまた、補助率についての改正、これは当然、あり得る話かなという思いがいたします。

ねんりんピック、これもまた詳しく所長のほうから御説明をいただきました。成功に向けて、格段の御努力をお願いをしたいというふうに思います。

それで1点ですか、2点、衛生費の関係ですけれども、し尿処理費いいますか、そこについては、どういう計画になっているのか、お示しをいただきたいと思います。

それと、小学校の交流派遣事業、今、課長のほうから揖斐川町と、隔年で冬季に開催をされ

るということですけれども、これは確認の意味ですけれども、隔年ということは、ことし、24年度は宿毛市から揖斐川町に行って、25年度については、揖斐川町からこちらに受け入れるということでおよろしいのか、それは確認の意味でお願いします。

以上です。

○議長（中平富宏君） 環境課長。

○環境課長（松岡博之君） 環境課長、松浦議員の再質問にお答えいたします。

4款衛生費、3項清掃費、3目し尿処理費、13節委託料の計画ということでございます。

この委託料でございますが、あくまでも8台の車両の海上輸送の委託料として、3回分を計上しております、家庭のくみ取りのほうにつきましては、各個人の支払いとなりますので、よろしくお願ひします。

○議長（中平富宏君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（出口君夫君） 教育次長兼学校教育課長、7番議員の再質疑にお答えを申し上げます。

小学校交流派遣事業について、相互交流かという御質問であったと思いますけれども、私どもについては、相互の交流を行ってまいりたいということでございまして、平成24年度は、宿毛市から揖斐川町のほうへ派遣をしてまいりたいというふうに考えております。

ただ、揖斐川町のほうは、基本的には、毎年度行いたいという思いも持っているようございまして、そこについては、さらに今後、煮詰めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 済みません、私の質疑の仕方が悪かったのかどうか、あれですけれども。

業者の運搬、それについては、この委託料で対応するということで理解をいたしましたし、処理費用まで市民に負担ということは、当然、考えてはないわけで、各家庭で、条件的に市内でバキュームカーでくみ取りに行って、そこで支払う料金体系がそのまま適用されるのか。島の場合に、こういう、条件的に厳しいので、1件何割増とか、そういうようなことがあるのかどうか、そこあたり、わかつておれば教えていただきたいということです。

○議長（中平富宏君） 環境課長。

○環境課長（松岡博之君） 環境課長、松浦議員の再質疑にお答えいたします。

市内のほうと、料金としては全く一緒の料金でございます。ただし、ホースをつなげば、幾らか割高になるということで、承知願います。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） ありがとうございます。質疑終わります。

○議長（中平富宏君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 3番、質疑を行います。

今回、追加議案を含めて22本の条例関連議案が提出されていますが、なかなかの難文ぞろいで、私などにはちんぶんかんぶん、歯がたたないというのが実感でございます。

しかし、しっぽを巻いてばかりもおられませんので、議案第26号と第29号について、確認の意味を含めてお尋ねしたいと思います。どうかよろしくお願ひいたします。

まず、議案第26号、宿毛市英語指導助手の報酬及び費用弁償の支給に関する条例について、お尋ねいたします。

この議案に示される条例案に従えば、これまで教育委員会規則第10号によって規定されていた英語指導助手の扱いに関して、「報償」として支給されていたものを「報酬」に改め、その金額についても見直しを行うこととなってい

ます。

第3条2の記述によれば、非居住者として日本国内において賦課される所得税額から、居住者である場合の、日本国内において賦課される所得税額を差し引いた額を報酬額に加算することとなっていますが、この場合、居住者である場合の日本国内において賦課される所得税額は、当該非居住者である英語指導助手が負担することになります。

また、附則3によれば、前項の規定する英語指導助手が、日本国内において所得税及び住民税が賦課される場合は、これらの税の合算額を控除した後の報酬月額が30万円となるものとするとあり、税の合算額を控除する対象となるものは、文脈上、附則2に提示するこの条例の施行前に、既に英語指導助手として就任している者のみということとなり、附則2の経過措置の対象とならない英語指導助手、つまり、今後新たに就任する英語指導助手は、先述の第3条2に該当する非居住者である英語指導助手と同様に、居住者である場合の日本国内において賦課される所得税額を、自腹で負担することとなります。

従来、英語指導助手の報償は、教育委員会規則第10号、宿毛市英語指導助手就業規則の第7条で、英語指導助手の報償は、月額30万円とする。ただし、この場合において、日本国内において賦課される所得税及び住民税控除後の手取り年額が360万円を下回る見通しとなつた場合は、360万円を下回らない額とするよう、月額を改定するものとするという記述によって、所得税、住民税を控除した後の手取りの額となるよう、配慮されていたと考えられるのではありますが、報酬に変更されることによって、第3条に規定する非居住者、並びに附則2と3の対象とならない英語指導助手には、それらの税が賦課されることになる。

こういう解釈で正しいかどうか、お尋ねいたします。

また、附則2と3による、この条例の施行前に既に英語助手として就任している者の報酬月額は、第3条に規定する別表とは無関係に、仮にその英語助手が2年、3年に及んで契約の延長がなされたとしても、月額30万円のまま据え置かれ、所得税と住民税の額は報酬に加算される。つまり、自腹を切ることはないということになるものと考えられますが、そういう解釈で正しいのか、同様、お尋ねいたします。

次に、議案第29号、宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。第20条を（臨時的任用職員及び非常勤職員の勤務時間、休暇等）、第20条、臨時的任用職員及び非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く）の勤務時間、休暇等は、第3条から前条までの規定にかかわらず、別に任命権者が定めるという条文に改めるということでおろしいのか、お尋ねいたします。

また、本議案によって削除される非常勤職員の勤務時間、第10条では、非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く、以下同じ）の勤務時間は、日々、雇い入れられる非常勤職員については、1日につき7時間45分を超えない範囲において、その他の非常勤職員については、常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲において、任命権者の定めるところによるとして、勤務時間に対する範囲規定がなされていました。

同様に、本議案によって、従来の第20条の中から削除される選挙権、その他公民としての権利を行使する場合、裁判員、証人、鑑定人、参考人として国会裁判所、地方公共団体の議会、その他官公署へ出頭する場合等、特に必要と認められる期間並びに労働基準法第39条に定める基準による年次有給休暇以外、いかなる休暇

も認めないとする規定は、逆を言うならば、それらの事由による休暇は認められるという規定であったことになります。

つまり、それ以外は、認めないとということは、それは認めるということだと解釈されるわけです。

これら条例の中から削除される条文並びに文言は、非常勤職員の勤務時間と休暇について、明確な形で規定したものであったわけですが、新たに改正される臨時的任用職員及び非常勤職員の勤務時間、休暇等、第20条には、一切記載されなくなり、その上に宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関して、事細かに定めてある第3条から第19条までの勤務時間や、休暇の規定にかかわらず、別に任命権者が定めるという、条文に改められることになります。

臨時的任用職員及び非常勤職員の勤務時間と休暇に対する明確な規定が、本議案に上程された条文では、すべて削除されていることによって、任命権者の定める定め方いかんでは、勤務時間の長時間化や休暇取得に関する労働基準法第39条の規定さえも、削除無視され、恣意的な決定が容認されることになりはしないか、お尋ねいたします。

また、そのような、私がこの条文を見る限りでは、そういうことも可能ではないかと危惧している恣意的な決定がなされないという保障は、どのような条文、あるいは規定によって担保されることになるのかについてもお答え願います。

○議長（中平富宏君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（出口君夫君） 教育次長兼学校教育課長、3番議員の質疑にお答えを申し上げます。

議案第26号、宿毛市英語指導助手の報酬及び費用弁償の支給に関する条例の制定について、御質問をいただきました。

この条例の制定について、先ほど、御質問の中で、報償から報酬に切りかわることによって、英語指導助手の条件が厳しくなっているというような御指摘がございましたけれども、基本的に、報償から報酬にかえることについては、これまで県等の指導を受ける中で、勤務状態等を踏まえて、これは報酬が適当であろうということ等を踏まえて、今回、条例を改正しようと。

基本的に、地方自治法の203条の2第4項に基づいて、条例の制定が義務づけられておりますので、報酬等は。そういったことで定めようとするものでございます。

それとあわせて、今般、この日本における英語指導助手に関しましては、文部科学省、それから外務省、総務省の協力のもとで、基本的には、財団法人の自治体国際化協会というところが、その英語指導助手についてのあっせんを行っていただいております。

そこを通じることによって、指導助手を受け入れた市町村に対しては、地方交付税の措置がなされるということで、ほぼその費用の全額に近いものが、交付税として算入をされると。

もちろん、民間レベルでのあっせんもございますけれども、当然、そういったものを活用すると、交付税措置がされないという部分もございます。

そういったことから、全国的な中で、その報酬の額等も協議をして、定めてきている経過があるということで、今般、我々がその報償から報酬にかえましたら、たまたま、金額同一になりましたけれども、国において、いわゆる地方公共団体の財政負担の軽減でありますとか、あるいは、何年も長く勤めていただくALTに支援がいくような、そういう制度、仕組みを考えようということで、全国一律で、今回のような制度になったものでございますので、基本的には全国一律ということでございます。

それで、御質問の条例の第3条の部分です。これは、まさに1年以上の契約に、基本なっておりまます。したがって、1年以上であれば、居住者として、日本国内では5%の税率が適用されますが、御指摘のように、1年未満の、例えば年度の途中に来ていただくようなケースがございます。その部分については、非居住者として20%の税率が適用されるということございますので、非居住者に関しては、御質問議員御指摘のように、20%、この部分について、その差額を自己負担ということになってこようかと思います。

ただまあ、英語圏では、アメリカ等については、それが免除されておりますので、今回、実はその2月に、新たに宿毛市に来られた方については、アメリカ合衆国から来られた方ですので、その免責条項が適用されて、5%の税率ということになります。

今後、この条例に基づきまして、確かに1年以内であれば、今、税抜きで30万円が、税込みの28万となりますけれども、先ほど言いましたように、地方公共団体の負担等の軽減等も勘案する中で、文部科学省、総務省、外務省のほうで協議をされた額ということでございますので、まず御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、もう1点、現在、既に英語指導助手として勤務されている方については、3年勤務しようが4年勤務しようが、その方が勤務している間は、旧規定が適用されるということで、この条例適用は附則で、いわゆる除いておりますので、3年、4年目も30万円、税抜きの30万円を支給するという形になろうかと思います。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 総務課長。

○総務課長（弘瀬徳宏君） 総務課長、議案第

29号、宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、山戸議員の御質問にお答えいたします。

まず、第20号の条文につきましては、山戸議員が読み上げたとおりの条文に改定しようとするものですので、割愛をさせていただきます。

その上で、今回の条例改定の趣旨につきましては、釈迦に説法をするようで大変恐縮ではありますが、地方自治の基本的な考えとしては、これはさまざまな考え方を持っておられる住民、その住民の考えを一つのルールにする。そのため、市民から選ばれた議員の皆さんで構成される議会で、そういった条例を制定し、ルール化をすることによって、これは当然のことあります。

ただ、一方において、やはり速やかな処理が必要なものについては、これは任命権者に委任すると。例えば、市長が専決処理できる事項を定めて、そうすることによって、速やかな処理をすることによって、住民福祉をさらに向上するというようなやり方もございます。

今回の改正につきましては、まさにそういったことをねらって、臨時の任用職員、非常勤職員、こういった方の勤務時間であるとか、休暇、この部分については、任命権者にゆだねようというふうに改正をしていただきたい、これがねらいでございます。

決して山戸議員がおっしゃる恣意的な運用をしようとかいうことではありませんし、それを当然のことながら、任命権者としては、規則なり要綱なりという形で定めますので、その中で、きちっと担保をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 私が質問している内容以上の回答を、懇切丁寧にいただきました。い

つぱい答えてくれたなど、びっくりしているところでもあるんですけれども。

この英語指導助手に関しては、給料というか、報酬になることによって、少なくなる面はあるけれども、そういう派遣機関との関連において、助成されると。

そして、これからそれによって英語指導助手として就任する者が、今後の人材確保の面で、障害となるおそれはないのかということについても、もう一度、お尋ねしたいと思います。

それから、総務課長のお答えには、地方自治の一つのルールに従って、そういうふうになっているんだということで、納得いたしました。こんなこと、これによって条件が悪くなるなんということは、さらさらないものと思いますけれども、規則なり要綱を定めるということで納得いたしております。

条例が、そういう職員の不都合になるようなことをするとも思っておりませんけれども、念のためということで、質問させていただきました。

学校教育課長、もう一度。

○議長（中平富宏君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（出口君夫君） 教育次長兼学校教育課長、3番議員の再質疑にお答えを申し上げます。

英語指導助手の勤務条件が低下することによっての人材確保は大丈夫かという御質問をいただきましたけれども、先ほどの答弁の中でも申し上げましたように、この事業につきましては、文部科学省、外務省、総務省の協力のもとで、財団法人自治体国際協会を通じて行っているということでございまして、その財団法人のほうが、責任を持って、人材の派遣については行えるということでございますので、今後ともそういう形で取り組んでまいりたいというふうに考

えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 懇切丁寧な御回答をいただき、まことにありがとうございました。

これで私の質疑を終了いたします。

○議長（中平富宏君） この際、10分間休憩をいたします。

午後 2時15分 休憩

—————・—————・—————

午後 2時31分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 6番、質疑を行います。

私が質疑を行いますのは、議案第2号別冊、平成23年度宿毛市一般会計補正予算（第12号）及び議案第13号、平成24年度宿毛市一般会計予算についてでございます。

まず、12号補正のほうから行います。

ページ53ページ、10款教育費、第3項中学校費、1目学校管理費、13節委託料、小筑紫、片島中学校耐震補強工事372万7,000円、15節工事請負費、小筑紫、片島中学校耐震補強等工事費1億2,810万円についてでございます。

これについては、1月31日の第1回の臨時議会で、小筑紫、片島中学校の耐震補強実施設計では、包帯工法での実施設計予算950万円が組まれておりました。

今回の補正では、従来のプレス工法での実施予算となっていることとの関係性、また、事業実施は24年度なのに、なぜ補正であがっているのか、お尋ねをいたします。

続いて、一般会計予算のほうから、50ページ。第2款総務費、第1項総務管理費、7目企

画費、19節負担金及び交付金、U I ターン希望者住宅改修事業補助金100万円についてでございます。

これは、新規事業調査表で詳しく述べておりますけれども、市民の皆さんへの周知もあると思いますので、もう一度、詳しくお願ひをいたします。

また、今後どのような方法で市民の皆さんに周知していくのかということ、そして、年間で2件分を予定しておりますけれども、2件以上の申請については、どのように対応していくのかということ。

続いて、53ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、11目国土調査費、13節委託料、地籍調査事業委託料2,330万7,000円が計上されております。昨年度は山奈地区の一部でしたが、24年度以降は決まってないというお話をしたので、ことしはどこを地籍調査するのかお尋ねをいたします。

続いて、56ページ。第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、19節負担金補助及び交付金。宿毛市ブロック塀等対策推進補助金600万円が計上されております。これも同じく、新規事業で、詳しく説明をしておりますけれども、これも市民の皆さんに周知があると思いますので、もう一度詳しく説明をお願いいたします。

また、最高限度額が20万円の補助金となっておりますけれども、補助率があるのかどうか、お伺いをいたします。

続きまして、87ページ。第4款衛生費、第3項清掃費、4目バイオマстаун構想推進事業費、9節、11節、14節について、それぞれ普通旅費6万3,000円、消耗品費2万3,600円、14節では、堆肥化工場地元視察バス借上料となっております。借上料17万9,000円となっておりますが、平成23年度の

補正予算（12号）のほうで、41ページにおいて、バイオマстаун構想推進事業費、13節生活環境影響調査委託料154万4,000円。また、14節では、同じく堆肥化工場地元視察バス借上料17万9,000円を減額。すべて減額しております。

今回の当初予算では、生活環境影響調査委託料が減額されたままで、普通旅費、消耗品費、地元視察バス借上料のみとなった理由をお伺いをいたします。

最後に、ページ106ページ、第8款土木費、第2項道路橋梁費、4目地方道整備事業費、15節工事請負費、市道大島中央線道路改良工事ほかとなっております。この内訳をお尋ねをいたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（中平富宏君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（出口君夫君） 教育次長兼学校教育課長、6番議員の質疑にお答えを申し上げます。

議案第2号別冊、平成23年度宿毛市一般会計補正予算（第12号）、53ページでございます。

第10款教育費、第3項中学校費、1目学校管理費の13節委託料、小筑紫、片島中学校耐震補強工事現場管理委託料372万7,000円及び15節工事請負費1億2,810万円でございますけれども、この予算と、去る1月31日の市議会臨時会におきまして御提案申し上げ、可決をいただきました950万円、いわゆるSRF、包帯工法による補強実施設計との関連、及び平成24年度予算ではなく、この23年度の補正予算で計上したのはなぜかという御質問をいただきました。

議員御承知のように、小筑紫中学校及び片島中学校の耐震化につきましては、平成22年度

の国の緊急経済対策でございます、きめ細やかな交付金を活用いたしまして、平成23年の2月7日の市議会臨時会におきまして、2次診断及び耐震補強実施設計を予算計上いたしまして、可決をいただき、全額を平成23年度に繰り越しをいたしまして、実施をいたしておりますけれども、この実施に当たって、その後、耐震化工事の工法といたしまして、先ほど申し上げましたSRF工法、包帯工法と通常言われてますけれども、があると。その工法によれば、工期も短くて済む。それから、費用も非常に低く抑えられるということから、市役所庁内で十分検討をいたしまして、去る1月31日に最終的に市議会、臨時会のほうにSRF工法による耐震補強実施設計の予算を計上させていただいたものでございます。

既に在来工法での実施設計を行っておりましたので、二重にはなりましたけれども、非常に、先ほど申し上げましたように、有利な工法であるということから、可決をしていただいた経過がございますけれども、ただ、1月31日に可決をいただきましてから、今後、その補強実施設計をするに当たって、工期的に年度内にはできないということから、その補正予算の繰越明許補正のほうにも計上させていただいておりますけれども、950万円を全額、24年度に繰り越して補強設計をやっていくということになっております。

したがって、そのSRF工法による工事費の概算を、今の段階でお示しすることはできません。そういう関係で、在来工法で行った実施設計に基づきまして、今回、予算を計上させていただいているということでございます。

また、24年度の当初予算ではなく、補正で全額繰り越しになるんですけれども、計上した理由ということでございますけれども、今回、国の第3次補正予算を活用することによって、

補助金額は基本的にはかわりませんけれども、その補助裏に当たります一般財源見合いについて、今回、その100%起債が充当できると。

それから、その起債の充当の80%、後年度交付税で措置をされると。非常に有利な、市の持ち出しが、事業費の6%で済むというような補正予算がございまして、全額繰り越しにはなりますけれども、3月の補正予算で計上させていただいて、24年度に耐震補強工事を実施してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 企画課長。

○企画課長（山下哲郎君） 企画課長、野々下議員の質疑にお答えいたします。

議案第13号別冊、平成24年度宿毛市一般会計予算、50ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画費、19節U Iターン希望者住宅改修事業費補助金100万円について、御説明いたします。

この補助金は、人口減少が著しい中、宿毛市への移住定住を促進することを目的としております。

対象は、宿毛市外に5年以上居住し、宿毛市にU Iターン希望する者で、宿毛市に住所を有して、6ヶ月を経過しない18歳以上の者ということにしております。

補助率は3分の2。県が3分の1、市が3分の1です。補助金額は、最高50万円となっております。

例を挙げて御説明いたしますと、75万円以上の住宅改修をすれば、移住者に50万円が補助されるもので、今回は2件分を計上しております。

周知をどうするかということでございましたが、広報、それから市のホームページで、市内外の皆さんにお知らせをしていきたいというふ

うに考えております。

それから、2件以上の申し込みがあった場合は、それこそ大歓迎ですので、補正予算で対応させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（中平富宏君） 建設課長。

○建設課長（岡崎匡介君） 建設課長、野々下議員の質疑にお答えいたします。

議案第13号別冊、平成24年度宿毛市一般会計予算、ページ53ページでございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第11目国土調査費、13節委託料、地籍調査事業委託料の内容についてでございます。

国土調査は、3カ年を要して調査をする事業でございますが、平成23年度から取りかかっております手代岡、小島地区、約0.4キロ平方メートルでございますが、平成24年度、竹部、馬場住地区を追加いたしまして、約0.37キロ平方メートルでございますが、この2地区について、国土調査を行うものでございます。

続きまして、ページ106ページ、第8款土木費、第2項道路橋梁費、第4目地方道路整備事業費、15節工事請負費の内訳についてでございます。

市道大島中央線道路改良工事費ほかについて、説明させていただきます。

この工事は大島中央線、昨年、災害により落橋しました高石大橋に続く平井蕨尾線、宇須々木鼻前線の3路線の改良を予定いたしております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 総務課長。

○総務課長（弘瀬徳宏君） 総務課長、野々下議員の質疑にお答えをいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、19節負担金補助及び交付金の、宿毛市ブロック塀等対策推進補助金600万円の

事業内容であるとか、補助率であるとか、そういったことを説明させていただきます。

この事業は、高知県が南海地震対策の一環としまして、24年度の新設事業として、ブロック塀等の耐震対策、こういったことを制度化しました。

といいますのは、過去の震災において、ブロック塀の倒壊、そういうことによる通行人の死傷者が多発したこと。それからまた、救助活動において、そういう倒壊したブロック塀なんかが非常に救助活動とか、消火活動に阻害があったというようなことから、危険性の高いブロックの撤去について、これは個人が当然、個人がそういった危険なブロックを撤去するわけですが、その撤去費について、上限20万を限度額として補助するということです。

そうしたことによって、先ほど言ったような危険性を除去するであるとか、それから、救助活動を速やかに行えるようになるというふうに考えております。

それで、この補強コンクリートブロックの点検をうまくせんといけませんので、危険性があるかどうかという。そういうものについては、点検票というのをつくって、鉄筋が入っておるブロックであるとか、そうしたことなんかもきっちと精査した上で、この事業を適用する、補助対象とするかどうかということを決めていきたいというふうに考えております。

なお、財源は、国のはうが事業費の2分の1、20万のうちの10万ですね。それから、4分の1ずつを県と市が負担するという形で対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 環境課長。

○環境課長（松岡博之君） 環境課長、野々下議員の質疑にお答えいたします。

議案第13号別冊、平成24年度宿毛市一般

会計予算、ページ8 7ページ。

4款衛生費、3項清掃費、4目バイオマстаун構想推進事業費、9節、11節、14節でございますが、議員の言われますように、この予算を計上させていただいておりますが、地元同意ということが得られませずに、23年度予算については、減額補正をさせていただいております。

今回、9節、11節、14節を予算計上させていただいておりますが、地元同意を得るためにも、どうしても視察に行っていただきて、考えてみてもらいたいということで、その予算は計上しておりますが、13節の生活環境影響調査でございますが、今のところ、まだ同意をいただいているないということで、当初予算からは除いております。

なお、これも同意がいただけ次第、補正のほうで対応していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 大変詳しく説明していただきまして、ありがとうございます。

2点ほど再質問をさせていただきたいと思います。

まず、補正のほう、53ページ、学校管理費のほうですが、私たちも、会派でSRF工法、視察に行ってまいりまして、非常に安価にできます。1棟の学校が、約700万くらいの工事費でできておりました。そういうこともあります。そういうSRF工法で工事を行った場合、今回の予算と大変な差額ができます。

この部分を、この差額を今後どうするのかということをお聞きをしたいと思います。

もう1点、一般会計予算のほうから、56ページ、総務課長、大変詳しく説明していただきましたけれども、私がまちの中で見て、ブロック塀、またレンガ、そういうものじゃなくて、

コンクリート塀でも本当に危険なもの、コンクリート塀、また木、鉄など、そういうものでも大変危険な箇所がございます。

そういう部分について、「等」というのは含まれるのかどうか。「ブロック塀等」とあります。危険とみなす部分ですね、そういうのは自己申告で、このブロック塀やっていただきたいとか、また、行政のほうから、ここは直したいのか、直すほうがいいとか言われるのか、その点も一緒に聞きたいと思います。

その2点、よろしくお願ひいたします。

○議長（中平富宏君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（出口君夫君） 教育次長兼学校教育課長、6番議員の再質疑にお答えを申し上げます。

現在、計上している予算、在来工法の予算でございますけれども、それと実際に行うSRF工法との事業費の差額について、今後どうなるのかという御質問でございます。

当然、最終的に実施設計、耐震補強実施設計が確定をいたしまして、SRF工法による事業費が確定をいたしますと、その差額については、当然、圧縮をしてまいるようになります。

今回、53ページの予算の財源内訳を見ていただけたらと思いますけれども、国の国庫補助金につきましては、学校施設環境改善交付金8,475万5,000円、これは17ページのほうに、歳入として計上させていただいておりますけれども、これと、それから地方債、起債が4,350万となっておりますけれども、このうち1月31日に議決をいただきました950万円、これにつきましては、1月31日の時点では、一般財源で充当いたしておりましたけれども、今回、補正を充当できるということで、その950万円も、今回、この4,350万円の中に入っております。

したがって、この工事費に伴う起債につきましては、3,400万円程度でございます。

それから、一般財源は今回、マイナス44万8,000円と財源調整のためにそういう形になっておりますけれども、当然、この3,400万円の充ててる起債、それから補助金につきましては、国庫補助金につきましては、いわゆる基準単価というのがございまして、基準単価、平米当たり2万4,900円、それに学校の耐震補強をする校舎の面積が基本になります。当然、その構造耐震指標のIS値が0.3未満については、3分の2の補助率。それから、0.3を上回る部分については、2分の1の補助率ということになっておりますけれども、ただ、事業費そのものが、国の補助単価以下になれば、当然、どちらか低いほうとなりますので、そうなりますけれども、通常は、補助単価というのは、かなり実勢価格に比べて低い額で設定されているケースが多くございますので、そういう形になりますと、補助金は変わらない可能性も、当然あります。

補助金が、事業費の圧縮とともに補助額も減ってくることも、十分、想定されますけれども、変わらないケースについては、先ほど申し上げました地方債等の調整なりで、最終的な財源調整はしていくようになるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 総務課長。

○総務課長（弘瀬徳宏君） 総務課長、野々下議員の再質疑にお答えをいたします。

宿毛市ブロック塀等の対策推進補助金の補助対象に、例えばコンクリート塀、それから木、鉄、そういったものが対象にならないかということであったかと思います。

県が策定しておる要綱を見てみると、確かに「等」というふうな表現になっておりますの

で、「コンクリートブロック塀等」というふうなことになっておりますので、私も担当のほうに確認しましたら、この「等」は県のほうが想定しておるのは、例えばレンガ積みであるとか、それから石積みであるとか、そういうものを想定しておると。

木なんかでしたら、20万もかかるんというような、そういう思いがあるのかもしれません、ただ、こういった運用の部分については、なお県とも十分、協議をする中で、申請があれば、それは丁寧に対応していきたいというふうに考えます。

それから、もう1点の、行政も一緒になって、行政指導というわけではないですが、危険なブロック塀の確認といいますか、検査、こういったものについては、先ほども言いました点検票なんかを活用して、例えば地域の区長さんであるとか、自主防災組織のリーダーであるとか、そういった方なんかと一緒に、その地域の避難路の再確認というふうな意味を込めて、そのブロック塀を一度評価させていただいて、それで、どう考えても危険だねというものについては、その所有者に御相談をすると。こういった制度もありますよということの周知も含めて、そういう運用を考えております。

例えば、この点検票では、コンクリートブロック塀が、高さが2メートル20以上あるかとか、それから厚さはどうであるかとか、基礎はどうなっておるかとか、先ほども言いました8項目ぐらいの項目がありますので、そういう点検票を活用しながら、また地域の皆さんとの協力もいただきながら、所有者の方に不快感を持たないよう、こういった御相談といいますか、そういう形で運用をしていきたいと。

決して、行政執行とか、そういうことは考えておりませんので。行政代執行というようなこ

とは考えておりませんので。御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 大変詳しい説明をいただきました。本当にありがとうございました。

以上で、私の質疑終わります。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 4番、質疑を行います。

4人目となりまして、自分が予定してたところも、もう既に出たところもありますので、残ったものだけをやりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議案第2号別冊、平成23年度宿毛市一般会計補正予算（第12号）についてであります。

44ページ、第6款農林水産費、第1項農業費、15節工事請負費、農業体质強化基盤整備促進事業の900万1,000円についてであります。

農業政策で似通った事業がたくさんございますが、今回のこの国の4次補正による事業だと思いますが、この事業は、どのように執行されるのか、市内の要望量はどの程度あったのか、お聞かせ願いたい。

次の45ページ、第6款農林水産費、第2項林業費、3目公有林整備事業費、12節役務費、市有林整備事業878万5,000円の減額についてであります。

23年度に予定されておりました市有林の間伐が、全額、減額されております。この理由と、今後の対応について、お聞かせ願いたい。

次に、議案第31号、宿毛市特別職報酬等審議会の条例の一部を改正する条例についてであります。

審議会の開催を、今回、追加するその他必要と認められるときとは、どのような場合を想定されるのか。

先の2月15日に答申された報酬等審議会の主な意見の中に、審議会の定期的な開催がございましたが、これについて、今回の改正された条例で、どのように取り組んでいくのかをお聞かせ願いたい。

以上。

○議長（中平富宏君） 建設課長。

○建設課長（岡崎匡介君） 建設課長、今城議員の質疑にお答えいたします。

議案第2号別冊、平成23年度宿毛市一般会計補正予算（第12号）、ページ44ページでございます。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第5目農地費、第15節工事請負費の事業の内容と、市内全体に要望はどれぐらいあったかという御質問だったと思います。

今回、補正計上させていただいた事業につきましては、4次補正による補正に対応した部分で、要望活動等を行った中、全体では24年度に予定しておりました11カ所の中で、5カ所が該当するということで、計上させていただいた予算でございまして、坂ノ下、戸内、伊与野、中山、和田の5カ所を予定しております。

ちなみに、国庫補助率は55%でございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三本義男君） 産業振興課長、4番、今城議員の質疑にお答えします。

議案第2号別冊、平成23年度宿毛市一般会計補正予算（第12号）、44ページ、第6款農林水産業費、第2項林業費、3目公有林整備事業費、12節役務費の市有林整備事業878万5,000円の減額の理由についての質疑でございますが、平成23年度の市有林整備事業につきましては、宿毛市平田町黒川字角カ峠5313-1ほか4筆の市有林15ヘクタールを、10.5ヘクタールは収入間伐を実施し、4.

5ヘクタールは切り捨て間伐により、宿毛市の所有する市有林を整備することとしていました。

高知県造林事業補助金382万1,000円、これは補助率68%となります。この補助金と10.5ヘクタールの収入間伐を行い、420立米の木材の搬出による売扱収入、462万円と、残りの34万4,000円の一般財源により実施することとしておりましたが、平成23年度の年度途中で、補助事業の要綱等の制度改正があり、1ヘクタール当たり10立米以上の搬出間伐でないと補助対象とならなくなりました。

平成23年度予定の事業は、全体での搬出間伐が1ヘクタール当たり10立米に満たないため、補助対象外となることから、本年度においては、事業を取りやめ、今回、減額補正するものでございます。

なお、本事業は、市有林の適正な管理のためにも必要ですので、森林組合とも協議を行い、平成25年度には市有林の整備が可能となるよう、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 総務課長。

○総務課長（弘瀬徳宏君） 総務課長、議案第31号宿毛市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について、今城議員の質疑にお答えをいたします。

今回の改正内容は、第2条において、市長が必要と認めるときは、報酬等審議会を開催するということを明記したものです。

実は、議員御承知のように、第1号において特別職報酬等の額について、審議をするために報酬等審議会はおきますよという、こういう設置目的をうたっております。

それで、第2条において、所掌事項として、市長は議会に額の改定を提案する、こういったときには、必ず報酬等審議会の意見を、あらか

じめ聞かなければならないという、これは当然のことですが、ここで義務規定があります。

したがって、過去においては、これは提案するときのみに聞くというふうな解釈もございましたが、私はそうではなくて、2条は、これは議会に提案するときには、必ずせんといかんけれども、1条における設置目的からすれば、これはそうしたときでなくても、議会に提案するときではなくても、開催をして、市民の皆さんに、現在の報酬が妥当であるかどうか、その意見を聞くことはできるのではないかという解釈は持っていますけれども、その解釈論で議論するよりも、すっきり2条において、議会に提案するとき、それからまた市長が必要と認めたとき、こういったときには、開催をするということに、今回、改定しようとするものです。

ほかの審議会におきましても、この集中改革プラン中においては、審議会の事項において、審議する事項において、諮問するものがなければ、これは開催をしないと。いわゆる節約といいますか、こういった形で運用した期間がございましたので、そういうことと混同してもいけませんので、今回は市長が必要と認めるときというふうな条項を2条に加えて、柔軟に開催できるように、しかもその議論をする必要のないようにしたということでありまして、定期的な開催を考えておるかという質問もございました。市長も、こういった重要な事項については、やはり定期的な開催を考えておるということでございます。

以上です。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 少し再質問をさせていただきます。

農業体質強化基盤整備事業、箇所数5カ所はわかったんですけど、どのようにして農業体質強化基盤整備を行うのか、何を行うのか、少し

説明がなかったので、その辺のほうをよろしくお願ひします。

それと、報酬等審議会の一部を改正する条例についてですが、市長が諮問する気がなかったら、開く必要がない、解釈ですよね。

市長が諮問する意向がなければ、開く必要はないんですよね、今の条文じゃあ。その辺をお願いします。

○議長（中平富宏君） 建設課長。

○建設課長（岡崎匡介君） 建設課長、今城議員の再質疑にお答えをいたします。

議案第2号別冊、平成23年度宿毛市一般会計補正予算（第12号）、ページ44ページ、第6款農業水産業費、第1項農業費、第5目農地費、第15節工事請負費の箇所ごとの内容についての御質問だったと思います。

今回の工事で予定しておりますのは、坂ノ下におきましては、排水路の整備40メートル、それから戸内につきましては、排水路、同じく40メートル、それから、伊与野地区におきましては、用水路を約200メートル、中山地区におきましては、排水路約10メートル、和田地区におきましては、農道の舗装を予定しております、約200メートルを予定しております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 総務課長。

○総務課長（弘瀬徳宏君） 今城議員の再質疑にお答えをいたします。

その他必要があると認めるときの解釈についてですが、市長が必要と認めないときは、開かないのかという御質問やったと思います。

条文をそのまま読むと、そのような解釈もできようかと思いますが、市長としては、先ほど言いましたように、ここ数年、集中改革プランの要素もあったわけですけれども、数年、7年ですか、開催できてなかったというようなこと

からして、今回、できれば2年ぐらいを目安に、定期的な開催をしていきたいというふうな考えですので、必要でない期間を、長期間つくるというようなことは考えてございませんので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 議事録にも、2年を超えない範囲で開催すると、残るはずですので、しっかりと、よろしくお願ひします。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 11番、質疑を行います。

私のする質疑は、議案第13号、平成24年度宿毛市一般会計予算について、議案第18号、平成24年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について、議案第32号、宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第33号、宿毛市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についての4議案であります。

まず、議案第13号のページ108ページ、8款4項4目都市再生整備事業費の中で、15節の工事費として、中央線道路施設整備工事費として1億5,000万が計上されております。

昨日、また本日の一般質問等でもありましたように、中央線の水路を改修することが目的としての整備だというふうに思っていますが、どの区域を、どのような内容で整備をしていく、工事をしていくのかについて、お示しを願いたいと思います。

続きまして、ページ119ページ。10款2項3目の学校建設費、13節の委託料、これも本日の一般質問等でもありましたように、宿毛小学校統合改築工事基本実施設計の委託料の4,000万であります。これにつきましては、平

米単価が8,800円の4,500平米ということですが、この算出根拠をお示し願いたいと思います。

市長は、近隣市町村の実勢価格を参考にしてということですが、建設課としての算出根拠をお示し願いたいと思います。

次に、議案第18号、ページ10ページの1款1項2目沖の島学校給食センター運営費ということで、150万の計上がされております。本年度、再開をする沖の島小学校の生徒に向けての給食センターというふうに思っておりますが、この内容についてお示しを願いたいと思います。

次に、議案第32号の宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例ですが、副市長の報酬を69万3,000円を62万8,000円に減額をすると。本則をかえるという条例ですが、報酬等審議会に諮問した内容について、また答申についてをお聞きをいたします。

同じく、これも同じように諮問したと思うのですが、議案第33号の教育長の報酬についての諮問内容、答申内容をお示し願いたいと思います。

以上です。

○議長（中平富宏君） 建設課長。

○建設課長（岡崎匡介君） 建設課長、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第13号別冊、平成24年度宿毛市一般会計予算、ページ108ページ。

第8款土木費、第4項都市計画費、第4目都市再生整備事業費、15節工事請負費、中央線道路施設整備工事費1億5,000万についての質問でございます。

通称、水道通りの水路改修について、予定しております、水路は総延長約380メートルのうち、300メートルを現段階では予定して

おります。

現在、設計業務委託中でございまして、構造は景観に配慮したものとするため、中心市街地活性化協議会や、関係する住民の御意見などを集約する必要がございまして、現段階で詳細をお示しすることはできませんが、工事の内容としては、水路の改修に合わせ、地下埋設物の移転、及び電線の地中化等の工事も並行して行うため、施工延長については、短くなる予定となっております。

続きまして、同じくページ119ページ、第10款教育費、第2項小学校費、第3目学校建設費、第13節宿毛小学校統合改築工事基本実施設計委託業務の算出根拠についてでござります。

市長の答弁にもありましたように、近隣の市町村の実勢価格を参考として積算したものでございまして、まず、平成18年度に愛南町が発注いたしました篠山小中学校で、学校面積が1,600平方メートルに対し、設計金額が1,286万5,000円、1平方メートル当たり、約8,000円。平成21年度に、香川県坂出市が発注した小学校で5,000平方メートルに対し、設計金額が3,930万円、1平方メートル当たり約8,000円でございました。

今回は、平成24年度でもありますので、時点修正分として単価に1割を加算した1平方メートル当たり8,800円といたしまして、学校面積4,500平方メートルを乗じると、約4,000万円となることから、この金額で予算計上をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長兼沖の島学校給食センター所長（乾 均君） 学校給食センター所長兼沖の島学校給食センター所長、11番、寺

田議員の質疑にお答えをいたします。

議案第18号別冊、平成24年度宿毛市学校給食事業特別会計予算。

10ページ、第1款総務費、第1項総務管理費、2目沖の島学校給食センター運営費、本年度157万円の予算が計上されておるが、この内容についてという質疑でございます。

実は、沖の島給食センターにつきましては、平成24年度、新しく1名の方が小学校に入学されるということで、給食センターにつきましても、同時に再開をいたします。昨年度につきましては、休校をしておりましたが、24年度から再開をいたします。

そして、7節の賃金につきましては、給食を行うにつきまして、調理員さんが必要です。その調理員さんの臨時賃金としまして、103万7,000円と。これは、実際、調理をいただくのは1名ということで予定をしておりまして、なお、雇用につきましても、できるだけ地元雇用ということで、地元の方に御相談をするような予定しております。

それから、9節の旅費、これにつきましては、県の栄養士等の研修に必要な旅費ということで、計上させていただいております。

それから、11節の需用費につきましては、給食センターの運営に必要な消毒用の薬品であったりとか、そういう部分の消耗品費、光熱水費、それから修繕料として4万円ということで、予定をさせていただいております。

そして、12節につきましては、5万3,000円。これは、県の栄養士と、それから調理員さんの検便の検査手数料としまして、5万3,000円。計157万円、計上しております。

なお、再開に向けましては、当然ながら、安全、安心な、そして栄養豊富なと申しますか、栄養バランスのとれた、そしてなお、おいしい給食を提供できるように取り組んでまいりたい

と思いますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 総務課長。

○総務課長（弘瀬徳宏君） 総務課長、議案第32号、宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例についてと、議案第33号、宿毛市教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について、関連しますので、あわせて寺田議員の質疑にお答えをしたいと思います。

まず、諮問内容と答申の内容について、どのようなことであったかという御質問であったと思います。

この諮問、答申につきましては、議長のほうから議案審議のために資料を提出するようにということで、議会のほうにも提出をさせていただきましたとおり、2月15日に開催しました宿毛市特別職の報酬等審議会におきまして、市長からは諮問を、市長の給与月額79万9,000円を73万4,000円とする。副市長の給与月額を、69万3,000円から62万8,000円とする。教育長の給与月額を、62万7,000円から58万円とする。

また、退職手当の支給率を、市長は100分の550を100分の490とする。副市長は、100分の370を100分の330とする。教育長は、100分の280を100分の250とする。いずれも、これを4月1日から施行したい。

なお、市長については、臨時議会で議決されました55万円を、任期中に限り適用するという、こういう内容の諮問をいたしました。

それに対しまして、報酬等審議会からは、諮問された宿毛市特別職の報酬等の額の改正については、市長からの諮問のとおり認めるという答申をいただきました。

その答申に付記された主な意見としまして、

市長の給与については、さきの臨時市議会において議決された 55 万円の額とすべきであるということが、多くの皆さんの中から意見として出されました。

それと、報酬等審議会を定期的に開催すべきであると。先ほど、今城議員のほうからも御指摘がありましたように、定期的な開催を報酬等審議会も求めておりました。

申しわけありません。先ほど、今城議員の質問の中で、私、改正点の部分に、手当を、市長、副市長、教育長の退職手当であるとか、期末手当であるとか、そういう手当の部分が、これまでの報酬等審議会の審議対象になっておりませんでしたので、今回の改正で、その手当についても、審議対象とするという改正をしてございます。

その点が答弁漏れでございましたので、つけ加えて答弁させていただきます。

それから、開催時期につきまして、今城議員は、2年ごとというふうに、定期的というふうにおっしゃられてましたが、今、国においても、非常に公務員の給与が減額されるとか、激動という表現が適切かどうかわかりませんが、そういう時期でもございますので、市長においては、柔軟にそのような状況になれば、これは特別職の報酬についても、ぜひ審議会に諮って、市民の意見を聞きたいという思いですので、2年はあくまでも目安ということで、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質疑をいたします。

13号、18号につきましては、この後、また委員会での審査を控えておりますので、詳しく委員会の中で審査をしていきたいというふうに思います。

なお、32、33号の特別職、副市長と教育

長の報酬についてでありますが、本日の一般質問の中でもありましたように、市長は、臨時議会の中で相談をするということを言いながら、されておりませんでした。

本日、御本人がここにおりまし、臨時議会の場所にも、お二人とも、副市長はおりませんでしたか。副市長はいなかつたということですが、副市長も多分、放映等で見聞きしていると思いますので、副市長と教育長に、このことについて、お考えがあれば御答弁を願いたいと思います。

○議長（中平富宏君） 副市長。

○副市長（安澤伸一君） 寺田議員の再質疑にお答えをいたします。

副市長の報酬についての御質問でございました。

市長が減額を公約として掲げてございました。そして、議会でもそのような議決もいただいております。

それで、私の報酬についてでございますが、これについては、十分、協議もしていかなければならぬことだというふうに思っておりますので、きょうは即答は避けさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、寺田議員の質疑にお答えをいたします。

本議会に上程をされております議案につきまして、質疑という形で、その議案につきまして、個人的な見解、それから意見について述べることについては、差し控えさせていただきたいと、こういうふうに思います。

以上です。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） ありがとうございました。これで私の質疑を終わります。

○議長（中平富宏君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

日程第3、議案第61号を議題といたします。
この際、提案理由の説明を求めます。
市長。

○市長（沖本年男君） 市長。追加提案いたしました議案につき、提案理由の説明をいたします。

議案第61号は、宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてです。

内容につきましては、平成24年2月29日に、国会で「国家公務員の給与を削減する臨時法案」が成立し、国家公務員においては、東日本大震災への対処として、平成23年4月1日にさかのぼり、平均0.23%の削減の平成23年度人事院勧告を含め、平均で7.8%削減することとなりました。

この措置は、現在のところ国家公務員のみの対応で、地方公務員への波及はないこととなっており、地方公務員の給料の改正はその自治体の判断となっています。

当市では、これまで職員給料の改正に当たっては、人事院勧告を順守してきた経緯がありますが、平成18年度から平成21年度までの3年間、職員給料を3%削減する等の独自の減額措置実施してきた経緯もありますので、平均0.23%を削減する給料表の改定を、平成24年4月1日から適用とするものです。

よろしく御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願いをいたします。

○議長（中平富宏君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

午後 3時38分 休憩

午後 3時39分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本日議題となりました議案のうち「議案第1号」については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって「議案第1号」については、委員会の付託を省略することに決しました。

本日議題となりました「議案第2号から議案第61号まで」の60議案は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、3月15日、3月16日及び3月19日並びに3月21日から3月23日まで休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、3月15日、3月16日及び3月19日並びに3月21日から3月23日まで休会することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

3月15日から3月25日までの11日間は休会し、3月26日午前10時より再開いたし

ます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 3時43分 散会

議案付託表

平成24年第1回定例会

付託委員会	議案番号	件名
予算決算 常任委員会 (24件)	議案第 2号	平成23年度宿毛市一般会計補正予算について
	議案第 3号	平成23年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について
	議案第 4号	平成23年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について
	議案第 5号	平成23年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について
	議案第 6号	平成23年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
	議案第 7号	平成23年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について
	議案第 8号	平成23年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について
	議案第 9号	平成23年度幡多西部介護認定審査会特別会計補正予算について
	議案第10号	平成23年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について
	議案第11号	平成23年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について
	議案第12号	平成23年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について
	議案第13号	平成24年度宿毛市一般会計予算について
	議案第14号	平成24年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について
	議案第15号	平成24年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について
	議案第16号	平成24年度宿毛市定期船事業特別会計予算について
	議案第17号	平成24年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について
	議案第18号	平成24年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について
	議案第19号	平成24年度宿毛市下水道事業特別会計予算について
	議案第20号	平成24年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について
	議案第21号	平成24年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について
	議案第22号	平成24年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について
	議案第23号	平成24年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について
	議案第24号	平成24年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について
	議案第25号	平成24年度宿毛市水道事業会計予算について

総務文教 常任委員会 (17件)	議案第26号	宿毛市英語指導助手の報酬及び費用弁償の支給に関する条例の制定について
	議案第28号	宿毛市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第29号	宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第30号	宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第31号	宿毛市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
	議案第32号	宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第33号	宿毛市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第34号	宿毛市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第35号	宿毛市税条例の一部を改正する条例について
	議案第36号	宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
	議案第37号	宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
	議案第44号	宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について
	議案第46号	宿毛市定住自立構想推進基金条例を廃止する条例について
	議案第47号	宿毛市の消費生活相談等の事務の委託について
	議案第48号	宿毛市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について
	議案第49号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
	議案第61号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

産業厚生 常任委員会 (19件)	議案第27号	宿毛市水道事業の利益及び資本剰余金処分等に関する条例の制定について
	議案第38号	宿毛市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第39号	宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について
	議案第40号	宿毛市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第41号	宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について
	議案第42号	宿毛市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第43号	宿毛市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の一部を改正する条例について
	議案第45号	宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第50号	愛南町立保育所を宿毛市の住民が使用することについて
	議案第51号	市道路線の認定について
	議案第52号	市道路線の認定について
	議案第53号	市道路線の認定について
	議案第54号	市道路線の認定について
	議案第55号	市道路線の変更について
	議案第56号	市道路線の変更について
	議案第57号	市道路線の変更について
	議案第58号	市道路線の変更について
	議案第59号	市道路線の廃止について
	議案第60号	市道路線の廃止について

平成24年
第1回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第22日（平成24年3月26日 月曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第61号まで

（議案第1号、討論、表決）

（議案第2号から議案第61号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

第2 陳情第4号外2件

第3 委員会調査について

第4 宿毛市立小中学校再編調査特別委員会の設置について

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から61号まで

日程第2 陳情第4号外2件

日程第3 委員会調査について

日程第4 宿毛市立小中学校再編調査特別委員会の設置について

日程追加 決議案第1号 沖本市長に対する問責決議

3 出席議員（14名）

1番 高倉 真弓君 2番 山上 庄一君

3番 山戸 寛君 4番 今城 誠司君

5番 岡崎 利久君 6番 野々下 昌文君

7番 松浦 英夫君 8番 浅木 敏君

9番 中平 富宏君 10番 浦尻 和伸君

11番 寺田 公一君 12番 宮本 有二君

13番 濱田 陸紀君 14番 西郷 典生君

4 欠席議員

なし

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本 昌彦君

次長兼調査係長 朝比奈 淳司君

議事係長 田村 泰生君

6 出席要求による出席者

市長	沖	本	年	男	君
副市長	安澤	伸	一	君	
企画課長	山下	哲郎	君		
総務課長	弘瀬	徳宏	君		
市民課長	野口	節子	君		
税務課長	沢田	清隆	君		
会計管理者兼 会計課長	小島	秀夫	君		
保健介護課長	村中	純	君		
環境課長	松岡	博之	君		
人権推進課長	岩田	明仁	君		
産業振興課長	三本	義男	君		
商工観光課長	河原	敏郎	君		
建設課長	岡崎	匡介	君		
福祉事務所長	滝本	節	君		
水道課長	岩本	克記	君		
教育委員長	松田	典夫	君		
教育長	岡松	泰	君		
教育次長兼 学校教育課長	出口	君	男	君	
生涯学習課長	金増	信幸	君		
兼宿毛文教 センター所長	乾	均	君		
学校給食 センター所長	杉本	裕二郎	君		
千寿園長	児島	厚臣	君		
農業委員会 事務局長	島内	千尋	君		
選挙管理委員 会事務局長					

----- · · ----- · · -----

午前11時03分 開議

○議長（中平富宏君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 「議案第1号から議案第61号まで」の60議案を一括議題といたします。

これより「議案第1号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 討論はありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第1号は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号」は、これを承認することに決しました。

これより、「議案第2号から議案第61号まで」の60議案について委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（寺田公一君） 予算決算常任委員長。

本委員会に付託された議案24件について、審査の概要と結果を報告いたします。

まず、3月5日の全体委員会において、執行部への審査資料要求の集約を行った後、効果的な審議を行うため、本委員会を二つの分科会に分けて、3月15日、16日、19日、21日の4日間にわたり、審議を行いました。

その後、3月23日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会主査の審議経過の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託された議案24件のうち、議案第13号については修正可決、その他の23議案に

については、いずれも原案を可決すべきものと決しました。

以下、各分科会の審査結果報告の概要について、報告をいたします。

まず、第1分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

初めに、議案第13号、平成24年度一般会計、第9款消防費、第1項消防費、1目常備消防費、19節負担金補助及び交付金、幡多西部消防組合分担金、消防庁舎整備、3億8,462万6,000円についてあります。

委員からは、中央防災会議の新しい浸水予想が夏ごろに発表されるといわれているが、その結果により、消防庁舎の設計変更を考えているかの質問があり、執行部からは、中央防災会議の発表後、県の方針決定を待つとなると、ますます整備がおくれてくる。

現消防庁舎の耐震性には問題があり、それまでに何かあれば、庁舎は崩壊してしまう可能性があるので、現在できることを最大限進めていく方針であるとの説明がありました。

同じく、議案第13号、平成24年度一般会計、第10款教育費、2項小学校費、3目学校建設費、13節委託料、宿毛小学校統合改築工事実施設計委託料4,000万円について、御報告をいたします。

初めに、委員から設計費の積算根拠についての質問があり、執行部からは、平成21年、国土交通省告示第15号、業務報酬基準により積算を行い、それから業務委託の必要のない部分を除いて計算したとすれば、7,100万円程度になる。

ただし、近隣の学校施設基本設計金額の実勢価格を調査した結果、各自治体が独自補正係数により、予算額を調整している点を踏まえ、今回は同一規模の学校施設での平均面積単価8,000円に、経年変化の10%の800円を加

算し、平米当たり 8, 800 円を平均面積単価とした。これをもとに、建設予定面積 4, 500 平米で積算した結果、4, 000 万円の設計費で委託業務は十分可能であると判断し、今回、予算計上したとの答弁がありました。

これに対し、委員からは、近隣市町村と比較したというが、鉄筋とか木造とか、構造が違う建物をそのまま比較することが妥当なのか。また、全体建設費を積算しないで、設計費を計算することは適正なのかの質問があり、これに対して、執行部からは、設計積算の歩掛けは、学校、庁舎など、建物によって行われているだけで、細かい構造についての基準はない。また、旧基準による設計費は、建設費から積算するやり方と、歩掛けで積算する方法があったが、新基準においては、歩掛けのみになっているとの回答がありました。

委員からは、予算の積算は正確であるべきであり、計算のやり方次第で予算額に数千万円もの違いが出るのは問題ではないかとの意見が出されました。

次に、委員からは、現宿毛小学校と宿毛中学校は、包帯工法による耐震化が可能なのかの質問があり、執行部からは、両方とも柱の部分については耐震化が可能だが、壁や床など、その他の部分については、それだけでは耐震強度は保てない。また、小学校は、完全な RC 構造ではなく、1 階部分の床が通常の木造建築と同じであるのに対し、中学校は完全な RC 構造になっているところに違いがあるとの回答がありました。

次に、委員からは、市長は保護者に対して、現在の宿毛中学校を新築並みにして、20 年から 30 年使えるようにしたいと話したようだが、考えに変わりはないかとの質問がありました。

それに対して、市長からは、現在のところ、小筑紫、片島と同じように、耐震化をしたいと

の回答がありましたが、使用期間については明確な答弁がなく、委員からは、市民への説明責任について、疑問視する意見が出されました。

また、宿毛中学校を思い切って西のほうに移転する考えはないかとの質問に対しては、現在地で耐震化をしたいとの回答がありました。

その他、敷地に隣接する土居ノ後線の整備については、中学校区間にについては、できるだけ山側だけで拡幅を完了させたいこと。小学校区間にについては、地元合意が得られれば、昼間通行どめとして、夜間のみの使用とする構想が説明されましたが、委員からは、山側だけでの拡幅は不可能ではないか。また、通行どめが可能であれば、渡り廊下及び体育館の 2 階建では不要ではないかの意見が出されました。

なお、本予算につきましては、3 月 23 日の予算決算常任委員会の全体会において、市長から補足説明がありましたが、その概要は次のとおりであります。

まず、執行部からは、先日の委員会で提案した宿毛小学校のレイアウト案は、絶対というものではない。本設計予算を承認いただけるならば、場所や建て方も含めて、基本設計から検討する。仮称であるが、保護者代表、対象地区の地区長さん、教育委員会、教育現場の先生などによる宿毛小学校建設委員会を立ち上げ、同じテーブルについていただき、同時に議会とも協議しながら、立派な学校を建設していきたいと思っている。

宿毛中学校は、子供たちの安全を確保するために、できるだけ早いうちに耐震化の二次診断設計を行い、包帯工法による耐震補強を行いたいと考えているが、この学校を将来にわたって使うことは考えていない。

宿毛中学校の耐震化の合意ができたら、教育委員会と協議をして、平田、山奈小学校や橋上小学校、そして東中学校も耐震化を検討してい

きたいとの説明がありました。

この説明に対して、委員からは、予算を認めてももらった後に、建設委員会をつくって場所を決定すればいいというのは、安易な考えではないか。それならどっちみち、当面は予算執行できないわけだから、ここで予算を1回流しても、建設委員会で検討して、その後で予算を組んでも同じではないか。かっちりと場所と方向性を決めた予算を組んでくるのが本当ではないかとの意見がありました。

また、ほかの委員からは、今議会における一般質問等における答弁では、再編計画は見直さずに、そのとおりでやるという発言を何度もされているが、今の説明は、それとは矛盾するのではないかとの指摘がありました。

また、委員からは、現在の宿毛中学校を将来にわたって使うことはないとのことだが、例えば10年後ぐらいに、現在の場所から移転する可能性があったとしても、現中学校ありきで、小学校の建て位置を決めていくつもりなのかとの質問がありました。

執行部からは、そういうことも当然、想定しながら、ただその間は中学校がそこにあるということも含めた中で、小学校の建て方になるんじゃないかと思うとの答弁がありました。

さらに、委員からは、市長は保護者に対して、選挙公約だから、中学校は移転しないと断言されている。そういう経過の中で、建設委員会なるものを立ち上げて検討していくことだが、そこで決まったことは、例えば選挙公約と違ったものが出てきても、市長はそれを認めて、予算化していくつもりなのか。もしそうなら、選挙公約であるからといって、説明をした人たちに対して、まずもってそこの部分を白紙に戻すよう、説明をすべきではないかとの質問がありました。

これに対して、執行部からは、公約をしても

議会があり、市民世論があり、当然のことながら、クリアにしなければならないたくさんのことがある。そういうことも想定した上で、公約という形で説明をした。

公約については、実現を求めるけれども、それを実現できなかつたらできなかつたで、市民、有権者の皆さんのが理解していただける。公約したもののがそれなりに、その責任を果たしたといわれるべき、いわれる対応をすべきだと思っている。

だから、今回、建設委員会の中で決定したら、公約と違つたとしても、そういう自分の思いを説明しながら、それに従うのが当然の流れだと思う。との答弁がありました。

続いて、第2分科会主査より、以下のような審議概要の報告がありました。

議案第13号別冊、平成24年度宿毛市一般会計予算の87ページ、第4款衛生費、第3項清掃費、4目バイオマстаун構想推進事業費についてであります。

委員からは、堆肥化しようとしているごみは、どのくらいの量が集まればできるのかとの質問に、執行部からは、今、設計しているのは、年間1,500トンであるが、その量では、採算が合わないので、倍の3,000トンを考えているとの回答がありました。

委員からは、バイオマстаунでクリーンセンターに搬入するごみの量が1,500トン減少したからといって、幡多クリーンセンターへの負担金が、丸々1,500トン分減るわけではない。市が工場を建設し、運営する場合、やり始めたら、赤字でも経営し続けていかなければならない。そこを考えると、慎重にすべきではないかとの意見が出されました。

議案第13号別冊、平成24年度宿毛市一般会計予算の108ページ、第8款土木費、第4項都市計画費、4目都市再生整備事業費、15

節工事請負費、中央線道路施設整備工事費の1億5,000万についてであります。

委員からは、中央線の水利について、水利権があると思うが、組合員数並びに受益者の面積を把握しているかとの質問があり、執行部からは、調査をしていないとの回答がありました。

これに対して、委員からは、何年も前から水路を何とかしなくてはならないと話していた場所であり、まちづくりと関連して行っているとしても、水利権があって、受益者の農家があるのに、そこを調査せずに事業をするというのは無責任ではないか。農業用水利だったら、水管で流すほうがきれいな水が流れると思うし、道路整備をするにしても、外があいているよりも、トンネルにしたほうが、上の部分が道路として使用できるし、工事費用も安く済むのではないかとの意見が出されました。

議案第14号別冊、平成24年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算の21ページ。第8款保健事業費、第1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、13節委託料、1,371万5,000円についてであります。

委員からは、特定健康診査の対象者全員に対して、申込書を通知すべきではないかとの質問があり、執行部からは、特定健診受診券を、全員、5,550人に配付するようにしている。

また、今年度から、特定健診は無料との文書も同封するとの回答がありました。

また、ほかの委員からは、人間ドックに対しても使用できるのかとの質問があり、執行部からは、人間ドックに対しても、使用ができますと回答がありました。

委員から、医療機関で受診する場合の受診期間については、どのくらいあるのか。執行部からは、平成24年4月1日から平成25年1月31日までの期間があります、との回答がありました。

その後、冒頭でも報告したとおり、議案第13号、平成24年度宿毛市一般会計予算に対して、浦尻議員から修正動議が提出され、審議の結果、修正可決となりましたが、以下、提案理由の説明を御報告いたします。

修正しようとするものは、議案第13号、平成24年度宿毛市一般会計予算であります。この予算については、平成23年度一般会計予算においても減額修正をされ、今議会に改めて提案された予算案であり、小中学校再編計画の中で、宿毛小学校と松田川小学校を統合改築するための地質調査、及び基本実施設計予算と、現在の宿毛小学校の耐力度調査を行う予算であります。

学校施設面積は、4,500平方メートルであり、昨年と比べて、さほどの変更もなく、予定地についても、昨年と同じ小学校グラウンドに建設しようとするものでありますが、基本実施設計料が4,000万円と、昨年の8,700万円と大きな差があります。

その説明については、政治的判断で行ったとあいまいな説明であり、算出根拠についても、近隣の2例をもとに、平均値を利用したなどといった説明であり、適正な予算組みが行われていない状況であります。

このような予算計上は、到底、理解できるものではありません。

隣接する宿毛中学校については、包帯工法による耐震工事を施工した後、いつまで中学校として使い続けるのか、明確に示されておらず、ただでさえ窮屈な環境で行っているクラブ活動の問題解決にはほど遠い状況であります。

さらに、先週の月曜日からの市長発言を見ても、一般質問の答弁、分科会の説明、予算決算委員会での説明に一貫性が見られず、小学校建設に対するビジョン不透明さが伺える状況であります。

また、都市防災計画により、整備しようとしている土居ノ後線の一部を学校用地として取り込むことによる廃線計画など、保護者に示しており、学校建設に必要な議論が、まだまだ尽くされているとはいはず、このような状況のもと、この予算を可決することは、将来に禍根を残す可能性があると危惧されます。

よって、新しい小学校建設については、中学校との関係を考慮する中で、早急に計画を見直し、予算を練り直すべきであります。

そのために、平成24年度宿毛市一般会計予算における宿毛小学校改築工事費関係予算すべてを減額することを求めるものであります。

最後に、南海地震がいつ発生してもおかしくない宿毛市において、学校の耐震化を行うことは急務であり、宿毛小学校改築に向け、計画の見直し、予算の組み直しを早急に行い、補正予算にて計上すべきであることをつけ加え、提案理由の説明といたします。

以上が、提案理由の説明でございました。

なお、本委員会が提出する修正案につきましては、お手元に配付した審査報告書に添付した内容のとおりであります。

その後、同じく、議案第13号、平成24年度宿毛市一般会計予算に対して、宮本委員から、附帯決議案が提出されました。

提案理由の説明の後、質疑、意見調整を行い、全会一致をもって採択されました。

以下、その内容を読み上げます。

議案第13号に対する附帯決議。

1、本議案中第8款土木費、第4項都市計画費、4目都市再生整備事業費、15節工事請負費の中央線道路施設整備工事のうち、1億5,000万については、中心市街地活性化計画における位置づけを明確にした上で、事業を執行すること。

以上、本委員会に付託されました議案24件

につきまして、予算決算常任委員長の審査結果の報告といたします。

○議長（中平富宏君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（今城誠司君） 総務文教常任委員長。

本委員会に付託されました17議案の審査結果の報告をいたします。

議案第26号は、宿毛市英語指導助手の報酬及び費用弁償の支給に関する条例の制定であります。

本案は、英語指導助手（通称ALT）について、これまで報償費で支給していたものを、その身分、報酬及び費用弁償の額、並びに支給方法について、条例を制定しようとするものです。

議案第28号は、宿毛市議会の議員その他非常勤職員の公務災害保障等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本案は、障害者自立支援法が一部改正されたことを受け、本条例に条項のずれが生じるため、改正しようとするものです。

議案第29号は、宿毛市職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部を改正する条例であります。

本案は、臨時の任用職員、及び非常勤職員の勤務時間、休暇についての規定を、国の取り扱いに準じて、任命権者が定めることについて、改正しようとするものであります。

議案第30号は、宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律が施行され、非常勤職員についても、一定の要件を満たす場合は、育児休業等が取得できることになったため、改正しようとするものです。

議案第31号は、宿毛市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、審議会の開催を特別職の報酬額等に

に関する条例を議会に提出しようとするときのみの開催規定を、定期的な現行報酬の検証の必要性により、必要が認められるときは、審議会に諮問ができるように、またこれまで、明確に審議対象にされていなかった退職手当の支給基準を、審議対象に追加する改正をしようとするものであります。

議案第32号は、宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。

本案は、市長給料を73万4,000円、副市長給料を62万8,000円に改正しようとするものです。

附則として、現市長については、その任期中に限り、給料月額を55万円とするものです。

議案第33号は、宿毛市教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例であります。

本案は、教育長給料を、62万7,000円から58万1,000円とし、また、退職手当の率を100分の280から100分の250に改正するものです。

議案第34号は、宿毛市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例であります。

本案は、宿毛市長、副市長の退職手当の算定率を、市長については100分の550を100分の490に、副市長については、100分の370を100分の330に改正するものです。

議案第35号は、宿毛市税条例の一部を改正する条例であります。

本案は、東日本大震災関連地方税に係る臨時特例に関する法律、並びに地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、平成26年度から平成35年度までの間に、個人市民税の均等割を年額500円引き上げること、退職

所得に係る個人住民税の10%税額控除を廃止すること。

道府県たばこ税の移譲に伴い、市町村たばこ税率を引き上げること。雑損所得等にかかる災害関連支出の対象期間を、やむを得ない事情による場合は、期間を延長できることの4事項について、定めようとするものです。

議案第36号は、宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

本案は、医療費の増大や、保険税収入の落ち込みにより、本市の国民健康保険運営は、平成19年度以降赤字が生じ、これまで基金の取り崩しにより、税率改正することなく対応してきたが、基金も本年度で底をつき、赤字決算が見込まれる、非常に厳しい状態となっております。

国保財政の破綻を事前に回避するため、急激な市民負担の増額に配慮するとともに、他市町村とのバランスや、著しい不均衡が生じることのないように考慮しつつ、適正な税率に向けて、段階的な税率改正を基本として、所得割を10.6%から12.3%に、資産割を44.5%から49%に、被保険者均等割を、2万5,300円から3万5,500円に、世帯別平等割を2万9,500円から3万3,800円とするものであります。

議案第37号は、宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例であります。

本案は、平成24年4月から、戸籍事務が電算化することに伴い、戸籍関係の証明書等の名称について、改正しようとするものです。

議案第44号は、宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例であります。

本案は、宿毛運動公園内にあります野球場に照明が完成し、その照明代を1時間につき500円にしようとするものであります。

議案第46号は、宿毛市定住自立圏構想推進基金条例を廃止する条例であります。

本案は、平成21年度から平成23年度までの3カ年で、定住自立圏構想を推進する目的のため設置した宿毛市定住自立圏構想推進基金について、その目的が終了することから、基金を廃止しようとするものであります。

議案第47号は、宿毛市の消費生活相談等の事務の委託についてであります。

本案は、地方自治法252条の14第1項の規定により、平成24年4月1日から宿毛市の消費生活相談等の事務を、四万十市が設置した四万十市消費生活センターに委託するための規約について、地方自治法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第48号は、宿毛市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定についてであります。

本案は、宿毛西町郵便局において、取り扱っています納税証明や、住民票の写しの交付の事務について、平成24年12月31日まで継続して行うことに伴い、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律第3条第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第49号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてであります。

本案は、沖の島保育所の再開に伴い、保育施設としての改修事業を実施するに当たり、辺地対策事業債の申請を行うため、計画を策定する必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第61号は、宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

本案は、平成23年度人事院勧告の平均0.23%削減する給料表の改定を、平成24年4月1日から適用しようとするものであります。

以上、17議案につきましては、担当課からの詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、いずれも原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案17件についての報告を終わります。

○議長（中平富宏君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（岡崎利久君） 産業厚生常任委員長。

本委員会に付託されました議案19件についての審査結果を御報告いたします。

議案第27号は、宿毛市水道事業の利益及び資本剰余金の処分などに関する条例の制定についてであります。

本案は、宿毛市水道事業の利益の処分方法は、事業年度末日に企業債を有している場合は、毎事業年度生じた利益のうち、前事業年度から繰り越した欠損金を埋めた残額の20分の1をくだらない金額を、減債積立金として積み立てること。また、資本剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定に基づき、条例を制定しようとするものであります。

議案第38号は、宿毛市災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、災害弔慰金の支給などに関する法律の一部を改正する法律が施行され、平成23年3月11日以降に生じた災害について、これまでの支給対象者がいない場合など、一定の要件を満たせば、兄弟姉妹に対しても、災害弔慰金が支給できるよう、改正しようとするものであります。

議案第39号は、宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、本年4月1日より休園となっておりました沖の島保育園が沖の島小中学校の再開に

合わせ、同小中学校内の施設を一部改裝して、再開することとなったことから、保育園の住所を変更しようとするものであります。

議案第40号は宿毛市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、議案第39号で申し上げました沖の島保育園の住所の変更に伴い、弘瀬地区にありました旧保育園を、弘瀬老人憩いの家として利用するため、改正しようとするものであります。

議案第41号は、宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、平成24年度から平成26年度の3年間の第1号被保険者の保険料率の算定の基準となる金額を、月額4,980円から、月額10円を増額し、月額4,990円に改正しようとするものであります。

議案第42号は、宿毛市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、廃棄物の処理、及び清掃に関する法律が改正され、市町村が設置する一般廃棄物処理施設の技術者の資格に関する基準を、条例で規定する必要が生じましたので、平成24年4月1日から、宿毛市環境管理センターの技術管理者の有すべき資格について、改正しようとするものであります。

議案第43号は、宿毛市墓地埋葬などに関する法律施行条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、墓地埋葬などに関する法律が改正されることにより、これまでの知事の権限とされていたものが、平成24年4月1日から市町村長への権限として移譲されますので、墓地などの基準や、移譲される作業などについて、改正

しようとするものであります。

議案第45号は、宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、公営住宅法に基づく権限が、知事から市町村長へ移管されますので、平成24年4月1日から公営住宅の入居者資格の同居親族要件などを追加するよう、改正しようとするものであります。

議案第50号は、愛南町立保育所を宿毛市の住民が使用することについてであります。

本案は、愛南町立一本松保育所に、本市在住の要保育児童が使用することができるよう、愛南町と協議書を締結することについて、地方自治法第244条の3第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第51号から議案第60号までは、中村宿毛道路平田インターチェンジ周辺の市道について、国土交通省が側道工事を完了することから、市道路線の認定、変更及び廃止しようとするものであります。

議案第51号から議案第54号の4議案は、平田梅の木線、梅の木4号線、梅の木5号線、森黒川2号線の4路線の市道認定を、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

また、議案第55号から議案第58号までの4議案は、平田山田2号線、森黒川線、梅の木1号線、梅の木2号線の4路線の変更について、議案第59号、議案第60号の2議案は、戸内車岡支線1号線、梅の木3号線の2路線の廃止について、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、審査の過程で、議案第53号と議案第54号につきましては、委員から市道認定に当

たっては、用水路の利用に支障が生じないよう、国土交通省と十分に話し合いをして、対応するよう求めたいとの意見が出されました。

以上19議案につきましては、担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案についての御報告を終わります。

○議長（中平富宏君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第2号から議案第12号まで及び議案第15号から議案第35号まで並びに議案第37号から議案第61号まで」の57議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第2号から議案第12号まで及び議案第15号から議案第35号まで並びに議案第37号から議案第61号まで」の57議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中平富宏君） 全員起立であります。

よって「議案第2号から議案第12号まで及び議案第15号から議案第35号まで並びに議案第37号から議案第61号まで」の57議案

は、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第13号」について、討論に入ります。

本案に対する委員長の報告は修正可決でありますので、まず、委員会の修正案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第13号」に対する委員会修正案を採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中平富宏君） 起立多数であります。

よって、本修正案は可決されました。

次に、修正可決した部分を除く原案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、修正可決した部分を除く原案について、採決いたします。

修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中平富宏君） 全員起立であります。

よって、修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第36号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 8番議員の浅木です。ただいまから討論を行います。

私が討論を行うのは、議案第36号、宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

この議案について、先ほど、総務文教常任委員長から、原案どおり採択したと報告がありましたが、私はこの委員長報告に反対する立場から討論いたします。

この議案は、国民健康保険に加入する宿毛市民の国保税を大幅に引き上げる条例改正案であります。その内容は、国保税を世帯平均で年額9,500円引き上げるものであります。これは、例えば子供2人を育てている40代の夫婦、アパート暮らしで固定資産もなく、年間所得がわずか200万程度しかない世帯に、年額6万7,200円もの増税を求めるものであります。

この値上げにより、この世帯の国保税は、年額約29万9,000円から、一挙に約36万6,200円にはね上がります。この値上げによる宿毛市の年間增收額は、今年度末に見込まれる累積赤字約1億7,200万円に相当する約1億7,100万円となります。

宿毛市の国保加入者は、約8,000人であり、一人当たり2万1,000円もの大増税となります。この値上げ案をそのまま認めるならば、年間所得200万円程度の低所得者世帯でも、その18%を超える額を国保税に取られることになります。

今、宿毛市でも経済的には何の苦労もなく、裕福な生活をしている人もありますが、多くの人は、低収入による生活苦にあえいでいます。このことは、日本共産党が実施した暮らしのアンケートでも、はつきりあらわれています。以前より暮らししが悪くなったと答えた人が70%、税金や医療、介護保険料などについては、80%の人は重くなったと答え、宿毛市政に望むことでは、多くの人が国保税や介護保険料の引き下げを求めていました。

こうした宿毛市民の生活苦の現状から、私は、たびたび国保税や介護保険料の引き下げを求め、この議会でも国保税の値上げに反対する一般質問を行ったところでございます。

市町村国保の財政が、今日のように困難になった最大の原因是、これまでの政府が国保財政への国庫支出金を大幅に削減してきたことがあります。

もともと、国保は他の健康保険に入れない高齢者や病人など、無職の人が55%を占め、ワーキングプアといわれる労働者など、低所得者が多く加入する制度であり、基盤が弱く、国庫財政による大幅な法的負担がなければ運営できないことが明らかであるにもかかわらず、政府は、国庫支出金を減らしてきました。

国保への国庫支出金を、全事業にかかる総収入で見ると、市町村国保に対する国庫支出金は、1979年に64.2%でしたが、その後、政府はたびたび引き下げ、改悪を繰り返し、25%にまで減らしてしまいました。

このため、全国の市町村は、国保の運営のために、法定繰り入れとは別に、一般会計から年間総額約3,800万円もの独自繰り入れを行って、住民の国保負担額を軽減してきました。

最も多い自治体では、国保加入者一人当たり年間9万5,183円を充当しています。全国平均では、1人当たり1万165円の繰り入れとなっています。これは、各市町村が住民の困難な状況を目の前にして、独自繰り入れへと動かざるを得なかつたものであり、関係自治体の誠意ある決断の賜物であります。

国保財政が厳しいからと、安易に国保税を引き上げれば、払えない人がふえ、収納率は下がります。差し押さえなどの強制徴収はふえ、また国民健康保険証を取り上げられ、資格証明書にされる人がさらにふえ、まさに市民生活の破壊になってしまいます。

先般、安芸市議会でも、世帯平均で6, 800円もの負担増は、市民生活の破壊を招くとして、昨年12月議会に引き続いて、国保の値上げ案を否決したと報道されております。

宿毛市の今回の値上げは、安芸市の引上額を大幅に上回るものであります。宿毛市としても、政府に対して、国庫支出金を以前と同率に戻すよう求めるとともに、所得増や雇用の拡大などで、市民の暮らしを向上させ、国保税を払えるような市民生活を築く生活を進めることが重要であります。

それまでの間は、他の自治体のように、一般会計からの繰り入れでしのぐべきであります。

こうしたことから、この議会に提案されている国保税の大幅引上案には、議会として反対すべきであることを訴え、皆さんの御賛同を求め、討論を終わります。

○議長（中平富宏君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第36号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中平富宏君） 起立多数であります。

よって、「議案第36号」は、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第14号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 討論はありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第14号」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中平富宏君） 起立多数であります。

よって、「議案第14号」は、原案のとおり可決されました。

この際、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時02分 休憩

—————・—————・—————

午後 1時03分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2「陳情第4号外2件」の3件を一括議題といたします。

これより「陳情第4号外2件」の3件について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（岡崎利久君） 産業厚生常任委員長、本委員会に付託をされました陳情第4号及び陳情第7号並びに陳情第8号についての審査結果を御報告いたします。

初めに、陳情第4号は、子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書の提出についてであります。

本陳情は、平成23年第4回定例会から、閉会中の継続審査となっている案件であり、保育の公的保障の拡充を求める高知県実行委員会より提出されたものであります。

内容といたしましては、子ども・子育て新システムは、直接契約、利用者補助、保育料の応益負担などを柱とする仕組みであり、待機児童解消を名目に、多様な事業者の参入を図ることで、事業者指定制度を導入し、保育を市場化、

産業化することがねらいである。

現行保育制度は、国と自治体の公的責任、最低基準の遵守、公費による財源保障と応能負担を制度の柱にしており、すべての子供の保育を受ける権利を保障してきた。今必要なことは、新システムの導入ではなく、国と自治体の責任で、保育、子育て、支援施策を拡充し、十分な財源を確保することなど、すべての子供に質の高い保育と支援を保障するための公的保育制度の拡充と改革を求めるとするものであります。

担当課から、詳しい説明を受ける中で、慎重に審査してまいりましたが、委員からは、現行保育制度のあり方に係る問題であり、市町村の保育実施責任をなくすなど、改悪につながるおそれがあるとの反対意見が出されたほか、他の委員からは、新システムは、都市型の待機児童の解消がねらいとされているが、株式会社などの事業参入により、雇用の創出につながることが期待される面があるとの意見が出され、採決の結果、賛成少数により、不採択とすべきものと決しました。

続いて、陳情第7号は、小川地区の篠川にかかる栗の木谷への橋の架け替えについてであります。

本陳情は、小川地区長より提出されたものであります。

内容といたしましては、昨年の10月の豪雨により、篠川が氾濫をし、栗の木谷への橋が浸水をした。幸いにも栗の木谷への橋は流出せず、人的被害、家屋の被害は発生しなかつたが、この古くて狭い橋に異常が発生し、通行できなくなると、住民は生活できなくなり、工場は操業できなくなる。関係者にとっては、唯一のライフラインである橋の架け替えをしていただきたいとの陳情であります。

審査に当たりましては、現地視察や担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査をして

まいりました。

審査の結果、現状では、概算工事費、約1億4,000万円が見込まれるほか、地元負担も3,000万円ほどになるとの状況から、市が橋を架け替えることは困難であるとの認識で一致をいたしましたが、地区住民にとって、必要不可欠な橋であることも十分に理解できるとの意見が出され、全会一致をもって趣旨採択すべきものと決しました。

最後に、陳情第8号は、市道坂ノ下線の改良についてであります。

本陳情は、坂ノ下地区長より提出されたものであります。

内容といたしましては、市道坂ノ下線の舗装を全面的に新しくし、要所に側溝を設置していただきたいとの陳情であります。

審査に当たりましては、現地視察や、担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査をしてまいりました。

全会一致をもって、採択すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情3件についての御報告を終わりたいと思います。

○議長（中平富宏君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「陳情第4号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 8番議員の浅木です。ただいまから討論を行います。

私が討論を行いますのは、陳情第4号、子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書の提出についてであります。

この陳情について、産業厚生常任委員長から、不採択にしたと報告がありましたが、私は、この報告に反対する立場から討論いたします。

この陳情は、保育の公的保障の拡大を求める高知県実行委員会の代表者が、子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書の提出を、宿毛市議会に求めてきましたものであります。

その要旨は、今、政府が進めようとしている子ども・子育て新システムの撤回と、現行保育制度の堅持と拡充、子育てにかかる親の経済的負担の軽減、さらには待機児童解消に向か、国に地方自治体を支援する財政措置を求めるものであります。

今、政府が進めようとしている子ども・子育て新システムは、公的な保育責任を大きく後退させる内容となっています。

この新システムの概要は、子育て施策のほとんどを再編して、包括的、一元的な制度にし、財源は各制度の補助金等を一本化し、子ども・子育て包括交付金として、市町村にまとめて交付する。制度の実施主体は市町村とし、保育サービスの基準等も、市町村任せにするなど、多くの問題があります。

その問題の第1点は、市町村の保育実施責任をなくしてしまうことであります。

現行の保育制度では、市町村に保育の実施責任があり、児童福祉法の24条では、保育に欠ける児童の保護者から申請があれば、保育所において、保育しなければならないとなっています。

国と自治体は、保育を必要とする子が保育所に入れるようにする責任があります。

ところが、新システムにおける市町村の役割は、保護者の仕事などから、何時間の保育が必要か、保育の必要度を認定することと、幼保一体給付という補助金を支払うことが中心となり、子供を保育所に入所させる責任はなくなります。

第2点目としては、入園方法が保護者と保育園の直接契約となります。現在は、市役所に行って申請すれば、親の希望と保育園の空きぐあいを見て、市役所が入園先を決定しますが、新システムでは、保護者が認定された保育の必要度をもとに、自分で入園先を見つけ、施設側と直接契約を結ぶことになります。

第3点目としては、国の最低基準が撤廃されます。これまで、子供の命と権利を守るために、国が決めていた保育施設や保育の質の最低基準を撤廃し、自治体任せにします。

例えば、園児1人当たりの床面積も、国基準をなくすと、詰め込みを認める自治体もでき、安全上、問題も出できます。

第4点目は、指定制度の導入で、保育がもうけの対象にされます。

現在は、県の認可制となっている保育園等の経営を、新システムでは、指定制度にかえるため、株式会社等も参入してきます。指定基準を満たせば、すぐに開園でき、もうからず撤退しようとするときは、1ヵ月前の予告で撤退可能となり、子供は年度途中での退園も余儀なくされます。

また、保育園等に給付される補助金も、使途制限をなくすため、株主配当や本社への繰り入れにも使えることになってしまうわけです。

第5点目は、保育料は応能負担から応益負担にされます。現在は、保護者の収入で決められている保育料が、保育園に在園する時間によって決められ、迎えの都合で時間を超過すれば、割増料金を取られることにもなります。

また、入学金や付加的料金、課外活動の実費

などを徴収することも認めるため、親の収入次第で子供の保育内容は決まる傾向となります。

このほかにも、新システムには、子供の権利を守るための対策がされていないために、子供も保護者も、大きな困難が想定されます。

少子化の対策が必要な中で、子供や保護者泣かせの新システムが出てきた背景には、財界が求めてきた保育の産業化路線があります。

これまで、ほとんど公的に行われてきた子供の保育を、民営で安上がりにするとともに、株式会社などによるもうけの対象として動き始めたものであります。

しかし、我が国は今、少子化になっていますが、この傾向を変えるためには、若者が安心して子育てできる環境を整えることが必要であります。

その中の一つが、低収入でも安心して預けることができ、保育料も安い保育施設が求められます。

新システムによるもうけ本位の保育ではなく、児童福祉法第2条や第24条を尊重した現代の保育制度をさらに充実させ、日本の未来を担う子供たちが健やかに育つよう、行政は取り組むべきであります。

この観点からも、この陳情は時節を心得た提案であり、我が宿毛市としても、もろ手を挙げて賛同するべきであります。

私は、皆さんにこの陳情こそ採択すべきものであることを訴え、討論を終わります。

○議長（中平富宏君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「陳情第4号」を採決いたします。本件については、審査報告書のとおり決する

ことに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中平富宏君） 起立多数であります。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

これより、「陳情第7号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「陳情第7号」については、お手元に配付いたしました審査報告書のとおりであります。

本件は、審査報告書のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

これより、「陳情第8号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「陳情第8号」を採決いたします。

本件については、審査報告書のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中平富宏君） 起立多数であります。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

日程第3「委員会調査について」を議題いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議

規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第4、宿毛市立小中学校再編調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

この際、提出者の説明を求めます。

4番、今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 4番、ただいま議題となっております宿毛市立小中学校再編調査特別委員会の設置について、動議の提案を行います。

小中学校の再編問題は、現在、本市に取りまして最大の政治的課題となっているといつても過言ではございません。

そもそもこの問題のスタートは、平成19年11月に、教育委員会から提案されました小中学校再編計画であり、その内容は、沖の島を除く市内の中学校を1校に、小学校を4校に統合するというものがありました。

その後、教育委員会は、当面の統合予定地域であります小筑紫地区、橋上地区の保護者に対し、本計画案の説明会を開催しましたが、他の地域での説明が十分でなかったためか、この再編計画が全市的な議論になったとは言いがたい状況であります。

そのような中、平成21年8月には、本来、統合される予定であった大島小学校を耐震化する方針が唐突に示され、当初計画は事実上修正、最終的には、平成22年5月に、新たな再編計画が提案されることとなりましたが、このことが、これまでの再編計画そのものが、行政側の

御都合主義による住民不在のプランではなかつたのかという疑惑と、不信感を市民に感じさせる結果になってしまいました。

そして、統合宿毛中学校の改築場所が、現松田川小学校用地に建設される計画が明らかになると、街区住民から移転反対の動きが巻き起こり、昨年11月の市長選挙においても、大きな争点となつたことは周知のとおりであります。

その結果、宿毛小中学校を現在地に残すと公約にあげた沖本新市長が当選しましたが、市長の学校建設に関する方針は、その後、再三変化し、今期定例会においても、宿毛小学校改築にかかる設計予算が提案されたものの、その具体的な計画は、いまだ不明確なままでした。

そのため、多くの議員は、このような不透明な状況で、本予算を認めることはできないとの認識で一致し、本予算案は、先ほど減額修正されたところであります。

3. 11以降、保護者の中には、一刻も早い学校改築を求める声が強くなっていることも、十分認識しているところですが、このような状況の中で、性急かつ強引に学校改築を進めることは、次世代を担う子供たちの教育にとって、大きな禍根を残すことになりかねません。

については、本市議会が民意の代弁者としての役割を果たし、政治的な立場を超えて、宿毛小中学校の改築がいかにあらるべきかを、徹底的に議論をし直し、早急に提言をまとめなければならないとの思いから、ここに宿毛市立小中学校再編調査特別委員会設置の動議を提出した次第であります。

議員各位の御賛同をいただきますようお願い申し上げて、提案理由の説明といたします。

○議長（中平富宏君） これにて、提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。
お諮りいたします。
本件については、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。
よって、本件については、8人の委員をもつて構成する宿毛市立小中学校再編調査特別委員会を設置し、これに付託の上、議会が本調査終了を議決するまで、閉会中も継続して調査を行うものとすることに決しました。
ただいま設置されました宿毛市立小中学校再編調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において2番、山上庄一君、3番、山戸 寛君、4番、今城誠司君、8番、浅木 敏君、10番、浦尻和伸君、11番、寺田公一君、12番、宮本有二君、13番、濱田陸紀君、以上8人を指名いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後 1時25分 休憩

午後 1時25分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、宿毛市立小中学校再編調査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、この際、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

○議会事務局長（岩本昌彦君） 議会事務局長、

宿毛市立小中学校再編調査特別委員会の委員長及び副委員長を報告いたします。

委員長、今城誠司君、副委員長、山戸 寛君。
以上です。

○議長（中平富宏君） この際、暫時休憩いたします。

午後 1時27分 休憩

午後 2時29分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、寺田公一君ほか6人から、決議案第1号、沖本市長に対する問責決議が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、決議案第1号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

決議案第1号を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 11番、沖本市長に対する問責決議の提案理由の説明をさせていただきます。

宿毛市においては、平成19年より、新たな宿毛市内小中学校の再編計画を進めており、中でも宿毛小学校と松田川小学校、宿毛中学校と橋上中学校の統合改築計画は、市内中心地にある市内最大の学校であり、その動向には市民の多くが注目をしている。

そんな中、沖本市長は、就任当初は宿毛小中学校を現在地に、小中一貫校として高層階の校舎を建て、一時避難所や復興・復旧の拠点とし

て利用できるようにすると報道機関に発言をし、混乱を招いた。

その後、保護者との意見交換会においても、執行部内部の十分な議論もないままに、宿毛中学校の現在地での耐震補強案を提示し、その理由に、松田川小学校場所の危険性を示すなど、市教委との見解のずれた内容を発言し、市民を混乱させている。

この平成24年度第1回定例会においても、宿毛小学校統合改築工事関係予算について、審議の過程において、その建築構想の説明内容に一貫性がなく、議会に対しての説明責任を果たすという認識を著しく欠いたものであり、何を根拠に予算計上したのか、疑義を感じるものであった。

よって、市長は市政の最高責任者としての自覚と、みずからの責任の所在を明確にし、正常な市政運営を行うよう強く求める。

以上、決議する。

ということで、市長に猛省を求め、提案理由の説明といたします。同僚議員の賛同を求めます。

○議長（中平富宏君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、決議案第1号、沖本市長に対する問責決議を採決いたします。

本案は、原案のとおり決議することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中平富宏君） 起立多数であります。

よって、決議案第1号は原案のとおり決議されました。

お諮りいたします。

ただいま決議案が議決されましたが、その条項、字句、数字、そのほかの整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上で、今期定例会の日程はすべて議了いたしました。

閉会に当たり、市長からあいさつがありますので、発言を許します。

市長。

○市長（沖本年男君） 閉会に当たり、ごあいさつ申し上げます。

去る3月5日に開会しました今期定例会は、本日までの22日間、議員の皆様方におかれましては、連日、熱心に御審議をいただく中、御提案申し上げました61議案のうち、60議案については、原案どおり御決定をいただきました。

また、ただいま議案第13号の平成24年度

宿毛市一般会計予算について、修正議案が可決されました。

これを受けまして、全額減額となりました宿毛小学校統合改築工事地質調査業務委託料、及び宿毛小学校統合改築工事基本実施設計委託料につきましては、再度、内容を十分精査し、子供たちが勉学に専念できるような校舎となるよう、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

問責決議についても、重く受けとめております。

今会期中に一般質問や質疑等を通じてお寄せいただきました貴重な御意見や御提言につきましては、今後、さらに検討いたしながら、市政の執行に反映させてまいりたいと考えております。

平成24年度を迎えるに当たり、市政執行の基本的な考え方につきましては、行政方針の中で申し上げましたが、大変厳しい財政状況が続く中、経常経費の節減、無駄の排除に努めるとともに、一次産業の振興、南海地震対策、子育て支援、少子高齢化対策などについても、引き続き、積極的に推進していかなければならないと考えております。

市民並びに議員の皆様方におかれましては、今後ともより一層の御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、どうか健康に留意をいただき、より一層の御活躍を御祈念申し上げまして、閉会のあいさつといたします。

どうもありがとうございました。

○議長（中平富宏君） 以上で、市長のあいさつは終わりました。

これにて、平成24年第1回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午後 2時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 中平富宏

宿毛市議会副議長 野々下昌文

議員 西郷典生

議員 高倉真弓

平成24年3月23日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

予算決算常任委員長 寺 田 公 一

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第 2 号	平成23年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 3 号	平成23年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 4 号	平成23年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 5 号	平成23年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 6 号	平成23年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 7 号	平成23年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 8 号	平成23年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 9 号	平成23年度幡多西部介護認定審査会特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第10号	平成23年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第11号	平成23年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第12号	平成23年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第13号	平成24年度宿毛市一般会計予算について	修正可決	修正適當

議案第14号	平成24年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第15号	平成24年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第16号	平成24年度宿毛市定期船事業特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第17号	平成24年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第18号	平成24年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第19号	平成24年度宿毛市下水道事業特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第20号	平成24年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第21号	平成24年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第22号	平成24年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第23号	平成24年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第24号	平成24年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第25号	平成24年度宿毛市水道事業会計予算について	原案可決	適 当

平成24年3月19日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

総務文教常任委員長 今 城 誠 司

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第26号	宿毛市英語指導助手の報酬及び費用弁償の支給に関する条例の制定について	原案可決	適 当
議案第28号	宿毛市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第29号	宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第30号	宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第31号	宿毛市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第32号	宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第33号	宿毛市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第34号	宿毛市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第35号	宿毛市税条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第36号	宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第37号	宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第44号	宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当

議案第46号	宿毛市定住自立圏構想推進基金条例を廃止する条例について	原案可決	適 当
議案第47号	宿毛市の消費生活相談等の事務の委託について	原案可決	適 当
議案第48号	宿毛市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について	原案可決	適 当
議案第49号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決	適 当
議案第61号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当

平成24年3月21日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

産業厚生常任委員長 岡 崎 利 久

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第27号	宿毛市水道事業の利益及び資本剰余金処分等に関する条例の制定について	原案可決	適 当
議案第38号	宿毛市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第39号	宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第40号	宿毛市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第41号	宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第42号	宿毛市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第43号	宿毛市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第45号	宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第50号	愛南町立保育所を宿毛市の住民が使用することについて	原案可決	適 当
議案第51号	市道路線の認定について	原案可決	適 当
議案第52号	市道路線の認定について	原案可決	適 当
議案第53号	市道路線の認定について	原案可決	適 当
議案第54号	市道路線の認定について	原案可決	適 当
議案第55号	市道路線の変更について	原案可決	適 当

議案第 5 6 号	市道路線の変更について	原案可決	適 当
議案第 5 7 号	市道路線の変更について	原案可決	適 当
議案第 5 8 号	市道路線の変更について	原案可決	適 当
議案第 5 9 号	市道路線の廃止について	原案可決	適 当
議案第 6 0 号	市道路線の廃止について	原案可決	適 当

平成24年3月21日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

産業厚生常任委員長 岡 崎 利 久

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第 4 号	子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書の提出について	不採択	不適当
第 7 号	小川地区の篠川に架かる栗の木谷への橋の架け替えについて	趣旨採択	趣旨妥当
第 8 号	市道坂ノ下線の改良について	採 択	妥 当

平成24年3月19日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

総務文教常任委員長 今 城 誠 司

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 総合計画の策定状況について
 - (2) 行政機構の状況について
 - (3) 財政の運営状況について
 - (4) 公有財産の管理状況について
 - (5) 市税等の徴収体制について
 - (6) 地域防災計画について
 - (7) 教育問題について

- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成24年3月21日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

産業厚生常任委員長 岡 崎 利 久

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 農林水産業の振興対策状況について
(2) 商工業の活性化対策状況について
(3) 観光産業の振興対策状況について
(4) 市道の管理状況について
(5) 環境、保健衛生の整備状況について
(6) 下水道事業の運営管理状況について
(7) 保育施設の管理状況について
(8) 介護保険制度について

- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成24年3月23日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

議会運営委員長 宮 本 有 二

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 議会の運営に関する事項
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - (3) 議長の諮問に関する事項
 - (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

決議案第1号

沖本市長に対する問責決議について

宿毛市長に対する警告を別紙のとおり決議する。

平成24年3月26日

提出者	宿毛市議会議員	寺 田 公 一
賛成者	宿毛市議会議員	今 城 誠 司
"	"	岡 崎 利 久
"	"	野々下 昌 文
"	"	浦 尻 和 伸
"	"	宮 本 有 二
"	"	西 郷 典 生

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

説明 口頭

宿毛市長に対する問責決議

宿毛市においては、平成19年より新たな小中学校の再編計画を進めており、中でも、宿毛小学校・宿毛中学校の統合改築計画は、市内中心地にある市内最大の学校であり、その動向には市民の多くが注目している。

そんな中、沖本市長は、就任当初は宿毛小中学校を現在地に小中一貫校として高層階の校舎を建て、一時避難所や復興復旧の拠点として利用できるようにすると報道機関に発言し混乱をまねいた。

その後、保護者との意見交換会においても、内部の十分な論議も無いままに、宿毛中学校の現在位置での耐震補強案を提示し、その理由に松田川小学校場所の危険性を示すなど、市教委と見解のずれた内容の発言をし、市民を混乱させている。

この平成24年第1回定例会においても、「宿毛小学校統合改築工事関係予算について」、審議の過程においてその建築構想の説明内容に一貫性がなく、市議会に対しての説明責任を果たすという認識を著しく欠いたものであり、何を根拠に予算計上をしたのか疑義を感じるものであった。

よって市長は、市政の最高責任者としての自覚と、自らの責任の所在を明確にし、正常な市政運営を行うよう強く求める。

以上、決議する。

平成24年3月26日

宿毛市議会

一般質問通告表

平成24年第1回定例会

質問順位	質問議員	質問の要旨
1	7番 松浦英夫君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長） (1) 今後4年間の市政運営について</p> <p>2 中山間地域振興計画について（市長） (1) 今後の取り組みについて (2) 地域公共交通対策について (3) 離島振興策について</p> <p>3 学校再編計画について（市長、教育委員長、教育長）</p>
2	2番 山上庄一君	<p>1 若者の雇用の場の創出について（市長）</p> <p>2 環境管理計画の必要性について（市長）</p> <p>3 農家の所得向上対策について（市長）</p> <p>4 防災対策について（市長）</p> <p>5 都市の将来像から見る消防庁舎位置について（市長）</p> <p>6 保育行政について（市長）</p> <p>7 介護給付費の不正受給の問題について（市長）</p>
3	1番 高倉真弓君	<p>1 産業振興について（市長） (1) 産業祭の開催予定時期と事業内容について (2) 雇用拡大に向けた加工施設整備について</p> <p>2 防災対策について（市長） (1) 避難道、避難場所、避難施設の選定経過について</p> <p>3 宿毛湾干潟の現状について（市長）</p> <p>4 教育行政について（教育長） (1) 教育長の子供への思いと取り組みについて</p>

+

4	8番 浅木 敏君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長）</p> <p>（1）地震と津波の対策について</p> <p>ア 建築物等の耐震対策強化について</p> <p>イ 避難道整備と津波避難タワー建設について</p> <p>ウ 津波時における一時避難場所について</p> <p>エ 津波情報の関係地区民への徹底について</p> <p>（2）国民健康保険について</p> <p>ア 国保税引き上げについて</p> <p>イ 国民健康保険証の全加入者交付について</p> <p>（3）原発と循環型自然エネルギーについて</p> <p>ア 伊方原発事故発生への対策について</p> <p>イ 循環型自然エネルギーの普及について</p> <p>2 教育行政について（市長、教育長）</p> <p>（1）学校再編について</p>
5	4番 今城誠司君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長）</p> <p>（1）横瀬川ダムについて</p> <p>（2）20年・30年後の宿毛市のビジョン策定について</p>
6	6番 野々下昌文君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長）</p> <p>（1）全市での地域懇談会の開催、オープンな市長室について</p> <p>（2）市長と議員との意見・情報の交換会の実施について</p> <p>（3）市職員の採用制度のより透明化について</p> <p>（4）基本政策における学校教育について</p> <p>2 災害に強いまちづくりについて（市長）</p> <p>（1）「津波防災地域づくり法」に対応した具体的な取り組みについて</p> <p>（2）女性の視点を生かした避難所運営の取り組みについて</p> <p>3 第5期介護事業について（市長）</p> <p>（1）第5期介護事業に対する本市の対応について</p>
7	5番 岡崎利久君	<p>1 特定健康審査について（市長）</p> <p>2 中心市街地活性化について（市長）</p>
8	10番 浦尻和伸君	<p>1 市役所職員の仕事に対する姿勢（熱意）について（市長）</p> <p>2 大月町ムクリ山を利用した津波対策について（市長）</p> <p>3 大島総合開発について（市長）</p> <p>（1）大島橋の耐震診断について</p> <p>（2）サンセットビルの利用について</p> <p>（3）大島の桜の公園について</p> <p>（4）市民の健康のための大島一周ジョギングルートについて</p>

+

9	13番 濱田陸紀君	1 市長の給料減額について（市長） 2 宿毛中学校の整備について（教育長） 3 宿毛小学校の建設について（市長） 4 宿毛市スポーツ表彰のあり方について（教育長）
10	11番 寺田公一君	1 市長の政治姿勢について（市長、教育長） (1) 宿毛市の中長期ビジョンについて (2) 学校再編計画について (3) 成人式について (4) エネルギー政策について 2 教育行政について（教育長） (1) 市立小中学校の学力の現状と向上策について (2) 武道教育について
11	12番 宮本有二君	1 市長の政治姿勢について（市長） (1) 新聞紙上の私の訴え、後援会だより、法定ビラ等の主張や選挙時の公約について 2 学校統廃合、耐震改築について（市長） (1) 宿毛小学校の設計予算について (2) 宿毛中学校の移転新築見直し等について 3 本市の重要課題への取り組みについて（市長） (1) 中心市街地活性化について (2) 産業振興計画について (3) 防災対策について (4) 宿毛湾港の利活用促進、横瀬川ダム、市町村合併などについて

+

平成24年第1回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1号	専決処分した事件の承認について	3月26日	承 認
第 2号	平成23年度宿毛市一般会計補正予算について	3月26日	原案可決
第 3号	平成23年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	3月26日	原案可決
第 4号	平成23年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	3月26日	原案可決
第 5号	平成23年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	3月26日	原案可決
第 6号	平成23年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	3月26日	原案可決
第 7号	平成23年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	3月26日	原案可決
第 8号	平成23年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	3月26日	原案可決
第 9号	平成23年度幡多西部介護認定審査会特別会計補正予算について	3月26日	原案可決
第10号	平成23年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	3月26日	原案可決
第11号	平成23年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について	3月26日	原案可決
第12号	平成23年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	3月26日	原案可決
第13号	平成24年度宿毛市一般会計予算について	3月26日	修正可決
第14号	平成24年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について	3月26日	原案可決
第15号	平成24年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について	3月26日	原案可決
第16号	平成24年度宿毛市定期船事業特別会計予算について	3月26日	原案可決
第17号	平成23年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について	3月26日	原案可決

+

第18号	平成24年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について	3月26日	原案可決
第19号	平成24年度宿毛市下水道事業特別会計予算について	3月26日	原案可決
第20号	平成24年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について	3月26日	原案可決
第21号	平成24年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について	3月26日	原案可決
第22号	平成24年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について	3月26日	原案可決
第23号	平成24年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について	3月26日	原案可決
第24号	平成24年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について	3月26日	原案可決
第25号	平成24年度宿毛市水道事業会計予算について	3月26日	原案可決
第26号	宿毛市英語指導助手の報酬及び費用弁償の支給に関する条例の制定について	3月26日	原案可決
第27号	宿毛市水道事業の利益及び資本剰余金処分等に関する条例の制定について	3月26日	原案可決
第28号	宿毛市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	3月26日	原案可決
第29号	宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	3月26日	原案可決
第30号	宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	3月26日	原案可決
第31号	宿毛市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について	3月26日	原案可決
第32号	宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について	3月26日	原案可決
第33号	宿毛市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について	3月26日	原案可決
第34号	宿毛市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	3月26日	原案可決
第35号	宿毛市税条例の一部を改正する条例について	3月26日	原案可決

+

第36号	宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	3月26日	原案可決
第37号	宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について	3月26日	原案可決
第38号	宿毛市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	3月26日	原案可決
第39号	宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について	3月26日	原案可決
第40号	宿毛市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	3月26日	原案可決
第41号	宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について	3月26日	原案可決
第42号	宿毛市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について	3月26日	原案可決
第43号	宿毛市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の一部を改正する条例について	3月26日	原案可決
第44号	宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について	3月26日	原案可決
第45号	宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	3月26日	原案可決
第46号	宿毛市定住自立圏構想推進基金条例を廃止する条例について	3月26日	原案可決
第47号	宿毛市の消費生活相談等の事務の委託について	3月26日	原案可決
第48号	宿毛市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について	3月26日	原案可決
第49号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	3月26日	原案可決
第50号	愛南町立保育所を宿毛市の住民が使用することについて	3月26日	原案可決
第51号	市道路線の認定について	3月26日	原案可決
第52号	市道路線の認定について	3月26日	原案可決
第53号	市道路線の認定について	3月26日	原案可決
第54号	市道路線の認定について	3月26日	原案可決
第55号	市道路線の変更について	3月26日	原案可決

+

第56号	市道路線の変更について	3月26日	原案可決
第57号	市道路線の変更について	3月26日	原案可決
第58号	市道路線の変更について	3月26日	原案可決
第59号	市道路線の廃止について	3月26日	原案可決
第60号	市道路線の廃止について	3月26日	原案可決
第61号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	3月26日	原案可決

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第 4 号	子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書の提出について	3月26日	不採択
第 7 号	小川地区の篠川に架かる栗の木谷への橋の架け替えについて	3月26日	趣旨採択
第 8 号	市道坂ノ下線の改良について	3月26日	採 択